

平成 20 年

第 1 回 十島村議会臨時会会議録

開会 平成 20 年 3 月 7 日（金）

閉会 平成 20 年 3 月 14 日（金）

十 島 村 議 会

平成20年第1回（3月） 十島村議会臨時会

第1号（3月7日）（金）

1.	開 会		1
2.	日 程 報 告		1
3.	日 程 第 1	会議録署名議員の指名	1
4.	日 程 第 2	会期の決定	1
5.	日 程 第 3	会期日程の決定の件	1
6.	日 程 第 4	諸般の報告	2
7.	日 程 第 5	行政報告及び平成20年度予算編成方針	3
8.	日 程 第 6	一般質問	8
9.	日 程 第 7	報告第1号 元浦港改修工事（2工区）の工事請負契約の締結の 専決処分の承認を求めることについて	15
10.	日 程 第 8	報告第2号 元浦港改修工事（2工区）の工事請負変更契約締結 の専決処分の承認を求めることについて	19
11.	日 程 第 9	報告第3号 フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の 変更工事請負契約締結の専決処分の承認を求める ことについて	20
12.	日 程 第 10	議案第23号 東之浜港改修工事請負契約の締結について	23
13.	日 程 第 11	議案第1号 十島村道路線の区域の廃止について	24
14.	日 程 第 12	議案第2号 十島村道路線の区域の変更について	26
15.	日 程 第 13	議案第3号 十島村道路線の区域の認定について	28
16.	日 程 第 14	議案第4号 十島村道路線の区域の認定について	29
17.	日 程 第 15	議案第5号 十島村道路線の区域の認定について	30
18.	日 程 第 16	議案第7号 十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料 条例の一部を改正する条例の制定について	30
19.	日 程 第 17	議案第8号 十島村港湾管理条例の制定について	32
20.	日 程 報 告		34
21.	散 会		34

第2号（3月10日）（月）

1. 開 会		35
2. 日 程 報 告		35
3. 日 程 第 1	議案第6号 十島村特別会計条例の一部を改正する条例の 制定について	35
4. 日 程 第 2	議案第9号 十島村後期高齢者医療に関する条例の制定について	37
5. 日 程 第 3	議案第10号 予算補正について（平成19年度十島村一般会計 補正予算（第4号））	39
6. 日 程 第 4	議案第11号 予算補正について（平成19年度十島村国民健康 保険特別会計補正予算（第3号））	52
7. 日 程 第 5	議案第12号 予算補正について（平成19年度十島村老人保健 医療特別会計補正予算（第2号））	54
8. 日 程 第 6	議案第13号 予算補正について（平成19年度十島村船舶交通 特別会計補正予算（第5号））	56
9. 日 程 第 7	議案第14号 予算補正について（平成19年度十島村介護保険特 別会計補正予算（第3号））	63
10. 日 程 第 8	議案第15号 予算補正について（平成19年度十島村簡易水道特 別会計補正予算（第4号））	65
11. 日 程 報 告		67
12. 散 会		67

第3号（3月11日）（火）

1. 開 会		68
2. 日 程 報 告		68
3. 日 程 第 1	議案第 16 号 予算について（平成 20 年度十島村一般会計予算）.....	68
4. 日 程 報 告		92
5. 散 会		92

第4号（3月12日）（水）

1. 開 会		93
2. 日程報告		93
3. 日程第1	議案第16号 予算について（平成20年度十島村一般会計予算）.....	93
4. 日程報告		121
5. 散 会		121

第5号（3月13日）（木）

1. 開 会		122
2. 日 程 報 告		122
3. 日 程 第 1	議案第 17 号 予算について（平成 20 年度十島村国民健康保険 特別会計予算）	 122
4. 日 程 第 2	議案第 18 号 予算について（平成 20 年度十島村老人保健医療 特別会計予算）	 127
5. 日 程 第 3	議案第 20 号 予算について（平成 20 年度十島村介護保険特別 会計予算）	 128
6. 日 程 第 4	議案第 22 号 予算について（平成 20 年度十島村後期高齢者医療 特別会計予算）	 131
7. 追 加 日 程 第1	議案第 24 号 予算補正について（平成 19 年度十島村一般会計補 正予算（第 5 号））	 134
8. 日 程 報 告		135
9. 散 会		135

第6号（3月14日）（金）

1. 開 会		136
2. 日 程 報 告		136
3. 日 程 第 1	議案第 19 号 予算について（平成 20 年度十島村船舶特別会計 予算）	 136
4. 日 程 第 2	議案第 21 号 予算について（平成 20 年度十島村簡易水道特別 会計予算）	 143
5. 日 程 第 3	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	 149
6. 日 程 第 4	十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙について	 150
7. 日 程 第 5	閉会中の議会運営委員会の継続調査について	 151
8. 閉 会 宣 言		151

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
3	5	水			
3	6	木	入		
3	7	金	出	本会議	<議会運営委員会>
3	8	土		(休会)	
3	9	日	入	(休会)	
3	10	月	出	本会議	
3	11	火		本会議	
3	12	水	入	本会議	
3	13	木		本会議	
3	14	金	出	本会議	
3	15	土			
3	16	日	入		

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
3月7日	金	第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 会期日程の決定 第 4 諸般の報告 第 5 行政報告及び平成20年予算編成方針 第 6 一般質問（永田和彦議員→村長） 第 7 報告 第 1号 専決処分：元浦港改修工事(2工区)の契約締結 第 8 報告 第 2号 専決処分：元浦港改修工事(2工区)の変更契約 第 9 報告 第 3号 専決処分：フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の変更契約締結 第10 議案 第23号 契約締結：東之浜港改修工事請負契約の締結 第11 議案 第 1号 道路認定：十島村道路線の区域の廃止（宝島東部落4号線） 第12 議案 第 2号 道路認定：十島村道路線の区域の変更（宝島西部落1号線） 第13 議案 第 3号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（平島大浦展望台線） 第14 議案 第 4号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島前籠西村線） 第15 議案 第 5号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島中原線） 第16 議案 第 7号 条例改正：十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部改正 第17 議案 第 8号 条例改正：十島村港湾管理条例の制定	1
3月8日	土	(休会)	
3月9日	日	(休会)	

月日	曜	件 名	日程
3月10日	月	第 1 議案 第 6号 条例改正：十島村特別会計条例の一部改正 第 2 議案 第 9号 条例改正：十島村後期高齢者医療に関する条例の制定 第 3 議案 第10号 予算補正（一般会計 補正第4号） 第 4 議案 第11号 予算補正（国保特会 補正第3号） 第 5 議案 第12号 予算補正（老人特会 補正第2号） 第 6 議案 第13号 予算補正（船舶特会 補正第5号） 第 7 議案 第14号 予算補正（介護特会 補正第3号） 第 8 議案 第15号 予算補正（簡水特会 補正第4号） ※ 15：00～ 教育委員会（教育長・久保教育総務課長） ＜全員協議会＞ 選挙管理委員・補充員の指名推薦の件	2
3月11日	火	第 1 議案 第16号 平成20年度当初予算（一般会計） ＜ 総務課 ＞ ＜ 住民課 ＞	3
3月12日	水	第 1 議案 第16号 平成20年度当初予算（一般会計） ＜ 経済課 ＞ ＜ 教育委員会 ＞ 総括質疑 採決	4
3月13日	木	第 1 議案 第17号 平成20年度当初予算（国保特会） 第 2 議案 第18号 平成20年度当初予算（老人特会） 第 3 議案 第20号 平成20年度当初予算（介護特会） 第 4 議案 第22号 平成20年度当初予算（後期高齢者特会） 追加1 議案 第24号 予算補正（一般会計 補正第5号）	5
3月14日	金	第 1 議案 第19号 平成20年度当初予算（船舶特会） 第 2 議案 第21号 平成20年度当初予算（簡水特会） 第 3 諮問 第 1号 人権擁護委員候補者の推薦 第 4 選挙 選挙管理委員並びに同補充員の選挙 第 5 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件 ※ 15：30～ 入札（副村長・久保教育総務課長）	6

(議決結果)

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事(2工区)）の工事請負契約の締結）	H20. 03. 07	承認	承認 第 1号
報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事(2工区)）の工事請負変更契約の締結）	H20. 03. 07	承認	承認 第 2号
報告第 3号	専決処分の承認を求めることについて（フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の変更工事請負契約の締結）	H20. 03. 07	承認	承認 第 3号
議案第23号	東之浜港改修工事請負契約の締結について	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 1号
議案第 1号	十島村道路線の区域の廃止について（宝島東部落4号線）	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 2号
議案第 2号	十島村道路線の区域の変更について（宝島西部落1号線）	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 3号
議案第 3号	十島村道路線の区域の認定について（平島大浦展望台線）	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 4号
議案第 4号	十島村道路線の区域の認定について（宝島前籠西村線）	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 5号
議案第 5号	十島村道路線の区域の認定について（宝島中原線）	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 6号
議案第 7号	十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 7号
議案第 8号	十島村港湾管理条例の制定について	H20. 03. 07	原案可決	議決 第 8号
議案第 6号	十島村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	H20. 03. 10	原案可決	議決 第 9号
議案第 9号	十島村後期高齢者医療に関する条例の制定について	H20. 03. 10	原案可決	議決 第10号
議案第 10号	予算補正について （平成19年度十島村一般会計補正予算 第4号）	H20. 03. 10	原案可決	議決 第11号
議案第 11号	予算補正について （平成19年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第3号）	H20. 03. 10	原案可決	議決 第12号
議案第 12号	予算補正について （平成19年度十島村老人保健医療特別会計補正予算 第2号）	H20. 03. 10	原案可決	議決 第13号
議案第 13号	予算補正について （平成19年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第5号）	H20. 03. 10	原案可決	議決 第14号
議案第 14号	予算補正について （平成19年度十島村介護保険特別会計補正予算 第3号）	H20. 03. 10	原案可決	議決 第15号

(議決結果)

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第 15号	予算補正について (平成19年度十島村簡易水道特別会計補正予算 第4号)	H20. 03. 10	原案可決	議決 第16号
議案第 16号	予算について (平成20年度十島村一般会計予算)	H20. 03. 12	原案可決	議決 第17号
議案第 17号	予算について (平成20年度十島村国民健康保険特別会計予算)	H20. 03. 13	原案可決	議決 第18号
議案第 18号	予算について (平成20年度十島村老人保健医療特別会計予算)	H20. 03. 13	原案可決	議決 第19号
議案第 20号	予算について (平成20年度十島村介護保険特別会計予算)	H20. 03. 13	原案可決	議決 第20号
議案第 22号	予算について (平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計予算)	H20. 03. 13	原案可決	議決 第21号
議案第 24号	予算補正について (平成19年度十島村一般会計補正予算 第5号)	H20. 03. 13	原案可決	議決 第22号
議案第 19号	予算について (平成20年度十島村船舶交通特別会計予算)	H20. 03. 14	原案可決	議決 第23号
議案第 21号	予算について (平成20年度十島村簡易水道特別会計予算)	H20. 03. 14	原案可決	議決 第24号
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	H20. 03. 14	答申	(異議なし答申)
選挙	十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙について	H20. 03. 14	選挙	(指名推薦)
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	H20. 03. 14	決定	

平成20年3月7日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	永	田	和	彦	君
2 番	前	田	功	一	君
3 番	平	泉	二	太	君
4 番	里			毅	君
5 番	有	川	和	則	君
7 番	日	高		通	君
8 番	用	澤	満	男	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一 郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	池	田	清 助 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一 郎 君
経済課航路対策室長			沖	中	猛	則 君 (日程第9、報告第3号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	福	澤	章	二	君
-------------	---	---	---	---	---

平成20年3月10日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	永	田	和	彦	君
2 番	前	田	功	一	君
3 番	平	泉	二	太	君
4 番	里			毅	君
5 番	有	川	和	則	君
7 番	日	高		通	君
8 番	用	澤	満	男	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎 君
教	育	長	齊	脇		司	君 (日程第6途中以降欠席)
総	務	課	長	肥	後	政	司 君
住	民	課	長	池	田	清	助 君
経	済	課	長	松	下	賢	次 君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一	郎 君 (日程第6途中以降欠席)
経済課航路対策室長			沖	中	猛	則	君 (日程第6、議案第13号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	福	澤	章	二	君
-------------	---	---	---	---	---

平成20年3月11日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	永	田	和	彦	君
2 番	前	田	功	一	君
3 番	平	泉	二	太	君
4 番	里			毅	君
5 番	有	川	和	則	君
7 番	日	高		通	君
8 番	用	澤	満	男	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君		
副	村	長	福	満	征	一	郎	君
教	育	長	齊	脇		司	君	
総	務	課	長	肥	後	政	司	君
住	民	課	長	池	田	清	助	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一	郎	君
住民課村民室主幹			肥	後	勇	喜	君	(日程第1、住民課関係のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	福	澤	章	二	君
--------	---	---	---	---	---

平成20年3月12日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	永	田	和	彦	君
2 番	前	田	功	一	君
3 番	平	泉	二	太	君
4 番	里			毅	君
5 番	有	川	和	則	君
7 番	日	高		通	君
8 番	用	澤	満	男	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎 君
教	育	長	齊	脇		司	君
総	務	課	長	肥	後	政	司 君
住	民	課	長	池	田	清	助 君
経	済	課	長	松	下	賢	次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源	一 郎 君
経済課地域整備室長				松	田	清	徳 君 (日程第1、経済課関係のみ)
経済課地域振興室長				鳥	越		哲 君 (日程第1、経済課関係のみ)
経済課地域振興室主査				東		純	也 君 (日程第1、経済課関係のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	福	澤	章	二	君
議会事務局書記	日	高	尚	子	君

平成20年3月13日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	永	田	和	彦	君
2 番	前	田	功	一	君
3 番	平	泉	二	太	君
4 番	里			毅	君
5 番	有	川	和	則	君
7 番	日	高		通	君
8 番	用	澤	満	男	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎 君
教	育	長	齊	脇		司	君 (日程第4以降欠席)
総	務	課	長	肥	後	政	司 君
住	民	課	長	池	田	清	助 君
経	済	課	長	松	下	賢	次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源	一 郎 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	福	澤	章	二	君
議会事務局書記	日	高	尚	子	君

平成20年3月14日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	永	田	和	彦	君
2 番	前	田	功	一	君
3 番	平	泉	二	太	君
4 番	里			毅	君
5 番	有	川	和	則	君
7 番	日	高		通	君
8 番	用	澤	満	男	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	池	田	清 助 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源 一 郎 君
経済課航路対策室長				沖	中	猛 則 君 (日程第1、議案第19号のみ)
経済課航路対策室主幹				安	藤	巧 君 (日程第1、議案第19号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	福	澤	章	二	君
議会事務局書記	日	高	尚	子	君

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 議事日程（第1号）

平成20年3月7日（金） 午前・午後 1 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
		【議会運営委員会】		
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		会期日程の決定		
第 4		諸般の報告		
第 5		行政報告及び平成20年度予算編成方針		
第 6		一般質問（永田和彦議員→村長）		
第 7	報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事(2工区)）の工事請負契約の締結）		
第 8	報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事(2工区)）の工事請負変更契約の締結）		
第 9	報告第 3号	専決処分の承認を求めることについて（フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の変更工事請負契約の締結）		
第10	議案第23号	東之浜港改修工事請負契約の締結について		
第11	議案第 1号	十島村道路線の区域の廃止について（宝島東部落4号線）		
第12	議案第 2号	十島村道路線の区域の変更について（宝島西部落1号線）		
第13	議案第 3号	十島村道路線の区域の認定について（平島大浦展望台線）		
第14	議案第 4号	十島村道路線の区域の認定について（宝島前籠西村線）		
第15	議案第 5号	十島村道路線の区域の認定について（宝島中原線）		
第16	議案第 7号	十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について		
第17	議案第 8号	十島村港湾管理条例の制定について		

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 議事日程（第2号）

平成20年3月10日（月） 午前・午後 10 時 00 分開議

[illegible]

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 議事日程（第3号）

平成20年3月11日（火） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 議事日程（第4号）

平成20年3月12日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

[illegible]

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 議事日程（第5号）

平成20年3月13日（木） 午前・午後 10 時 00 分開議

[illegible]

平成20年第1回（3月）十島村議会臨時会 議事日程（第6号）

平成20年3月14日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成 20 年第 1 回（3 月）十島村議会臨時会

3 月 7 日（金）

△開会宣言

○議長（用澤満男君）

皆様こんにちは。

只今から、平成 20 年第 1 回（3 月）十島村議会臨時会を開会します。

△開議宣告

○議長（用澤満男君）

これから、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりと致します。

△会議録署名議員の指名

○議長（用澤満男君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を致します。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、3 番・平泉ニ太君及び 4 番・里毅君を指名致します。

△会期の決定

○議長（用澤満男君）

日程第 2、会期決定の件を議題に致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から 3 月 14 日までの 8 日間に決定致しました。

△会期日程の決定

○議長（用澤満男君）

日程第3、会期日程決定の件を議題にします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。よって、そのように決定致しました。

△諸般の報告

○議長（用澤満男君）

日程第4、「諸般の報告」を行います。

はじめに、会議・研修会関係について報告致します。

1月30日、自治会館におきまして、鹿児島県町村議会議長会主催、財団法人 鹿児島県市町村振興協会の後援により「町村議会議員研修会」が開催されております。内容は地方財政制度審議会委員 木村陽子氏により「どうなる地方財政」と題しました講演、また熊本大学文学部総合人間学科教授の徳野貞雄氏により「人口減少時代の農山村のゆくえ」と題しました講演でありました。

2月19日、「鹿児島県町村議会議長会第59回定期総会」が開催されております。自治功労者表彰の後、議事に移り8案件が審議されております。主なものは、副会長、理事及び監事の補充選任報告、19年度決算の承認、20年度事業計画案及び予算案でありましたが、特段の異議もなく全て原案のとおり可決・決定しております。

また、町村財政問題に関連する決議及び「道路財源確保のための緊急決議」を全会一致で行なっております。

最後に役員改選を行なっておりますが、会長に、さつま町の濱田議長、副会長に南大隅町の大村議長・与論町の町田議長、理事に湧水町の橋口議長・屋久島町の寺田議長、監事に長島町の浜上議長・錦江町の迫議長を選任しております。

次に、県町村議会議長会から「行財政諸資料（第1号）」の送付を受けております。この資料につきましては、先日事務局から議員各位に送付させたところであります。20年度当初予算審議の折大変参考になるものと思われましますので十分ご活用ください。

次に、県離島振興町村議会議長会から2月7日に開催されました「第26回全国離島振興市町村議会議長会定期総会」の関係書類の送付を受けております。

以上、申し上げました1月30日の議員研修会の講演要旨、2月19日の県議長会定期総会の資料、2月7日の全国会の資料などは議員控室に備えてありますのでご一読願います。

最後に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、昨年12月定例会以後に実施されました12月、1月、2月の例月出納検査結果、並びに2月19日から23日にかけて実施されました定期監査の結果についての報告がありました。これらの内容につきましては配布致しておりますので、お目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告・平成 20 年度予算編成方針

○議長（用澤満男君）

日程第 5、行政報告及び平成 20 年度予算編成方針を行います。

村長から、行政報告及び平成 20 年度予算編成方針についての申し出がありました。

これを許します。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成 20 年第 1 回村議会臨時会における行政報告及び平成 20 年度予算編成方針についてご説明申し上げます。

平成 20 年の第 1 回村議会臨時会の開会にあたりまして、当面する村政の諸問題の推移等について、まずご報告を申し上げますと共に、平成 20 年度予算の編成方針についてご説明申し上げます。

まず、当面する村政の諸問題の推移等についてでございますが、職員の新規採用並びに人事異動等についてでございます。

昨年 12 月議会でも報告しましたとおり、昨年 4 月から欠員状況にあった分の補充と昨年 12 月末で退職した職員の補充のために 2 名の職員を本年 1 月 1 日付けで採用し、総務課に配属しております。それに合わせまして総務課、経済課、住民課、出納室の職員を一部異動しております。

また、畜産担当職員が 1 月末日をもって退職したことから、急遽、採用試験を実施し、既に採用内定を行い本年 4 月 1 日付けで採用する予定であります。

次に、中之島支所の名称変更の件でございます。行政改革大綱に基づきまして、平成 18 年 12 月定例議会において、支所出張所の見直しを行い、「中之島支所」を「中之島出張所」に名称変更することは既にご承知のとおりで、本年 4 月 1 日から施行することになっております。

業務内容はこれまでと何等変わりませんが、広報誌等を通じて名称変更の周知を徹底することとしております。

次に、プロパンガスのマイコンメーター設置の件についてでございます。昨年 6 月、東京都内で起きた温泉施設でのガス爆発事故を受け、鹿児島県から「十島村におけるプロパンガス供給並びに保安の改善」についての通知がありました。

プロパンガスは安全対策上、マイコンメーターを設置しなければならないことになっております。このマイコンメーターは、ガス配管とガス機器との間に設置されガス漏れ警報、連続時間オーバー遮断、感震遮断、圧力低下遮断等の安全機能を備えるとともにガスの流量を正確に計るものです。本村でのプロパンガス供給の実態は、十島村漁業協同組合とロ之島の個人商店の 2 店で取扱っております。この 2 店と鹿児島県消防保安課、県プロパンガス協会、プロパンガス卸売業者並びに本村を交え、保安業務の実態、問題点、今後の方針等を昨年 12 月下旬に協議をした結果、方向としては、取扱店である十島村漁業協同組合とロ之島の個人商店において、配管工事並びにマイコンメーター設置を今年の秋頃までに終える。

また、各島に保安員を配置するうえでの同業務員研修については、鹿児島県並びに同プロパン協会が別途検討することになっております。

ただ、これらの改善対策を行う上では、多額の設備費用の発生が予想されます。取扱店が負担するのか、あるいは住民が負担するのかの問題が今後でありますが、安全対策は一刻の猶予も許されないことから早急の改善が求められるところでございます。

次に、FOMA ハイスピードエリアの早期整備に係る要望書提出の件についてであります。本村の携帯電話利用は、株式会社 N T T ドコモ九州がサービスを提供していることはご承知のとおりでございます。N T T ドコモは、FOMA ハイスピードという高速データ通信サービスを開始し、更に昨年 10 月からは定額データプランも併せて開始しております。このシステムは、通信の高速化、料金の定額化により携帯電話利用が従来よりも快適なものとなり、更にはパソコンでも接続可能となります。ブロードバンド未整備地区の本村としては、携帯電話利用でのハイスピードエリアが拡大されれば、高速情報通信環境が先導的な役割として実現するものと思われま

先に提出したところでございます。

次に、地域整備に関する件でございます。平成17年に被災した東之浜港の復旧工事は、事故繰越事業として進めておりますが、12月にケーソン据付けが終わり3月末の工期内には完成いたします。この影響で東之浜港の接岸が可能になるのは当初計画の平成22年より1、2年遅れるものと見込まれます。12月補正で計上いたしました各島の道路整備工事は、それぞれ発注を終えまして年度内に完成する予定であります。

地籍調査につきましては、本年度予定いたしました中之島の高尾、徳之尾地区の現地調査は終了しております。

それから、簡易水道事業の諏訪之瀬島淡水化電気透析設置工事につきましては、昨年12月に契約を終え、3月下旬には完了いたします。

また、現在、水道料金を免除している温泉施設の水道料金のあり方について、十島村簡易水道事業運営審議会に審議をお願いしているところでございます。

次に、地域振興に関する件でございます。昨年7月から今年2月の子牛のせり市におきまして、事務処理のミスから登記牛が一般牛として出場する誤りがありました。畜産農家にとりましては丹精込めて育てた子牛が、期待した予想を下回る価格で取引されたことになり、あってはならないことが起きてしまい大変申し訳なく思っております。

今後、このようなことのないよう調査・検討を進めておりますが、当面の対策といたしまして、登録業務や畜産組合に関する事務は、専門員を配置しまして間違いのないよう努める所存であります。

また、一般牛を早期に淘汰するため受精卵移植事業を積極的に推進し畜産の振興を図ってまいります。

農政関係につきましては、長い間、本村の営農指導員を勤められました濱田先生が体調不良により昨年の12月で退職されました。濱田先生には、ビワ、サンセベリア、など十島村の気候に合った特産品開発を始め、各農家の自給作物指導に大変貢献して頂きました。この場をお借りしまして感謝申し上げる次第でございます。当面は、後任の指導員は置かず、県の農政普及組織、村、NP0、住民が協働して特産品作りや島興しを推進するシステムを構築し、農業の振興を図っていきたくと考えております。

皆既日蝕対策につきましては、皆既日食まで残り1年半となることから、1月19日、26日に各島において住民説明会を開催いたしました。内容としましては、受け入れ方針についてご説明申し上げるとともに住民の皆さんからの要望等をお聞きしたところでございます。

今後は、庁内の対策会議に住民代表も交えた実行委員会を早急に立ち上げ、諸問題の解決に努めてまいります。

中之島の住宅資金貸付の訴訟事件についてご報告申し上げます。平成19年12月27日に被告人と和解が成立いたしました。和解内容は、土地、建物、建物内にある什器一式を十島村に譲渡するものであります。今後は嘱託登記を進めていくことになります。

1月26日に起きました「ななしま2」の故障につきましては、宝島一周駅伝大会を楽しみにしておられた小宝島、宝島の住民の方々に大変ご迷惑をおかけいたしました。当日の「ななしま2」の運航予定は、小宝島から宝島へ畜産関係者と宝島一周駅伝大会関係者の送迎でありました。午前11時、中之島を出航し、午後1時10分頃悪石島沖で右舷主機潤滑油低下の警報が鳴り停船、検査した結果、潤滑油の中に燃料油が混入しており、修理をしないと通常運航は出来いと判断し、最悪の場合、鹿児島での修理を考慮し中之島港に引き返す事としました。午後5時10分、中之島に入港しまして再点検した結果、右舷6番シリンダーの燃料パイプが折損していたほか、ロッカーアームシャフト及び同取り付けボルト1本ずつが折損し、この折損したボルトが燃料パイプに接触してパイプが折損し、燃料油漏れを起こしたことが判明いたしました。同船は、入渠検査後の初航海でしたので、検査をした櫻島造船から、折損部品等の調達を行い、1月29日現地にて復旧作業を終えております。今後は、故障の原因を調査するとともに、事故の未然防止と安全航海により一層努めてまいります。

なお、「ななしま2」の船籍港の移転の件につきましては、昨年6月、あるいは9月議会並びに村政座談会で中之島から宝島に試験的に移転したい旨を申し上げておりましたが、再度、村政座談会等の場において住民に説明した上で方向を決定したいと思います。

従いまして、当分の間、「ななしま2」は宝島漁港を船籍暫定港として運用していきます。

次に、「フェリーとしま」の運航状況についてでございます。12月から1月にかけては比較的穏やかな天候に恵まれまして計画どおりの運航することができましたけれども、2月に入り冬型気圧配置等により出港の延期など運航ダイヤの一部が乱れ定期船利用の皆様にはご不便をおかけしました。

「フェリーとしま」入渠工事につきましては、当初計画どおり平成20年2月11日より2月24日までの14日間、鹿児島ドック鉄工株式会社において検査工事等を施工しました。

今回の入渠工事として、船底部の塗膜に凹凸があったことから、船底塗料全般を剥がすサンドブラスト工事を施工しました。この工事を施工したことにより船体抵抗が少なくなり、燃料消費量の削減が図られるものと思われまます。

また、今回の検査において、「フェリーとしま」の航行区域を近海区域から沿海区域に変更しております。

なお、入渠工事請負契約を平成19年12月17日に締結していたため、入渠以前及び入渠以降に追加工事が発生したことから、専決処分により変更契約を締結し施工しております。

平成20年度の「フェリーとしま」の基本的な運航につきましては、宝島便を月曜日に名瀬便を金曜日に鹿児島を出港させることとしています。また、4月から9月までの間は夏季ダイヤで10月から3月までの間は冬季ダイヤで運航することとしています。

なお、離島航路補助に関する最近の動向でございますが、日本の離島航路は、現在、人口減少や原油高などにより経営状況が非常に悪化しており、国及び自治体には財政上の制約があることから、現制度の問題点や限界点を整理し、補助制度自体のあり方について検討会が開催されております。

議論の方向としては、全ての離島航路補助事業者に一律補助を行うのではなく、経営改善に取り組む意欲のある事業者には補助を見直すなどの検討も進められていると聞いております。

従って、今後も航路運営については、経営改善を推進していくとともに関係各省にも補助制度維持について強く働きかけていくことが必要と考えております。

次に、ゴミ問題についてでございます。平成19年度より、鹿児島県特定離島ふるさとおこし推進事業（環境保全対策）の支援を受けて、ゴミの減量化、リサイクル、分別収集の推進に取り組んでおりますが、去る1月17日、18日に各島自治会から推薦していただいた指導員15名全員を対象にゴミ分別収集に関する研修会を開催いたしました。

初日は、先進地である始良町の分別収集、リサイクル活動の現状について視察いたしました。現地では自治会長・指導員から説明を受けた後、始良町リサイクルセンターでリサイクルの現状を視察していただきました。

2日目は各島のゴミ出しの現状やゴミの減量化はなぜ必要なのかについて協議をしていただきました。

その結果、本村の指導員の皆さんからは「今までの島のゴミの出し方は全く時代にそぐわないものであり、始良町のような分別を目指すのは当たり前だ。島民がもっと危機感を持つべきだ。」等の意見が出され、同時に役場への意見としては「ゴミの受け入れ先を早急に決定して、分別に必要な器材の購入をすべきだ。また、役場が足踏みをしていたら絶対に前進しない。役場がしっかりリードすれば住民は必ずついてくる。」等の熱い意見が出されました。

早速、予算の組み換えを行い3月中に受け入れ先と協議を行い機材の購入を行うように準備をしております。また、3月19日、20日には各島の指導員、現在分別収集に当たっている担当者、支所・出張員合同の研修会を再度開催し、4月から新しい分別収集、リサイクル活動を進めて参ります。

次に、「十島村の保健・医療・福祉のあり方に関する研究会」についてでございます。財団法人 地域社会振興財団の支援を受けて、保健・医療・福祉のありかたに関する研究会を設置しておりますが、2月末で8回の研究会を開催しております。十島村は外海離島の自治体として多くのハンデを抱えており、保健・医療・福祉にかかる必要最低限の水準さえ十分に維持できない現状にあります。

こうした現状を検証し、国や県に頼る前に「村で何ができるか」あるいは「国や県に何を要請するか」を把握すべく福祉の専門家・医師・村関係者で議論を重ねているところでございます。

2月29日に開催した、「十島村健康づくり審議会」および食生活改善推進委員・運動普及推進委員・とからいきいき教室運営委員・健康づくり審議会委員合同研修会についてでございます。

まず、「十島村健康づくり審議会」は健康増進法の規定を受けて昨年10月制定した「十島村健康づくり審議会条例」に基づき開催したもので、村民の健康づくりを総合的、効果的に増進する為「健康増進計画」策定について1回目の審議をしていただきました。

また、食生活改善推進委員・運動普及推進委員・とからいきいき教室運営委員・健康づくり審議会合同研修会につきましては、各島から28名が参加されました。内容といたしましては、県民健康プラザ健康増進センターにおいて転倒予防サーキットストレッチの実技指導を受け午後からは、鹿屋市串良町の柳谷^{やなぎだに}公民館長 豊重 哲郎氏に『行政に頼り過ぎない「むら」おこし実践』と題して講演をしていただきました。参加された皆さんには研修の成果を島に持ち帰ってそれぞれ実践していただけるものと期待をしているところでございます。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。1月14日（月）成人の日に、本村出身の新成人を対象に「十島村新成人を祝う会」を開催いたしました。本年度は対象者14名中、7名の新成人が出席し、例年になく出席率のなかで新成人の誓いが述べられ意義のある成人式となりました。

また、本年度当初から建設を進めておりました諏訪之瀬島分校体育館の落成式を1月19日、住民や関係者出席のもとに開催いたしました。

以上、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告を申し上げます。

続きまして、平成20年度予算の編成方針についてご説明申し上げます。国は、平成20年度予算の編成基本方針をこれまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととしております。

予算配分に当たっては、「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中するとともに、民間活力の活用による効率化、公共サービスの合理化・効率化に絞り込むなど「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に則り編成されております。

その結果、国の平成20年度一般会計予算の規模は、対前年度比1,525億円、0.2%増の83兆613億円となっております。

平成20年度の地方財政については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

このため、国の取組みと歩調を合わせて、地方歳出を見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による人件費の抑制や地方単独事業の抑制を通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税総額及び地方一般財源総額を確保することを基本に所要の措置が講じられることとされております。

平成20年度地方財政計画の規模は、83兆3,900億円程度で対前年度比2,600億円、0.3%の増となっております。また地方交付税については、15兆4,100億円程度で前年度比0.3%の増となっており、都市と地方の税収偏在の是正対策とする「地方再生対策費」が新たに創設され4,000億円を普通交付税において財源措置されているところです。

また、昨年創設された地方の活性化を目的とした「頑張る地方応援プログラム」は、本年度も特別交付税において、2,200億円が財源措置されております。

鹿児島県の予算編成については、平成17年に策定した「県政刷新大綱」にも基づき、3年間で財源不足を158億円削減縮小したものの、前年度当初予算の段階で293億円の財源不足が生じており、これまでどおり非常事態とする危機的財政状況を踏まえ、歳出削減を徹底し、財源に見合った予算編成を行うものとしております。

その結果、一般会計の予算は、7年連続となる減額予算の編成となり、対前年度比2.5%減の7,722億4,800万円となっております。

このように県予算の厳しい中において、本村など離島地域の振興に要する事業「特定離島ふるさと興し水深事業」が、前年度と同額の9億円が確保されていることは喜ばしいことと評価するところでございます。

本村の財政状況については、村税等の自主財源に乏しいことから、自主財源を示す財政力指数は、0.07 と県下でも下位から 2 位に位置する慢性的な財源不足であることはいうまでもございません。そのような中、追打ちを懸けるように近年の三位一体改革等による地方交付税の大幅な減少が影響し、退職者の不補充による人件費の削減、各種事務事業並びに各種補助制度の見直しなど様々な歳出改革に積極的に取り組んでおりますが地方交付税の減少額には追いつけず、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は上昇傾向にあり 91.6%となっているところです。

特に公債費の割合を示す実質公債費比率は、26.5%と地方債発行の同意基準である 18%を大きく上回り一般単独事業債等の制限を受けているところです。この比率が 35%を超えると港湾整備事業の国庫補助金の補助裏財源分である一般公共事業債が制限を受けることになり、事業の休止縮小が迫られることになります。

また、国は、自治体財政健全化法において、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率に一定の数値判断基準を設け、早期健全化と財政再生の二段階で自治体の財政チェックを行うものとしております。

本村の場合、実質公債費比率が早期健全化基準を超えていることから、これを改善するために平成 19 年度から 3 年間かけて公債費の繰上償還並びに借換え手続きなどについて、現在、財務省並びに総務省と協議しているところでございます。

平成 20 年度の予算編成については、本年 5 月に村長選挙を控えていることから骨格予算で編成しております。

ただ、基本的な考え方として、村財政は危機的状況が継続しており、国や県と歩調を合わせ、村を取り巻く現状を客観的に分析しながら、歳入歳出全般にわたり徹底した抑制見直しを図るとともに「住民の生活視点」を基本に住民との対話を重視し、情報の公開と住民協働の推進を図り、住民に信頼される身近な行政を目指すこととしております。

基本的事項として

- ① 政策的経費及び新規事業は計上せず、継続事業並びに緊急性のある事業に限り計上すること。
- ② 特定離島ふるさとおこし事業については、前年度からの継続事業で予算執行時期が年度始めより開始されるものは計上すること。

また、2009 年皆既日食に係わるものについては施工期間の関係から当初予算に計上すること。

- ③ 類似事業、関連事業については、関係課で協議調整を行い事業費の削減及び効率化を図ること。

- ④ 国県補助の廃止縮減事業については、村費への振替えは基本的に行わないものとする。
- ⑤ 公共の設備、備品等については、その利用実態を把握したうえで、その必要性、妥当性等を見極め指定管理者の導入、譲渡等十分な検討を行うこと。

- ⑥ 特別会計については、独立採算の原則を念頭にアウトソーシングを検討するとともに支出の抑制と計画的な収入の確保により、暗に一般会計からの繰入金に頼らないこと。

等を掲げたところです。

その結果、平成 20 年度の一般会計当初予算案は、骨格予算であるにもかかわらず前年度比 6.4%、177,351 千円増の 2,894,131 千円となりました。これは、2009 年皆既日食という大イベントを 1 年後に控え、これに対する集落内の環境等整備事業として 174,861 千円を特定離島ふるさとおこし事業で計上していることが、前年度より増額となった要因であります。

その他にも年度初めから事業着手する特定離島事業を本予算で見込んだことが影響したところでございます。

これらの経費を除くと対前年度 2.2%、58,903 千円の減額予算となるものです。

特別会計については、

国民健康保険特別会計	87,212 千円（前年度比 7.7%、7,299 千円減）
老人保健医療特別会計	16,201 千円（前年度比 87.7%、115,013 千円減）
船舶交通特別会計	885,913 千円（前年度比 11.1%、88,722 千円増）
介護保険特別会計	
（事業勘定）	68,722 千円（前年度比 22.2%、12,550 千円増）
（サービス勘定）	1,389 千円（前年度比 22.3%、253 千円増）
簡易水道特別会計	37,198 千円（前年度比 5.4%、2,122 千円減）

また、20 年度から新たに設置される 75 歳以上の医療費を対象とした特別会計である後期高齢者医療特別会計は 7,770 千円 となっております。
各予算の詳細につきましては、予算審議の際に説明することといたします。

以上、行政報告および平成 20 年度予算の編成方針についてご説明申し上げましたが、本議会に提案しております議案は、専決処分の承認を求めるもの 3 件、村道の区域の変更等に関するもの 5 件、条例の制定に関するもの 4 件、予算に関するもの 13 件、工事請負契約に関するもの 1 件、人権擁護委員に関するもの 1 件となっております。

それぞれの議案等の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げますが、いずれも重要な議案でございますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げて行政報告を、20 年度の予算説明を終わりたいと思います。

尚、私事で恐縮でございますけれども、私は村長に就任して 2 期 8 年の歳月を過ごしておりますが、次の村長選挙において住民のご指示を得ることが出来れば 3 度目の挑戦をしたいというふうに思っております。やりかけた仕事もまだ残っておりますので住民の皆様のご指示を得て 3 期目に挑戦をしたい、そのように思っております。宜しく願いを申し上げまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(用澤満男君)

これで「行政報告及び平成 20 年度予算編成方針」は、終わりました。
只今から休憩いたします。
2 時 10 分にお集まり下さい。

休憩

○議長(用澤満男君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第 6 一般質問

○議長(用澤満男君)

日程第 6、一般質問を行います。

一般質問の第 1 回目の質問は、登壇して行なってください。第 2 回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行なってください。また、質問の持ち時間は 1 人当局答弁を含めず 45 分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可致しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

○議長(用澤満男君)

1 番、永田和彦君。

○1 番(永田和彦君)

今回一般質問をするにあたりまして、先程の村長の行政報告の中でも触れられておりましたが、いまだかつてない畜産行政における混乱を目の当たりにする中、地域住民の方と話をする中で抱えている住民の皆様の不安等を耳にし、この事についてどうしても質問をしなければならないと、そういうふうに思いましたので、今回一般質問させていただきます。

村長、貴方には今現在の畜産行政における混乱がどの様に見えるのでしょうか。本村においては畜産業が、誰もが認める基幹産業であることは言うまでもない事実です。この重要な産業の現場において、これまでにない危機的状況の中、各畜産農家の皆様がどれだけの不安で混乱し

ているか分かっておられますでしょうか。農家の皆様と話をする中で、必ずおっしゃられることは、「今の経済課はどうなってるのよ。本当に畜産は大丈夫なのか。」ということをよく耳にします。この問題は、昨年3月に担当職員の家庭の事情による退職により、それまで二人で分担して行っていた業務を一人で行わざるを得なくなった事で、業務過多となり様々なミスに繋がってしまったものと私は考えています。これは、決して職員一人の責任ではないと私は考えておりますが、どの様に考えておられるか伺いたい。

昨年3月議会の折、職員不祥事を受けて行った決議の中でも、職員同士の横の連携や仕事のしやすい環境の形成についても触れております。また、私自身昨年9月議会の折には、村長、貴方に対して「より強いリーダーシップを発揮し、職員に発破をかけながら頑張っていただきたい。」とエールを送ったつもりでいました。しかしながら、結果としてそれらが報われなかった事実で失望しております。畜産の現場においては、この異常事態のなか1月・2月と2度の子牛競り市に出荷をしています。1月セリは経済課長・職員と来ておりましたが、2月セリ時は誰一人としてセリ当日に現場に足を運んだ職員はいませんでした。幸いにも、人身にも出荷牛にも何の事故も異常もなく無事競り市を終える事は出来ました。しかし、過去においては本村農家の方を実際に病院まで搬送しなければならない事態があったのも事実です。その様な現場で、誰が最終的な責任を取るのでしょうか。マンパワーが間違いなく不足している事は百も承知の上で、この様なことまで質問をしなければならない事自体、問題ではないのでしょうか。本村においても人件費の削減に努めている関係上、定年退職者の補充は行わない、という経緯も承知しています。しかし、中途退職者が出た場合には適切な補充を行ってこなければならなかったはずですが、今現在もそうですが、人材不足に対応するために臨時職員で対応できる部分とそうでない部分があることは、私などがこの場で申し述べなくても承知のことと思います。結果論で話をしても仕方のない事かも知れませんが、あえて伺いたい。行政運営における職員定数の管理、採用計画に問題は無かったのでしょうか。職員定数並びに、今後の採用計画について伺いたい。また、先程の行政報告の中でも職員の採用については触れられておりましたが、その他、今後定数不足が発生するとするなら、どの様な形で採用を計画しておられるのか説明を求めます。これは村長部局、併せて船舶の「フェリーとしま」の乗組員の関係についても説明を求めます。また、本年1月末をもって退職された職員の方が退職にまで至らなければならなかった理由について、執行部として調査等が行われたのでしょうか。調査反省が行われたうえで、今後の人事等が行われなければ最悪の場合同じ事の繰り返しを引き起こされるだけではないのでしょうか。その点についても村長の考えを伺いたい。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

永田議員の質問に対してお答えを申し上げます。

質問の用紙が、質問事項として職員定数の管理及び人事に関する事について、そして質問の要旨とあって、1番から3番まで職員の定数の管理について、それから人事についての基本的な考え方について、3つ目に組織改革、課の再編を行い1年が経過しようとしているが現状をどのように評価しているか。この3つで私は質問の答弁を作っておりまして、今申し上げられた指摘の事につきましては再三そうした場ではお詫びをしてきたつもりでございますけれども、ご指摘のようにお詫びで済むものではないと、そのように思っております。昨年の1月に宝島で牧野改良の事故があって、それ以来職員が辞めた、それが一番大きな要因であろうかと思っておりますが、その辞めた時点でもうちょっと畜産担当の職員を増やせばそれで良かったのかということになりますけれども、そこは結果論でちょっと定かではありませんけれども、概念上考えれば確かに二人でしておったやつが一人でして来たこと、それはやはり大きな負担であっただろうと、そこは考えます。そういうようなことがありまして、8月から臨時で獣医師の資格をもっているけれども島には行けないが役場での事務的な仕事なら出来ると、そういうことで12月まで働いてもらいましたが、その中でも1月辞めた後の引継ぎが満足になされたのかよくわかりません。そういうようなことでその臨時の人にどのような手立てで手伝いをしてもらえばいいのか、そういう要領もあまり良くわかってなかったんじゃないでしょうか。そのように思うことです。自分なりには仕事は出来る訳ですけども、人にやはり教えるということとはなかなか難しい一面があ

ったのかと、そういうふうに思っておりますけども、これにつきましては、これから今まであったようなことがあっては決して済まされない問題である訳で、心機一転畜産担当につきましては検討に検討を重ねてしっかりした仕事が出来るようにして行かなければいけない、そのように思っております。それから、最後の12月に辞めた職員の、何故辞めたのかというご質問ですけれども、これは一身上の都合ということで聞いておりますが、どうしても辞めなければいけない事情があるというふうに私は報告を受けております。家庭のことですので具体的なことを申し上げる訳には行きませんが、そうしたようなことで、本来ならもう少し頑張れということで引き止めるべきであったのかもしれませんが、どうしても12月で辞めたいんだと、そういうことでしたので、そうせざるを得なかったということでもあります。それから、これはまだ質問の要旨で後ほど質問される訳ですね。一応、これで第一回目の回答を終わりたいと思います。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

私がこの通告書を出している訳ですけれども、確かに私の書き方自体も悪いのかもしれないんですけれども、今質問している部分については基本的な村長の考え方を私は聞きたい訳であって、答えられないような形の質問をしているつもりはないんですが、例えば今最後触れられた部分については、私は昨年12月に定年退職された方がおられたのは知っているのですが、その方のことを聞いた訳ではなくて1月末で辞めた彼が辞めざるを得なかった理由ですよ。確かに彼自身の退職の理由についても恐らく一身上の都合とか、そういうことになっているだろうと思うんですが、実際問題私自身が見ていて、やはり仕事に潰されたという表現が彼に対して失礼なのかもしれないんですけど、そういったふうに見えてしまう部分も見ていてある訳ですよ。そういった部分をやはり今後も先程の行政報告の中でも4月1日付けで担当職員を1名採用の予定ということなんですが、仮に今の組織の中でそういう形で新規採用をしても、どういった点が問題だったのかという部分をやはり洗い出しをした上で、やはり周りもフォローしてあげないことには、そのまま新規採用職員に「はい採用したからあんた頑張るね。」と言っても同じ事の繰り返しになるんじゃないのかなと、私はそこを心配しているんですよ。せっかく採用する訳ですから一生懸命頑張って頂きたい、そんなふうに思ってます。そういった部分で、やはり何が本当に問題だったのか、そこら辺を精査していただいた上で、退職した本人はもうおりませんが、そこら辺を執行部としてちゃんとした形で引き継いでやるような形をしてやらないと、何もわからない者にそのまま仕事だけ与えてもどうなんだろうというふうに思います。そういった点で、この点についてどうだったのかということを伺ったつもりです。そこら辺の調査等について、具体的な形でのそういう部分がなされたのかどうなのか、その点について答弁を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

本人から辞めたいというようなことがありました。私としては、再三引き止め、策をしようということでやりましたが、本人が、これはストレスだとは思いますが重い皮膚病を患っております。そういうような関係で、本人がどうしても辞めさせて下さいと、そういった意向でございました。調査は十分にしましたつもりです。そういうことで、ご指摘のように確かに「はい仕事を与えるからやりなさい」それだけでは本当に済まないはずですよ。初めて仕事に携わるものがフォローも無くって、それが出来るはずが無い。しかし、彼はもう何年もいて、1月に辞めた職員の後を引き継いだ訳ですから、そこらは全部は出来なかったかもしれませんが、ある程度の仕事は出来たはずだと、そういうふうに思っております。能力的なものもあるのかもしれませんが、ただ辞めた時点で事務引き継ぎもなかなか上手く出来ないという状況でしたので、相当なプレッシャーがかかっていたのかなと、そういうふうには思っております。辞めたのが、仕事を遅延してから辞めるということだけではなくて量的なものがあったということとはご理解いただきたいと思います。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

私も彼の量的な部分も見て知っています。先程、村長も触れられているんですが、ストレスが原因だという部分は私も聞きました。しかし、それだけの過度のストレスを感じるくらいまで追いつめられていたという事実があったからこそ、それだけのものになって出たんだと思うんですよ。そういった部分がちゃんと整理をされていなければ何の問題解決にも繋がらないと思うんですよ。そういった部分をちゃんと出来たんですか、ということを私は聞いたつもりです。それで、その実際組織として彼本人と話をする中でも、例えば仕事なんぞを他の人に、結局辞める段階になってから、周りからも何で早く言わなかったのよ、ということは何回も言われましたという話の中で、ただと言えればこういうことにはなっていないよなというのが本当だと思うんですよ。だから、そういった意味で組織的な部分も含めて、やはり先程、村長も結果論というふうな話はされましたけど、やはり二人体制のものを一人になった段階で、やはりそのバックアップ態勢というものをちゃんとしておかなかったからこういう形になっている。ましては今後のことも含めてどういった形で4月以降臨んで行かれようとしているのか、そこも併せて伺いたい。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

私としては連絡・報告・相談、この3つを掲げて、特に初任者が多い訳です。出来るだけそれを守って欲しい、島に行った時だけの報告じゃなくて一般的なものも報告して下さい。連絡もして下さい。相談もしてください。それが、行政の私は連携の道だと、そのように思っております。一方的に、私共だけがその仕事を知らなかった、だから何もそこにフォローが無かったというだけではやはりいけないことであろうと、やはり職員としてそれだけのことはきちんとやってもらわないと、わからないものをわかったフリイをしてやってもらったのではとんでもないことになる訳ですから、そうしたところ辺りを徹底して私は指導してきたつもりであります。今後の対策についても、そうしたことで指導をしっかりして行きたいと思いますが、経済課の今後の畜産関係については、今のところは臨時職員を獣医の方をお願いしております。従って4月1日から、臨時で今4月1日から採用するものを臨時で仕事をさせておりますが、少しずつでも4月までにはまわって来るんじゃないかと、そういった中で課長が水道の関係を担当しておりましたから、それは土木に返して、課長自らが畜産にもっと興味を持って畜産の仕事もやるべきだということで、そういう指導をしております。色々噂も出ておりますが、一応村長責任のあることですので、その後に処理が出来れば良いのかなと、そういうふうにも考えておりますが、とりあえず課長が中心になって引っ張って行きなさい、ということで指導しております。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

経済課長と二人体制でやっていくということですので、今現在これだけ混乱しているのが事実ですよ、これを出来るだけ早くまず整理して収集した形で、まず畜産農家に不安を抱かせることのないような形で対応をして頂きたいと、そのように考えております。先程、1回目の質問の中で触れた部分なんですが、例えば船舶の方については、例えば定数管理、採用計画についてはどのように考えておられるか伺いたい。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

せっかく資料を作ってきておりますので申し上げます。まず、職員の定数の管理、および人事に関することについてでございますけれども、本村の職員定数につきましては条例上で66名となっております。しかし、近年の村の財政を取り巻く環境につきましては予想を超える厳しい状況となっております。人件費の抑制対策となる職員数の削減は避けて通れないものとなっております。平成16年度策定の第三次行政改革大綱並びに、平成17年度策定の第三次定員適正化管理計画、更には平成17年総務省からの要請による集中改革プランを元に職員数の増減をはかっているところでございます。現在、平成20年の4月時点の職員数は59名であります。内訳は、村長部局が57名、うち1名は県からの派遣職員ですが、教育委員会部局に2名をおいております。昨年4月、組織見直しの際に個々の職員の業務量配分の均等化も併せて行っております。その結果、本庁勤務の一般職を25名、それから医療職2名、診療所勤務7名、定期船の勤務22

名、高速船勤務1名、中之島支所勤務を1名とする配置計画で取り組んでおります。この配置計画の本庁並びに診療所勤務の職員数は今後維持することになりますが、その他の職域はアウトソーシング等も一応考えられることから、職員数の配置計画は更に検討されることになろうかと思っております。現在の配置計画をもとに、今後の見通しについて平成20年度末に定年退職として、一般職が1名、船舶職1名が予定されております。また、船舶乗組員から今月末日での普通退職申し込みが1件入っております。一般職員の定年退職者につきましては、本年4月に前倒しして採用が決定しておりますので、その補充は行わないことにしております。それから、船舶職の2名の補充につきましては20年度中に採用試験を実施し補充することとしております。21年度は船舶職員で定年退職者1名が発生をします。この職員の現在の職の部署が技術職ではございませんので、その補充については今のところ未定としております。22年度になりますと一般職で2名が定年退職を迎えますので、その補充は行う予定にしております。

それから、人事についての基本的な考え方についてであります。人事は組織全体の動向を左右する大事なものでありますだけに、また職員個々の処遇等を決定することなど、常に改善改革が求められるものであります。その人事業務につきましては定数・任用・分限・懲戒・服務・研修・給与制度など多種に渡ります。まず、定数管理につきましては先程申し上げたとおり、行財政の状況を踏まえて住民のニーズに対応可能な定数管理、任用につきましては競争試験を基本、人事異動についても職員の能力と専門分野の活用、職員のマンネリ化による能率低下の防止、異動による組織の機能向上、分限・懲戒・服務については地方公務員法並びに村規定に基づく対処、研修については研修計画に基づく、給与については人事院勧告に基づき村給与規定を遵守する等を基本として人事管理を行っております。ただ、人事異動につきましては、職員数に限りがございますので専門職配置の制限等から十分な異動が叶わない場合もございます。

それから、組織改革、課の再編を行って1年が経過しようとしておりますので、その現状をどのように評価しているのかということですが、三位一体改革等の影響で財政が逼迫する中で、先程も申し上げましたように人件費の抑制対策とする職員の退職不補充、地方分権に伴う事務量の増大、及び市町村合併等で現行の組織体制では不十分であることから事務事業・事務分掌を精査して村の実情に応じた組織再編を行うものとした事が、ご承知のとおりでございます。組織再編のメリットと効果としてあげてみますと、課の組織がコンパクト化されることにより縦横の連携が強化され業務の効率化と組織の機動性が向上する。また、職員の業務量配分の適量化が計られる。それから人件費の削減効果に繋がる等がございます。一方、デメリットとしましては個人職員が新組織への対応に時間がかかる。それから担当課の課長の負担が増大する、住民に戸惑いが出る等のことが懸念されております。一年を経過しようとする中において、職の目的は概ね達成されつつあると思っております。特に、人件費の削減効果につきましては、平成18年4月時61名の職員数が、本年4月時に58名、21年4月時に57名となりまして18年度からの3年間の職員数の削減額は23,500千円を超えるものとなっております。村の財政に与える財政効果は大きなものがございます。また、事務分掌のバランスもある程度解消されていると判断をしております。ただ、先程も申し上げておりますように経済課の地域振興産業係において、昨年まで畜産の専門職として長年担当していた職員が昨年度末に急遽退職し、不慣れな後任職員が同職の内容を十分に把握出来ていない中での引継ぎがなされた事もあって事務処理の遅延を起こし住民に多大な迷惑をかけていることは承知しているところでございまして、今後は心機一転組織の改革を図って軌道に乗せて農家の皆様に心配を掛けないというふうにして参りたいと思っております。今回の組織機構の見直しにつきましては、村始まって以来の大規模であり、職員にも住民にも戸惑いがあると思います。しかし、本村の現状において、市町村合併というのはなかなか難しいものがあります。本村の財政状況は、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。今回、この改革を軌道に乗せて、早くその態勢を確立していきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご指導を宜しく願います。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

人事関係と組織改革についての評価について、質問の関係はこちらで準備がもう少しあったんですが、先に村長に答弁だけ頂いた訳ですけども、それも踏まえた上で再度質問します。先程村長も触れられましたが、例えばこの人事異動に関してですね、例えばマンネリ化防止であ

ったり、人の入れ替わりでの活性化であつたりだとか、そういった部分を狙いにするというのはわかります。そういった部分で、実際、去年の4月付けの異動だつたと思つてんですが、経済課の方から会計の方に異動された職員の方が、また今年の1月1日付けで経済課の方にもどつています。そういった事をみる時に、この異動が何だつたのかなというふうに私は疑問に思うところがあります。先程、村長の説明の中にもあつたとおり、私自身も異動することでその職員自体がまた活性化されて良い方向で、良い仕事出来るような、環境が変わることでそういった方向でいけるのかなというふうに思つて私も見ていた部分があつたんですが、12月いっぱい職員がまた経済課の方が1名退職が出て、その補充という部分もあつた事実もわかるんですが、そこら辺に長期的なものを見た時に、果たしてこういった形で的人事というものが、本当に職員も含めて、それから役場組織の中においてもどうなんだろうというふうに疑問を感じずにはいられないんですが、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

あまり個人的なことについては言えませんが、ご指摘のとおりなんです。ですが、本当、皆様ご承知のとおり、わずかな職員の中で、この中で一人動かすということになるとそれなりの人数を要します。女性の職員もおりますし、島からビワが送ってきたり、トラノオが送ってきたり、たまには牛の搬入に加勢しなければいけない。そういうような中で女性職員の役割、そういうような苦悩もございます。マンネリ化といいます、マンネリ化せざるを得ない場合もある訳ですけども、色んな人事をする上ではありまして、確かに会計に今行ったものが又後戻りする、これは本当に可哀想な人事だと私もつくづく思っておりますけれども、私自身が申し訳ないけれどもというふうに本人には話しましたが、そうせざるを得なかった理由というものもある訳ですので、そこらはひとつ小さい職場での人事異動ということで大変苦慮していることは事実ですので、ご理解を頂きたいと思ひます。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

基本的に、本村の財政事情の中で人件費の抑制、削減というのが大きな目標であるのは承知しています。ただ、この中で現在、実際、平成18年から21年までの3年間で職員数を4名減らす、財政的にも23,500千円程度の抑制が見込まれるということなんですが、ただ、こういう形で抑制、抑制という中で、果たして役場組織自体の運営というものに支障を来さないのかなというふうに、やはり気になるんですね。確かに人件費削減もしなければならぬということもわかります。だけど、例えば職員のそれぞれの業務の分担の割合というか、そういった部分で村長の説明の中では割と均等化が図られたということだつたんですが、実際見ていて夜遅くまで残つて時間外で勤務されている職員の方、それから土日の休日、祝日出てきて仕事をしておられる方、見ているとだいたい決まった人がそういう形で仕事をされているのを見ていて、本当にこれで均等化がなされていると言えるのかなというふうに思ひます。そういった中で、人件費の関係と職員定数の関係と、もう一回本当にこれでいいのかということを考えないといけないんじゃないのかなというふうに思ひますが、これはすぐすぐに答えが出る問題じゃないというのはわかつております。しかし、本当にその部分を考えていただかないと、最終的にどこにそのツケがまわるか、住民に最終的に組織がうまくまわっていかなければ、そのツケは住民にまわって行きますよね、そういった部分で今後の課題として考えていただきたい、そのように思ひます。それと、最後の組織改革についてもご答弁いただいておりますけれども、この人事のことも含めて縦横の連携ということで村長の方の答弁、説明の中ではうまく行っているように思うということでしたが、私は必ずしもそうではないんじゃないかなと思ひしております。なかなか、課全体一致団結して役場組織、皆一緒になって何か一つの事を成し遂げようという気概というか、肌で感じるものを最近あまり感じないような気がするんですが、そういった意味で、やはり本当の意味で強いリーダーシップを発揮できる、これは村長もそうなんですが各課長、それから各室長含めて強い本当の意味でのリーダーシップ、指導力を発揮して頂かないと上手く機能しないんじゃないかと思ひます。そういった意味で、村長の場合はまた住民の審判を受ける訳ですが、それ以外課長の皆様については又、組織が変わればどうなるかわからないんでしょうけど、そういった部分も

踏まえてより強いものを発揮していただきたい、そのように思います。最後に、敢えて村長に質問しますが、この人事のことも含めて、村長のこの2期8年の間に、定年退職を除く職員の中途退職というものが、私が把握している限りで11名おられると思います。この中途退職については、各人のそれぞれの自己都合があったというのはわかっているつもりですが、しかしながら私が記憶する限り、歴代十島村政の中で、一村長の在任期間中にこれだけの職員が中途退職をされたという事実があったのかなと、そんなふう思うところです。そういった意味で、果たして村長も先程立候補の表明をされましたが、果たして私自身思うところは、十島村という行政組織のトップとして本当にリーダーシップを発揮していけるんだろかというふうに疑問に思うところでもあります。そういった意味で、再度そういったことも踏まえて村長の気持ちを再度お聞かせいただければと思います。以上です。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

職員の削減をすれば人件費が浮く、それだけでいいのかと第1点はそこだと思うんですが、確かに考えようによっては色々解釈出来ると思います。しかし、これだけ逼迫してきた中で我々も努力をしないとイケません。ただ国から交付税が来るのを待っているだけでは、これはとてもじゃないけどやりきれない。そういうような考え方、また、こうした三位一体の改革の中で、職員定数計画、こういうものも国から求められてきております。したがって、それに沿ってこういう計画を立てておりますということも報告をしなくていけない。何もしませんでしたはすまない。色々な制約があったりしております。口で言う分には何でも言えますが、そうした努力の中身も知って頂きたいと思っております。問題は、ですから採用する時のやはり能力主義でないといけない。能力ある職員でないと本当に仕事はやっていけない。そういうようなものが最近是非常に出てきております。特に、インターネット関係を扱うようになってからは、そういったものが非常に大きなウェイトをなしていることがいえると思いますが、削減、削減ということだけではなくて、ご指摘にもありましたように、たまにはそれをひも解いて考えて、そしてやはり適正な人事に替える、それも必要なことだと思っております。ですから、そうしたから必ずそれを守らなければいけないと、国からの制約の以外のことであればこれは可能であると、そのように思っております。そういうことで、例えば臨機応変な措置をする場合もあるかも知れませんが、そういったことも必要かも知れません。また、仕事の関係によってはそうしたこともしなければいけないかなと思っております。それから、超過勤務の関係ですけれども、これも個人差がありますのであまり言いたくはございませんが、出来るだけ勤務はその時、時間内に処理をして済ますのが基本であろうと思っております。私共も、職員時代やはりそうしたことで明日、明後日、国庫の申請をしなくてはいけない、忙しい場合はそれはやっていいと思いますけれども、マンネリ化的に毎日残業するということのもちょっとおかしいんじゃないかと、そんなふう思っておりますが、これらについてもやはり色々な場で指導しております。そういうことで、確かに職員には仕事の負担が増えてきているかも知れませんが、もっと能力的な仕事の処理もしてもらいたいかなと、そのように思っております。それから、中途退職者の問題ですが、かつて私も半世紀役場におりました、その中でかつてこういったことはありませんでした。中途退職者が続けて辞めるということは、これは、先程も触れましたけれども、やはり能力的なものも僕はあったんだと思います。それから、やはり、どうしてもこれよりも自分で自由になった方がいいと、そういう解釈をした人もいたのでしょう。色々あったと思いますが、個人の意志で辞めておりますので、私がとやかく、私のリーダーシップが悪かったから辞めたんだとか、そういうことは私は思っておりません。そういうようなことで、致し方のない事情があったんだと、そういうふうに解釈して頂ければいいかなと思っております。それから、最後にリーダーシップの関係ですけれども、これも本当に重要なことでありまして、課の中での組織のリーダーシップ、全体のリーダーシップ、これがなければ組織は満足に進むことが出来ません。しかも、我々こうした環境の中で住民と職員が離れているところでは尚更、そうしたことが大きなものになって繋がっていく、私はそういうふうに思っております。ですから、毎週月曜日の職員朝礼には、ただその週の報告だけでなく、もっと議論もしてもらいたい、そういうふうにして臨んでおりますけれども、立っておいてのやり方はなかなか出来ませんが、出来ればもっと時間を割いてそうした半日がかりぐらいでも議論をするぐらいの協議等は必要なことだと思います。それが、職員から問題が提起されない

無駄なことでありますから、そうしたやはり切磋琢磨をする努力は必要だと思います。しかも、課長級になりますと、本当にリーダーシップを発揮してもらわないと課の統一、統括はできません。また、課長がそれぞれの課の状況も全部は難しいと思いますけれども、ある程度は知るくらいの課長でないといけないうと、そのように思っております。私は、そのような意味で先程も申し上げましたように、やり残したのもございます。皆様がお前、リーダーシップとってないじゃないかと言われれば、それでおしまいかも知れませんが、それは、村民の皆様が見ていることでございます。評価は自分でするのではなくて他人がするものであると、そういうふうに思っておりますが、一生懸命頑張ってみたいなと、そのように思っております。終わります。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

先程の人件費の関係で、最後にひと言なんですが、例えば、うちのラスパイレス指数ですか、ああいったものを見た時に、他の市町村と比べてもかなり数値的にも高いところにうちの場合にはあるように思います。そういった部分も踏まえながら、そこら辺も含めた形で人件費の抑制と職員の定数の関係と、ちゃんと、ちゃんとという表現は変かもしれませんが、その職員の皆様とも一緒にやはりそこら辺も勉強していかないといけない時期に来ていると思います。今後も、そういったものも大きな課題として十島村全体でそういったものに対応して頂きたいと、そのように思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（用澤満男君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

只今から 10 分間休憩いたします。

3 時 1 5 分にお集まりください。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第 7 報告第 1 号 元浦港改修工事(2 工区)の工事請負契約の締結の専決処分の承認を
求めることについての件

○議長（用澤満男君）

日程第 7、報告第 1 号、元浦港改修工事(2 工区)の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 1 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、元浦港改修工事(2 工区)の工事請負契約を専決処分しております。そのことについてのご承認を求めるものであります。まず、専決の理由と致しましては、本港につきましてはブロック制作工事であるために、制作作業場、これをヤードと呼んでおりますが、これの確保が必要でございましてヤード管理者である国、県に使用調整が必要であるために、不足の期間を用意しております。このために期限内完成

の見通しが困難となったために議会の召集するに至らなかったということで、それぞれの法に従って専決処分をしたものでございます。内容につきまして、お手元に資料を差し上げておりますが、根固方塊 88.87 t 型を 14 個制作しまして海上運搬、仮置きをします。それから、被覆異形ブロック 25.98 t 型を 54 個制作、転置を致します。詳細につきましては、資料をご覧になって頂きたいと思います。工事請負契約額につきましては、65,625 千円であります。工期につきましては、68 日間を予定致しております。契約の相手方は、吉留建設産業株式会社、吉留由美子でございます。簡単ですけども、説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。

経済課長、松下賢次君。

○議長（松下賢次君）

お配りしました資料の説明をさせていただきます。資料 1 が報告 1 でございます。それから、資料 2 が報告 2、資料 3 が報告 3、資料 4 が議案 1 号～5 号まででございます。資料 5 が議案 23 号でございます。

○議長（用澤満男君）

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

経済課長、この提案理由の中で制作工事をする為のヤードの確保は出来なかった。その事は、しいては完成の見通しが困難だったということでありますけれども、国・県に使用許可をお願いする訳ですけども、その不足というのは要するにどういう理由が、まあ使えなかったということですが、使えなかった理由というのは何であったのか、その理由を説明願いたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ブロックを制作する場合は、どうしてもクレーンが必要なものですから、1 回クレーンで型枠等とか、そういうのを持ち上げてはズしたり致しております。通常ならこのヤードそのものというものは結構空いているんですけど、今、鹿児島港の谷山 2 工区というところがあるんですが、県の方が人工島の埋め建て用の土砂が、通常私なんかを使うところのヤードの方に埋め戻しをする為に山高く野積みされてます。そういう関係で、どうしても場所が少なくなってきて早々と入札すれば良かったんですけど、そのヤードを使用する場所がどうしても空かなくて、この時期まで待ってやっとヤードが空いたということで工事発注した次第です。それから、入札執行調書の方のところの入札執行結果表に元浦港改修工事、工事場所は平島となっておりますが、これは諏訪之瀬島の訂正をお願いします。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

入札制度のあり方については、かねがねから申し上げてきている訳なんですけれども、未だに指名競争入札のなかでやっている訳ですけども、これらについても何といいますかね、請負業者の技術面というものを最大限に考慮した中で、こういう制度を行って来ている訳ですけども、やはり調書等をみても非常にどの案件もそうです。60,000 千円、設計額 65,000 千円程度になりまして、その差額 500 千円程度で、ものの見事にこの整理がされているというのは、明らかな我々が不信を抱く、証拠たるものは有りませんけれども、やはり、あまりにも綺麗な数字が並ぶなど、いつ何どきの工事入札を見ても、殆んど第 1・第 2 を見ても 60,000 千円、70,000 千円の工事をしても 500 千円程度、億の工事をしても 1,000 千円程度というものしか出てこないですね。非常に、そういうものを見る中でやはり競争入札というものも、ある工事の中で私は検討してやるべき時に来ているのかなと、そのことがしいては誤解を解消するということに繋がるんだろうと思う訳ですけども、その制度そのものについての考え方というものは、特に副村長の方が指名委員長になっているんじゃないですかね。そこら辺りで指名委員会等の考え方とは、どういうふうに整理をされている

のか、また今後の方針として、このまま指名競争入札を永遠と村としては続けていこうとしているのか、そこら辺りを明らかにさせてもらいたいと思います。

○議長（用澤満男君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

まず入札の結果につきましては、私共、厳正に入札を執行しておりますし、それから指名業者に対して証書の閲覧等については、指定業者がお互いにわからないような配慮もした上で指名業者に通知をしております。そういった中での結果であろうと思っております、この点については私共がとやかく言う立場でないということであろうと思います。それから、指名競争入札につきましては、今、全体の流れの中では一般競争入札が今全部進められている段階であります。ただ、その一般競争入札を執行するためには大変な事務量とか技術的な形式とか、そういったものが必要になってくるというところで、県の方の指導も頂きながら、いずれ近いうちにその実施に踏み切らなくてはいけないということまで来ている訳でありまして、いつまでもこの状態を続けていく訳ではありません。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

先程説明の中で、このヤード確保の関係で谷山 2 区ということで説明があったんですが、このヤードについては、この谷山 2 区でなければならないんですか。その点はどうなんでしょうか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

議員のご質問なさってるのが、どっか大島でもいいんじゃないとか、そういうことですか。鹿児島の場合は谷山 2 工区、これは凄いいい地域なんですけど、そこで制作するような場所、そこしかといいますか、鹿児島市内ではそこが一番広いものですから、やっぱり制作した後に今度は船に積み込まないといけないものですから、そういう船が接岸できるようなそういう施設があると谷山 2 工区が適しますから、殆んどの離島、三島、屋久島町もそうですが、その谷山 2 工区の方を利用しています。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

説明はわかったんですが、落札された他業者もやはり谷山 2 工区で、どこの業者もブロック制作工事をされるんですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

うちも、特記仕様書で既にうたって、ここでしなくてはならないとうたってあります。また、谷山 2 工区でしなさいというふうに県の指導も受けております。

○議長（用澤満男君）

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

私も、前課長に対してもですね、このような趣旨の質問をした経緯がある訳ですけど、要するにケーソンとか大きな類の工事であれば、その用地の問題等があってもなかなか難しい面もあるだろうということで、こういうような異形ブロック等についてはやはり村内での施行をした場合について、どの程度人件費がかかって、また原材料いわゆる粗骨材等については割高に海上輸送というのは出てくる訳ですけども、当然、また海上輸送という部分もある訳ですよ、鹿児島で制作した場合。そこら辺りの試算というのをやる必要があるんじゃないかと、仮に地元で十数個の制作を行った場合にそれ相当の人件費というものが地元にも落ちる部分だってある訳ですよ。そこら辺りの考え方というのを県の鹿児島土木は自分達の設計管理をする中では、鹿児島市内にあった方が便利なんだろうからそこで出来るだけやって下さいと指導するでしょう。しかし、我が村にとってはやはり、そういう色んな雇用問題等を含めれば、あるいは発注時期、公共

事業が不足する中で、殆んど港湾工事では地元には殆んど落ちないというのが今の現実ですから、そういう少なからずとも、こういう場所を要しないようなブロック制作であるとか、というようなものを私は何らかの考え方を村としても試算をしながら、何処に意味があるのか、また地元でやった方が得策なのか検討に値するだろうと思う訳ですけど、この調査をするにしても担当者としても色んな事務的な時間等あることはあると十分承知しておりますけれども、我々がこうして港湾整備をしていく上では何らかの対策を講じる必要があると思う訳ですけども、その点について伺いしたいと思います。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ケーソンその他の異形ブロック、根固方塊、そういうものを島で作った方がもちろん雇用にもなりますし、そういうのももちろん考えて経済課としても積算しております。積算して見比べて安価な方を取っている訳ですが、何個くらいまでなったらとんとんであるという計算も全てしてあります。そういうことで、まず一番の問題はヤードです。1、2個作る程度なら島でも良いんですけれども、やはり事業費そのものが大きいですから何十個単位になってしまいます。そういう養生期間30日くらい置かなくてははいけません。それから、また型枠を抜いて、ある程度の時間をおいてから据付けなくてははいけない。一番の問題はヤードです。多く作った場合です。1、2個なら島でも十分作れます。量は全然違うものですから、そういう積算も勿論、鹿児島土木の方も村としても積算資料としてそれは作っております。

○議長（用澤満男君）

日高通君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書きの規定によって特に発言を許します。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

そういう積算をした経緯があるということでありますから、今すぐとは言いませんので出来るだけそういうものがあれば議会の方にも提示をして、尚且つ、我々としても住民の要請の上でこの発言をしている訳ですから、住民にもそのことの理解を求めなくていけない問題がある訳です。そういう意味で是非提示をして頂きたい。それから、もう1つは制作をされた、そうしますと島の方にまわってくる訳ですけども、この考え方というのが非常に島の限られた港をそういう制作ブロックが占領してしまうと、工事区間だからやむを得ないと、あるいはまた仮置きだということで、これはいかがなものかと思う訳です。やはり、我々としてもこれは海上、海中での仮置きをするのは過去にはあった訳ですけども、そういうものが陸上でどんどん積み上げられて行く、あるいは本当にそこに入ることも制約を受ける、そういう現実もある訳ですから、そこら辺り、経済課として何も不思議さを感じてないのか、ちょっとそこら辺をきかせてもらいたいと思います。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回の元浦の改修工事の根固の方は、現地の方に行って先端部に根固は一応仮置きします。もう1つのブロックの方につきましては、これは鹿児島で一時的ヤードの方に置いておくという形でございます。島に持って行って海中投棄、前は大きなブロックとか、また、静温度の高いところであれば、そういうことも出来ますけれども、海中に一時的仮置きをしておいて台風等が来た時は作業船がきてまた来て取りに行くという、それでまた二次災害が起こったりするものですから、しかるべき、なるべく邪魔にならないような陸上上げをこちらの方としても指示しております。既に作ったものをまた流されたりしたら、ちょっと災害査定等においても復旧は無理だと思いますので、安全な場所においている次第です。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩致します。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

先程7番議員が入札のことについて触れられたんですけど、今回こうして見れば私の記憶では今までは違う業者がずっと落札していたんですよ、その中で突然ここにきて吉留建設さんが落札したと、そういう中で今まで落札していた業者が指名業者の中に入っていないということは、何か理由があるのかどうか。

○議長（用澤満男君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

国の受注事業で、停止を4停止受けている企業がありまして、それは外しております。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

ということは、平島のやつには参加しているということは、それが解除されているということで参加している訳ですね。わかりました。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第7、報告第1号、元浦港改修工事(2工区)の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第7、報告第1号、元浦港改修工事(2工区)の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定いたしました。

△日程第8 報告第2号 元浦港改修工事(2工区)の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（用澤満男君）

日程第8、報告第2号、元浦港改修工事(2工区)の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第2号についてご説明申し上げます。本案につきましては、報告第1号でご承認をいただきました元浦港の改修工事（2工区）の請負契約を、工事変更契約にして専決処分の締結をしたというものでございまして、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要から期限内の完成見通しが困難となった為、議会の召集が出来なかったという事で、地方自治法の規定によって専決処分をしたものであります。変更の内容につきましては、当初は被覆異形ブロック25.98t型を54個制作、転置を計上しておりましたが、これを19個増加しまして計73個制作ということで転置するものでございます。請負契約を4,675千円増額致しまして70,300千円に変更をするというものでございます。工期については、今回は変更はないということでございます。詳細につきましては、配布いたしております資料をご覧頂きたいと存じます。終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

○議長（用澤満男君）

それではこれから日程第8 報告第2号 元浦港改修工事(2工区)の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第8、報告第2号、元浦港改修工事(2工区)の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定いたしました。

△日程第9 報告第3号 フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の変更工事
請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（用澤満男君）

日程第9、報告第3号、フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の変更工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第3号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成19年12月18日に議決をしていただきました平成19年度フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事請負契約の変更契約の承認についてでございます。当初、使用内容を変更しまして工事を施行する必要が生じた為に、工事施工期間の都合上、議会を召集する間がありませんので、法令に従って専

決処分で工事請負契約変更を締結したものでございます。専決処分を平成20年2月18日に行いまして、契約の目的は平成19年度フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事変更請負契約の締結というものでありますが、変更請負契約金額が3,465千円増額をやりまして全体の請負金額が52,290千円になったものでございます。工期については変更ございません。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

先程村長が説明した内容でございますが、入渠する前に現場説明を平成19年12月7日に実施しておりまして、その仕様に基づいて平成19年12月11日に入札を実施しております。ですから、その入渠するまでの期間、2月11日からでしたか、その期間の間に色々な不具合が生じたり、あと入渠期間中に開放整備をするんですが、当初の仕様では中まで詳細には見ておりませんので開放をした結果、ここも替えなくてはいけないというようなものについて、今回、仕様内容を変更して追加工事として実施しております。以上です。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

沖中室長、このフェリーとしまのランプウェイの発電機を乗せて、今、通常の離接岸に伴う別途にのせ替えましたよね、油圧ポンプを。そういう形で乗せ替えて単独でやっている訳なんですけど、我々もそのランプウェイの出入港時の作動というものがもっと軽快にスムーズに動くのかなと言っているんですけども、どうもフェリーみしまと比べますと、同じタイプだと情報で聞いているんですが、全く入港に伴う時間帯というものがひとつも改善されているような気がしないんですけれども、何か操作に問題があるのか油圧機そのものが違うのかと、能力がですね。そこら辺りを教えて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

油圧ポンプにつきましては、既定回転数とかそういうものがありまして、その内容での変更だと思います。三島村のランプウェイとうちのランプウェイとでは重力がまず違うんだと思います。ですから、重いものを早急にギュッと巻くという事は非常に危険を伴いますので、極端に遅いということは別ですが、あのような重量が50～60tあるようなものを能力的に急激に巻くということは、それだけの負荷がかかりますから、安全面からは非常に好ましくないということが言えます。それから、基本的にランプウェイについては、接岸時、それから離岸する前の巻き上げ収納という形になるんですが、我々が見ていまして、他の船より急速に遅いという感じはそんなに感じません。というのは、あの程度の大きさのランプウェイが急速にもっと早くということは相当なポンプ能力が必要であるということと、それと油圧機の配管から全てを改善しなくては殆んど不可能ということはあると思います。それと一応、油圧関係のルール上の問題がございまして、例えばこれは何分以内に巻き上げなさいとかいうルールの中での施工というふうに私は解釈しております。以上です。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

只今の説明で理解できましたか。

(「理解できない」との声あり)

○議長(用澤満男君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

先程説明しましたように、まず安全が第一であるということは共通の認識としてまずご理解頂きたい。そして、安全作業手順に従ってすることが一番事故を未然に防ぐということです。それと、重量の方は先程言いましたが、まずポンプ能力というのがその設計されたものに対してのポンプ能力、これは電力事情とかスペースの問題等ありますから、そういう形でこれは設置されているということです。そして、いわゆる可動甲板を併用しながら降下したら短縮できるのではないかといいますが、一人の人間の操作の技術上の問題というのもご指摘がございましたが、これはやはり一つの作業をして、その他の作業を同時にやるという事は、その場合に仮に注意力が散漫だった時には事故が起きる可能性としては、比較的大きいということです。これについては、我々は安全に運航する為にも、そういうような並行作業はしないということです。

○議長(用澤満男君)

7番、日高通君。

○7番(日高通君)

あのですね。沖中室長、私がですね。安全を損なうような行為をやれとは誰も言っていない訳です。要するに、ランプウェイの昇降時間、これが全く別途に25,000千円程度補正を組んで過去に油圧機を乗せ替えた、その割にはそのものの改善が殆んど無いのと等しいんじゃないかということを私は申し上げている訳です。はっきり言って、うちのランプウェイを扱う油圧系統の能力がないならないと言えははっきりする訳です。それを、さも安全だとかどうだこうだと、そのような安全を確保するということは、言わなくても当たり前のことです。我々が、安全を無視した形で出来るだけ時間を短縮せよと誰一人も言っていないのですから、そこの勘違いをして欲しくない。それと、うちの能力としては、例えば接岸をして操行あるいは収めるのに何分かかかるのだと、基準として何分程度を見てると、そういうことを説明してくれば良い訳です。それが、全く技術的なものが我々はあってそういうことになっているのか、何か能力的にうちのものが油圧系が何かあってそういうことで使っているのか、そこら辺りをはっきりさせてもらいたいということで質疑をしている訳です。

○議長(用澤満男君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

私の方で、ちょっと解釈の誤りがありました。実際においては、これも過去に油圧ポンプを増設したというのは、あくまでも単独で使えるようにということです。その能力自体を上げる為の増設ではないという事でございます。以上です。

○議長(用澤満男君)

1番、永田和彦君。

○1番(永田和彦君)

これは、住民の方から直接聞いて欲しいと言う事で聞いたんですが、ドック期間中に「みしま便」があった際の荷役作業に従事された方から、係船用のロープですね、その関係で安全面の部分でどうなのかわからないですが、「としま」のロープは重いと、「みしま」のロープは軽いというふうに、実際ロープ取られた方から聞いて、もしそういう強度的な部分がもし関係しているんだったら仕方がないけれども、仮にそういった部分の問題をクリア出来るのであれば、軽いものへの変更とかそういったことは出来ないのかということで、住民の方から直接そういう声を聞いたのですが、どうなんでしょうか。

○議長(用澤満男君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

基本的にロープを購入する場合は張力、引っ張る力、それから切断力、いわゆる破断力というもの considering 入札でやってるんですが、それから、擦れに強いかどうか、議員が言われるように、ロープの質を軽いものにすることは可能なんです、その代わり擦れに非常に弱いというよ

うな弱点があります。ですから、我々も重量的に例えば、現在「としま」の場合は60mmを使ってるんですが、60mmの引っ張り、張力、あと擦れ的能力、破断力、あとは質量、重力もある程度の許容範囲の中で指定して入札をしております。ですから、まだ軽いものと言われた場合は非常にちょっと擦れに弱くて消耗度が激しい、特にうちの海域の港湾では静温度がかなり悪いので、当然そういう対策をしなくてはいけないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第9、報告第3号、フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の変更工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第9、報告第3号、フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の変更工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第10 議案第23号 東之浜港改修工事請負契約の締結についての件

○議長（用澤満男君）

日程第10、議案第23号、東之浜港改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第23号の説明を申し上げます。本件につきましては、平島の東之浜港改修工事の工事請負契約の締結でございます。入札につきましては指名競争入札で10社により執行いたしました。指名業者は本村の建設工事指名競争参加指名等の基準に基づきまして選定をしております。入札の結果は、お手元に配布しております資料のとおりであります。落札者が吉留建設産業株式会社 吉留由美子と平成20年3月3日付けで206,850千円で仮契約を締結しております。工事内容につきましては、泊地浚渫工を1,500m²、9,919m³を浚渫するものであります。浚渫範囲につきましては、お配りしました平面図をご覧くださいと存じます。契約の期間は平成20年3月14日から平成20年3月31日までということでお願いをしております。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

議案書は、後から議運の時に配布した中に入っています。綴じてない人は議運の時の資料の中に入っていると思います。議案第23号です。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ちなみに、工期が押し迫っておりますけれども、一応、平成20年の7月末までの繰越をするつもりでございますので、追加してお知らせ致します。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第10、議案第23号、東之浜港改修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

○議長（用澤満男君）

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第10、議案第23号、東之浜港改修工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

只今から7分間休憩いたします。

4時30分にお集まりください。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 議案第1号 十島村道路線の区域の廃止について件

○議長（用澤満男君）

日程第11、議案第1号、十島村道路線の区域の廃止について件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第1号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、道路線の区域の廃止でございまして、宝島の東集落4号線、これは郵便局の上の左折する道路でありまして、議案第5号で提案をしております中原線と重複するような状況でありますけれども、この路線を37.9m、平均幅員が2.5mを廃止しまして、新たに宝島中原線として認定をしようとするものでございます。議案第5号で中原線が出て参りますので参考までに申し上げておきます。終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それでは、詳細についてちょっとご説明申し上げます。これは、議案第1号、2号、4号、5号ちょっと関連がございまして、皆様のお手元に配布しております資料4の1番最後を見ていただければわかると思いますが、それを見て説明したいと思います。まず、議案第1号でございしますが、宝島部落全体平面図というのがございます。この中で、1番上のピンクで着色している中原線と書いてあります。これが37.9m道路台帳では今あるところでございます。この37.9mを廃止しまして新たに5ページの次のページですね。ここにずっと永遠と村道中原線というのが、これ今、農道で作った道路なんですけれどもこれと重複するために、新たに宝島中原線というのを設けたものでございます。それから、議案第2号でご説明するかと思いますが一緒に説明させていただきます。真ん中の黄緑で着色しています西部落1号線というのが真っ直ぐ下の方に伸びて、これがピンクと重なったところで右へ右折して、それは点々になっているかと思うんですけど、そこまでが以前の宝島西部落1号線という名称で呼ばれていたものを、これをちょうど真っ直ぐいったところのピンクの交差しているところまでを西部落1号線として、そして、あとのピンクを書いているこの部分は4号で出てきます宝島前籠西村線、これは「としま」が接岸する道路にあたるんですけれども、その道路がずっと上の方に上がってきた道路が、このピンクの最後のところの268.5mということでございます。西部落1号線が右折したところの50.6mを減しております、それを前籠西村線に加えようというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第11、議案第1号、十島村道路線の区域の廃止について件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第11、議案第1号、十島村道路線の区域の廃止についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第12 議案第2号 十島村道路線の区域の変更についての件

○議長（用澤満男君）

日程第12、議案第2号、十島村道路線の区域の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第2号についてご説明を申し上げます。本案につきましては村道路線の区域の変更をしようとするものでございますが、宝島西部落1号線、これは宝島前籠線として、下の墓を横切ったあの線ですよね、あれを変更しようとするものであります。延長が148.6m、これは議案第4号でご提案申し上げております宝島前籠西村線で一緒に認定をやり直そうというものであります。延長148.6mを98mに、50.6m減して区域の変更をしたいと、そういうものでございます。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

まず、一つは路線名、名称のあり方。もう少し考えるべきではなかったのかなと、ましては議案書として出すには適切な用語なのかなというふうに感じる訳です。特に、説明資料一つとってもですね、こういうものは同和問題、差別用語と一般的には我々としてはありませんけれども、やはり対外的な表現の表し方というもののについては、やはり村としても検討するのに値するのかなと思っております。もう一つは、この集落内の村道ということになってきている訳ですけども、今後の各島にあります集落内の道路の問題、これは村道とした場合は、村の方で管理をやるのが前提になる訳ですけども、村として集落内の道路等の扱い方は、今後こういう形で村道としての変更を図る計画なのかどうか、この点も併せて伺いたいと思います。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

路線名についてでございます。この路線名というのは、昔、道路台帳を整備する時に作った台帳の名前がそのまま東部落とか残っていますけれども、今回、新しく新道になった宝島前籠線、それから西村線というのは、その議員のおっしゃる通りに、そういうきちんと配慮した命名しております。他の島の方も、こういう名前がついております。それから、島の集落内にある道路は殆んど道路認定されております。

○議長（用澤満男君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今、7番議員のおっしゃったとおりこの問題については、大変問題がありますので、機会がある毎に修正していく方が良いだろうというふうに思っております。今の指摘を受けて、今後機会がある毎に修正をしていく必要があると思っています。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

この村道が増えるということは、村道に変えて行くということは、村の財産ですから当然必要なことなんですけれども、一番我々が心配しているところは村道の管理です。というのが、村道の場合は村の方で管理しなければいけないというのが大前提にある訳ですよね。それに伴う予算というのがそれについてまわるんですけれども、そこら辺りのそこに係る管理に伴う財源というものが今後やはり出てくるんだろうなと思う訳です。そういう意味で、村としてその財源確保、あるいは管理をするための手立て、新たな取り組み方、そういうものを考えているのか、そこら

辺りが今後やっぱり財源が無い中での、この道路管理を行う訳ですから、もう少しその辺りも今後きちっと部内で検討して、本当に村道の今後の管理に対する事を示す時期に来ているのかなと思う訳ですけども、これは農道にしてもしかり、特に本村における島の島においても限界集落と呼ばれるに等しい時に来ている訳です、その中で一つ一つの施設を運営して行くにも、例えば指定管理者制度の中でもその施設の管理は受けているけれども、実際にそれを運営していくとなるとなかなか厳しいものが残っている、これも併せて同じ事が言えるんじゃないかと思っておる訳です。そういう意味で、本当に5年先の我が村の人口推移、あるいはまた年齢層というものをしっかりと住民課の基礎調査をもとにした中で、やはり運営のあり方というものを検討していかないと、私は行き当たりばったりの、行き詰まってから、さあ、どうしましょう、といったことになる、また色々また村に対する不満というものが出てくるのかなと思う訳です。そういう事も十分検討した上で、今後は管理等にはもう少し力を注いで何らかの方策を示す時だと思うんですが、特に道路関係を扱う経済課長として何かそういう方針等があれば是非、この場で聞かせて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

村道そのものは皆様の生活道路ということになっておりますので、本年度もそういう調査をして側溝蓋のかぶっていないところは、そういうのを整備したり、中之島の中央線も今回ふさとおこしで今まで側溝の無かったところをある程度整備致しました。そういうところで、口之島にしても集落内で蓋のかぶっていない学校の前とか、そういうのは、ちくいち整備なりしていきたいと思います。それで、だいたい道路維持費というのが、村道で年間で1,400千円、農道で300千円、林道で200千円程度、これは賃金ですけども組んであります。村道の賃金の扱い方としては、集落内のは、出来れば皆様の自治会の中で年1回とか2回とか整備をお願いしているところではありますが、どうしても台風後等そういった際は、なかなか集落の人をお願いするのも相当手間がかかったりしますので、予算の範囲内である程度の事は整備しないと生活道ですので、そういうことを思います。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

特に、集落内、村が色々そういった形で整備していく、まあ郷土的な問題もあります。集落内は特に道路事情が必ずしも良くない、その中で改修をしながら前に進めている訳ですけども、私のところでも、やはりお願いをして集落内については4t車以上の乗り入れは差し控えてもらいたいと、そういう集落内の申し合わせをしながら業者の方にもお願いをしてきたという経緯がある訳です。そう意味で、村の集落内の村道という位置付けをするならば、やはり集落内は2t車までを限定した通行にすると、そういったことも一つの道路破壊を防ぐ手立てになるのかなという気がする訳ですけども、特に4t車両が入ってきますと、かなりうちの道路構造が元々作ってない訳ですから非常に、側溝蓋をせっかく敷設替えをしてもらってもしなっていくと、そういう結果がでてくる訳です。そういう意味では、なかなかどこまで制限できるのか分かりませんけれども、そういうことも一つの検討課題としてお願いか出来るのはやはりやっていくという形を取る必要があるのかなと思います。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘のとおり、造るのは良いんですけども本当将来の維持の関係、これはやはり心配をしなくてはいけないことだと私も同感でございます。特に、国会で問題になっております道路特定財源の関係。こういうものが将来無くなっていくことは、恐らくそのような形になって行くのかなと思ったりしているんですが、そういうようなことから考えますと、今、自動車重量譲与税、20年の予算でも16,000千円程度、それから地方道路譲与税これが5,900千円ほど計上しております。この予算も、国の今回の道路財源が白紙になっていくと入ってこない可能性が非常に強い訳であります。そうした面からも、大変危惧をする時代になってきたということは明らかな状況であります。そういうようなこと等から考えて、出来るだけ今の特定離島の財源、こ

ういうものがいつまで続くのか、これもまた心配であります。そういうもので出来るようであればいいんですけども、出来なくなった場合に、さて、じゃあ一般財源でどれだけ出来るのかと、こういうことになるかと思っております、そういうこと辺りも精査して行かなければいけないのかなと、そんなふうに考えているところです。

○議長（用澤満男君）

審議の途中ですが、本日の会議時間は、審議の都合により時間延長致します。
他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。
それではこれから日程第 12、議案第 2 号、十島村道路線の区域の変更についての件を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第 12、議案第 2 号、十島村道路線の区域の変更についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 13 議案第 3 号 十島村道路線の区域の認定についての件

○議長（用澤満男君）

日程第 13、議案第 3 号、十島村道路線の区域の認定についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 3 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては村道路線の区域の認定でございます。平島の大浦展望台線、ヘリポートのちょっと先になる訳ですけども、平島東海岸線から大浦展望台に通じる道路で、延長 9 1 3 m、平均幅員が 3. 5 m を村道路線として認定しようとするものでございます。現在までは農道として管理しておりましたが、展望台という一つの観光スポットとしての観光施設が整備されておりますので、村道としての認定管理することが妥当であろうと判断しまして、十島村道路線の区域の認定をお願いするものがございます。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 13、議案第 3 号、十島村道路線の区域の認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 13、議案第 3 号、十島村道路線の区域の認定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 14 議案第 4 号 十島村道路線の区域の認定についての件

○議長(用澤満男君)

日程第 14、議案第 4 号、十島村道路線の区域の認定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 4 号についてご説明を申し上げます。本案件は村道路線の区域の認定でございます。先程、第 2 号議案で申し上げました、この宝島前籠西村線。これは、前籠漁港の岩壁から議案第 2 号でご説明申し上げました宝島西集落入口 1 号線に通じる道路であります。延長が 268.5m、幅員が 2.9m から 4.5m を村道路線として認定しようとするものでございます。現在まで農道としての管理ををしておりましたけれども、定期船の岩壁施設から短時間で集落に連絡できる道路であることから、村道として認定管理区することが妥当であると判断致しまして、村道路線の区域の認定をするものでございます。説明を終わります。

○議長(用澤満男君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 14、議案第 4 号、十島村道路線の区域の認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 14、議案第 4 号、十島村道路線の区域の認定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 15 議案第 5 号 十島村道路線の区域の認定についての件

○議長（用澤満男君）

日程第 15、議案第 5 号、十島村道路線の区域の認定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 5 号についてご説明を申し上げます。本案件は村道路線の区域の認定でございます。先程、第 1 号議案でも若干ご説明申し上げましたけれども、宝島中原線につきましては、宝島西集落 4 号の起点から宝島港へ通じる道路でございまして、延長が 1, 4 7 8. 8 m、幅員が 3 m から 4 m を村道路線としての認定をしようとするものでございますが、現在まで農道として管理をしておりましてけれども、集落から宝島港につなが連絡道路でございまして、村道として認定管理することが妥当と判断をしました。そういうことで、村の道路線の区域の認定をしようとするものでございます。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 15、議案第 5 号、十島村道路線の区域の認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 15、議案第 5 号、十島村道路線の区域の認定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

只今から 10 分間休憩いたします。

5 時 10 分にお集まりください。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第 16 議案第 7 号 十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（用澤満男君）

日程第 16、議案第 7 号、十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 7 号についてご説明を申し上げます。本案は、十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例でございます。

まず、名称ですけれども「小学校」を削って、第 1 条中の別表の学校名を「村立中之島小中学校」を、「村立中之島中学校」に改めて、また「村立悪石島中学校」「十島村立平島中学校諏訪之瀬島分校」を加えたいというものでございます。今回の主な改正につきましては、屋内運動場の施設が学校施設台帳において、中学校施設となっております関係で、今回、学校施設台帳に合わせまして今までの条例の「小中学校」を「中学校」に改めて、未整備でありました悪石島と、完成しました諏訪之瀬島屋内運動場を加えるというものでございます。条例の公布につきましては、公布の日から施行するという事でお願いしてございます。簡単ですが説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

この使用料の発生する場合、どのような形で部分を徴収の対象とするのか、その点を伺いたい。それと 1 時間につき 200 円ということで使用料が設定されているんですが、この 200 円としている積算の根拠、その部分について各学校によって違うんでしょうけど、月の電気料金がどれくらい上がっているのか、そこら辺がわかれば教えて下さい。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

まず、照明使用料が発生する事例ということでございますが、実際のところ社会体育なり、そういったもの等で利用していると思いますが、こういったものは教育委員会の主幹事業という形で実施されれば減免されて使用料はないと、この照明運動場ですので、例えば現実的には難しいかもしれませんが例えば映画の上映等、そういった他団体、いけば村外から来られる方の利用等が現実的には考えられるのではないかと考えております。実際、今までそういった事例等は発生していないと考えております。それから、毎月の体育館等の電気料でございますが、使用の頻度、それから社会体育の盛んな地域、そういったこと等で大分差が出てきているかと思えます。だいたい月当たり平均 25 千円から 35 千円こういった金額等が出てきていると記憶しております。ですから、学校施設の中では一番照明の使用料が多いと考えております。それから、この 200 円ですけれども、実はこの条例が最初に出来ましたが昭和 60 年でございます。これは、中之島の村内はじめての屋内運動場ということで、中之島の運動場が出来た時に制定した金額でございまして、現在まで使われていない部分もありましたものですから、今回は当時の金額同様の部分で同じ金額で設定したものでございます。1 時間当たり 200 円の利用料ですが、使用に当たっては、だいたい 10 時前までに終わる形にしましたら、だいたい 2 時間から 3 時間、1 回の使用料が 600 円くらいと考えておりますが、何せ今までの利用の実態が出てきておりませんので、今回のこの 200 円というのは、昭和 60 年当時の設定金額に合わせたもので上程をしております。今後、そういった事例等が出てくれば再計算等そういったもの等が出てくるのではないかと現時点では考えております。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

今、例規集を見ているんですが、これを見ると中之島小、中学校が学校名と、使用料がその一覧表の中には出ていて、これに今回、悪石島と諏訪之瀬島の分を加えるという中で、口之島、平島、宝島それぞれある体育館施設については、この条例の中には含まれてこないんですか。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

現在、本村には体育館という施設が6校ございます。屋内運動場が3個、それと残りの口之島、平島、宝島これ等の施設につきましてはへき地集会室という名称になっております。この造る当時の補助なり、負担金関係の部分であります。義務教育費国庫負担法で造る場合と、へき地教育振興法の採用を受けて造る場合と、そういった使用にあたっては、だいたい似た形になると思いますが、そういったすみ分けをして条例上は屋内運動場だけ載せておるということでございます。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第16、議案第7号、十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第16、議案第7号、十島村立小学校、中学校屋内運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第17 議案第8号 十島村港湾管理条例の制定についての件

○議長（用澤満男君）

日程第17、議案第8号、十島村港湾管理条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第8号についてご説明申し上げます。本案につきましては、十島村港湾管理条例の制定についてでございます。現在、本村の港湾施設の設置及び管理に関する条例、これは昭和56年の条例第17号で出来ておりまして、この規則で完了しておりますが、港湾施設の整備も進みまして健全な管理を行うということに対しまして、これまでの十島村港湾施設の設置及び管理に関する条例を廃止しまして、新たに十島村港湾管理条例を制定しようとするものでございます。第1条でこの条例の目的を定めてございますが、第2条では用語の定義を定めております。第2条の第1項につきましては、港湾の機能の維持増進を図るため必要な場所に港湾施設を設置するとありますが、現在各島とも定期船も接岸出来るようになっておりまして、港湾法に指定した港を明記しております。また、港湾水域の定めがありませんのでこれを定めることとしております。そ

れから、第3条の行為の禁止等につきましては、水域内の禁止行為と係留施設の禁止行為を定めたものであります。第4条につきましては、利用上の規制、第5条は放置物件の除去命令、第6条で使用許可に関すること、あるいは第7条で使用料を定めております。使用料につきましては別表3に、占用料につきましては別表4に、土砂採取料につきましては別表5で定めております。第7条の第4項の船舶は別途配布致しております施行規則の第5条に定めてございます。それから、第8条は使用料の減免、第9条は使用料等の不還付に関すること、それから第10条で権利義務の譲渡等の禁止、第11条では権利義務の承継等、第12条では許可の取消し事項等、それから第13条につきましては原状回復に関すること、第14条について使用許可申請等に関するものを施行規則に委任すると定めております。第15条につきましては、違反行為に対する罰則事項を定めているものであります。また、附則で平成20年4月1日から施行するということで施行期日を定めております。それぞれ別表等がついておりますので、それらも参考にして頂きたいと思います。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

この条例等を見まして、これ今までの実績はどうなっていたのか。そこの点をちょっと聞かせて頂きたいと思います。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

過去、実績は今のところあがっておりません。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君

○7番（日高通君）

この条例の中身を見てみますと、もちろん実績はなかったということは去ることながら、使用料、料金等の設定額一つを見ても非常に現実的ではない額が提示されているということで、ここあたりの算定基準、何を基準としてこういうものをなされてきたのかを聞かせて頂きたい。特に、この土砂採取料等におけるこの金額のあり方、今後、要するに村の方に申請をあげる、どういう手続き上で申請をしてこういうようなものが徴収出来るのか、そこら辺りももう少し具体的な形で示してもらいたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

以前のうちの港湾条例では使用料は取るようになっておりませんでした。今回、新たに使用料を取るような形をとりまして、それからこの条例そのものというのが県の港湾条例、それから各市町村の港湾条例、ほとんど同じものを使っております。そのあと、どういう形をとるかというのはまた附則でもって第14条の附則でもって決めるようにしております。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程、議員が指摘されました土砂採取料についてでございます。これは、委任の方でこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということでございますので、また規則でもって土砂採取料につきましては申請なり、そういうものをあげて許可になるか不許可になるかというものを決定したいと思います。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

ひとつ議会の方から皆様に提案してくる訳ですから、もう少し条例制定案件の提出、他の件もそうですが、もう少し内部で十分その中身を精査した上で議会に同意を求めるということが私は大事じゃないかと思うんです。今みたいなようなことで、提案する側が、中身が本当にどこまで理解できているかどうかわからない中で、ましては私もはじめて目を通すこの条例案等については、議会としてもなかなか承認に至るには時間を要する訳ですから、やはり審議時間の短縮であるとか、色んな問題もある訳ですから、今後は十分そういうことは念頭において、提案の提出をお願いしたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

この件につきましては、私の方からもひと言お願いしておきます。担当課長だけが分かっていて村長も副村長も知らない、総務課長も知らない、これでは今後の議案審議に関しても、これからも問題があるだろうと、それだけに議会に提出する時にはきちんともんで、トップまで全てが中身を把握した上で提出をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第17、議案第8号、十島村港湾管理条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第17、議案第8号、十島村港湾管理条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△散会

○議長（用澤満男君）

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。

明日・明後日は休日のため休会です。

3月10日（月曜日）は、午前10時にお集まりください。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

3月10日（月）

△開議宣告

○議長（用澤満男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第6号 十島村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（用澤満男君）

日程第1、議案第6号、十島村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第6号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村特別会計条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本年4月から75歳以上の高齢者と、65歳から74歳で一定の障害をもつ高齢者を対象とした医療制度、後期高齢者医療がスタート致します。この制度を運営する上で特別会計の設置が必要なことから、今回本村の特別会計条例の中に、後期高齢者医療特別会計として設置するものでございまして、裏面に新旧対照表を示してございます。本村の特別会計につきましては、本年4月から6会計となるということになります。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

この条例につきましては、国の制度によって今回設置をされるということでありまして、75歳以上を対象とする方々になる訳なんですけれども、その中で非常に高齢者医療制度に関わる今の措置というのは、非常に我々にはなかなか理解が出来ないという一面があります。これは、私が色々と申し上げるまでもなく本村における高齢者の医療体制ひとつをとっても、国は広域医療体制を敷くんだということでありまして、村にとってはその恩恵を受けるには値しない環境下にあるということも一つあります。そして、尚且つ本来ならば75歳以上となりますと、もっとゆっくりとこれまでよりも、あるいは十島村においても村作りの為に精一杯努力をされて今日までやってこられた方、この方々を新たにまた、この条例を制定することによって何か窮屈な何と言いますか、医療費が加算をされてくるということで非常に我が村における高齢者をもっともって生活を追いやっていくような、そういう条例に等しいというふうに個人的には感じております。これは、如いて国がそういう制度の中で動いている訳ですから、我々がそれに対してどうこうだと言えることではありませんけれども、やはり我々の地域住民の声としては、そういう不満があるということは皆様方は是非ご理解をし、このことがどういう形で高齢者に負担が今後益々広がってくるかということも新たに検証しながらの条例の制定も私は必要であろうと、こういうふうに思う訳でありますけれども、その点について村長、伺いたいと思います。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

国の仕組みの色々な関係で、前の特別会計でやっている国民健康保険、それから高齢者に関する関係、色々この医療の高齢化が進んでいく度に医療費がかかる、こういうやはり関係で、我々こういう小さい市町村をターゲットにしているのではなくて、全体的な面からそうしたものをやっているんですけれども、今ご指摘のとおり、底辺にある我々の地域には何か負担がかかるような気が致します。前回もお話したんじゃないかと思うんですが、国民健康保険との格差、標準的には格差はないんだと思うんですけれども、我々の地域では国民健康保険の方が税負担が軽いような均衡的なとり方、そういうものもあるような格好でありますけれども、何と申しますか介護保険に対しても何か矛盾があるような気がしたりしております。それは、我々の地域にはそれなりの施設がない、そういうものについてもそこに格差があるんだと、そういうふうに考えると今回の後期医療についても、やはりこうした観点から考えると何かご指摘のように矛盾があるような気がする訳ですけれども、これにつきましては国の施策ですのでどうしてもそれを実施しないという訳にはいきません。そういうような中で、今、金曜日にも申し上げましたように福祉と医療、私共の地域でそうした矛盾を解決する為にはどうすれば良いのかというようなことで研究会も進めているような訳であります。これからそういうものが国の方にどういった手段で訴えが出来るのか、それ以外に方法はないのかなと思っております。実際に介護保険の時も厚生労働省からわざわざここに来て、色々な意見を聞いて帰ったんですけど、それが満足に満たされていない、そういうのがやはりこの地域格差に繋がってきている部分もあるのかなと、そんなふうにも思っているところなんですけれども、我々のところは底辺であって中間的なものでない、恐らく国の基準というのは中間的なところをやはり基準にしてとっているんじゃないのかなという見受けもしておりますが、これからやはり先程申し上げましたように、その研究会で得た、そうしたもののあたりをやはり県を通して国へ訴える、そういう手段も必要なのかなと、そういうふうに思っているところであります。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

私自身も、国の社会保障制度というか、こういう一連の法改正をみてもどうも納得出来ないというのが、事ある度に感じております。その中で、今回のこの徴収のあり方一つをとっても村としてこれはどういう方向があるのか、国あたりで言っているのが年金支給額の中から徴収を計るんだと、こういう話も聞いている訳ですけれども、この条例の中では徴収の仕方というものはうたわれているようではない訳ですけれども、この前の条例だったのかな、これは年金の中から自動的に引き落とすという形になるんだらうと思う訳ですけれども、その点だけちょっと確認させて下さい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

後程、十島村後期高齢者医療に関する条例の制定というのが、この後に出てきますが、この条例の中で保険料の徴収関係は市町村で行うということの事務になります。議員から今ありましたように、180千円以上の年金が年額ある方につきましては年金の方から徴収しますと、その180千円以下の方につきましては普通徴収という形で今まで通りの保険料の徴収となります。それと、65歳以上の前期高齢者につきましても一定の180千円以上の年金がある方につきましては、これから特別徴収という形をとるようになっております。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、議案第6号、十島村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、議案第6号、十島村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第9号 十島村後期高齢者医療に関する条例の制定についての件

○議長(用澤満男君)

日程第2、議案第9号、十島村後期高齢者医療に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第9号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございます。平成20年の4月から、現行の老人保険制度が配置されます。高齢者の為の新たな後期高齢者医療制度が創設されることから、本村の条例の整備を行うものでございます。まず、第1条に十島村が行う後期高齢者医療の事務ということであっております。それから、第2条で保険料を徴収すべき被保険者についてということで保険についての事項を示してございます。第4条で普通徴収に係る保険料の納期を示してございます。それから第5条で督促手数料等を示しております。それから第6条で延滞金の関係をうたっております。それから第3章といたしまして、罰則等を定めてございます。附則第1条で施行期日を示しておりますが、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。それから、附則第2条で平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例を定めてございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長(用澤満男君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、日高通君。

○7番(日高通君)

この普通徴収に関わる関係でありますけれども、75歳以上年金受給者である訳ですけれども、この年金額というものが本村においては非常に低い支給額になっているのかなということを感じている訳ですけれども、その普通徴収に関わる年金の、先程180千円以上、以下という形で整理をしているみたいですが、その中で負担率がどの程度発生してくるのか、これは、この案件とは変わりますけれども、例えば介護保険料も含めて区分割りをして、今回8期で納期をするということでもありますから、どの程度の納期額が負担をされてくるのか、そこを示して頂きたい。

○議長(用澤満男君)

住民課長、池田清助君。

○住民課長(池田清助君)

例えば、一定以下の公的年金が1,200千円年額以下の人達につきましては、7割軽減ということになります。後期高齢者の保険税は所得割と均等割になります。平等割がございません。本村の国保は3方式で所得割、均等割、平等割で行っておりますが、後期高齢者医療制度では保険料は世帯単位ではなくて、お一人お一人に保険料がかかるという制度になります。そういうこ

とで、所得割が8.63%で本村よりも所得割は低くなっております。ただし、均等割が45,900円という金額になっておりまして、本村よりも大幅にこの額が上がっております。それで、今現在、国民健康保険税の7割軽減の方で、年間の保険料が本村で9,100円になっております。ところが、介護保険制度の7割被保険者でみますと、13,700円ということになりまして、所得のない方につきまして、後期高齢者の制度の方が不利になって参ります。そして、所得のある方につきましては、後期高齢者の制度の方が有利になるというような形になるかと思っております。先程、世帯単位でということで説明した訳ですが、後期高齢者がその世帯に二人いる方につきましては、免税額が後期高齢者医療制度の場合は27,400円ということになります。本村の今、二人世帯の保険料は14,000円ということになります。これを考えまして、後期高齢者の方が保険料が高くなるということで、私共も危惧しております。この保険料が示されたのが今年の12月で、これも県から示されたのが本当に遅かったなということを考えております。当初、議会でも説明したの中では、離島とか準無医地区につきましては保険料を軽減するんだというようなことで県の方から説明があったんですが、それを撤廃するという事で九州でも全県がこういう準無医地区とかの地域での保険料の軽減というのは撤廃するという事で説明がございました。その中で、幹事会があった折に、私も十島村の現状につきまして無医地区で殆んど医療の恩恵を受けることがないんだと、何故十島村が医療費が高いかという、島に病院も無い、施設も無い為に鹿児島本土にあがってきて長期入院を強いられたり、施設に入られた方が、そういう方にかかる医療費が高くて上がってるんだということと、そしたらまた受診率も十島村は高いじゃないかという話もございましたので、それにつきましては十島村の住民は日頃から医療の恩恵を受ける機会が少ないんだと、それで日赤の巡回診療あたりが来た時には高齢者の方はほとんどの方が受診をして事前に予防をしようという気持ちで受診して受診率があがっているんだということを説明しましたがけれども、離島の5市町村くらいがこの意見に賛成で他は殆んどが反対でございました。以上です。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

例えば、これまで徴収というものが扶養家族所帯に入っていた家族についても、今の説明であると全ての人からとるという制度ですよね。そういう意味では、非常に、どういうふうに頭を整理しても理解し難い制度だと思うのは私一人ではないと思いますよ。それをやむなく認めなくてはいけない悲しさといいますか、承認をしないといけないこの現実をですね、本当に我々では国の制度が変わりましたから、そういう社会保障制度は平たく皆さんから吸い上げをするようになりますという一点張りで説明をして、そのことが理解できるのかといえば、恐らく十島村の村民以外にもかなりの反対があるんじゃないかなと、私自身も思っております。ただ問題なのは、特別会計が先程承認された訳ですけれども、この徴収することによって会計上の運営がどういうふうに変ってくるのか、そこらあたりの資産見通しというものを村としてどういうものをみているのか、そこら辺りがわかれば是非示して頂きたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

今、7番議員さんからありました被扶養者、このような方は本村では今のところ約8名だということで把握しております。この保険料につきましては、被扶養者の保険料につきましても当初は一律徴収するという事で進めてきてきておりました。ところが、急遽国の方からありまして、半年間は凍結すると、徴収しないということで、この条例の中の附則の中で納期を10月から1期、2期、3期、4期、5期、6期というふうに定めておりますが、4月からはじまりまして6ヶ月間は徴収しないと、その後の6ヶ月間につきましては、所得割は当然、所得がある方には課せられますが、所得が無い方につきましては、所得がある人も無い人もですが均等割額の方を9割軽減するという事になっております。ですから、今7番議員さんからありましたように、恐らく何年後かには同額の保険料になるということは間違いないと思っております。それと、特別会計の予算の関係ですが、本村では殆んどがこの本村の後期高齢者医療制度の予算につきましては、殆んどが総務費関係になるかと思っております。というのは、保険料徴収する為の費用、それとか電算を導入する訳ですからそれに関わる導入費用、保険証も本村で発行する訳ですので、保険証

の関係の費用ですね、そういうものが本村の後期高齢者医療制度の予算関係になってくると思っています。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

医療費につきましては、今までの老人医療保険制度と何ら変わらないかと思っております。当初ですね、今1割軽減を2割軽減に直すということで改正を行おうということでしたけれども、現在のところ1割軽減のまま据置きという形になります。それと、後ですね、現役世代並みの所得のある方につきましては、医療費は3割徴収ということになります。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第9号、十島村後期高齢者医療に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第2、議案第9号、十島村後期高齢者医療に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第10号 平成19年度十島村一般会計補正予算第4号についての件

○議長（用澤満男君）

日程第3、議案第10号、平成19年度十島村一般会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第10号についてご説明を申し上げます。本案は、平成19年度十島村一般会計補正予算第4号でございます。この第4号の関係ですけれども、2ページをみて頂きますと、現行の予算

額に870,664千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額が4,552,192千円ということでお願いをしております。それから、第1条で予算を決めております第3条、第5条で、それぞれ繰越明許費の補正。それから、地方債の補正を掲げております。まず、今回の補正予算の主なものについてでございますが、公債費の比率の引き下げ対策と致しまして、公債費を繰上げ、借り換え、償還に充てる経費732,965千円と、それから今年度の交付見込みの特別交付税を地方財政計画の基準に基づく範囲内で算定を致しました。その見込み分を原資に、減債基金等への積立金として149,000千円が主なものとなっております。その他につきましては今年度の最終補正ということで、各費目の予算執行残の整理をおこなっているということになります。それでは、予算関係で11ページから16ページの歳入関係からご説明を申し上げたいと思います。

まず、地方譲与税でございますが、11ページからです。1,599千円を増額しております。本年度分の交付は確定しておりませんが、地方財政計画の基準に基づき自動車重量譲与税と地方道路譲与税をそれぞれ増額をしております。これにつきましては色々疑問もあるかと思いますが、今国会でガソリン税の関係で、まだ国の予算も決まっておりますけれども、そういうものが若干危惧されるところであります。2つ目に利子割の交付金34千円の減額については、県からの交付金が確定したことによるものでございます。それから、次に地方消費税の交付金につきましては、本年度の確定によりまして、568千円を増額しております。次に自動車取得税交付金は、地方財政計画の基準に基づき、増額として1,193千円を見込んでおります。これも、先程申し上げましたガソリン税とも関連があるかと思っております。それから、地方特別交付金につきましては、本年度の確定に基づきまして、74千円を増額しております。それから、地方交付税につきましては、217,801千円を特別交付税の見込み分として増額計上をしております。それから、特別交付税につきましては、例年3月の20日前後に最終確定がありまして、最終確定まで補正予算の資料が間に合わないことから、地方財政計画に基づき予算措置をするものでありまして、対前年度比4.4%の減額でございます。それから18年度の交付額につきましては、233,556千円でありまして、今年度の地方財政計画につきましては、対前年度比4.4%の減であることから、本年度の見込額を222,801千円と見込んで、現計予算との差額分を計上したところでございます。また、本年度より地方独自の地方振興事業に取り組んだ団体に交付する、いわゆる「頑張る地方応援プログラム」事業と致しまして、30,000千円も見込んでおります。それから、次は12ページの使用料及び手数料につきましては、90千円を減額しております。現在の調定額、並びに収入実績によって調整をしたものであります。それから、国庫支出金につきましては12,644千円の減額になっておりますが、減額の主なものにつきましては、本年度中之島に建設をしておりますデジタルテレビ中継局の整備に対する予算執行による事業費が確定したことから予算の整理をしております。11,941千円を減額しておりまして、その他につきましては、今年度国庫事業確定に伴い、それぞれ整理をしたところでございます。それから、次は13ページから14ページの県支出金についてですが12,884千円の減額をしております。主なものにつきましては、先程の国庫支出金と同様に中之島デジタルテレビ中継局の整備事業の執行残整理として、11,941千円を減額しております。その他につきましては、県費事業の確定による予算整理を行ったところでございます。それから、財産収入につきましては、5,203千円を増額しております。主なものとしたしましては積立基金等の利子収入を現在の調定額をもとに4,320千円の増額、それから土地売却収入としたしまして、中之島郵便局敷地、これを現在貸し出している方に売却をするということで売却収入を609千円計上をしております。それから、次は15ページになりますけれども諸収入につきましては3,978千円を計上しております。主なものにつきましては、預金利子収入を現在の調停額に合わせまして1,024千円を増額しております。雑入につきましては、宝くじ収益金の一部を市町村の振興にあてる為の交付金として2,695千円、これを見込んでおります。また、農林水産施設の設定補修に伴う受益者負担分を309千円計上しております。それから、16ページに村債について記載しておりますが、665,900千円を増額しております。辺地対策事業債、それから過疎対策事業債のそれぞれ1,000千円の増額計上については、起債額の確定によるものでございます。現年補助災害復旧事業債につきましては、事業費の確定により起債額を調整するものであります。それから借換債の665,800千円につきましては、冒頭でも説明申し上げましたとおり公債費比率の改善を対策として低金利への借り換えを、民間資金を

活用して行うものでございます。この借り換え資金につきましては、民間金融機関6社を対象に入札を実行いたしまして、低金利で応答したグリーン鹿児島農業協同組合から金利1.45%の7年償還で借受けることにしたところであります。次に歳出関係ですが、17ページから参りたいと思います。議会費につきましては、予算の整理として910千円を減額しております。総務費につきましては、120,186千円の増額であります。主なものは積立金149,000千円、内訳は財政調整基金が27,000千円、減債基金が50,000千円、それから地域振興基金が72,000千円を予定しております。ただ、この基金積立てにつきましては、特別交付税が地方財政計画に基づくとおりに交付された場合等が条件となる事から、特別交付税の交付状況で変更になる場合もございますので、ご理解を頂きたいと思います。それから、18ページの企画費で23,882千円を減額しております。これにつきましては、歳入でも説明申し上げましたとおり、中之島のデジタルテレビ中継局の整備の事業費の執行残を整理したものであります。その他の人件費物件費の予算につきましては、年度末による整理が主でございます。それから、20ページから民生費になりますが、6,273千円を増額しております。その主なものは、21ページの繰出金で国保会計、老人会計、介護会計への医療費の増減に伴う繰出金として9,445千円を計上してございます。それから、21ページから衛生費になりますが3,852千円を減額しております。主なものにつきましては、年度末による予算の整理と組替えによるものでございます。次に、25ページですけれども、農林水産業費につきまして、10,902千円を増額しております。25ページの農業総務費の負担金、補助交付金につきまして、県から派遣職員の人件費を8,830千円計上をしております。それから26ページの水産業費で、諏訪之瀬島製氷施設の保守点検、宝島製塩施設のボイラーの機器取換、また県営事業の負担金として、口之島西之浜漁港の車止め設置に伴う村負担分をそれぞれ計上してございます。その他は、予算の組替整理となっております。それから、商工費につきましては、1,051千円の増額となっております。燃料費高騰による「ななしま」の燃料費1,124千円が主で、他は事業執行による予算の組替整理となっております。27ページからの土木費につきましては、4,790千円を増額しております。主なものと致しまして、中之島の寄木地区の排水対策ならびに村道御岳線の防護対策と致しまして1,550千円を見込んでおります。港湾建設費の3,579千円につきましては、東之浜港改修事業が一部繰越されることから、それに要する事務費を計上したものであります。消防費につきましては、口之島・平島のヘリポートの電源等の補修に要するものと、一部通信運搬費等の経費として395千円を増額してございます。それから29ページ教育費の747千円を減額しておりますが、殆んどが予算整理となっております。小学校費の中で小宝島教員住宅のトイレの補修経費を230千円計上しております。それから、災害復旧費につきましては補助災害、単独災害とも予算の執行に基づく予算整理で827千円を減額しているところであります。次に、31ページからの公債費につきましては、歳入でも説明申し上げましたとおり金利3%以上4%未満の財政融資資金の公債費を借換債として繰上償還するものであります。内訳は、元金が665,965千円、それに伴う保証金と致しまして67,000千円を計上しております。32ページの予備費につきましては、438千円を増額してございます。次に、7ページにもどりまして、繰上明許費の補正を掲げてございます。本年度の繰越明許は5事業を予定しておりますが、まず情報通信基盤整備事業につきましては、中之島デジタルテレビ中継局の整備に要するもので、109,186千円を繰越すものであります。それから単独水産関連施設整備費につきまして宝島製塩施設改修事業に要するもので1,000千円を繰越します。それから、道路維持費で一般経費について村道の管理賃金と中之島の寄木地区排水改修事業、ならびに御岳線の防護対策事業と致しまして、4,136千円を繰越す予定であります。それから、補助港湾建設費につきましては、東之浜港改修工事に要するもので176,062千円を繰越すものであります。それから、小学校の維持補修費につきまして、中之島学校校舎等の補修分に要するものとして10,738千円これを繰越そうとしております。それから次は、8ページの地方債の補正であります。地方債の補正につきましては政府資金から民間資金への借換えによるものが借換債として新たに665,800千円発生するものであります。また、現年補助災害復旧事業債につきましては、林道災害、林道口之島線、それから中之島椎崎線の事業確定に伴いまして地方債額を調整したものでございます。従って、本年度の地方債の総額につきましては892,300千円を限度額とするものでございます。以上で、説明を終わらせて頂きます。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
只今から10分間休憩いたします。
11時15分にお集まりください。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。
質疑を行います。
1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

まず今回、村債を借換債ということで、補正で組まれている訳ですけれども、これを行うことで実際例えば、公債費比率・実質公債費比率等にどれくらいの影響が出てくるのか、それから今回、村債を発行することで村債残高がいくらになるのか、それと積立で基金ということで基金積立でも行っていますが、各基金積立での残高が合計でいくらになっているのか、その点をご説明ください。それから、情報基盤の関係で地デジの今後の工事等の見込みについて、どのような形でとらえているのかその点について説明を求めます。それと、農林水産業費の中の宝島の製塩施設ボイラー取替え工事、これについて説明をお願いします。これの中で、負担金の部分で歳入の部分でも上がってるんですが、自己負担金がどれくらいになるのか説明を求めます。とりあえず、以上です。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、1点目の公債費の繰上償還、借換債の関係ですけれども、今回の現在の本村の実質公債費比率というのが26.5%、これは18年度決算になるかと思うんですが、実は昨年の6月に国の方で公共団体の公債費の健全化法というのが施行されたということ等の中で、その実質公債費比率が25%を超えている団体あるいは、その赤字比率、あるいは連結赤字というものの等の比率をそれぞれ定めた状態で、実際運用されるのは平成20年度の決算から運営されるという形になる訳なんですけれども、これが仮に運用された場合には、本村の場合に先程申している実質公債費比率が25%を超えるということ等で、この対策をとらざるを得ないということで、昨年の12月議会から繰上償還を踏み切ろうということで、議会の方の理解を得ながら今回のまた4号の最終補正の中にも上げてる訳なんです。これに伴いまして、仮にこの金利が高いものを繰上償還した場合には、19年度の決算の試算と致しまして25%をきるものとしまして24.いくらという形になるかと思います。更には、これが影響してくるものを20年度決算でみますと、これ22%台に落ちると、最終的に今の国債の方の借入れも含めてもいきますと、23年度で公債費が認められる率であります18%を下がるというようなことに推移していくのかということ等が、今のところ試算高で出ております。それと、2点目の方の基金の方の残額につきましてですけれども、今回の補正を含めまして2,260,000千円ということになるかと思います。これは、先程村長の提案理由の中で説明しましたとおり、仮に特別交付税が地財計画のとおり交付されたというもとの試算になるかと思います。それから、当初予算の中で、一部積立でと、それから一部繰上償還等にも充てるということ等からしますと、当初予算まで含めた額では、2,130,000千円というものが本村の基金残高という形に今の予算上の中ではなるかと思います。それから地デジの対策でございますが、ご承知のとおり中之島の方にデジタルテレビ用の地デジ中継局の方が整備されておりまして、国の方あるいは県の方、それから鹿児島民放4局の中では、この3月末で完成して3月から試験運用しようということに進んでおった訳なんですけれども、国からの交付額の決定が遅れたということ等ありまして、この財源を全て次年度に繰越し

て最終的にはこの8月に中之島それから奄美大島一体の地デジの放送が開始されるという形になっていくのではないかと思います。従いまして、本村の他の島につきましての今後の見通しの件ですけれども、今の予定ですとこの20年度中に全島の地デジ用の受信点の調査をいたします。その予定で特定離島事業の中で予算額を一応あげている状態です。その時点で受信点が確定された後で21年度予算で、全島の地デジ対策をするという形で本村の場合は、それが上手くいったとした場合に、22年の3月、4月時期が地デジの方が放送が出来るのではないかなというような試算の中で動いているところです。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

宝島製塩施設ボイラー取換工事の件の受益者負担金でございますが、3分の1の918千円でございます。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

もう1点、回答の方をもらしておりましたのでお答えいたします。本村のこの繰上償還に基づきます村債の残高の関係ですけども、これは当初予算の中で予算書上の中で今示しております、99ページを見ていただければ一目出来るんじゃないかと思います。18年度末、それから19年度末、今年度末という状態で6,180,000千円というものが今のところ試算されている。更に、20年度の繰上償還それから通常の償還というものを含めた状態で20年度の末時点で現在の目標額と致しまして5,800,000千円というような形になるかと思います。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

それと、財産収入の中のこの土地の売却収入609千円ということで先程の説明の中では、中之島郵便局の土地の部分ということだったんですが、具体的に面積がどれぐらいで、評価額いくらで計算されたものか説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

面積の方は223.41㎡ということで約68坪弱ということになるかと思います。坪単価につきましては、9千円で一応相手方とは進めております。この9千円の単価につきましては、今からさかのぼりますこと昭和60年代当初にその近辺を、個人有地を村が買い上げたということ等の単価で、今日まで推移してきているということになります。20年前の単価と殆んど変わらないんじゃないかということもあるかと思いますが、本村の相場そのものも当時と何ら変わらないということからしましての取引価格もこの価格で一応対応したということになっております。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

27ページの商工費の中の役務費、これに観光情報翻訳ということで、筆耕翻訳料ということで予算計上されているんですが、具体的にどういったものを作成するのか、どういった形の配布なりを考えているのか説明を求めます。実際、先般「みしま」が代船運航している際に「みしま」の船内で目にしたんですが、三島村は既にジャンベの関係とかヨットレースの関係があるからかわからないんですが、もう既に村の観光案内のパンフレット等も英訳文の方と日本語文と両方設置されていたんですが、ちょうど機会的には来年の日食に合わせるという部分の考え方では非常に良いのではないかなと思うんですが、どのような形のものを考えているのか説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、本村は十島村のホームページをインターネットを通して掲載しています。その全部の英語版、それからパンフレット、そういうものの英語版を本年度で準備しようということでござい

ます。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

私の方からは、農林水産業費関係について2、3伺っておきますけれども、今後農業水産事業に伴う新たな新年度等からの農業機械であるとか、あるいは、また村の方で予定しております牛運搬車等の導入等が今後予算化されていくんだろうと思う訳ですけれども、その導入に伴う、これまで村としては受益者負担というものがなされていなかったというようなことで、やはり村の財源上あるいはまた利用する側、要求する側のある程度の受益者負担ということも村としてはきちんとした数字を出す時期に来ているのかなと思う訳です。というのは、例えば農機具等一つをとっても特定離島事業で10数年前に導入されましたトラクターであるとか、あるいはまたローラー機械、こういうものも既に関に買い替えをしなければ現状に耐えられないということがここ数年続いている訳です。当然こういうものも予算化して早急に対応しなければいけない、それが今までは、ただ地元の方に貸付けを行うという程度で進んできた訳ですけれども、ある程度そういう機械を導入しながら活用する意志を持っている者については、やはりそれぞれの団体に受益者負担を一部求めていくと、そこら辺りのライン引きをはかる段階にきているんだろうと思う訳です。そういう意味で20年度以降の村としての方針があれば聞かせて頂きたいということと、もう1つは、特に畜産業に関わる問題点でありますけれども、昨年を含め畜産を取り巻く事務取扱いにおける大きなミスが生じて農家に大きな損失を与えてきた、先般の組合長会においてもそれぞれの組合長からこの問題処理がどういうふうに進んできたのか、どのように村が対応しようとしているのか、そういうものがどういう形なのかということで、私には個人的に聞いてきた訳でありますけれども、一般質問等でも色んな組織における問題あるいはまた、今後の対策として色んな説明をきいている訳ですけれども、今ひとつ私にはその力強さというものが響かなかったということを感じておりますから、敢えて、この場を借りてその質問をさせて頂きたい訳ですけれども、現実問題として農家としてはそういう子牛の価格下落、あるいはここ一年間の飼料コストの交渉、色んなものを見てもかなり農家の収入減に繋がってきている現実があります。そう中において、追い打ちを打つように事務処理のミスが発生して農家へのその損失分というものが、村の方から農家に対する説明はもちろんでありますけれども、その対策をどうしようとしているのか、その損失分についての扱い方はどういう形でこの予算書、あるいはまた施策の中で打ち出そうとしているのか、全く見えて来ない訳です。そういう意味で私も、何らかの形でその姿が見えてくのかなという半分期待をしておりましたけれども、結果的にそういうのが見当たらない、ただ言葉の中でしっかりとやります、来年度はこういう体制をとります、ということは聞きますけれども、農家に対するその与えられた現実の損失分はどういうふうにして補おうとしているのか、そこら辺ははっきりと明示する必要があるんじゃないのかなと私は思っております。そういうことを含めて、産業に関わるような機械等の今後の受益者負担については、経済課長の方からその方針があれば示して頂きたい。それと、後程の問題については、村長自らがその意志と、また今後の対策としてどういう形として出そうとしているのか、そこらを改めて聞かせて下さい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はじめに、議員の質問のございました受益者負担金でございます。やはり大型機械となると、どうしても何百万という高額な機械ですので、特定離島で購入するとすると、その負担金が今3割でございますので、10,000千円のとき3,000千円、今まではそれは本村の方で計上していた訳でございまして、やはり財政難のおり、やはり使われるのは受益者でございまして、いくらかのご負担をお願いしようかと思っておりますね、その3割のうちの、まあ10,000千円のとき3,000千円でございまして、そのうちの4分の1を、地元の実際使う受益者の方で25%負担してもらえないかと考えております。以上です。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

村の農林水産に対する取組みの関係ですけれども、問題になっております競りの関係、これに

つきましては今まだ検討をしております。今後、まだ何カ月か出るんじゃないのかというようなことで調べをさせておまして、まだ私の方には、しっかりとした調べの報告は来ておりませんが、ここ2、3カ月はそういうのが出て来るんじゃないかというのも聞いております。それから、確かに物価が高くなってきておまして、農家に対する畜産で言えば飼料の関係あたり、大変憂慮すべき事態になってきていることは事実であります、先般錦江町の野元町長がですね、その牛の飼料については今鹿児島県内で問題になっております焼酎粕の関係、これらを活用してその飼料に出来ないかということで、あちこちで研究をしているみたいでございます。先般、薩摩町でも、これは早くからやっていたんですけども竹製品による飼料の開発ということで、そういうものもやっておまして、焼酎粕とそういうものを混ぜて飼料作りは出来ないのかということで何か薩摩町でやった経緯があるんだそうですが、なかなか焼酎粕の発酵が難しくてうまくいっていない。ところが最近になってそれが可能になってきている。それでまた、これを販売をするということになると商標関係をしないといけなくて、許可をとらないと難しくなるけれども自分達の使う分についてはそういうのをしなくても良いと、そういうような調査もしているんだが、三島村、十島村、それと自分のところの口永良部の関係を一緒に共同でつくるようなことを考えてみたらどうだろうか、こういう提案を頂いて、先般の畜産組合長会議の時に私は経済課長にそういう動きがあるから、ちょっと皆様に情報を提供しておいてということをお願いしておいたんですけども、それが伝わっていたかどうかはわかりませんが、そういうようなこと等を踏まえながら、いかにして農家の出資を低くするのか、そういうようなこと辺りも色々話し合いを進めながら検討していかないといけない問題だろうと、そういうふうに思っております。確かに、予算の中ではまだこの双方の意見の調整をしないといけないと思っておりますので、そういうものも出してはおりませんが、皆様と色々な場を通じてそうした研究辺りやら、また村に対するそうした要望やら、気長に改善をしていかないといけないと、そういうふうに思っております。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

私が申し上げていることは、例えば最近に至っては飼料等は高騰してきていると。この一年間私も実質、農家として自分の取引額等の整理をして上昇率をみても、月に対して中間農家で恐らく従来とおりの飼料購入を計った場合に、25千円程度は農家負担が増えてきているという計算になる訳ですね。そうしますと、年間にしますとだいたい250千円から300千円程度の負担が出てきている、そこにきて先程申し上げたような事務のミスが、ただでさえも高くで売りたいという農家の意向に反する無登記扱い、あるいはまた成牛取扱い、あるいはキャトルセンターでの1ヶ月間おかれたその費用負担というもの誰がこの問題を処理するんですかと、このことが1つも出てこないんですね、村としては全くの人為的ミスで起こされたものが、ただ何とかしようという話があるのかないのか、それすらもわからない。この費用負担は、そのまま農家は1ヶ月間キャトルセンターに預けた場合に、じゃあ皆様方、月にいくらかかっているんですかと、ご存知ですか、畜産・経済課において。1日500円から600円に近い委託料を払っている訳です、それだけでも15千円から17千円の負担を余儀なくされている。そういうことが、それに二重の成牛扱いをされることによるダメージを受けている訳でございます。そして農家はそれを止む無くその中で生産をしている。このことがですね、村としてそういうものについてはどうするんだと、こういう問題はこれからも続くだろうと、あるいはまだ未処理になっている部分もあるかもしれないけれどもそういうものをおして、この問題等はこういうような形で村としては処理をしますということを、少なからずとも私は生産者にいうべきことではないかと思っております。そのことが、やはり未だに私のところには届かない、あるいはまた先般の組合長会の中でもこういう内輪の話は出来ない、あるいは外部からの講師を呼んでいた手前、なかなかそういう問題にふれなかった、ふれる機会がなかったということで、組合長も悶々とした思いでそのことを島にかえられたらと思っております。言わなければいけないということでは、私はこの問題は解決しないと思っております。本当にあなた方がそのことについて反省をしているならば、反省の色というもののどういう形で表すのかと、これが人間として当然の行為ですよ、また行政としてあるべき姿ですよ。何一つ、私は村長にも個人的に申し上げました、今回のこの一連の事務処理における責任所在は誰がとるのか、村長自らが減給処分をするのか、担当職員の給料カットをはか

るのか、それぐらいの覚悟を持って農家に誠意をもって示さなければ農家は納得しませんよと、村の職員を信頼してその中で私共は今日まで産業を含めてこれまで信頼関係の中で出来上がってきた問題です。まさか村がそういうミスをするなんていうことは夢にも我々も思いもしなかったし、まあ、そういうことはないだろうということを安心しきっていた訳です。そこが崩れた訳ですから、当然その職務上におけるミスというものが何らかの形で私は責任をきちんと、その責任ということがどういうことなのか、やはりその農家へ与えられた負担というものをどういう形で村がお返しをするのかということだと思えますよ。そのことが何一つ聞こえてこないです。例えば数値的なもので、ここでそのものが出れば予算の中であがって来るだろう、やはり私は本当に我々は色々な食の安全とか言われますけれども、村に対しての信頼というのは住民皆同じ思いで皆様方を信頼してきている訳です。信頼しているが故に、皆様の色々な施策に対してもおおかた皆様納得しながらやっけてきている訳ですから、このことはひと言ひと言注文つけなければそれに対応できないような行政のあり方は、私はいかがなものかなということを感じております。特に、例えばですね鹿児島県に対して経済連飼料高騰に伴う助成事業というのはないのかと、何とかしてくれと泣きついて言ってますよ。我が村は船を使っている訳です。鹿児島の農家は直接色々な業者から取り寄せられますよ、我々は取りたくても船運賃という高い代金を払いながらその農産物を生産しなければいけない。この現実を誰よりも知っているのが皆様方なんですよ。その中において、じゃあ運賃助成というものは村の単独事業でやっています、今回のこの色んな飼料高騰に伴う施策を誰がたてるんですか。この現実を、皆様方はそれは農家が頑張っただけでいいのよという話で良いんですかということなんですよ。経済連でさえも県にそういう要請をかけて、またそういう予算作りをしていますよ、新聞にちょこっと載ってましたけれども。じゃあ村は何を手立てをしようとしているんですか、我が畜産あるいは水産、第一産業として、もう村にとってはこの産業以外に何も無いと、はっきり言っても良い、その言い過ぎるぐらい言ってもおかしくない産業ですよ。そのことをもう少し私は真剣になって今おかれている現状というのを把握しながら、やはり色々な手当てというものが必要な時だ、私は継続的にやれとは言いません。やはり今大切な時にそういう部分的な手立てを被ることが産業を育成する大事なことだろうと私は思っております。自立する部分、例えば先程私が申し上げたような農機具そういうものが必要、あるいは、また当然必要な状況に来ている訳です。高い物を買うよりも、自前で休耕地をもう一回掘り起こしてそういう機械で飼料生産をはかろうとすれば機械が必要だ、そのやる気があるものについては受益者負担をしっかりと求めながら、そしてその産業を育成していくと。私はそれは一つの方法なんですよ。だからそういうことを、やっぱりメリハリのある政策をきちっと村長、私は出すべきじゃないかと思えますよ。それが無いと、今何となく畜産頑張ってますから、もう2億産業になりましたから皆様方ご自由にどうぞ、それじゃないと思えますよ、うちの村からこの畜産を取り外した場合に何が残るんですか、うちの魅力というのはないですよ。そういう意味では是非そこら辺りの村長、具体案をやっぱりもう少し示さないと駄目ですよ。その農家が与えられた損失、ただこれ一点をとってもですね、どういうことをやろうとしているのかと示さなければ私は言えないですよ。私は組合長として色々な組合長から、農家から頻りに電話がきます。どうしてくれるんですか、組合が処理するんですかとか、こういう苦情を私は受けてる訳ですよ。そしてそのことを皆様に伝えてきたつもりなんですよ。ところがそのことが全く伝わってこない。そういう意味ではですね村長、やっぱり力強いそういうメッセージをですね、やっぱり生産者に対して私は送るべきだと思いますよ。特に、村長の任期が5月という期限がきている訳ですから、これはあなたの任期中に出くわした一つの問題ですから、これは村長選挙を控えているから云々という話じゃないんですよ、今厳然たるこの損失を与えたことは自分自身の任期中に処理をするということが、後任者へあるいは次の方への一つの問題を私は整理して渡すべきところだと思いますよ。そういう意味で少しそこら辺りをきかせて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

その農家に対する損害の関係につきましては、重々弁償をしないということではなくて、それはやりましょうということは今までも協議をしてきてはおります。先程申し上げましたように、何か話を聞きますと、来月か再来月までそういうのが出て来る可能性があるということ聞いておりまして、そういうものの掌握を急いでくれということでやっておりますが、そこがまだ

出てきておりませんのでそこらまでの協議が進んでなかったことが今のご指摘に直接関係が出てきて、そういうふうには受け止めております。しないということではございませんけれども、確におっしゃるとおり私の任期中のことでもありますので、それは責任を持ってやらないといけない、そういうふうには思っております。色々、この畜産の関係については先程の飼料の問題等もありますけれども、やはりその何億円になったからそれで良いんだというような姿勢はもっておりません。これから、我々の地域の一つの基幹産業でありますので、これをやはり将来ずっと続くように村も努力しないといけない、そういうふうには考えております。足りない部分についてはご容赦を頂きたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

是非ともですね、村長、私は今経済課の方で産業部門に関わっている訳ですけども、先の初日にも1番議員からも一般質問の中であったように、私はやっぱりこの一連の事務事故というのは、なるべくしてなったなというのが、一つの大きな誰かが反省のものが見えてると思います。それは、如いてはやはり本当にその畜産を取り巻く組織体制というものがやはり弱かったなと。そのことに速やかにやはり強化していく体制作りに問題があったんじゃないのかなということ、私は外から見て、また産業に大きく関わる中で色んなものの役割との連絡一つ一つをとっても、非常に動きが鈍い。また我々が要求する、あるいはまた現時点における課題等についてもその対応はやはり鈍いと。こんなはずじゃなかったがなということ、私は痛切に感じております。そういう意味で、やはりもっともっと産業に対してはですね、もっとこう力を注ぐというのか、やはり我が村の生き残りはこの産業をなくしてないんだと、観光行政の中で村が生き上がっていくということは、私は到底思えないですよ。そういう意味では、産業なくして我が村の存続はないと、そういう覚悟で是非とも職員一丸となって私は取り組んでもらいたいと思っております。それと、もう一つ村長、運賃助成の問題一つをとっても、全部これ昨年からのうちの運賃助成等の要項ありますよ、けどこういうものなんかも全部置き去りですよ。全部農家が負担した状態ですよ、こういうのは誰がするんですかと言う訳ですよ。これは、一つの申請業務として農家から申請が上がらないと出せないんですよという話なんですかという訳ですよ。今、経済課の中には航路室と経済課は隣り合わせに座っているんです。闇雲に生産者が横流しをする品物は正直言ってないです。そうなりますと、誰々が、何月何日の何航海で何を取ったと、飼料3袋をとったと、隣同士でデータは取れる訳です。だからそういうこともやはり事務手続き上、本当に簡素化していかないと、生産者から申請がなければそれはとれませんということではないんじゃないですか。ある意味では船舶の方で把握できている分と精査しながら農家からあがってくれば、額的にまず船舶会計の中できちっとその数字的なものは抑えている訳ですから。間違えない訳ですから、そこらを修正をあげさせてもらってその中に金額の、あるいはまた個数の書入れをしていくということで、私は事務の簡素化もできると思いますよ。それが、如いて言えば私は住民への村が行う行政サービスの一環だと思っております。そういうことも事務改善の中で是非、私は努力をしてもらいたいと思っております。逆に、あなたは年1回の申請がありませんけれども、あなたの年間の運賃の分はこれだけに値しますよという確認の意味で船舶とやれば、生産者との取引も、あるいは助成事業もスムーズに私はいくんではないかと思えます。そのまま置き去りにされていますから、それはどうするんですかと、全部生産者は立替払いしてますよ。そういうものを中川と村とは直接その運賃助成50円については、差し引いた形での精算事務だって出来る訳です。行政上、何ら手続きだって要らない訳ですから、最初から例えば500円という運賃がかかれば50円は村が助成する分ですよという形で450円の徴収を行えば無駄な作業なんか要らない訳ですよ。そういうことも、やっぱりやれば私は可能ではないかなと、それは会計上どうなのかわかりませんが、そういうことも一つの検討の課題として大いに議論を深めて頂きたいと思っております。村長、クドイようだけれども、本当にこの問題くれぐれも頼みますよ。本当に、これから新年度予算でも色々あるんですけども、例えば今回の事務のミスに応じて専属の職員をおいて改善策をはかろうとしますけれども、それに伴う財源の問題もあります。誰がどうやるのか、総務課長とも今調整していますけれども、組合の方で事務費をどれだけ組合が出して、村がどれだけ助成してその育成を図るのか、こういう問題等もまだ詰めなければいけない問題もあります。そういう意味で、非常にこれからは色んな畜産も色んな形で幅広く色んな

問題を抱えておりますから、是非とも我が産業が倒れるような不徳な政策は止めて頂きたいし、やはり本当にくだいようだけれども産業なくして我が村の存続はないんだという覚悟ですね、是非とも産業政策には力を注いでもらいたいということを私は申し上げておきたい。

○議長（用澤満男君）

只今から昼食のため休憩いたします。

午後 1 時 00 分にお集まり下さい。

昼食

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

午前中の日高議員からの飼料運賃の請求の関係だったと思うんですが、これについては本来どういう作業をやっていたのか、以前はたぶん畜産組合に補助をするということで、個人にやっていたのではなかったんじゃないのかなと思うんですけども、そこらのシステムについては船舶との関わりがありますので、事務的な操作で可能なのかどうなのか、そこらは吟味する必要があると思っております。今、どういうシステムでやれるのかという確証はありませんけれども、そういうことで日高議員は、たぶん関係者に話はしたんだけどそれ以降通じないと、そういうことだったのかと思いますから、今後は私の方からもそうした指示をして参りたいと思います。

○議長（用澤満男君）

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

今、村長がおっしゃったように運賃助成につきましては畜産組合が窓口になって形で、その中で共同購入体制を今現在はおっておりますから、その中で精算をして直接的な個人の場合の補助金をあげたという事例じゃない訳です。ところが、この 19 年度の補助申請の仕方をみても未だに未処理という形で残されているものですから、そして、一向にその事は前担当者に私の方から再三処理をするようにということで申し入れをしておきましたけれども、その事務作業が未だに出来ていないということで、年度末ですから早期に、このことについて予算の整理もする必要がある訳ですから、ところがそういうものは置き去りにされた中でよくこの予算書が出されるなどということを私は不思議に思っている訳であります。例えば、農業補助でなくて一般水産に関わる運賃助成等も含まれている訳ですから、当然そういう事務作業というものが進んだ中でこういうものは整理されるんだろうと思う訳です。そこをどういうように扱うのか非常に疑問に感じているから申し上げているところであります。それともう一つ村長、午前中の質疑の中にありましたけれども、運賃助成あるいは、また飼料の高騰の問題というのは申し上げたとおりでありますけれども、何といいますか、一時的なその保護対策として私はやはり、これだけ飼料コストがあがってくることによってですね、農家への色んな影響が残ってきている。その財源として、じゃあ、それをどういう手立てがあるのかというところで、例えばうちの基金等がございます。これは制度上使えるかどうかは別として、例えば子牛安定基金の基金積立てをしておりますから、そういうものを一時取り崩すなりしてその補填をするとか、緊急対策ですよ、これは。全国的にそういう対策をとっている訳ですから、うちの村だけが特別な対応をせよということを私が申し上げているつもりはない訳ですから、県全体、あるいはまた市町村においてもその対策をとっている訳ですから、その財源というものがうちにはない。そこはやはり知恵を絞った中で対策をとるべきではないのかということで申し上げた訳なんです。それで何と言いますか、うちの場合は単なる飼料コストがのったというだけではない訳ですよ。さっきから言うように運賃という大きな負担が農家には求められている訳ですから、そういうものを考えれば他の市町村よりも速やかに先手を打つ必要がある訳なんです。皆様方、こうやって産業に関わっている経済課一つをとってもですね、じゃあ飼料コストは昨年的一年間でどれくらい交渉してきているんだと、そんな基礎

調査なんて何一つしてないんです、また私が求めても説明が出来ない状態なんです。ということは、それだけ無関心だと、極論言えば、無関心だからそういうことまで出来ていないと、我々からみれば、やはり経済課、村の産業を抱えている課においては、やはり市場のそういう物流の価格体系がどいういうように変化していきよるのか、あるいは、その物がどいういう形で売れているのか、あるいは系統的にどいういうものがあるのか、これは行政がやはり調査してその推計をとりながら一つの畜産の計画性というものを立てていく訳ですよ。うちは、何一つないじゃないですか。誰が調べるんですか。特に牛の系統一つをとっても、うちには無登記牛は400頭、半数近くいると示してる。じゃあ、その淘汰計画はどいういう形で進んでいくのか、あるいは、うちの畜産母牛体系を、どいういう形で形成をしてこの系統的なものを作り上げていくのかと、これは村が考えなければならない一つの政策なんです。どいういう系統で我が村は畜産を振興する中で系統を作りながら、そして市場にこいういものを求めていくのだと、あるいは、より付加価値をつけていくんだというものがあって、これが行政の仕事だと私は思っております。ところが、残念なことにそれすらも見えて来ない、ただ先般の和牛登録協会の参加された時に、こいうい旨の話をしたところ、村の方からこいうい系統的なものの調査の依頼がくれば自分達としては速やかにその対策は、あるいは調査は行ってあげますよこいうことを、私は伺っております。ですから、私が申し上げたよいうことで、やはり優良雌牛が本村の中にどれくらいいるのか、あるいは、どこの農家がどいういう系統で非常に高い能力をもった雌牛が導入されているのか、こいう基礎的な調査は、やはりこいう関係機関の方に村の方からお願いして調査依頼をすれば速やかにそのことは出てくる訳です。そして、そのことは如いては今、問題となっております受精卵移植へと大きく転換ができる訳です。県の肉用牛研究所も、供卵牛としていい雌牛がいれば肉用牛研究所で預かってあげますよと、そしてその卵を使って村の後進計画の中に取り込ませることも可能ですよこいう話も伺っているんです。ですから、こいう基礎的なものを自分達の手では出来ない訳ですから、やはり専門の関係機関の方に村の職員がお願いをして申請をして、そしてその基礎調査を基にして本村における畜産の改良なるものはどいういう方向で進めるんだこいうことが出てくれば、きちっとした農家にも分かり易い、あるいはまた、また農家にとってはより付加価値を付けられた系統の育成こいうものが出来上がる、そのことが農家の所得へと繋がる、これ一つの連携こいうか流れの中でこいうものが出来上がっていく訳です。残念なことに、我が村においては流通を含めたなかなかこいうものが未だに示されない、これ非常に残念に思っております。是非、このことも村長自らが担当課の方にも指示を飛ばしながら進めてもらいたい、もしこいう調査があるんだったら是非、私に示してもらいたいと思います。私が言っていることが違っていると。事実村としてはこいう情報とこいうものは、ちゃんと統計的なものはもっているんだこいうんであれば、是非私に示してもらいたい。もう一つは、先程の中の話の指摘の中でですね事故牛の問題出しましたけれども、担当課の方に私も昼休みに確認させてもらいましたけれども、登記牛から無登記へ移行された牛が去年の7月から本年の2月までに12頭発生しております。本来、登記牛で販売すべきものが無登記牛扱いされた牛ですね。それ以外にキャトルセンターでの預託を要するに色んな入力ミスによる、あるいは生産者番号の違いによって余儀なくされたものが、私が知る範囲では4頭程度残っていると、そしてこれらのやっぱり費用負担こいうものがどれくらい農家に与えられているこいうことくらいは、やっぱり精算事務はこの役場の中でやっている訳ですよ。ですから、この分の預託費用がいくらかかっているこいうことくらいはしっかりおさえて、そして誰々農家にはこれだけの余計な支出をもっと数字的なものをやっぱり抑えてもらわないと、私は何の為の職員であるのかなと疑わざるを得ない訳ですよ。何一つ手をつっかけてないんじゃないかと、農家から言わせれば一つの職務怠慢に値するんじゃないのかこいう話に発展してくる訳ですよ。そこら辺りもきちっとした職員指導体制こいうのをやはり私は図るべきだと思いますよ。そして、これ一連の損失問題についても本当に村長以下、関係職員等がどいういう形での責任を果たすのか、これらも明確な回答は得ていません、私は。一つの一例としてあげるなら給料の何パーセントをカットしてでも、その自分達の自己責任を表明する、例えばその一般財源でそれを補うにしても、住民の血税の中でそのこと全部を補填することは、総務課長自身が財政を預かって、たぶん計上できないですよ。その根拠となるものがない訳ですから、自分達のミス事業を血税の中で補填するなんてこいうことは、誰がきいてもおかしい話になってくる訳ですよ。まあ、こいう意味でその補填の一部は自分達のこいうい形での責任をとった中で精算をしたんだこいうことは、やっぱり私は生産者に対する、住民に対してですね、やはり責

任あるとり方の一つだろうと、私はこういうことも感じております。そういう意味で、本当にそうすることがやはり農家への一つの大きな自分達の犯した償いとしての意思表示でもあろうかと、こういうふうに思っております。非常に厳しい言い方を申し上げますけれども、やはり村長自らがこの先の新聞等を見ても、3期への意欲を示したような文面等もみてます。それからすれば、やはり今の現状を見る限り私は常日頃から村長に言ってます。今の畜産の中身というのは、事務的なものはバラバラだと、何一つ自慢できるものはないと、中身のない畜産になっているということで申し上げてきましたけれども、まさにこの中身をしっかりと固めてうちの産業としての確立を示すためには是非とも今の組織体制から見直して、そしてその職員の業務分担というものを明確にして、その中で二度とこのような事故のないようその姿を作ることが村長に課せられた一つの課題であり、任期中の使命であると、このように思いますけれども、その点もう一度伺いたい。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

再三に渡って、中身のない畜産とのご指摘でございますが、過去・現在ですね。畜産の振興に対する計画あたり、こういうものも出来てなかったと私はそういうふうに理解しておりますが、今まで畜産に対する取組みもただ漠然とした形でやってきた、そういうものが今日になってこうした事件が発生したりしているんだと、そういうふうに理解をしております。確かに、事故牛については先程以来申し上げておりますとおり、しっかりした協議をして善処するように致しますが、またその畜産振興計画あたりのしっかりしたものを、やはりきちんとして作って、そういうものがないからおかしいことになったりもしてるんだと、そんなふうに理解も致します。そういうようなことで、これからはそうしたしっかりした計画作りも必要だろうと、そう思って善処して参りたいと思っております。以上。

○議長（用澤満男君）

日高通君の本件に関する質疑は既に3回過ぎましたが、会議規則第55条の但し書きの規定によって特に発言を許します。質疑は簡潔にお願い致します。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

村長、いずれにしても本当しっかりした体制づくりはやることが村にとっては必ずプラスになることでありますから、その努力はやって頂きたい。私も、数名の組合長とも一連のこの問題を話をするなかでも本当に十島村畜産組合が結成されて早20年、昨年20年を迎えました。しかしながら、現状のそのところを見ると非常に役場における組織体制と畜産組合との部分に何か線引きがなされてきたんじゃないのかなというようなことで、非常に無関心にその畜産に対して感じられるような状況が多々ありました。その中で、この際だから組合を自主解散をさせて、そしてもう1回原点に戻して、産業とはどうあるべきかということを、職員とそれぞれの生産者がもう1回平話でやり直さないといかん時期にきてるんじゃないのかなということも私個人的にも感じて話をした訳でございます。そう意味からして非常に私共は表に立っている畜産のあり方というものと、内側がかかえている色々な課題というものを、本当に自慢が出来るような状況でないと、これは農家のみならず、村の経済政策を行う担当課においても村全体としても、このことをもう一度私は原点に戻ってこの施策のあり方、村長も申し上げたような畜産振興計画となるものも出来ておりません。ところが、我が村には優秀な人材もおります。尚且つ、また臨時職として色んな専門家も招いております。そういう人達を本当にもっともって活用して、そして我が村の産業の畜産のあるべき方向性というものをですね、きっちりやっぱり作り上げる。まあ色々な問題もありましたけれども、そういう時もあることも間違いのないと思いますから、是非その努力を惜しむことなくもっと積極的に政策立案に向けてですね努力をお願いしたいということであります。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

午前中の質問に関連するんですが、諸収入の中の農林水産費雑入、この雑入の309千円、こ

れ3件の内容が説明としてあるんですが、これ1件ずつ事業費とその負担額、具体的な数字を説明して下さい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

特定離島家畜運搬費受益者負担分、これがマイナス600千円でございます。これ、当初900千円組んでました。これがマイナス600千円でございます。それから宝島製塩ボイラー取換工事、これが918千円でございます。残りが、諏訪之瀬島製氷施設保守点検委託負担金、ちょっとお待ちください。はい、宜しいですか。ボイラーが870千円、そして諏訪之瀬島製氷点検管理委託負担金。これが39千円、以上プラスマイナスの309千円です。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

さっき7番議員さんからも言われましたが、ちょっと私もこの農産物出荷運賃助成についてちょっと聞きたいんですけど、漁業関係の方で鮮魚等を出荷した際にもこれを適用するというところで去年の予算で組んで頂いたんですが、ちょっと漁協の方に確認をしに行ったんですが、その時にちょっと変なことを漁協の職員が言っていましたね。予算が足りないから1才につき100円の助成をするはずのが、1才につき40円で計算している。これ、なんで、てきいたら、予算がないからこれにしてくださいと言われました。ちょっとこれ、おかしくないですか。何の為に条例をつくって、条例で100円とうたっているのを予算が足りないから40円にしてくれと、これは予算の作り方自体がおかしいだけであって、何で、それを出荷する受益者自体にそういった負担をさせようとするのか、ちょっと意味がわからない。ここでは更に補正予算でしょ。今、漁業者も燃料も高騰して、通常、今までの3倍からの燃料代になってます。その中で、いかに収益をあげようかと必死にしているところにおいて、せっかくこういう良い条例を作ってやってくれるのにもかかわらず、そういうことをするというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、そのところどうお考えですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本年度が最終の補正でありまして、その時点でこの申請が上がってなかったものですから、またこういう付与額が残ったりしていると監査等で指摘されるものですから、そういうことであります。これ、ちょっと今ここで予算上でもあがっていませんことですし、ちょっとまた課内で検討させていただきたいと思います。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

確かに、申請をあげるのが遅いというのも一つはあると思います。それは何故かといいますと、最初で去年の予算の時でも言ったと思うんですが、本当にこれをちゃんと把握できるのかっていう話をしたと思うんですよ。もっと、簡素化にこういうことは出来るんじゃないかという話をしたと思うんですが、漁協の方も職員が一人で色んな業務に追われて、こういう資料を作るのもやっとの状態でやっているというのもあって、これをまた更に今から漁協は、今、私の手元にある資料を各個人別に送付して、それから更に申請があがってくるという形をたぶんとるかと思うんですよ、そういう煩雑さもあって、一つは遅れているというのも確かにあると思うんですよ。だけど、やっぱり今ここにある額だけで、2月の中旬までということなんですが、これが100円で計算したやつでも356千円という額が私の手元にあるんですが、考えてみれば350千円というのは、（聞き取れず）にすると微々たるお金かもしれませんが、それでも必死で水揚げをしてお金を得ようとしている訳なんだから、そのところをもうちょっと考えてもらいたいなと、何か事務的に物事だけを済まされると本当に困るんですよ。だから、そのあたりをもう少し親身になってもらいたいというのが私達の気持ちなんです。それは、やっぱり畜産の方が言っていると全く同じ気持ちなので、そのあたりをよろしく願いたい。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第3、議案第10号、平成19年度十島村一般会計補正予算第4号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第3、議案第10号、平成19年度十島村一般会計補正予算第4号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第4 議案第11号 平成19年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第3号についての件

○議長（用澤満男君）

日程第4、議案第11号、平成19年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第3号についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第11号についてご説明を申し上げます。本案につきましては平成19年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。2ページの予算書ですが、歳入歳出の予算額に3,472千円を追加致しまして、歳入歳出総額をそれぞれ113,425千円ということをお願いしております。まず、7ページの歳入から申し上げますが、国民健康保険税720千円を減額しております。これにつきましては、異動分等を整理した現在の確定分でございます。それから、使用料および督促料につきましては17千円の増となっております。国庫負担金、療養給付費負担金は3,122千円の減額となっております。要因と致しましては、医療費が当初予想より減じておるためのもので、また高額医療費共同事業負担金と致しまして53千円の増額となっております。それから、国庫補助金の財政調整交付金につきましては2,907千円の減額となっております。これにつきましても、当初予定より医療費が減少したことに伴うものでござい

ます。それから療養給付費交付金、これにつきましては1,988千円の増額となっております。これは、退職者分の医療費の増ということになります。それから県負担金でございますが、高額医療費共同事業負担金につきましては53千円の増となっております。それから、県補助金で都道府県財政調整交付金につきましては2,630千円の増となっております。これにつきましては、現在の補助申請額によるものであります。それから共同事業交付金ですけれども、高額共同事業交付金と致しまして813千円の減額、それから保険財政共同安定化事業交付金につきましても5,375千円の減額となっております。高額共同事業交付金が80千円以上の医療費に係る交付金で、保険安定財政共同安定化事業交付金が30千円以上の医療費に係る交付金であります。本村の医療費が当初予想より減額となった為にこの費目も減額となっております。それから、一般会計の繰入金でありますけれども11,688千円の増額となっております。保険基盤安定繰入金で、保険税軽減分として405千円、それから保険基盤安定繰入金、これは保険者の支援分と致しまして229千円、それから出生一時金1千円、財政安定化支援事業繰入金。これが11,033千円となっております。伸びました要因と致しましては、共同事業費にかかる負担金と交付金の差額3,950千円、それから交付税参入分2,310千円が含まれているということでありまして。それから、歳出でございますが歳出は10ページからです。総務費の一般管理費で1,801千円、これにつきましては新しくOS対応システム改修費945千円、それから高齢者の医療費自己負担増の凍結システム改修費として856千円となります。それから、運営協議会費で36千円の減額につきましては事業終了ということになります。それから、保険給付費の療養給付費で2,715千円の増額につきましては、歳入でも申し上げましたように、退職者の医療費が増額となった為であります。それから、老人保健拠出金につきましては460千円の減額で事業費確定による付与額ということになります。次に、共同事業交付金高額医療費拠出金が43千円の増、保険財政化事業拠出金93千円の減、これは事業費の確定により整理したものであります。それから、保険事業費につきましては予算の組替えを行っております。また、予備費につきましては498千円の減額となっております。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

一回聞いたのかもしれませんが、もう一回確認の為に中身だけ教えて下さい。繰入金の方の財政安定化支援事業繰入金、この中身を詳しく教えて頂けませんか。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

財政安定化繰入金につきましては、国保会計で赤字が出た場合にそれを運営が出来ませんので、それを補填して頂けるということになります。今年、医療費も減っているのに何故一般会計繰入れがこれだけ伸びたかということをお共も調べてみました。というのは、今、相互扶助の精神で高額共同事業と、財政安定化事業というのが、先程村長が説明しましたように高額が800千円以上の医療費、保険財政共同安定化事業交付金が300千円以上の医療費が発生した場合に、鹿児島県全体の市町村で拠出金を出してその高い医療費がかかった分について、県下全部で拠出した額で交付金を出そうということで、相互扶助の精神でこの事業をやっている訳なんです。ところが昨年までは十島村は全体的にこの高額の医療費を要する人達が多かったものですから、拠出金よりも貰うお金の方が多かったんです。ところが、今年平成19年度は医療費が下がって、確かに亡くなった方につきましても平成18年度が8名亡くなっております。ところが、平成19年度につきましては現在のところ4名と、半分になっております。この、もう3月現在ですね、半分ということで、そのようなことも影響したかと思うんですが、高額医療を要する人達が減ったということで、拠出金の方が逆に多くて、先程減額補正でもしてますけど貰うお金の方が少なくなってしまう、それで、一つは3百何十万という、そこで逆転現象が出てしまったものですから一般会計の繰入れを沢山してもらわないといけなかったことがありました。また、保険税の例えば軽減がありますよね、軽減分につきまして一般会計からの交付税等で入ってくるお金がですね、例えば保険税が安い時はそんな大きくなかったんですけど、保険税が高くなるとそこで減

額するお金も大きくなりますので、その何分の1かを一般会計の方から繰入れるということで、平成17年度と19年度に税の大幅な改正をしていますので、その関係も出てきて一般会計の方が10,000千円を超える額の補正をしなければならないというようなことになったというのが現状でございます。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第4、議案第11号、平成19年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第3号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第4、議案第11号、平成19年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第3号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（用澤満男君）

只今から10分間休憩いたします。

午後2時10分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

△日程第5 議案第12号 平成19年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2号 についての件

○議長（用澤満男君）

日程第5、議案第12号、平成19年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第12号の説明を申し上げます。本案については、平成19年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2号でございます。歳入歳出の予算につきましては、30,300千円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ104,847千円と定めるということでお願いをしております。7ページの歳入から申し上げますが、まず、支払基金の交付金で15,300千円を減額し

ております。これにつきましては、医療費が当初の見込みより減少となったためであります。それから、国庫支出金も、医療費の減少に伴いまして10,000千円の減額となっております。同じく、県支出金につきましても2,500千円の減で、一般会計繰入金につきましても同じく2,500千円の減額となっております。それから、次の8ページの歳出につきましてですが、医療諸費で老人医療費が当初の見込みより大幅に減少となっております、30,030千円を減額しております。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

今回の補正については、医療費の減少に伴う補正でもある訳ですけども、これは住民課長、ひとつ、その年にならないとわからないということで、当初予算で色んな予算立てをしながら見ていく訳ですけども、何とも言い難い話なんだけれども、医療費というのはその年になって入院患者があるなしと、そういう人達の動向によって変化をする訳ですけども、村としてその医療費の水準というのか、こういう、これくらいはいくだろうという予測とか、そういうのは住民課で立てているのか、それとも外部委託をさせてやっていっているのか、その点だけお伺いしたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

7番議員からもありましたように、本村の場合は鹿児島市みたいに何万人という人口のところは、一人あたりの医療費って、そう大して変わらないと思うんですけど、本村の場合はパイが少ない、人口が少ないものですから高額な医療費を伴う方がボンと出ることによって、その年の医療費を左右してしまうケースがあります。それで、17年度をピークにして18年度、19年度と医療費が下がってきております。その医療費の推計についてはどこの課でやるのかということになるんですが、これにつきましては住民課の担当の方で一人あたりの医療費の推計を出して、それで積算をしております。先程も申し上げましたとおり、一番の大きな要因としましては、死亡した方が8名から4名になったということで、多額の医療費を要する方がたまたま19年度につきましては減ったということでもあります。これは、また20年度からは後期高齢者医療制度の方に移行する訳なんですけど、20年度がどうなのかといいますと、このまま推移して下がっていくということをごここで申し上げることは出来ません。というのは、高齢者率というの、一番高い島につきましては既に50%を超えているという状況でありますので、どのような疾病が起るかというのが予測が出来ないのが本村の状況ではないかと思っております。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第5、議案第12号、平成19年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第5、議案第12号、平成19年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2

号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第 6 議案第 13 号 平成 19 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 5 号
についての件**

○議長（用澤満男君）

日程第 6、議案第 13 号、平成 19 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 5 号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 13 号についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成 19 年度船舶交通特別会計補正予算第 5 号でございます。予算の殆んどが整理をしたということになりますが、まず歳入歳出の関係から申し上げますと、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 16,472 千円を減額致しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 973,904 千円として定めてございます。7 ページの歳入から申し上げますが、運航収益で 552 千円を減額しております。それから、旅客運賃収入、小・手荷物運賃収入につきましては輸送実績が当初見込みより減少していることから、旅客運賃で 6,643 千円、それから手荷物運賃で 541 千円、小荷物運賃で 481 千円を減額しております。それから、自動車航送運賃ですけれども、貨物運賃につきましては通信関係の工事があったこと等から輸送実績が増加しております。自動車航送運賃で 4,632 千円、それから貨物運賃で 2,481 千円が増額になっております。それから、営業収益で 223 千円を計上しております。これにつきましては、船舶特別会計の現金を効果的に預金した結果、預金利子で 223 千円を増額したものであります。それから、営業外収入で 1,400 千円を計上しておりますが、これにつきましては、フェリーとしま入渠期間中に両舷プロペラの一部に損傷が発見されまして、修復工事を海難工事として施工した為に、この海難工事施行に伴う海難保険金を計上したものでございます。それから次に、離島航路補助金で 17,543 千円を減額しております。これにつきましては 5 号補正に要する財源のうち、営業収益、営業外収益を除いた額 17,543 千円で財源調整をしたものでございます。それから、次に歳出になりますが、運航費用で 11,162 千円を減額し予算の整理をしております。この主なものにつきましては、燃料潤滑油費で 6,260 千円を減額計上しております。これは、入札執行による付与額を整理しております。それから、船員費で 4,892 千円を減額しておりますが、これにつきましては船員の職員手当の支給実績、および支給見込額により予算の整理をしたものでございます。それから、営業費用で 5,310 千円を減額して予算の整理を行なっております。この主なものにつきましては、税金で 4,117 千円を減額致しまして計上しておりますけれども、これは平成 19 年度中に納付すべき消費税の不用額分を整理したものでございます。それから、店費で 1,393 千円を減少しておりますが、これについては陸上職員の職員手当の支給実績および見込額により不用額を整理しております。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、平泉二太君。

○3 番（平泉二太君）

この運航収益の中のこの貨物運賃、実は先程も出ていましたけれども、コンテナは才数を減らしているんだというお話であったんですけれども、例えばこれが地元船だったらまだ話はわかるんですけれども、ここら辺の外来船のコンテナ運賃も恐らく才数を減らして徴収しているんじゃないかと思うんですけれどもどうですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

いいえ、それは行っておりません。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

ここら辺じゃ、その外来船のコンテナのこの把握、これは外来船、これは地元の漁船というのは中川（運輸）でちゃんと出来ているんですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

確認させて下さい。

○議長（用澤満男君）

只今の答弁は後程するようにして、質問があれば。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

経済課長、最終補正なんだけれども、今年度の赤字見込額をちょっと示していただきたいということと、先程の貨物等の運賃の関係でありますけれども、職員の皆様方は島での生活が殆んどない訳で、この運賃というものが、我々も赤字航路であるがゆえに、出来るだけ貨物収入を上げなければいけない、あるいは旅客運賃を上げなければいけない。職員・担当課も含めてそういう気持ちは非常に大切なことなんです。しかしながら島での生活をするものにとっては、その運賃というものが生活の中で大きく負担になってきている訳ですね。これは離島ゆえの宿命的なものでもありますけれども、村民の所得高に対する何一つをとってもですね、やっぱりこの運賃という物は品物に跳ね返ってくる。そして割高なものを求めながら生活をしている。これは言葉だけでなく、やっぱり皆様方は島での生活というものを実質体験をしていない訳ですから、そういう我々が言っていることがなかなか通じない面もあると思いますが、果たして十島航路における貨物の運賃のあり方というものが、今、運送約款上色んなことが言われていますけれども、離島航路における本村の運賃というのが正当な姿にあるのかということも今一度やっぱり示してもらいたいと思うんですね。過去に、種子・屋久航路の運賃体系等については色々示された経緯もある訳ですけども、近年に渡ってのそういったものが示されていない。あるいは「フェリーとしま」を就船、就航させる時もですね、船運賃のあり方というものが、これは確か私の記憶では日本の中で、最も距離計算をするならば最も高い運賃というものを払っているような記憶があります。このことはちょっと定かではないです。ですから、そういうことも何年かに一遍調査をして本当に是正すべきものと、あるいはまた、そのことが住民負担にどれだけ跳ね返ってきているのか、そういうものもやっぱり具体例として、村がいくら特殊地域でやむを得ないなんだと言って、いくら百遍叫んでもなかなか難しいんですね。例えば生活一つするのにも、こういう例えば、さっきのガソリンの話一つとっても、やっぱりそういう非常に我々としては、ただでさえも所得の低い中で生活をする、逆に我々を見ると皆様方は、金のかからない島で生活をしていると、こういう言い回しをされる方も結構いらっしゃいます。島で生活するとお金がかからないでしょうと、こういう言い方をする人はいっぱいいるんですよ。ですから、本当にそのことが妥当なことなのか、やっぱり検証をする必要があるんじゃないかと思います。歴代の村長の発言の中でも、しばしばそういうのが見受けられた。島で仮に生活をすれば100千円もあれば足りるんじゃないですかみたいな、非常にこの島の行政を預かりながら非常に不認識な発言等も私は聞き出してる訳です。そういう意味で、全員そういうこの、例えば貨物なら貨物の運賃そのものが妥当性のある、あるいはそういうものに今現在おかれているのか、そういうものもやっぱり調査して、住民に運賃が高いことは何ら不自然じゃないんだと、あるいはまた、こういう何らかの形で示す時にきているんだと思いますけれども。その点について、経済課長、村長答弁できますか。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘の、運賃の設定ですけども、本村の運賃の設定につきましては、今のフェリーを造る時に設定したままだと、私はそういうふうに認識しておりますが、その時に色々議論もあったと

思っておりますけれども、貨物については今は三段階でしたか、口・中、それから平・諏訪・悪石まで、そして小宝・宝、この三段階で仕分けをしていると思うんですけれども、海上交通の場合キロ数でとっていつているものですから、おそらく他の航路と比較してはそんなに高いものにはついてないと、そういうふうに思っております。ただ、旅客運賃についてはですね、村内統一して一辺倒に口之島に言っても宝島に行っても同じ料金は出来ないのかという研究もした経緯があったと思うんですが、これは三島村が竹島から黒島までに行くのに同じ料金で行っておりまして、そういうようなことで本村もそれは出来ないのかということをやった経緯がありますけれども、これについては、どうも国土交通省の認可が難しいと、こういうことでご破算になった経緯があると、そういうふうに認識をしております。やっぱり旅客運賃についても、この我々の地域は縦長なものですから、そうしたものが難しかった訳ですが、それについての料金設定もやはりキロ数に従ってたぶん出しているんだと、そういうふうに思っております。それから、先程ご指摘の種子・屋久の話が出ましたが、ここは競争を今やっていて2社あるんですが、その連中が競争して値下げを非常にやっておって、今になって採算が取れないから云々というようなこと等も出てきているようでありまして、おそらく貨物もそうかと思いますが、お客の運賃については随分安くなってきていると、そういうふうに思っております。我々の地域は当初から国の補助の離島航路補助の適用を受けている地域なものですから、なかなか一回設定したものを下げるということになりますと、よっぽどの理由がない限りそれが不可能でございまして、一般的にそういう離島航路補助の対象にならない地域は、お互い競争の原理といいますか、そういうものでやっておりますので、それらとは若干考え方も違うのではないかと、そんなふうに思っておりますが、おそらく日高議員がおっしゃるように運賃の比較を出すのはやぶさかではありません。けれども、そういうような経緯があるということだけは申し上げておきたいと思えます。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

例えば村長、色んな全般的な日本の貨物、料金のあり方というのは、これは莫大な船舶会社との情報をとらないといけない訳ですよ。例えば一つの「としま」の一例とすればですね、手・小荷物があがってますけれども、手・小荷物一つをとってもですね、鹿児島発は貨物運賃体系をとっている訳ですね。島発の手・小荷物、これは私も議会でも何回か指摘をしましたけれども、敢えて言わせてもらうのは、もう新年度予算が控えている訳です。ところが、これ改善策は何もしていないんです。島発は全て手・小荷物600円、450円徴収ですよ。これ一つをとってもですね、国土交通省あたりがこの認可をするにあたってもですね、何故これを認めるのかなと、何故島からの手・小荷物の扱いは貨物扱いが出来ずに、島発は600円、450円という、あるいは20キロを超えるものは1,200円ですよ。ところが、鹿児島発で冷蔵庫そういうものを預ける時は貨物運賃1才あたり266円ですか、この運賃で通る訳です。だから、島で生活するものにとっては非常に不利益な取扱等がなされている訳です。こういうのも、年々国の会計検査もある訳ですから、色んな指導もある中で何ら不自然さを感じないのかなと我々は思っている訳です。そういうところも、一つの新年度予算編成する中でも、やはりきちっと見極めてしっかりやるべきだと私は思っております。冷蔵庫20キロを超えるものは930円ですね。930円という、これくらいの品物で10キロ以上を超えると、その倍料金490円という、これは殆んどがその利用者というのが島の在住者ですよ、この人達は止む無く、そういう料金設定ですから。このことも見直しをして、やはり貨物体系という形で取り扱うべきじゃないのかと言ってきた訳です。是非そこらあたりも見直し策をやる必要があると思えますけどね。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

7番議員さんが言われることは、いわゆる手荷物と小荷物の積み分けと、鹿児島発の中で冷凍冷蔵品が貨物扱い出来て、島の人間が送る時には貨物扱いではないのではないかというご趣旨の質問かと思えます。これについては、当方も現在、手荷物の中の例えば手回り品ですから冷蔵庫は、小荷物というのは実際の中で宅送品というのは余り発生はし得ないというふうに解釈しております。というのは、今まで従来この手・小荷物の取扱の流れというのは旧としまからの流れでございまして、純然たる手荷物というのは、あくまでもお客様の手まわり品という形が認可され

ているということを冷蔵品という形に置き換えてやっている訳ですね、小荷物についてですね。それで、小荷物の取扱については今後、私共もそこら辺の取扱いを改正したいと、あくまでも現行のやり方の方に改正して行きたいというふうに内部で検討しております。一応、例えば貨物の中に冷凍冷蔵室がある、という形をとるという形でしたいというふうに考えております。ただし、その場合、島から送られてこられてた場合に、貨物ですので1番最後の引渡しがどうするかという問題、これがまず出ますね。その辺の時間調整が果たしてうまく出来るかどうか、この辺を鹿児島の方と調整を図ってと、このように考えております。

最初の部分(聞き取り不能)のことを考えております。周知の方法も、期間もございますので、内部の方を固めてから周知期間という形で1年間あたりかけながら、順次そういう方向で取扱いを検討したいとこのように考えております。

○議長(用澤満男君)

7番、日高通君。

○7番(日高通君)

沖中室長がおっしゃるように、私はこの問題はやはり公平性を保つためにはそういう方向になるだろうと思います。あと問題は取扱のあり方ですね、少し気になっているのは。貨物で扱った場合には、法での云々という話に触れましたけれども、ならば何と言いますか、こちらで取り扱った場合は冷蔵冷凍もしくは、(聞き取り不能)というのかな、貨物扱いで料金設定して島での引取りを担っている訳ですね。鹿児島の方では、それぞれの荷役の方で荷物の取扱をして、責任をもって取扱をした日に何らかの形で相手方に届くようにしている訳ですね。これも一つは、島での行政サービスの一環の流れで動いてるんだらうと私は思っておりますよ。さっき言っているのは、何か引っかかるなど、非常に義務的といいますか四角四面な形での対応、これは貨物で取り扱ったんだから翌日ですよという扱い方を云々ということでしたからね。ただ、そこははっきりとそういうものはやはり冷蔵冷凍もしくは、その手・小荷物で預かっても貨物で料金を扱っても、そこに発生していない訳ですからね。要するに鹿児島荷役でのその料金の取扱料というのが今現在発生していますか。そこを、まず一つ確認させてもらいたい。例えば600円の個数に対して50円が地元の手数料になっているんですか、賦金としてかえって、そしてその中からまた後50円が荷役業者がとっているという料金体系なのか、その部分はちょっとわかりませんから、そこはちょっと示してもらいたい。それと、もう一つは貨物運賃、本当にあなた方は貨物料を赤字航路だから何としても徴収しなきゃいけない、出来るだけ貨物料金を崩したくない、それは十分わかるんですよ。だけど私達が見たら、非常にこの運送約款のうたっているの等を見てもいい加減だなと思いますよ。例えばブロック1個、買値よりも運賃が高いとか、その大きさじゃなくて今度は重量だとか、得のいいような解釈をしながら積み上げていく訳ですから、それで人間が目で見るとその査定をする訳ですから、例えば貨物1才・2才の扱い方にしても、本当にどこまでがどうなのかが我々にも理解できないところもありますよ。例えば、さっきの問題でも言いました買値よりも運賃が高いと、運賃プラス荷役料は村内荷役料、鹿児島荷役料は2分の1で計算されている訳ですから、例えば1,500円のものを3,000円に引き上げると、運賃をとると、その2分の1がとれますから、そうするとそれぞれの荷役料として発生する訳ですよ。そうすると支払う側にとってみますとものすごく不利益な行為が出ている訳ですよ、それは当然その業務に関わっている鹿児島荷役と、村内の荷役料が発生するのは当然でしょうけれども、その運賃のこれによって全くその支払いの額が違ってくる訳ですよ。そういう意味で非常に我々としては単なる船の運賃だけではなくて、プラス水揚げ料まで含めた中でそれが精算されてくると、そしてそれが支払をされてくるんだということを、あなた方もよく理解してもらいたいです。ただ、単なる運賃という1才、100数十円の額ではないんですよと、村内荷役料プラス鹿児島荷役料というものが発生したものが全体として運賃として我々は支払いをしているんだということをよく分かってもらいたい。だから、もうちょっとそこら辺りの何か解決策はないのかなと、本当に島で生活すると、本当、これだけのものも1才266円ですか。極端に言えば、鉛筆1本を送ってもらってもとるんですよ。果たしてこれが常識的なその料金設定のあり方なんですかと我々は思うんです。マイク1本でもそうですよ、やっぱりそこら辺りは会計監査を受ける訳ですから、そういうところに申し出をする必要性はなかったのかなと、ただその色々な我々の貨物の中では、こういった住民苦情というものがいっぱいあるんだということも説明しないと彼らにはわからないと思いますよ。そこら辺りの協議がこれまでであったのかなかったのか、また今後やろ

うとしているのか、そういう気持ちがあるのか是非聞かせて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

まず、第1点目の手・小荷物運賃に対する徴収されたものの手数料関係ですが、これは運賃を徴収した中からは支払っておりません。別途、契約で1個あたりいくらでお支払いしております。一応、この件につきましては、現在鹿児島の方は中川さんなんですが、それについての手数料の減額改定ということで依頼をしております。当然、4月以降はその減額をした改定額でいくと。1個辺りの手数料ですね。それと、あとは手・小荷物についてはですね、鹿児島港に入って来た時にやはり、そこから1個1個搬出して手渡す作業が発生する訳です。ですからその辺はきちんと考えなくてはいけないということです。それから貨物に切り替えた時に、翌日というのではなくて先程調整が必要というお話をしたんですが、これについては当日に出来ないからということでの調整でございます。若干遅れてでも、一般貨物という形でおりてきますから、その辺が今のお客様の利用者に支障のないような形で出来ないかということで、それは現在正式文書ではないですけど、そういうことも考えておりますということは話をしています。それと、貨物運賃の体系でございますが、これは容積トン数と重量トン数、いわゆる例えば1m1m1mこれですと、いわゆる容積トン数ですと1トンになる訳です。ですから、これは標準的な運送約款を使っていますから、通常この運送約款を使ってどこの船会社についても重量、または容積という形での算出方法ということとはっております。これは、あくまでも一般論ですね。それで一応、十島の場合も運送約款を使って算出しているというやり方をしております。それと後、最低運賃を定めなくては行けませんから、その分が最低運賃に関わっていくということです。それと、あとは運賃だけでなく各荷役料、いわゆる鹿児島荷役料、それから村内荷役料ですね、それで約半分位ずつかかってきますので住民の負担はちょっと大きいという認識は我々はもっております。以上です。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

その運賃の手・小荷物あるいは貨物、色々この運賃体系がありますので、その離島航路補助金の中での申請をどこまでするのか、僕は中身については余りよく承知しておりませんが、届けを1トン当たりいくらということで届けをしているんだと思います。ですから、そういうものについては運輸省との協議が必要でありますので、ここで一概に運賃の値下げをしますということとはちょっと言えませんが、検討の余地はあるのかなと思っております。検討して、運輸省と折衝してそれが可能になればそれにこしたことはない訳でありますけれども、今の補助航路の状況からしますとどうなのかなと、他の航路よりも高くとっているということであればそれはもう引き下げる一つの材料にはなると、そういうふうに思っております。

○議長（用澤満男君）

日高通君の本件に関する質疑は既に3回を過ぎましたが、会議規則第55条の但書きの規定によって特に発言を許します。

日高通君。

○7番（日高通君）

過去に私共、十島村議会の方も東京の小笠原の方に視察等をしに行った経緯がある訳ですけども、その中でも小笠原丸が、はっきり記憶にはないんですが、どういう経営状況にあるのかわかりませんが、当時の担当の説明によりますと食料品等については東京都の方が運賃助成という形をとってやっているんだと、こういうことも当時見聞きをした訳なんですけれども、そういう一つの事例を出しながら、そこら辺りは沖中室長の方で調査すればすぐわかる訳ですから、そういうことは我が村にとっても適応出来るのか出来ないのか、そういうところもしっかりと研究する余地があるんだろうと思いますから、そこら辺も是非参考にして、取組みをやる場合はやってもらいたいと思います。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

貨物運賃につきましては、現在届け出制になっております。いわゆる運輸局への届け出、です

から7番議員のご指摘のとおり、いわゆる何処までが生活関連物資かという限定をせざるを得ないところが出て来るんですが、それを個々の運賃設定をして、後はルールに従って皆さんがルールに沿うようであれば、例えば食料品に限定するというような形でのルール設定という運賃設定は可能ではないかとこのように認識しております。ただし、現在、非常に今、離島航路において言われておりますのが、いわゆる収支率、例えば手・小荷物に係る収入と支出が悪いということはすぐ指摘がきますので、その辺の収支の改定が必要になってくると、そうすると、いわゆる支出を抑えて収入を上げざるを得ませんから、当然運賃値上げという形が出ざるを得ない部分も出てくると思います。というのが、今の補助制度というのは標準収支というものを出しまして、その標準収支に合わない場合は、標準収入があったものとみなして、数字を置き換えて当てはめていきますので、その分についてはカットしてくるという国の補助制度です。その分、現在鹿児島県の方が全てを見て下さっておりますけれども、この辺もきちんとしていかざるを得ないのかなというふうに考えております。いずれにしましても、今後の作業としましては生活関連物資の食料品に限定するかもしれませんが、こういう形での運賃の設定というのは再度見直しが必要かというふうに考えております。

○議長（用澤満男君）

只今からしばらく休憩いたします。

3時10分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

4番、里毅君。

○4番（里毅君）

運賃に関連していることですが、例えば業者あたりが4トン車の車、それ以上もあるかもしれませんが、それに山ほど積んで搬送されておる訳です現在。ですから、そういうものと、また車一台もってくるのと同様な運賃ですか、その点についてお伺いしたいんですが。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

現在のところ、4トン車に積載している荷物、いわゆる積載加重内であれば、それは4トン車でとれます。問題は色々あるんですが、例えば今後気をつけなくてはならないというのが、いわゆるドラムで火気の危険物についてはですね、危険物指定場所で村内には置けませんので、これは別途という形で考えております。

○議長（用澤満男君）

4番、里毅君。

○4番（里毅君）

これは、4トン車のみでやはり運賃は徴収している訳ですね。そうですか、そういう点がわかればよく理解できるんですが、それは同様だったら、あるいは別個に個数で運賃を取るんだったら、相応金額も上がると思うんですね。ですから、そういう説明がありますから、その点はよく理解できますけれども、その点についてよろしく願います。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

貨物の取り扱いについて協議をいたします。

協議中

○議長（用澤満男君）

本会議に移します。

休憩以前に、引き続き会議を行います。

5番、有川和則君。

○5番（有川和則君）

予算とは直接関係ないんですが、沖中室長がいらっしゃいますので1点だけお聞きしたいと思います。近海から沿海に4月1日からなる訳ですね。フェリーの船長の資格をもった方、何名くらいいらっしゃるんですか。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

船長資格ということでは8人か9人くらいです。というのが、沿海資格ですと4級以上ということになりますので、ただしこれは履歴限定がついている人間もいるかもしれませんが、殆んど甲板の方は2、3名くらいが免許を取ってないだけで、後は全部有資格ということで取らせていますので、甲板の方は全てだいたいカバーできていると思います。後は、今年度19年度の赤字欠損見込額ということですが、国庫補助金の確定通知がまだ来ておりませんので、この辺の見込みは現在のところ立っておりません。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

この運航収益の旅客運賃6,643千円減額ということなんですが、減少ということなんですが、実際お客様がこれだけ乗らなかったからと言うのはわかるんですけども、具体的に理由としてどういったものがあつたのか、もしわかっていれば説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

やはり、1番大きな要因、伸びる要素としては、うちの船は5月、それから7、8、10、11月くらいまでが観光客あるいは移動、色んなお客様が多いんですが、近年これが非常に固定化して減少傾向にあると、ある一定の数字で止まって来ているという形になっております。一応、今年度19年度につきましては、5月ですとだいたい月に10航海くらいしてるんですが、これでも同じ航海しても240千円くらい少ないということになっております。ですから、どうしても一番お客様が動く時期に収入が上げられてないという形になっております。この要因としては、イベントとか予定している人達が台風等が来そうで延期とかする形が出て来るんですが、それによる減額が非常に大きいと思います。ですので、航海数はしてるんですけども少ないというのはそういう要因です。いわゆる、日にちをずらして出港しているという形が一番大きな要因じゃないかと思います。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第6、議案第13号、平成19年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第6、議案第13号、平成19年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第14号 平成19年度十島村介護保険特別会計補正予算第3号についての件

○議長(用澤満男君)

日程第7、議案第14号、平成19年度十島村介護保険特別会計補正予算第3号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第14号の説明を申し上げます。本案は平成19年度介護保険特別会計補正予算第3号でございます。まず、保険事業について概要を申し上げますが、今回の補正につきましては介護給付に係る施設入所が当初の見込みより3人程増えておりまして、それによることの予算補正が主なものになっております。まず予算ですけれども、歳入歳出の現予算に1,229千円を追加しまして、それぞれ歳入歳出74,826千円を定めるということをお願いをしております。まず、歳入でありますけれども、保険料で介護保険給付事業にかかるものとして119千円を計上しております。それから、国庫支出金であります240千円を計上しております。このうち、介護保険制度改正に伴うシステム回収分と致しまして国庫補助で366千円が見込まれておりますが、地域支援事業交付金が349千円減額しておりますので、差引240千円の増額、そういうことになります。それから支払基金につきましては424千円を計上してございます。県支出金につきましては168千円を計上しております。それから、繰入金につきましては278千円を計上しておりますが、このうち介護保険制度改正に伴うシステム回収分等としまして360千円を計上しておりますが、ここでも地域支援事業分が175千円減額になっておりまして、差引278千円増額したことになります。次に歳出であります、総務費で627千円を計上しております。主なものは介護保険制度改正に伴うシステム回収分でございます。それから、介護給付金につきましては1,515千円を計上しております。これにつきましては、介護施設入所者の増によるものでありまして、当初見込みより3名の利用者増が大きな要因でございます。それから、地域支援事業費につきましては913千円の減を行っております。これにつきましては、19年度から地域包括センターを立ち上げて事業を実施してきたところでありまして、マンパワー不足等により満足な成果が上げられなかったことによって事業量を縮小したことによるものでございます。以上で簡単でございますが説明を終わります。

○議長(用澤満男君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(用澤満男君)

7番、日高通君。

○7番(日高通君)

この地域支援事業、非常に村長からもマンパワー不足で云々という説明を受けている訳ですが、何と申しますか、支援事業というものがどういう姿でどういう活動を主としたものをおきながらこの支援事業というものを行うのか、やはりそこらに明確さが出ていないんじゃないのかなと思います。ただ、国がそういう制度を設けたということでそこに補助金というのがそこにまつわっている関係で手を差し伸べてしまったと、そのことが活動にそういう、うちのマンパワー不足というものを想定した中で出来なかった、ゆえにこの事業はうまく展開できないという環境にあるのかなと思う訳ですけど、もう少しそこら辺りを限られた人材の中で、この事業そのもの

のをどのようにすれば我が村の地域支援事業というものが確立できるのかと、一つの計画性を持って事業の取組みというものを私は求められて来てると思う訳ですけれども、何かそこら辺りを住民課に直接かかわる中で、何が一番問題で、もちろん基礎だろうと思う訳ですけれども、それ以外に今後何を改善することによってこの事業が成り立って行くと考えているのか、その点ちょっと聞かせて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

今回の補正予算の主なものとしまして若干説明させて下さい。施設入居者が当初16名だったのが19名に増えたということが大きな要因です。その関係は、特別養護老人ホームが現在8名、老健施設が7名、医療型の病院に入院している方が4名ということで、その関係は今回の補正の要因となっております。今、ご指摘のありました地域支援事業につきましてですが、19年の4月から地域包括支援センターというのを本庁とそれぞれの各島の診療所にサブセンターということで名称を設けて開設した訳なんです、本村の中では皆様ご存知のとおり民間事業所も全くなくて、保険医療福祉の分野での事業をやっているというのは唯一診療所しかございません。そういう中で、診療所の業務も大変な中なんです、毎週木曜日の午後からこの包括支援センターの業務に診療所の看護師があたりなさいということで、地域の高齢者の方の相談とか色々な窓口ということで開設しております。現在、本村の中で唯一マンパワーということで、松下ケアサービスが要介護とか介護等の認定をするために現在島の方に入っております。この事業者につきましても、やっと今行ってもらってるという感じです。それと、何が足りないのか、まさしくマンパワー不足というのがうちの一番大きな弱点ではないかなと思っております。今、村の方で昨年の4月から始めております「トカラいきいき教室」あたりを唯一、民間事業者がないということでそういう事業に出来ればなということで、今この事業を進めているところです。それと今、村の方で先程も村長からもありましたけれども、保険医療福祉のあり方について医師や大学の先生、保健師さん、看護師さん等に協力を頂いて色んな知恵を出してもらってます。今、うちの現状と、どうあるべきかということについて協議を頂いておりますので、こういう皆様で出し合った知恵を、今後村の中の地域包括支援事業の中でも活かしていくべきだと考えております。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

この包括支援制度事業というのは、やはりマンパワー不足ということは今すぐ解消できる問題でもない、それを診療所において一看護師に一任をして、限られた活動では出来ないのは誰がいても当たり前のことなんですね。ただ、そういう制度の中で止む無く診療所に看板を掲げたというだけに、極端に言えばそこに尽きてる訳です。しかし、やっぱりその事業そのものを本当に抜本的に保健福祉という問題を検討しないと、こういう国が制度を設けたから、はい、市町村をおりてきました、あなたのところもやりなさい。はい、わかりました。つくりましょう。ということで、我が村がそれに引きずり廻されて、結果的にはその事業そのものが上手く廻せないということで、果たしてそのことが我が村の福祉事業に貢献できているのかなと、私はそこにぶら下がっている補助金というものがちらついているもんですから、止む無くやらざるを得ないということで、非常に苦しい村の台所事情がそういうものになってしまってるかなと思っている訳ですけれども、やはりこれ1年、2年で解決できる話じゃない訳ですから、本当に長期的なそういううちの村の将来の福祉政策の中で、やはり具体案として出せるような、何せマンパワー、何せ我が村には人材がない訳ですから、ましてやIターン、Uターン一口に呼んでも定住者促進してもなかなか受入態勢がままならないところに、その地域住民でそのことをやって下さいよと、地域のことは自分達で守りなさいよと、これはわからない理屈じゃないんですけど、現実問題としては非常に厳しい問題を残している訳ですから、そこら辺りも十分考慮した上で今後の事業そのもののやはり考え方、ここに来て、自分達がさっき言ったような「トカラいきいき教室」なるものが、またかぶり込んでくる、本当に何が何でもどうなってるんだと、なんか皆がもう我が身を二つも三つも引き裂きながらやらなければならないという、そのことが住民の負担へとつながってくるようであれば、せつかくの事業が何もなくなる訳ですね。そういう事も考え合わせてもらいたい。特に本庁が村内に在住すれば、皆さんが良いマンパワーなんですね。ところが我が村には残念な

ことにそれを望めない現実があります。他の市町村は、例えば経済課長はこの部署を担当してもらいましょうということで、その地域の中でそれぞれがうまくやれる訳ですよ。何せ、我が本庁勤務の職員は身動きが取れないというところに、この本村の厳しい人材不足が生じてるんだろうと思う訳です。我々も、また知恵を働かせながら、また職員も知恵を働かせながら将来のことを考えざるを得ない訳ですけども、ただ補助金の甘い餌に飛びついて自分達の地域の姿を見失ってしまっては困るなど、こういうことだけは申し上げておきたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

今回の包括支援センターにつきましても、市町村としては、うちでは出来ませんという、言うことができないような突きつけられたということで、本村の現状には全くそぐわないような現状だということを我々も承知しているところですけど、国や県からのこういう施策を行いなさいという指示の元で動いている状況で、看護師の仕事にしましてもこれ以上負担をかけて良いのかなど、本来の業務以上に負担がかかり過ぎてきてきているなということを感じているところでございます。また「トカラいきいき教室」につきましても、本来私共の村には民間の事業者もなく、介護保険の対象者になっている方がホームヘルパーぐらいしか受けるものはありません。我々の村で、介護保険医療を沢山使っているのは、毎日仕方なしに施設に入っている19名の方が殆んどだと思います。ですから、島の中で一日でも長く少しでも長く自分の生まれた家で生活出来るようにして行くのが、やっぱり役場であり、地域の住民の皆様との協力の下でこの事業は進めていかななくてはならないと思っておりますので、そういう中で「トカラいきいき教室」で何とかで少しでも元気に、今よりも元気になっていただくような形で事業を進めているのが現状です。それと、7番議員さんからもありましたように、若い人達に対する負担がですね色んな面で来ているというのは私共もよくわかっております。一人の人が何役もしなければならない、もうこれ以上出来るのかなというような状況であるというのは重々わかっているところです。ですから、島それぞれ特徴があると思いますので一概にこれをやりなさいというようなことはすべきじゃないんじゃないかなという考えです。それぞれの島で出来ることをやって頂くという形で、事業を展開して行くのが理想じゃないかなというふうに考えているところです。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第7、議案第14号、平成19年度十島村介護保険特別会計補正予算第3号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第7、議案第14号、平成19年度十島村介護保険特別会計補正予算第3号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 議案第15号 平成19年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件

○議長（用澤満男君）

日程第8、議案第15号、平成19年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第15号について説明申し上げます。本案は19年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号でございます。予算の総額ですけれども、2ページに示しておりますように予算総額から歳入歳出それぞれ2,496千円を追加致しまして、合計が58,764千円に定めるということでお願いをしております。まず、歳入についてですが、7ページにあげておりますように支出予算の財源と致しまして一般会計から繰入金を2,496千円を増額致しております。それから歳出ですけれども、建設維持管理費委託料で入札執行不用額1,000千円を減額致しまして、諏訪之瀬島電気透析淡水化装置の工事請負契約が3,496千円を増額致しまして総額2,496千円を増額したということになります。簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

この工事請負費の関係で、今回のこの補正は諏訪之瀬島の工事関係ということなんですが、12月補正で確か中之島の補正があがっていたと思うんですが、具体的に工事についてはまだ発注されていない訳ですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

もう既に発注しまして、後は業者さんが乗り込むだけになっているようなんですけど、中之島は今すごく宿が取れない状況にあって、今週の金曜日の日に行くようなことを言っておりました。もちろん、工期内には全て終わらせます。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第8、議案第15号、平成19年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第8、議案第15号、平成19年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△散会

○議長（用澤満男君）

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。
明日３月１１日は、午前１０時にお集まりください。
本日は、これで散会します。
ご苦労様でした。

3月11日（火）

△開議宣告

○議長（用澤満男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第16号 平成20年度十島村一般会計予算についての件

○議長（用澤満男君）

日程第1、議案第16号、平成20年度十島村一般会計予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第16号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成20年度十島村一般会計予算でございます。議会開会冒頭の行政報告、および平成20年度予算編成方針でも申し上げましたとおり、本村の財政状況につきましては、村税等の自主財源に限界がございまして慢性的な財源不足、そういうことになっておりますが、加えて近年の三位一体改革等の影響から地方交付税が大幅に減少しまして、各種歳出の抑制対策に取り組んできておりますけれども、依然として財政財源不足は解消されない状況でございます。そのようなことから引き続き、国・県の財政指針に歩調をあわせた歳出抑制に努めるものとしております。平成20年度の全会計の予算総額につきましては、対前年度比4.2%、161,897千円の増額で3,998,538千円となっております。一般会計につきましては、予算書で示してございますように特定離島事業での皆既日食対策事業が影響を致しまして、対前年度比6.5%、177,351千円の増額でありまして歳入・歳出の総額は2,894,131千円としてお願いをしております。全5年間の中でも2年連続の対前年度増額予算となっております。それから、この予算書の中で地方債、それから一時借入金、それから歳出予算の流用等を記載してございますが、一時借入金につきましては第6条で100,000千円ということをお願いしております。それでは、予算の特徴から申し上げますけれども一年後に控えました、先程も申し上げておりますように皆既日食対策事業を、当初予算で189,861千円計上をしていることに伴いまして、地方と都市との財政力格差を是正する目的で創設されました地方再生対策費として43,000千円が普通交付税で見込まれること、更に昨年に引き続きまして「頑張る地方応援プログラム」が特別交付税で継続されたこと等があげられます。しかし、マイナス面におきましては普通交付税の算定基準である単位費用、これらが減少しておりまして地方交付税全体では大きな増額期待は厳しいものが予想されております。また、公債費比率の改善対策と致しまして、保証金なしの金利6%以上7%未満の公債費を155,393千円繰上げ償還するものとしております。次に、歳入の財源内訳等について申し上げますが、自主財源が340,527千円、構成比で11.8%、それから依存財源で2,553,604千円、構成比で88.2%となっております。自主財源の主なものにつきましては、繰入金で繰上げ償還に要する財源と、農村振興総合整備事業の補助裏にあてる財源を基金から見込んでおります。村税につきましては、わずか2.3%を占めるものであります。依存財源の主なものにつきましては、地方交付税で45.5%、額にして1,318,000千円、国庫支出金が20.9%で603,690千円、それから県支出金で13.4%、387,412千円、村債で7.3%、211,400千円等となっております。それでは、歳入の主なものから申し上げますが、13ページから順を追って申し上げたいと思います。まず、村税でありま

すけれども、償却資産の減価償却が影響しておりまして、固定資産税の減額、また村民税の特別徴収者の減の関係で前年度より2,176千円減額となっております。次に、地方譲与税ですけれども、道路特定財源特例法の法案成立が気になるものの前年度同額で見込んでございます。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金につきましては、県民税の按分率が影響するものでありまして、前年度とほぼ同額を見込んでおります。それから、地方消費税交付金につきましては、消費税を原資として人口等を基準に交付されるものでございますが、国内景気が危惧されるものの前年度同額で見込んでございます。それから、自動車取得税交付金につきましては、自動車の販売実績の中から市町村道の延長等の基準に交付されるものでございますが、前年度と同額を見込んでございます。それから、地方特例交付金につきましては、平成11年の特別減税の際の地方税の減少を補う為に創設されたものでありますけれども、特別減税は既に解除されたものでございますが、暫定措置として21年度まで交付されるもので、前年度同額で計上をしてございます。それから、地方交付税につきましては先程申し上げましたように1,318,000千円を計上してございます。前年度よりも3.4%、43,000千円の増額となっておりますが、これも先程申し上げましたとおり地方格差の解消措置として普通交付税の中に新たに地方再生対策費が設けられたものでございます。本村への交付見込額が43,000千円ということで、この分が影響しております。それから、分担金および負担金につきましては老人福祉施設の負担金の影響で前年度よりも増額の2,262千円となっております。使用料および手数料につきましては、診療所使用料の増額が影響を致しまして、対前年度1,964千円の増額となっております。それから、国庫支出金につきましては情報通信基盤整備推進事業、これは昨日も申し上げました中之島のデジタルテレビ中継所の事業完成が影響しまして、前年度比68,858千円の減額となっております。港湾建設事業の3港湾の事業費につきましては、前年度と同額計上をしてございます。それから、県支出金につきましては387,412千円となっておりますが、132,267千円の増額となっております。これは、冒頭でもふれましたとおり、皆既日食まで残り一年になりまして、集落内等の環境整備を特定離島事業において施行する必要から、その関係経費として143,570千円が計上されて、これが影響したということになります。それから、財産収入につきましては市場金利の上昇が見込まれることから前年度より2,086千円を増額するものでございます。次に繰入金につきましては、積立基金からの繰入れによるもので前年度より72,000千円の増額となっております。基金の内訳につきましては、減債基金から繰上げ償還にあてる財源と致しまして155,000千円、それから地域振興資金から県営事業の農村振興総合整備事業の補助金が25%の財源にあてる為に繰入れるものでございます。それから、諸収入につきましては前年度とほぼ同額の13,705千円を計上してございます。この諸収入につきましては、平成15年貸付の県有牛償還24頭分が見込まれています。それから、村債につきましては、ほぼ前年度と同様の記載内容として211,400千円を計上してございます。次に歳出に参りますが、まず歳入歳出の性質別の条件について申し上げますと、人件費につきましては新旧職員の入れ替えによる給与費の減額と、それから特別職の給与減額、特例の関係で前年度より4,096千円の減額となっております。それから、物件費につきましては特定離島事業で、これは歳入でも申し上げましたように、皆既日食対策並びに畜産振興事業を計画していることから、これが影響しまして対前年度31,260千円を増額してございます。維持補修費につきましては、村有財産の老朽化等の臨時的な修繕費に伴いまして、対前年度863千円の増額となっております。それから扶助費につきましては、老人福祉施設措置者や老人福祉施設措置等の増加が影響しまして、前年度より1,225千円を増加しております。それから、補助費につきましては後期高齢者医療制度の創設や県有貸付牛償還金等の増加の関係で、前年度より16,151千円増額をしてございます。それから普通建設事業につきましては、先程から申し上げておりますように皆既日食を前年に控えて特定離島事業の一部を本予算に、集落内の環境整備等を行うこと等として前年比で110,452千円が増額となっております。それから公債費につきましては年々減少傾向にございますが、更に繰上げ償還も影響しまして対前年度7,253千円の減となっております。それから積立金につきましては、公債費負担適正化計画に基づきまして、減債基金に50,000千円を積み立てる予定として掲げてございます。それから、繰出金につきましては77,180千円となっておりますが、医療費ならびに介護給付費の増加、水道施設の老朽化等による特別会計への財政支援でございます。それでは歳出の28ページからですかね。予算の目的別の主なものから説明を申し上げます。まず、議会費につきましては議員

数が定数に戻ることから前年度より1,101千円増額となっております。それから、総務費につきましては情報通信基盤整備推進事業、国・県政選挙の関係で前年度より105,345千円の減額となっております。増加分につきましては、減債基金への積立てを50,000千円予定をしております。また、村長、村議員選挙、村農業委員会選挙も同時に計上をしております。それから、民生費につきましては、職員給与費の人員構成の関係と20年度からスタートする後期高齢者医療制度の準備費用の付与が影響しまして、3,424千円の減額となっております。衛生費につきましては、対前年度2,077千円の増額となっておりますが、増額の要因としては医薬材料費の購入費、あるいはゴミリサイクル関係等が影響しております。それから、農林水産業費につきましては、県有貸付牛の償還金、あるいは飼料基盤活用促進事業、農村振興総合整備事業負担金等を見込んでおります。前年度より23,880千円の増額となっております。それから、商工費につきましては、特定離島事業で何回も申し上げております皆既日食の対策関連事業等を、年度当初から着手する必要があるございまして、対前年度87,967千円の増額で計上しております。土木費につきましては、対前年度180,865千円の増額となっておりますが、これにつきましては、年度当初から取組む必要事業を特定離島で計画したものでございます。集落内の側溝、ガードレール等の安全対策、定期船の接岸の安全対策等と致しまして防舷材整備事業等を計画するものでございます。それから、消防費につきましては、前年度より5,604千円の減額となっておりますが、特定離島事業で自動体外式除細動器AEDを各学校あるいは集落、集会場等への導入を計画しているものでございます。教育費につきましては、前年度とほぼ同事業を計画しておりまして、前年度比1,327千円増の97,252千円となっております。主な事業と致しましては小学校修学旅行、中学校連合体育大会、またファミリー劇場等を計画しているものでございます。次に、9ページですけれども地方債の関係をお願いをしておりますが、起債の目的、それから限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げてございますが、本年度は辺地対策事業債として22,600千円、それから過疎対策事業債で20,000千円、一般公共事業債、これ港湾関係の事業ですけれども135,000千円、それから臨時財政対策債で33,800千円、合計の211,400千円を予定しております。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。以上、一般会計の予算の概要について説明を致しましたが、予算に関する資料と致しまして、平成20年度予算の概要、および平成20年度主要施策に関する調書を添付しておりますので、これをまた参考にしていただければ有り難いと思います。以上で説明を終わらせて頂きたいと思います。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

一般会計の中身は多岐に渡りますので、担当課別に質疑を行ないたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

異議がないようですので、そのようにすすめることと致します。

まず、総務課関係につきまして質疑を行ないます。

只今から10分間休憩いたします。

10時45分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

質疑をお願い致します。

1番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

歳入の関係で、まず自主財源の関係で、この村税の部分において固定資産税、および個人村民税がどちらも対前年で減額になっているんですが、この要因について説明をお願いします。それから、地方交付税の中の43,000千円、この地域再生対策費これがどういった形のもののなのか、中身について説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、村税収入の減につきましてですが、まず住民税の関係につきましては特別徴収の関係で、減少するということが影響しているということになります。特別徴収と申しますのは、事業主がおりましてそこに雇われる関係者ということ等が減少するというものが大きな影響となります。それから、固定資産税の減につきましては、償却資産が毎年大規模のNTT関連のそういうものの等の施設は、毎年の減価償却によりまして減少するということ等で、今回も4,000千円程度の減少じゃないかと思います。それから地域再生対策費につきましては、既に総務省の方からの見込額が本村の方に通知が来ております。43,000千円の増ということ等で、これは人口の規模等を中心にした形で交付されるということ等になっております。1月の下旬に市町村課の説明がありまして、今年度の普通交付税の国の地財計画をもとに説明を受けた訳なんですけれども、その中で昨今の都市と地方との措置の格差ということ等を助成しようという中で、今回の政府の方がこの格差是正にあてようという中で、その人口を中心にした形で、十島村の方では既に割当額が既に43,000千円という額が説明の中で決まっております。その中身については、基本的には人口の規模、更には産業の構造の規模というものを中心になる訳なんですけれども、先程申し上げた形で人口を中心にされた形で交付された形で交付されるんじゃないかということ等に理解するということになります。これらにつきましては、最終的には毎年交付税検査を7月の下旬に県の方が実施しますのでその中で確定されるかと思いますが、先日の説明会の中では十島村については先程から申し上げるように43,000千円が交付されますよということになっておりますので、恐らくこの枠の範囲で交付されるんじゃないかと思います。財源の使途につきましては一般財源ですので、村の地域政策に使う、あるいは村のハード整備に使う、あるいは人件費に使うというのは個々の判断によるかと思います。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7 番（日高通君）

今、総務課長の地域再生事業にかかわる事業の中身というものが少し触れられた訳なんですけれども、やはり国の政策の中で地域格差というものがこれだけ目に余る形ででてきたと、それに伴う今回の事業である訳なんですけれども、各自治体に事業はお任せをするのだというようなことでありますけれども、我が村にとって、元々が格差というものは我が村というのは永遠と持ち続けている訳なんですけれども、具体的に我が村にとってこの43,000千円を、どの分野にどういう形で使うんだということを、やっぱり明確に出さなきゃいけないんじゃないかと思っている訳です。例えば、総務課長が今言ったように産業施策にその部分を使うのか、あるいは人民生活の地域整備に中心的に使うのか、なんか平たく常にばら撒くと言ったら言葉がおかしいですけども、そういう形でやっても本当の地域支援というものが私は消えるのかなという気がする訳です。ですから、そういう意味で村としてこの43,000千円はこの分野に集中的に投資をして、そしてこれを補っていくんだというものがあって、私はあって然るべきかなという感じがする訳です。そこら辺りの方針あるいはまた、この予算書だけではなかなか我々もどの分野にどう使われているのかというのがわかり辛いんですけど、その点を総務課長、わかればですね、是非示していただきたい。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今回の当初予算につきましては、普通交付税、これは地方交付税で1,313,000千円計上している訳なんですけど、うちの財政構造を見の中で、この地方交付税が占める割合が45%という当初予算の中ではなっております。ただ、近年度、普通交付税が始まりまして、特別交付

税がかなりこの12年をピークに減少しておりますけれども、この19年度まで今年度までの部分で対12年度と比較した場合に500,000千円の地方交付税が減少しているという状況になっております。今の本村の財政状況の中で、その交付税を43,000千円、今年度地方再生対策という形で交付いただく訳なんですけども、今のところ余裕がないというのが実態です。他のものに何を目的にしたものに当てようということ等は、なかなか難しい面があるかと思います。確かに、18年度と19年度の普通交付税の方にも約9,000千円程度の増があった訳なんですけど、その他の経費に使わざるを得ないという状況からしまして、43,000千円増えたから特別にこの事業に当てなければならないというのは、その財源的な余裕がないというのが、その財源的な余裕がないというのが実態でございます。ただ、この4月に村長選挙が行われます。その際に今回の当初予算の中では骨格予算ということで計上しておりますので、その新村長の下でこの地方再生対策費をどのように活用するかということ等は今後の新村長の下での課題になっていくのではないかと思います。ただ、現実から申し上げて、今の村の財政には43,000千円増えたからといって余裕があるものではないというのが実態です。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

そこでそうすると、この地域再生対策費、これは単年度事業で国が地方交付税の中にもってこうとしているのか、要するにこれを初年度として3年くらいは地域格差是正の為の公税として見込んでいるか、そこら辺の方向が見えれば是非聞かせていただきたい。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

国、県からの説明の中で、この地方再生対策費の方は単年度のみ、あるいは継続しますこと等の方針がでていないです。昨年、交付が決定しております地方応援プログラムにつきましては、特別交付税の中で3年間は一応見ましょうというものは、19年度から21年度までは一応決まっているみたいですが。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

今年は、一つうちの目玉とっていいのか、特定離島の方で皆既日食に伴って180,000千円程色んな予算を組んでいますが、この内容と今この中身等を見ると、安全対策で色々書いているんですが、この額の算定等、地元にいる人間としては、地元の人間に対しては全然そういうのはなかったような気がするんですよ。せっかくするんだったら、ここは危険だからどうして下さいという話もあったかと思うんですが、何かそういうものがあっても思うんですが、何かそういうのが全然なくてこれが出てきているのは、ちょっと自分としては驚きなんですけど。それとも一つ、今回これだけの特定離島で今予算をもらっているんですけど、通常うちは6月にまた、その色んな事業を確定する訳なんですけれども、こっちにあまり事業費をとられて今まで通常やっていた特定離島でやっていた事業というのがおろそかにならないのかとか、また急にどうしても必要なものに今まで頼ってきた訳なんですけど、そういうものに臨機応変に対応できるのかなと、あまりこっちの方で特定離島のあれをとり過ぎていないかなという懸念もあるんですが、その辺りはどうなのでしょう。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今回の当初予算の中で、皆既日食関連の事業費で約190,000千円弱になります。これは事業費ベースなんですけれども、その中に環境整備ということ等で集落内を見回してみますと側溝蓋もかぶってないという地域が各地域にかなりあるかと思います。これは、過去の村政座談会の中でも、あそこの場所をこうして欲しいと、またあの場所のガードレールを設置して欲しいということ等を再三私共の方に要請があった訳なんですけれども、相変わらず財源がないということ等で今日までそのままおいていたということ等を、今回の皆既日食に合わせまして県の方に安全対策だと、関係ない方達が村内にこられて怪我でもした時には村も責任をとることもあるからは

非この事業でお願いしたいということ等で県に話をしたら、県の方も現時点でよく理解してくれたような感じです。ただ、これが仮に皆既日食がなければ、本村の単独事業として村の一般財源として投入した形じゃないと出来ないという事になりますので、現在の先程申し上げた形で本村の財源の中では一挙に事業をすすめるということはまず不可能な状況ですので、皆既日食に乗じたという形になるかと思います。確かに議員が言われますように、集落との調整したのかという問題等につきましては、事業課の方の担当職員が現地の方のそれぞれ検査の折、あるいは事業執行する際に現地の方を調査しておりますので、ある程度は把握しているということの中で、今回143,000千円をそれらの事業費にあてるということにしております。その内容等につきましては側溝整備、あるいは防護壁、あるいはガードレール、道路反射鏡というものを整備するということになっております。それから、2点目の方の、今回皆既日食事業でかなりの特定離島事業を投入すること等で、本村の他の事業等にも影響するんじゃないかということにつきましては、確かに影響が出ます。これはもう事実です。今回、当初予算に計上している特定離島事業の中で、ハードソフトを込みまして302,000千円というもので一応計上しています。昨年の19年度の決定額は280,000千円で、約20,000千円を超える事業を当初予算で既に投入されているという状況になっております。先日、県の方のヒアリングがございまして、十島村については皆既日食が来年に控えるということ等を考えると前年よりも上乘せしたいということ等の中で県の方から理解が得られておりますので、残りの事業につきましては6月補正という形になっていくんじゃないかと思います。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

通常だったら出来るという考え方でいいんですか。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

通常の、本村が産業振興、他の環境整備事業のものとは一時的には年度をずらさずを得ないということ等も考えられます。と申しますが、県の方の特定離島事業の枠については900,000千円という枠が固定されていますから、これをまた本村だけが増えるということ等は考えにくいと思います。ただ、先程申したような形で、県の方が特殊事情と皆既日食という事業の特殊事業性を考えて通年よりも70,000千円～80,000千円前後は研究ベースで何とかしたいというような考え方を持っていますので、最終的には6月補正でないとはっきりしませんけれども、一部事業につきましては年度をずらすということ等も考えられるんじゃないかと思います。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

その枠の一部で私達がもう一つ危惧するのが、その危険度もあるんですが、島のゴミ捨て場です。そこ辺りまでこれでやれるのかということです。その、ゴミ捨て場の方をどういうふうに、何か今のままで大勢の人達にその現場を見せる訳にはいかないのかなという気はあるんですが、そういうのをこれでやるのか、それはまた別個に、全然単独でやるのか、その辺りをお聞かせ下さい。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

皆既日食で来島される方のゴミについては基本的には持ち帰れという方向で今進めているみたいです。ただ、集落内の現在のゴミ捨て場をどうするかという問題等につきましては、本格的に20年度からゴミの分別ゴミがスタートします。その中で、先日課長会の中で、主管課の方は住民課なんですけれども、現在の最終目標としまして、現在の最終処分であるゴミ捨て場については廃止しようという方向まで検討したいということのみで今のところ止まっています。ただ、これは地域との十分な協議が必要になってくるかと思いますが、その際にどういう方向でしたいということになって行くんじゃないかと思いますが、具体的には今のところでは、まだはっきりしないのが実態です。

○議長（用澤満男君）

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

先程、2 番議員の質疑に関することなんですけれども、先程総務課長の方から安全対策面を中心とした、そういう今回の特定離島事業で行うんだということで、事前に担当職員等が調査をしてその中で計上されていると、こういう説明でありますけれども、ただ非常に私共は今の答弁をきいても具体的に村政座談会等も行われて、その中で村が十分把握できているという確証のもとでおっしゃっているんだろうと思いますけれども、ただ今日の村政座談会、あるいはまた職員等の皆既日食に合わせた安全対策のための調査というものがどの程度出来て、そのことが具体的にどの地域ではどの部分を安全面を確保するんだというものが見えてこないです。単なる職員の担当者の一判断で計上されているのであれば、これは大きな間違いにも繋がる訳ですけれども、例えば私共、せっかく職員がそれだけの調査をやるのであれば、あるいはそれぞれの地域自治会の方に相談をしながら、この皆既日食における安全対策を、どの部分をどのようにしてくれと要請があつてそれをもとに基礎算定をしながら予算計上がされるべきだと思う訳ですけれども、今、総務課長の説明によりますと、非常にそこら辺りが、どの程度職員がそのことを把握された上でやられたのか疑念を抱かざるを得ないということなんです。それからもう一つは、非常にこの事業については私共期待をしているというか、ふるさと創生事業なんですけれども、幾分、県の方も今回の皆既日食をということで70,000千円～80,000千円程度は上乗せをする考え方を持っているんだということでありますけれども、やはり非常に6月議会を見なければ、本当にどこまでが安心出来るのか、非常に我々としては審議する側としては非常に不安定な形での予算審議なんです。もう少し、例えば島の方から色々なそれぞれの団体からもふるさと創生事業をとおした事業要求があがってきています。今その事業に対して、どういう形で県の方にあげられて、そして、その内示が確定するまでの見通しとか、そういうものが非常に見えないだけに、ただ残るのは不安だらけと、まあこういうことなんですけれども、もう少しそこら辺りの20年度、村としてこのふるさと推進事業をどういう形で進めるんだというようなものを、是非説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まずは、1 点目の道路集落内の環境整備、安全対策につきましては、この平成20年度予算の概要という中の、経済課の項の中の13ページ使用施策に対する調書という中で、具体的に口之島から宝島までのこのそこはどことどの部分、あるいは防音壁はどうだということ等を記載しているものがありますので、これを参考にしてもらえればと思います。ただ、先程から言われますように、集落との最終調整をしたものではないと思います。ただ、担当職員が今までの事業をすすめる中でそういう箇所を把握した上での数字じゃないかと思います。それから、2 点目の方につきましては、特定離島の考え方と申しますのが当然、産業振興、あるいは地域の生活の基盤整理、それから側溝整理ということ等が諸々各種あるかと思いますが。私共の基本的な考え方につきましては、村政座談会で過去から住民の要望の高いもの等を順次すすめていくと、更には村の過疎計画の実施計画書の中に記載されているもの等を中心にあげると、そして、もう一つは緊急性のあるもの、急に発生性が出たというもの等を中心にあげることになるかと思いますが。何せ、この20年度、ないし次年度の21年度につきましては、皆既日食という大きなイベントをかかえているということ等を考えると、村の存在意義の中では特定離島事業に頼らざるを得ないということ等で再三申し上げているかと思いますが。今回の当初予算の中で、そこら辺りを踏まえて、どうしても年度頭から当初予算で計上して年度半ばから執行するというもの等の中で、皆既日食の関係と、それから防舷材整備、これは定期船の安全対策を兼ねた整備ということ等で、小宝島と宝島の方の整備をしようと、それから自動体外式の除細動器、これはどうしても心肺停止装置が住民の中で、あるいは観光客の中で、あるいは子供達のことを考えた場合に緊急性があるだろうということ等で当初から計上すると、それから当初予算、本村の公用車の関係がかなり老朽化、あるいは腐蝕等が進行しているということ等を考えた状態で当初予算で計上するというもの等で、一応ハード整備で6項目一応あげたということになっております。それから、ソフト事業につきましては、基本的には前年度からの継続事業ということ等で、8事業を当初予算に計

上したということになっております。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

今の皆既日食の対策の関係で、今現時点で安全対策費という形で予算が盛り込まれている訳ですが、今後、他に対応しなければならない事案が出てきた場合、こういった形で計画的に行っていく考えがあるのか、そこら辺について何らかの考えがあれば説明して下さい。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

皆既日食をすすめる上で、ハード的な積み残しというものがまだあります、今回の20年度で特定離島であげようと思ったんですけども、先程議員の方からありますように他の産業整備事業にも影響するんじゃないかということ等があった関係で次年度にまわすというものもあります。それにつきましては、給水対策、水対策の方については、次年度の方に今一応送ろうと、ただし次年度の7月にはイベントの方も実行される訳ですので、その3ヶ月の中で出来る範囲という形になってるんじゃないかと思います。その他には、特別交付税の中で「頑張る地方応援プログラム」というもの等を30,000千円事業で昨年19年度から実施できている訳なんですけど、その中でも皆既日食事業にもわたれるということ等で、今後その事業については出てくるんじゃないかと思います。具体的にはどういう事業が出てくるかここではまだはっきりしておりません。

○議長（用澤満男君）

5 番、有川和則君。

○5 番（有川和則君）

先程の推進事業の中で安全対策についてお尋ねしますが、これを見た限り側溝の蓋とか、そういう関係だけで悪石島の荷積岬レクリエーション施設ですかね、あそこはあのままの状態で放置している訳ですが、そこら辺の対策は何か考えておられますか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

荷積岬は今、大変危険な状態でありますので、あそこに入る手前から一応、この先は危険ですという旨の案内板を立てて、荷積岬のところには来れないような対策をとろうと思っております。行ってからUターンするとまた大変ですので、手前の入るところでも、この先は大変危険な箇所ですので立ち入りしないでくれという旨の案内板を立てる予定です。

○議長（用澤満男君）

5 番、有川和則君。

○5 番（有川和則君）

その手前の方でというのと、終点の方には駐車場があつてトイレやらシャワー設備等が設けてあるのですが、そこら辺は利用できるんですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

一応、シャワー室とかそういうものは設備されていますけれども、その場所そのものが危険ですので、今現在のところは水を止めている状態であるかと思えますけれども、利用すればまたお客さんも来る訳ですから、利用させない方向でした方が良ろしいのではないかと考えております。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

皆既日食の折等に必要になってくると思うんですが、ブロードバンド整備について、やはり色んな情報を伝達する為に、それまでには何とかしないといけなんじゃないかと思うんですが、そのブロードバンドの方がどこまでどういうふうな動きになっているかということと、それとインターネット使う時に、一つはブロードバンドと、この前も村長が施政方針でも言っていましたFOMAのハイスピードエリア、実際に今、FOMAのデータ通信、パケット方式であれば十分我が村でも使えるんですね。ただのFOMAエリアな為にちょっとスピードが遅いと。その為にはハイスピードエリアにしてもらうのも早くして頂きたいなと、自分がちょっと考えるに、一番実現性があるのはFOMAのハイスピードエリアの方が結構早く出来るんじゃないかと、うちの方の施設や維持管理費等は全然いらないので、まずはそれと、最終的にはブロードバンドをするということで、そのブロードバンドの進捗が今どのような形になっているのかちょっと聞かせて下さい。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

国の補助事業が、この20年から従来の3分の1補助から3分の2に変わるということ等で、今、本村の方にも県を通じてきている訳なんです。それに合わせまして、本村の方も20年度にその修正をあげようということ等で、先月村長名で県を通じて国の方へ申請しました。ところが、事業費そのものは900,000千円という事業がハード整備の中でかかるという中で、国の方、総務省の方の基準につきましては、限度額上限を500,000千円ということで決められているということで、再度本村の方にその事業の見直しをして欲しいということ等で、再度また修正した上で一応あげております。20年度に、もし仮に採択された場合には約500,000千円の事業規模ということで、七カ島の全地域をその500,000千円ではまず不可能ということになりますので、20年度に採択された場合には4島を整備したいと、これは光に立候補されている3カ島も中心になって、それからもう一カ所小島島だったでしょうか、ちょっと島名がはつきりしませんけれども、2カ年に分けて500,000千円と、残り400,000千円を分けてやろうということ等で進めています。ただ、この事業につきましては過去に2年連続その国庫事業で採択されたことはないということ等で、これは非公式にNTTの関係者から一応きいておりますので、21年度に、仮に20年度に採択されて21年度に連続で採択される可能性はどうだろうかという気はしております。仮に、1年おいてでもする方向で検討したいと思っております。ただ、問題はそのランニングコストの方で、約50,000千円程度のコストがかかるんじゃないと言われております。本村の再三申し上げております財源、財政規模の中で、経常収支率につきましても、既に前年度の決算で92弱の中で、この50,000千円というコストがかかれば、果たして村の財政に今後どう影響するのかということ等は今後懸念されることになろうかと思っております。そこら付近については、国や県の方にまでランニングコストについていくらかでも負担して欲しいということ等で再三申し上げている中では、県の方は具体的にどうこういうふうにしたいなということ等は、非公式に担当課長の方はそういうような考え方をしておりますけれども、上の上層部まで、どこまでそれが通っているのかそれはまだはつきりしていません。国の方につきましては、今のところはどうかするんだということ等は具体的に示されておられませんので、場合によってはそのランニングコストの問題が解決しないことには、最終的にこの問題が先に進むかというものは再検討がでてくるんじゃないかと思っているところが実態です。それから、FOMAの方のハイスピードエリアの要請につきましては、先日の村長の施政方針の中での行政報告の中でも申し上げましたとおり、鹿児島県と十島村、三島村の両村の中で、それぞれの団体の方に申し入れをしているという状態になっております。

○議長（用澤満男君）

只今から昼食のため休憩いたします。
午後 1 時 00 分にお集まり下さい。

昼食

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

○議長（用澤満男君）

質疑をお願い致します。

○議長（用澤満男君）

3 番、平泉二太君。

○3 番（平泉二太君）

中之島に新しいヘリポートが出来た訳なんですけど、その牧場内にあるということで、かなり土場をうったりしている訳なんです。そこで牛がそこに入れば梅雨時期なのにかかわらず踏み崩して土砂が流出すると思うんですけども、そこら辺でまわりの牛が進入しないようにする為の鉄柵、鉄線等の購入は出来ないものなのかと、出来れば後は組合の方でやるという話はしているんですが、なかなかお金がないということで、その梅雨が始まる前までにはやらないことには牛も逃がせないよねという話をしている訳ですけども、そこら辺の予算は組めないものなのかどうか。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

事業につきまして、県の特設離島事業で 19 年度事業ということで、既に完成をしまして国の方にも県の方にも完成報告をあげる時期にも来ている状況です。今、議員がおっしゃるように梅雨までとなった場合には、当初予算で計上していないとならなかった訳ですけど現実的に当初予算には間に合っていないので、6 月にとなった場合には梅雨はもう終わる時期になってくる訳でしょうから、今のところ村の予算を入れるということは現実的にどうなのかなという気が致します。完成前にうちの担当の方に議員の方からその件で再三電話がきておったのを私も脇から聞いておった訳なんですけど、当時は地元の組合の方ですからという話の中で今日まで来ておったんじゃないかという気もする訳なんですけど、そういったことも含めて 3 月補正にものせていないということがあります。それから、ヘリポート周辺については芝が生えるような対策ということ等での処置はしているかと思っておりますけれども。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

この主要施策の調書に関してですが、まず 1 ページの行革推進委員会ですね。これは一番最後のところの文面で年間 2 回開催しているとあるんですけど、過去の開催の実績について説明をして下さい。また AED に関して、この設置予定箇所についてはわかるんですけど、集会施設および文

教施設について、各島どの場所になるのか説明をお願いします。それと、振興センターの基本設計に関しての部分で、先に職員の方が来られて一応大まかな説明は地元で区長並びに議員に対してはあったんですが、具体的なものが、もしある程度のものの構想があるのであれば、説明をして下さい。また、この振興センターについて、この規模的なものについてですが、例えば先程のブロードバンドの整備のことと関連してくるかと思うんですが、過去においても質問した例えば本庁舎移転の問題と、そういった部分との兼ね合いというか、そういった部分についてはどのように考えているのか。例えばその中之島という訳ではないという考えはわかるんです。仮に移転するにすれば、中之島以外の部分も含めてあり得る話なんだろうけど、仮にそうなった場合に、例えば今既存の施設の中で対応し得る施設があるのか、長期的な展望の中で仮に本庁舎移転となった場合、新たに庁舎を造らなければならない、あるいは造るような形での本庁移転ということを考えておられるのか、それとも例えば総合支所方式のような形で各島における各支所、出張所の充実というか、職員を配置するなり、そういった方向性で考えるのか、もしそうであるとすれば、そういったものに対応し得るだけの敷地面積を考えているのか、そこまで含めて説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

過去の行政改革の推進委員会の関係ですけれども、ちょっと資料の方が手持ちがありませんのではっきりしたことは回答出来ませんが、19年度、18年度は開催はしていないと思います。開催だけで良かったんですね。それから、2点目の特定離島事業です。すめております自動体外式除細動器AEDの配置の件でございますけれども、一応本年度20年度で診療所の4箇所、平島・諏訪の瀬島・悪石島・小宝島それから学校の方に7校、7台ですね、それから集会施設としまして各出張所、それから中之島でいきますと中央公民館、それから公共施設としまして天文台、それから歴史館、そういう所に配置したいということで進めております。それから、3点目の方の中之島振興センターの基本設計に基づく予算措置としまして今年度1,400千円程度計上している訳なんですけれども、考え方につきまして今の中之島の振興センター、それから支所、出張所の中央公民館の部分を想定するというところで検討しております。今回の事業につきましては、国の方の離島体験型滞在交流促進事業という中で進めようとしております。これは、補助事業と致しまして2分の1補助ということ等で、この5月の下旬に国の方のヒアリングが発生致します。今回の予算につきましては、基本設計というもの等を中心に計上している訳なんですけれども、その施設の考え方につきましては、今、中之島の振興センター部分の1階のフロアにある部分を想定するというところで考えております。2階部分の宿泊施設部分につきましては、今回の事業の中に入らないということで進めております。大きさ的にも約110坪前後という施設になるんじゃないかと、この施設を仮に実施した場合に事業費と致しまして約140,000千円の見込みの建築費用がかかると、更に現在の支所を解体する費用等で約30,000千円見込まれるんじゃないかと、それからあそこには防災行政無線の親局を設置しておりますので、その移設費用としまして約8,000千円、というもの等を考えますと約200,000千円ぐらいの事業規模になるのかなということ等で今進めております。その中で、さっき議員の方から話があります役場機能としての施設を考えているのかという事につきましては、この補助事業をすすめる上ではそういうものは見込まれないと、制約がある関係から出来ないということになります。それから、本庁移転の関係につきましては、過去の議会の中でも色々議論が出た訳なんですけれども、移設費用や庁舎の設置費用という諸々を考えると約2,000,000千円を下らないという設備費用がかかるということからしますと、本庁そのものを現地に持っていくこと等は、今の財源状況を考えるとちょっと厳しいんじゃないかなという気が致します。先程、議員が言われますように、総合支所方式、その出張所の機能を高めるという形で、午前中出ましたブロードバンド対策がそこには結びついていたら、その職員を分散するという方向で最終的には調整がいくことになるんじゃないかというようなこと等が考えられると思います。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

実際問題、今説明がありましたとおり、経費的なものを考えればかなり厳しい部分もわかりま

すが、仮にその総合支所方式という形で職員の分散型という形でするにしても、恐らく様々な部分で経費がかかるかと思うんですが、例えば今後それに向けての基金の積み立てだったりとか、そういったことは考えてはおられないのでしょうか。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今はですね、本村の中で余裕がある財源と言うのは、今の現状の中では確保しづらいと思います。確かに言われますように、最終的にそういう方向に目指すものであれば、今の段階から何らかの形で基金調達すること等は考えざるを得ないと思います。ただ、先の議会等でもありましたように、本村は船を就航させて7年が経過しようとする中、あと、この半期が過ぎた場合には新しい船の建造に向けての対策をとらないといけないということ等も出てきます。それ辺りの基金の方も現状の中ではなかなか詰められていないという状況もありますので、今言われるようなその支所機能を高める為の基金ということは、現実には組まれないということが実態です。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

先程の質問に関して答弁頂いた部分で再度質問させていただきます。この行革推進委員会、今年度の実施の計画はどのような形でされているのか。それとAEDに関してですが、今現在設置されている例えば中之島診療所における設置状況ですが、私もまだ診療所内でどの場所でこういった形で設置されているというのを確認をしていないのですが、各設置場所におけるその管理および、いざ使わなければいけないという状況が発生した場合に、例えば出張所内に施錠されてある中においてあるような状態ではまた問題なのかなということを考えるんですが、こういった形で設置および管理を考えておられるのか。今現在各診療所等においてもこういった形で設置管理が行われているのか説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

行政改革推進協議会につきましては、現在まだ委員の構成がまだ決まっておりません。これは、過去からの中で懸案事項だったんですけど、なかなかそこまで着手できなかったというのが実態でございます。今年度20年度につきましては2回の一応開催ということ等で予算措置をしているところでございます。まずは、その委員構成をまず定めると。そして現在の行革大綱が21年度で一応期限が切れると。第三次行革大綱そのものが切れますので。22年度からの行革大綱にどういう形で取り組むかということ等を含めて、現在の大綱を再度精査した上で新たな行革大綱を作り上げるという形を、その素案みたいなものを20年度で一応あがっていくんじゃないかと思っておるところでございます。それから、2点目の方のAEDの活動状況でございますが、これにつきましては職員が配置されているところ、これは学校、診療所等につきましては恐らく施錠のかかるところに保管されるんじゃないかと思います。ただ出張所・集会所等につきましては不特定多数のもの、あるいは住民が頻繁に出入りする関係もありますので、スタンド型で誰でもその事態が生じた時には使えるような形で、つまり出張所の中におくことなく、あるいは集会所の中におくことなく住民が取りやすいような場所に配置するということ等で、スタンド型のもので一応考えているということで検討しております。

○議長（用澤満男君）

総務課関係はまだ、質疑ありますか。

なければ、住民課関係に移してもよろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで総務課関係の質疑を終わります。

次に住民課関係の質疑を行います。

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

それでは、住民課関係のことで2、3質問させて下さい。まず最初に、これは住民課で良いのかな。裁判員制度実施に伴うシステムのどうのこうのという、中身がどういことなのかちょっとお聞かせ下さい。それと、各島の看護師の方いらっしゃいますが補助員がいる島いない島があると思うんですが、いない島等はどのような形をとっているのか、そこを一つ教えて下さい。それと、もう一つゴミ関係なんです、60ページの方にリサイクルゴミ島外排出運賃というのが計上してるんですが、リサイクルに伴ってのゴミを排出する為のやつなんです、今、昨年からリサイクルに関して色々やっているようなんですが、その内容等、今どの辺りまで話が進んでいるのか等をちょっとお聞かせ下さい。更に、その下の方に生ゴミポストの堆肥化容器、これ等はどのような形で計上しているのか、購入した時の助成として書いているのか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

裁判員制度につきましては、担当が裁判所の方に出向いて研修をやっているようですが、内容について私は詳しくないものですから、この件につきましては後程また回答させて下さい。看護師の補助員の件ですが、基本的には看護師補助員を役場の方に1名確保してますので、看護師の補助員のいない島につきましては、役場の看護師を出向かせて、出張させて対応しております。また、それでもどうしても対応できない場合は、看護師補助員がいる島の看護師を、そのいないところに出張させて対応をしております。今のところはそういう状況で対応しております。それと、ゴミのリサイクルの関係ですけれども、長年の懸案事項でありまして本年19年に鹿児島県特定離島ふるさとおこし事業の中で事業を展開して来まして、環境技術協会の方に事業を委託しましてゴミの十島村の今の現状等を分析してもらったり、引き取り先を選定してもらったり、分別の方法をどのような方法で行うかということ調査して頂いております。それで、1月に各島から15名ゴミの分別の指導員というものを自治会の方から推薦して頂きまして、その15名が全員参加しまして研修会を行いました。その研修会の内容としましては、始良町さんがゴミの分別収集が進んでるということで、始良町さんのリサイクルゴミを月1回収していますので、その日に、私と担当の肥後と環境技術協会の方で朝早く行きまして、そのリサイクルの現状を撮影して来まして、それを研修会の当日、始良町の指導員さん、会長さん、副会長さん、指導員さん達が集まって説明をして頂きました。そして、丸山喜之助商店というリサイクルをやっている業者があるんですけど、そこの業者を視察しまして、それと始良町のリサイクルセンターの方を視察して帰ってきました。そして、翌日に十島村のゴミ分別収集の現状と今後のあり方について、またゴミの減量は何故必要なのかということ、その15名の指導員の皆さんと打合せ会を行いました。その中で出たのが、今の十島村のゴミの分別、収集のやり方は時代にそぐわない。もう始良町並みのゴミの分別収集をやるべきだという意見が大多数を占めました。そして、始良町さんの方では色んな面でゴミがきれいでした。臭いがしない。そういった状況でリサイクルするお金も高く引き取って頂いているというような状況でした。そういうことで、住民がこのように意欲のあるうちに我が村も分別収集をやるべきじゃないかということで、事業を進めております。本村の最終処分場の現状につきましては、先程2番議員さんからもご指摘がありましたように、不適正な最終処分場でございまして、安定4品目以外は処理できない処分場になっております。そのような状況の中で、もう待ったなしにこのゴミの分別収集はやっていかないといけないというような状況であります。先程、総務課長の方からもありましたように、今の処分場につきましては閉鎖も含めた形で考えて行かないと、環境問題で今後の地球温暖化の問題等、環境の面で叫ばれておりますので、そういうことも含めて検討していきたいと考えております。また、ゴミの分別収集をすることによって、燃やせるゴミの減量化にも繋がって、燃料費の節減にも繋がりますし、地球温暖化の対策にも大きな貢献が出来るんじゃないかということで考えております。この分別収集も、やはり住民の皆さんのご協力なしでは出来ない問題ですので、今後とも皆様のお力を貸して頂きたいと思っております。それと、生ゴミのコンポストの件ですけれども、これは以前から村の常連の中でもありますように、補助金ということでコンポストの購入をしたいという方がいましたらそれを補助する事業でございまして。昨年、私が口之島に行った際に色々ゴミの問題の説明を、いきいき教室と併せて説明をしたんですが、その中で口之島からもコンポストを買いたいという要望がありましたけれども、実際自治体の方でまとめて要求をして下さいということ

お願いしてきたんですが、その後何も報告も来てないのが現状です。今ですね、村の中で生ゴミ処理機がある島が4箇所あります。そして、生ゴミ処理機がない島は口之島、中之島、宝島の3島です。そのゴミの焼却炉の燃料の量をみてみますと、もうこれは歴然としています。生ゴミ処理機のある島は燃料消費量が少ないです。悪石島は、生ゴミ処理機と焼却炉が両方備わっている訳です。ところが口之島、中之島、宝島につきましては、担当者の方から生ゴミの水切りが徹底がされていないということで、中には、私も担当の方から説明を受けたんですが、ウジが沸いているような状況で担当者も大変苦労しているということでした。ですから水切りを徹底したような作業を今後もやって頂ければということで口之島の方に出張してゴミの分別の関係でも話をした際にご相談を申し上げてきております。今後も、この口之島、中之島、宝島につきましては生ゴミ処理機を設置するというのはちょっと困難かと思われますので、コンポスト等を使って生ごみの処理を積極的にやっていただければということで、今のところは考えております。以上です。

○議長（用澤満男君）

住民課村民室担当、肥後勇喜君。

○住民課村民室担当（肥後勇喜君）

裁判員候補者予定者名簿の調整に係るシステム改修について、ご説明を致します。平成21年5月を予定しておりますけれども、裁判員が参加する刑事裁判に関する法律に基づきまして、市町村の選挙管理委員会が裁判員候補者予定名簿の調整を行う必要があるんですけれども、今年度予定しているシステム改修費は、この予定名簿調整作業を行うとともに、またこれを一度名簿を作った後に裁判所の方に送付するんですけれども、その後に市町村住基担当が本籍照会を求められますので、その本籍照会を行う為に必要なシステム改修費を予算計上しております。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

その裁判員制度のシステムの方はよく了解したのですが、ということはもちろん我が村民も選ばれる可能性があるというふうに考えていい訳ですよ。ただ、現実的にどうなのかなというのはちょっとあると思うんですが、その辺はちょっと自分達も難しすぎてよくわからないのですが、可能性としてはやはりあるということですよ。名簿をあげるということですから。はい、わかりました。それと、さっきの看護師の方は、確か私、去年の予算委員会の中でもちょっとお話をしたと思うんですけど、看護師の方が年に何回か研修されます。その時にやはり本採用の看護師の方ばかりではなくて島にいる補助の看護師の方達もやはり医療というものはどんどん進んでいますから、やはりそういう研修を行うべきじゃないかなというような話は言ったようなつもりがあるんですけど、去年一年間を見ているとそういう動きはなかったように思うんですが、やはりそういうのは必要じゃないかなと思うんですよ。でないと、片一方だけはどんどん進んで、補助医は普段でも医療に関わっていなくて、たまにしか医療をしなくて、何かうまい具合にいかないというのがあるので、やはりそういう研修も自分は必要だと思うんですけど、あとリサイクルの方は本当にこれがうまい具合にやっていけるんだろうかというのがあるのですが、この間の研修の話を帰ってきた人達から聞いてると、何かえらい前向きな会議であったということで、やる気は出ているようなので、熱いうちにそういう話は進めるべきなのかなと思うので、執行部の方もこの期を逃さずにしっかりやっていただきたいなと思います。そのゴミポストは確かに言う通りだと思いますね。話聞いてると生ゴミがやはり水分を含んでるのが多いもんだから、焼却炉の方の傷みが激しいという話等も聞いております。であればこそ、こういう話をしても生ゴミを出さずに、生ゴミは焼却しないようにこっちの方にしてもらえませんかというように、もうちょっと話を持っていっても良いんじゃないですか。じゃないと住民はその辺りを把握していないような気がするので、そういった形に切替えるという形で、もうちょっと住民の方へ周知する必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

在来看護師の研修の件なんですけど、昨年、正看を採用している職員の看護師の方は研修会は2回くらいしたんですかね。これは看護師としての研修会ではございませんで、新しい制度が沢

山変わってきております。その制度面での、例えば説明の研修会が主でした。殆んど看護師の技術の研修会というのではございません。2 番議員さんからご指摘がありました通り、在来看護師の研修会もこれも必要なことだと思いますので、内部で検討して出来ることはやっていきたいと。在来看護師さんも、わざわざ鹿児島にあげて研修という、日程の調整もなかなか厳しいような状況ですので、そこら辺も詰めて行きたいと考えております。それから、ゴミの分別の件では積極的に進めて欲しいということで、今ですね、引き取り先の方も加治木町にあります丸山喜之助商店という、私共が指導員研修会の折に視察をさせて頂いたところと話を今つめているところです。14 品目と、それと粗大ゴミを年間に1 回か何回か、そこら辺を回収するというところで進めているところです。回収機材につきましても、指導員の方から早急に整備をして欲しいということでしたので、県の方と特定離島の財源を予算換えをしまして、県の方と協議を進めまして、昨日の補正予算で計上しておりますのでここで購入して整備をしたいと考えております。それと、委員からご指摘があったように、この14 品目をきちっと分別ができるのかというのは、私や担当の方では一抹の不安を今のところ抱えております。そこで最初はリサイクル出来る品物、ペットボトルとか缶とか瓶とか、ダンボールとか、そういう関係を徹底して徐々にやっていこうということを思っていたんですけど、品目を増やしていこうと考えていたんですが、指導員や皆さんの意見を聞いていると早急にすべきだということで意見が届いておりますので、そのようにして参りたいと考えております。それとコンポストの件ですけど、この条例ができてから相当年数がかかってまして、住民の皆さんもこのことを忘れているかと思いますが、私共今回の20 日、21 日に指導員さんと出張員さんと、今のゴミの収集の担当者の方の研修会を予定しておりますので、その際にも説明をしたいと考えております。それと、また来年に向けて各島のゴミの分別の状況につきまして1 回は出張予算を組んでおりますので、その際にもコンポスト、生ゴミ処理機のない島につきましては、そのこともPR して行きたいと考えております。

○議長（用澤満男君）

3 番、平泉二太君。

○3 番（平泉二太君）

医師就学資金のことでちょっとお尋ねしたいんですけど、関係市町村がその負担金を徴収して医師を養成するんだとありますけど、これは例えばこの負担金を出してこの方達が医師になって十島村に来てくれたら良いけど、ほぼ十島村に来てくれる可能性はない訳ですね。どんなものでしょう。負担金は出すけど、うちでは医師の恩恵を受けられないと、これを助け合いだと言えば医師のいないところの助け合いなんでしょうけど、そこら辺について金は出すけど恩恵は受けられないという事じゃないかと私は思うんですが、いかがなものかと。それと、うちの十島村の合併浄化槽の普及率というのがどれくらいあるのか、そして今後100%に近く持っていけないものなのかと思うんですけど、例えば色々な規制があって生活保護所帯にはその浄化槽の取り付けが出来ないと、そういう規定があるんじゃないかと思いますが、そこら辺ももしそういう規定があるんだったら、何か良い手立てはないものかと思うんですけど。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

医師の奨学金の関係ですけど、鹿児島県は医師不足ということで離島とかへき地の医師不足ということで今進めている事業です。1 学年に2 名ずつへき地に勤務する医師を養成していくということで進めている事業です。3 番議員さんからありましたように、十島村に勤務する医者じゃないんじゃないかというご指摘がありましたけれども、今のところ十島村には鹿児島県が援助している自治医科大学の医者が日赤に派遣されて、その医師がきている訳なんですよね。ですから今、今回要請している医師は来ないかも知れないけど、県が要請している医師は十島村には来ているんだから、十島村も恩恵を受けているんだと県の方は言うんですが、それで私もこの課長会議があった折に手をあげて県の方に質問しました。十島村は、上4 島につきましては日赤からの常駐医が来ていると、下3 島につきましては日赤からの巡回診療でやっているんだと、下3 島の方にも常駐医を何とか配備してくれないかと、この事業でとお願いをしました。ところが県の方は、事前努力をしているのかと、自分達で医者を見つけないという努力をしているのかと、それは私共は出来る問題と出来ない問題があると、というのは私共が医者を見つけてきて配置したとします。その医者が体調不良であったり、色んな問題があって私はここにはおれないということで

引き上げた場合に、今まで協力してくれた日赤が果たしてまた十島村の面倒をすぐ見てくれるんだろうかと、そういう一抹の不安があると、市町村でその医師を確保したとしても、そういう体調不良だとかそんな時に対応してくれるフォローをしてくれる保障があるんだったら私共も努力しますというように、県の方には話をしております。

それと合併浄化槽の件なんですけど、もう合併浄化槽につきましては、95くらいはいつていると思います。正確な数字ではございませんが。口之島辺りではほぼ100%に近い数字で汲取りが全くないというような状況です。現在のところ小宝島の方で、水不足等の問題で浄化槽の設置が厳しいような状況にある地域もあります。それと、去年は悪石島の方で2ヶ所設置しております。来年も一応、県の方に要望しているのも2箇所の設置も要望してございます。また、先程生活保護者等とか、そういう人達に対する補助はないのか、まあ規制はあるんじゃないかということでしたけど、村の方の条例の中での規制ではございません。これは、自己負担制もあるもんですから、そうなった時に村は970千円までは補助します。そうすると1,200千円～1,300千円くらい、その敷地の条件にも色々よと思うんですけど自己負担がある、そういう状況を考えてみますと恐らく生活保護法の中でそういう補助金を出すことが出来ないんじゃないかと思います。そういうことで恐らく、まだ浄化槽を設置していない地域もあつたりして、私も福祉で生活保護の担当をしたことがあるんですけど、例えばトイレを昔、島では外トイレが多かったですよね。そういうことで内トイレを生活保護世帯が造って下さいという要望があつた時も、地域の中でやはり生活保護世帯数でないところがまだ外トイレをしているのに、生活保護世帯が内トイレに工事費を入れて造るのはやはり問題があるんじゃないのか、というようなことを福祉事務所から指導されたことがありますので、そういうようなことで生活福祉事務所の方の保護費の中で、その差額分を負担するのに問題があるということで、そういうような規制があるのではないかと思います。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

この国民年金事務についてお伺い致します。まず、ここ最近ずっと賑やかしている年金の問題ですが、実際、昨年からずっと社会保険事務所等から各個人宛てにその年金の確認等も行われているようなんですけど、それに関して住民からの具体的な相談や問い合わせ等が村に対してあったのか、なかったのか。もしあったとしたら、どういった形で対応がなされたのか説明をお願いします。それと、診療費の中の医薬材料費の購入費ですが、今年4,600千円くらい対前年で伸びるような形で予算計上されていますが、なぜこれだけ急激な伸びが出てくるのか、過去においては、ジェネリック医薬品の取扱であつたりだとか、そういった取扱がされてきていると思うんですが、今回これだけの伸びになったのは何故なのか説明をお願いします。

それから、資料要求をお願いして頂いた分、例えば胃カメラの実施状況においては18年、19年度で、中之島については26件、悪石島について18年度で4件、それ以外の島では全く胃カメラの実施は行われていないんですが、各島におけるこの胃カメラの設置については、どのような形で行われているのか、この行われていない島については一切そういったものが設置されていないのかどうか、その点を説明して下さい。また、今回この資料を要求したのは胃カメラの実施に併せて点滴の実施状況ということで資料を頂いてるんですが、昨年、それ以前にも触れたような気がするんですが、実際島民の方の意見の中で、やはり診療所におけるベット数の関係で、どうしても点滴等の処置をしている間に他の患者さんと診察室内で重なってしまうという部分で、本人さん達も気を使う、そして看護師さんの方からも、診療においても患者さん本人の方からなかなか詳しい所までの問診なりがなかなかしにくい、という現状があるという中で、以前も質問しましたが、その実際診療所の拡張、増床ということができないのかということで問い合わせをしたのですが、実際現時点では財政的な部分が厳しいということで答弁いただいたんですが、実際もし行くとすれば大体いくらくらいかかるものなのか、積算等した経緯があるのかどうかその点について説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

国民年金事務につきましては色々世間を今騒がせている問題点がありまして、前に昨年ですね

各住民の皆様方に疑問点とか、そういう相談事がある方は相談して下さいということで役場の方に10数件くらい相談が来まして、その相談内容につきましては直接社会保険事務所の方に問い合わせ、私共に来た資料は直接社会保険事務所に渡しております。そして、社会保険事務所から直接住民の方にその回答についてはやって頂けるということでもあります。現在、年金特別便ですかね。受給者の方だけに年金記録についての特別便の送付されております。本年の4月から、受給者でない納付者の方々につきましても年金特別便が送付されます。その中で、送付された年金特別便に異議がある方は社会保険事務所に直接出向いてご相談をして下さい、ということになっております。そこで、私も社会保険事務所の所長さんが来られまして、そういうことで村の方も協力してくれないかということで呼びかけに来ました。その中で私は「所長さん、うちは離島ですよ、その中で住民の方に旅費まで使って上がってきて、社会保険事務所に来て相談して下さい、そこまで私言えませんよ」と、その何か、特別な配慮は出来ないものかというご相談を申し上げまして、内容に意義がある場合は役場の職員に委任状を渡して、役場の職員が社会保険事務所に行って相談をするという形しかないのかなということで、今色々住民課の中でも揉んでみました。ところが、社会保険事務所は役場の職員が来たからといって、前に並んでる人達を押しつけてうちの職員を先にしてくれることは出来ない、そうになったら、そこで待っている人達からも問題が起きると、うちの職員も朝からずっと並んで、何十人、何百人来ている中でですね、並ばないといけないという話になって、どうしようかということになって、土曜日、祭日も休日も受け付けますのでその日に並ぶか、それとも時間外に並ぶかということで色々検討をしておりましたが、今日ちょうど議会が始まる前に社会保険事務所の方から、役場の方にも端末をつけて確認が出来るような作業をしますかということで電話がありましたので、私の方で、それはうちもやりますと、鹿児島本土の市町村なら住民なら直接行ってご相談することが出来るけど、うちの場合はそれが出来ないから役場の端末で確認が出来る分については端末で確認した上で、相談を社会保険事務所にしないといけない分については社会保険事務所の方で相談をしたいということで申し込みをしております。それと、医療費の伸びなんです、一時期ジェネリック医薬品等を使用して数千万、1千万単位で医療費が減額になった年がありました。それともう一つ、医療費の伸びを抑えた要因としましては、これは各島の診療所の看護師の連携で、お互いに期限が切れそうになった薬品は他の島で使ってるかということで情報交換をしまして、そのやり取りをして処分しなければいけない薬を減らしてやってきて医療費の減額になったのが現状です。今年からですか、平成19年度は薬剤費の伸びが急激に伸びてきております。それで、20年度もこのような積算をした訳なんですけど、これはある意味、高額な薬を飲まれる方が増えてきております。例えば癌の患者さん等、そういう方が一人二人出ること高い薬を飲まれる方が増えてまして、そこ等辺が要因となっております。また、うちの方でも薬の管理をもっと徹底しようということで、今新しいシステムを今年から購入して、そこら辺の分析もやはりするべきだということで今作業をすすめているところですので、高い薬を買う方が増えて今回の医療費の伸びに繋がっているというのが一因ですので、ご了解いただきたいと思います。（聞き取り不能）中之島には常駐で胃カメラを確か設置してあると思います。他の島につきましては、これを全島に配備するとなると莫大な費用がかかるものですから、看護師同士のお医者さんが来られる時に胃カメラを要望された患者さんがいまして、医者の方がそれを引き受けた場合には看護師さん同志での情報交換、連絡をとって船での移動で胃カメラをやったりとったりしてやっているのが現状です。それと、点滴でベット数が少なくて、患者さんに本当にこれはご迷惑をかけていると思うんですが、村の今の患者数とか色々考えた時に、1番議員さんからもありましたように財政的な事情で今のところベット数を増やすというのは厳しい状況にあります。試算をしたのかということですが、今のところは試算もしておりません。ただ、新しく出来た諏訪之瀬島の診療所につきましては、ベットもちゃんとしたもので確保しておりますので、今後診療所を造っていく上ではそのようなことも配慮に入れながら考えていきたいと考えております。

○議長（用澤満男君）

只今から10分間休憩いたします。

午後2時10分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

○議長（用澤満男君）

5番、有川和則君。

○5番（有川和則君）

定住対策事業について伺います。4,400千円予算を組んでいるのですが、20年度の定住者の希望者は何名ぐらいいますか。それと、先程3番議員がおっしゃっていた医師の件ですが、医師の悪石島、小宝島、宝島その3島の調査に医師が確か来られたと思うんですが、その後どうなっているのか。それと高齢者給食サービス事業の件ですが、とからいきいき教室の中で参加者全員で会食をするとうたってありますが、これは例えば悪石島の場合、1回の参加者が30名くらいいる訳ですが、その30名の中には子供達もいる訳ですよ、そういう中で会食をとるのか伺います。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

定住対策事業ですけど、これにつきましては、20年度に何人定住するかという事業ではございません。今、ここで4,400千円組んでいる件につきましては、子供が出生した時には1件200千円の予算を計上しております。それと、節目交付金としまして二人以上の独立世帯で200千円×2件、プラス50千円×5名ということで、既存世帯の50千円に2名入っている人、それと5年目の節目の交付金を予算計上したものでございます。今現在、定住希望者がきているのが、私の住民課の村営住宅の入居希望であがっているのが、悪石島に1件きております。ただ、今、その悪石島の村営住宅の方は、満杯ですので、学校の先生が入ってる分があるんですがそれも確約はとれないということで連絡を本人には伝えております。それと医師の件なんです、前フライングドクターということで医師が神奈川県の方からパイロットと二人で役場の方に見えまして私と連絡とりあいまして、宝島と諏訪之瀬島と悪石島を確か見て行ったと思うんですが、これは飛行場を造って下さいと言うんですね。セスナ機で診察をしたいと、確かにセスナ機は管理をする上では「ななしま」よりも経費がかからないんですけども、ただ飛行場を造るとなると村の莫大な費用を投資する訳で、そこまで現実化した話は踏み込んではいませんが、この方によりますとやはり全国を見てもフライングドクターがやれるのはうちぐらいのものじゃないかなというようなことで、やりたいというようなことで来ていましたけれども、うちの財政状況からして2カ島に飛行場を造るというのは今のところ厳しい状況ということで、その後はすすめておりません。先程から申し上げましたとおり医師を村で確保するということはチャンスがあれば可能かと思うんですけども、日赤さんとの繋がりを今後どのように持っていくのか、日赤病院の方の了解も頂いて、もしその医師が何らかの都合で引き上げたいとなった場合に後のフォローができるのか、そこら辺の問題もあるのではないかと思います。この間の課長会の中で、私とその医師の補充の面、どこかの大きな病院がそういう時期になった時にカバーしてくれるかどうか、私共の一番の不安だという話をしましたら、屋久島の課長さんが、口永良部島でも同じような状況が起きていると、口永良部島に赴任した医者が、何カ月かで、自分はこういうところのつもりではなかったとうつ病的になって引き上げたらしんですけども、その後何の補充もしてもらえなかつと、それで上屋久町の診療所に勤務している医師が口永良部島も診てるんだと、だから離島としては自分達できちんと今まで確約された制度のもとでやっていた中で新しく自分達で医師を見つけてきても、そういうような問題が起きた時が一番怖いから踏み込めないんだという話をしております。それと、先程のとからいきいき教室の件ですが、悪石島では8回ほど開催しております。その中で、子供達も全員参加ということなんです、村の方の予算では65歳以上の方を対象にして、1食500円ということで8回食事を支給するようにしておりますので、子供さんが参加したり若い方が参加したりするのは、ご自由に、それぞれの島の方に任せております。以上です。

○議長（用澤満男君）

5 番、有川和則君。

○5 番（有川和則君）

定住促進の件ですが、悪石島の方に1名希望されているということですが、この方達はこの前結婚されて2名なんですよね。話を聞けば、皆既日食を目的にその期間だけ住み着くという噂が流れておりますので調査をしっかりとやるべきだと思います。それからとからいきいき教室の件ですが、先程65歳以上といいましたが、ここに参加者全員で会食をとかいてあるものですから私が勘違いしました。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

定住希望者につきましては、私もどういふことで定住するのかという申し出をしましたところ、島の方に行って、仕事も何をするのかということ聞いてみましたところ、インターネットを使った島からの情報発信をして、そういうことによって生活できるくらいのお金はとれるという確約があるということで私には話をしました。ただ、今ありましたように私も皆既日食目的じゃないかなというのは感じております。とからいきいき教室ですけど、参加者は限定65歳ということではなくて、子供達との交流も含めて進め方は島に任せておりますので、高齢者だけでやっているとところもありますし、子供達との交流をすすめているところもあるようです。特に、小さな島につきましては、大きな島は高齢者が多いですので参加しない人も多いですから、財源的には結構余裕があるんですけど、小宝島とか諏訪之瀬島だとかそういうところはですね。殆んどが、いきいき教室を開催した場合には参加しますし、また子供達を含めたそれ以外の人達も参加するもんですから、財政的にも非常に小さい島の方が苦しいような状況です。

○議長（用澤満男君）

4 番、里毅君。

○4 番（里毅君）

今、健康づくり増進の対策事業ですけど、これはいきいき教室と関連していると思うんですが、20年度からこれが始まってですね、各島まあ全島そういうことを盛んにやっておられると思うんですが、中之島の場合は月に1回、もう定期的に行っております。これも、今まではお弁当を各人頂いておった訳ですけども、今回いきいき教室になって弁当も一緒に食べて自分の健康を維持すると、健康づくりを一生懸命やっている訳ですよ。一緒にご飯を食べて65歳以上の方ですけども、一生懸命食べて楽しく歌でも歌って、運動しながら楽しんでいるので、こういう事業を積極的にすすめて頂いて、今回またこれからまた高齢者が増えてくると思うんですよ、これは今年の場合は間に合わないと思うんですが、またゆくゆくはそういう事業が盛んになればなる程予算も計上して頂いて、大いに盛んにさせて頂きたいと、このように思っております。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

とからいきいき教室を含めたこの健康づくり事業なんですけど、県の特定離島ふるさとおこし事業の中でのソフト事業で要望を出してやっております。これは、目的としましては、十島村の中には介護施設みたいなので介護の保険料を納めてもその恩恵を受ける事業が何にもないし、民間業者もないということで、島の中に食生活推進委員と、それと運動普及推進委員、転倒防止をしたり高齢者になったら歩き方もおぼつかない、そういうような中でどういふような歩き方から色んなものを含めて、今よりも少しでも元気になろうと、そして自分が生まれた島、自分が住み慣れた家に少しでも長く生活できるようにということで、地域の方々を中心としてマンパワーの育成をしていこうということで、ここ3年くらいかけてこの事業をすすめて、島の中にそういうボランティアの方を育てあげて行きたいということで考えてやっております。前は、弁当とかそういうもので高齢者の方に配ったりしていた訳ですが、やはり配るんじゃなくて一緒に食事をするような形をとった方が良くはないかということで、一食で前は1,500円くらい費用を出していたんですけど、現在は一食500円で、たまにはアイスクリームであったり、お茶であったり、そういうのも良いんじゃないですかと、そしてお金が貯まった時に弁当を出したりも、そういうようにそれぞれの島のやり方に任せましょうということでやっているとところですよ。こう

いう組織は、これまで十島村の中ではなかった組織ですので、これからはしっかり育てて行けるように支援していきたいと考えております。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

常駐医師の関係で質問なんです、実際島にいて常駐医師の方の各島への動向とか鹿児島への動向等、診療所等に行く機会がある時にはホワイトボード等にある予定表等を実際見る機会があるんですが、実際その中で鹿児島に上がられて村内に不在になる期間があるかと思います。それと、昨年副村長も実際中之島の診療所で看護師等から話をきかれたかと記憶にあるかと思うんですが、ここ最近というか、以前からそうだったのか、はっきりしたデータはわからないんですが、村内不在にする機会がだいぶ多いような形で話をききました。実際、そういった点について住民課としてデータとして押さえた上で、そこら辺について何らかの対応策について、日赤の方と話をしたことがあるのか、もしなければ今後また例えば長期に渡る、長い場合はやはり1週間から10日くらい村内不在になる期間があるような気がします。そういった場合に、例えば看護師についても代替看護師であったりとか、そういった形の対応を村としてもしていますが、そこら辺の対応についても何らかのことを考えていただきたいと思います、その点について伺いたい。それから、診療所の関係で工事請負費の中に診療所の整備事業ということで、3,000千円を超える金額が予算計上されてます。これは主要施策の調書によると、空調施設の取換え等を計画されているようですが、昨年でしたか、決算の時にも質問しましたが、例えば3,000千円もかけてやらなければいけない工事なのかどうなのか、その点について、例えば屋内型の壁掛け型の冷暖房器具を設置する場合に、果たして3,000千円もかかるような工事が必要なのかどうなのか、そういった工事には内容等についても精査した上でこれだけの予算計上になっているのか、その点について説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

常駐医師の不在の期間が多いということなんです、これは私共も重々認識しております。私も、この間から何回も申し上げますけれども離島のへき地診療所を抱えた課長会議がありまして、この中で私もこのことは日赤病院等の協議が必要だと考えていたんです。ところが、県の課長さんの話でへき地に勤務する常駐医には勉強の機会を与えなさいと、一週間に1回は勉強をする機会を与えなさいということがありまして、ああ日赤に言わなくて良かったなと、抗議を申し込まなくて良かったなと後で思いました。そういう機会を与えないとへき地に常駐する医師がいなくなると、勉強する機会を与えなさいという説明がありまして、うちの場合は3カ月交代ですのでそこら辺は問題が、他の何年も勤める医師とは違うかもしれませんが、とにかく例えば瀬戸内に勤めている医師については、大島病院の方に1週間に1回必ず研修に行ったりしているようです。そういう機会を与えなさいというような指導を受けております。それと、診療所の工事請負費の件なんです、空調設備は今殆んどが壁掛けを計画しております。穴を天井の埋め込み式だとやはり莫大な費用がかかりますので、そういうことを緩和する為にやっております。また、今回ののは、平島と中之島の空調設備と薬品庫なんかの空調設備が壊れてるということで計上しています。それと、口之島診療所の方が電気設備で中の電球がつかないところがあって、恐らく天井からやり直さなければならないということと、トイレ辺りの壁のタイル等が落ちてきておりまして、そこら辺を補修する工事と、それと口之島の方は今トイレが和式ですのでこれを洋式に替えられないかの検討をしているところです。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

先程の医師の関係は、どうしても医者研修をとすることは理解できるんですが、それを止めていただいてまでということはないんですが、結局長期化に渡る不在期間、それに対する何らかの対応策をやはり考える必要があるのではないのかなと思うんですが、これはすぐどうすることが出来ないのはわかりますので、また今後検討策等考えて頂ければと思います。それと、空調設備の関係ですが壁掛け式ということで工事をされるということなんです、具体的にだいた

いどれ位の積算をされているのか教えて下さい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

中之島診療所は、待合所と薬品庫の方を考えております。これは約1,000千円程度です。平島診療所の方が待合所の方は570千円程度です。それと口之島診療所の方は、約700千円くらいの事業を見込んでおります。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

今の説明で、例えば中之島診療所において待合室と薬品庫のエアコンの設置ということなんですが、これに1,000千円一応見込んでいると、壁掛け式を仮に買ってきてつけるだけなら半分以下の金額で済むんじゃないのかなと普通に考えると思うんですが、何でこれだけの工事費がかかるのかちょっと理解に苦しむんですが。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

ここも、ご指摘の通りだと思うんですが、これも予算執行の時に十分配慮しながらやっていきたいと思います。特に、前も前田議員の方からも島には設置できる人がいるんだと、機械だけ送ればいいんじゃないのかというようなお話もありましたので、そういうことも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

この定住促進対策事業についてお尋ねしたいんですけど、定住者に生活資金を交付してその後、転出された方がどれくらいいるのか把握できてますか。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

近頃は諏訪之瀬島に定住した大家族があったんですが、この方につきましては転入時の船賃の補助はしておりますけれども、節目で3年と5年になりましたのでそんなにたくさんはおりません。以前は、5年未満に転出した方については貸し付けですので、回収をしていました。ですから、今でもその回収を3人程続けております。ですけど、この条例を改正してから節目で支給になりましたので、そういう方について対象となる方はそう沢山はいないです。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

まず、住民課長、環境衛生費の関係で、合併浄化槽がかなり普及して今年度の予定件数に2基ある訳ですけども、特に教員住宅等の未整備分は順次進んでいるのか。これは教育委員会の方が管轄しているのかな。特定でやる事業で今やっているんですよね。この合併浄化槽のやつは。今回新年度で上がっている分は、これは単独の分は一般住民の関係、それと、もう一つは先程から定住促進対策事業については色々ある訳ですけども、本村における人口増、人口の減少という問題が、かなりどこの市町村も同じでありますけれども、今後その対策としてどういうことを講じようとしているのか、これは新年度は骨格予算ということで、そういう政策的なものは打ち出せないということで私も理解しているつもりですが、村全体としてこれまでに取り組んできた経緯、あるいはまた今後どういう形で人口増というものをやっていこうとしているのか、一つの思案というのか何と言うのか、そういうものがあれば、理論づくりというのがなければ、これは政策として生きてこない訳です。そこには予算も計上できないと、こういうことでありますから、やはりこの人口増対策に対する村全体の考え方、これなくしては口先だけで定住促進であるとか、やれ何らかといっても私は出来ない話だと思っています。もう一つは、定住促進、このIターン、Uターンを中心としたような、一見見受けられますけれども、やはり私共は第一次産

業に関わる担い手という問題もここには大きくはめ込まなくてはならない政策の一つなんです。それからして、それぞれの経済課サイドでの担い手の支援対策等も思っておりますけれども、なかなかこれが表に見えてこない。そういう、どうやったらそのことが村の人口増に繋がっていく。一つの手段としてある訳ですから、ここら辺りの連携プレイというのか、村全体のそういう人口増対策を打ち出して行かないといけないんじゃないかと思うんですが。そこら辺り村長、任期も5月中旬までということですが、村長自身のこれまでの、過去からも人口問題については色々と議論がなされてきた訳ですけど特効薬が見当たらないだけに、なかなか答弁を求めている我々が期待するものは得られないと思う訳ですが、村としての計画性、こういう形で人口増を図るんだという、何かあればちょっと聞かせていただきたい。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議員もおっしゃる通り、なかなか難しい要素がありましてこれは本村だけではなくて、全国的な状況でございますが、どうしても定住だけではなかなか難しい問題がございます。ですから、出来るだけ交流人口を増やす、そういうことがやはり非常に大切なことではないのかと、そんなふうに私は思って職員にも語ったりしておりますが、昨年島根県の海士町に、全国離島の総会がありまして出向いた時に、その海士町がユニークな人口対策をやっており、それは過去に中学校の修学旅行を東京にやって、ある大学と子供達と交流をさせた。これがきっかけでその大学から毎年何かの関係で島を訪れる、そういうようなことで色んなやっぱ職業に就いたり、特にその海産物のカキの養殖等そんなものに力を入れたり、その塩を作ったりとか、色んなものにタッチしてきてしていると、そういうようなことで町長が非常に自慢をしておりますが、私は良いことであれば真似も良いんじゃないかと、去年からちょっと教育委員会の方にそういう計画もしてみたらどうだと、出来れば我々のところは第一次産業ですから東京農大あたりとの交流を図れないのかなと、そんなことを考えたりしてやっておりますが、そういうものが軌道に乗っていくと、また何か新しいものが見えてくる可能性はあるんじゃないかと思っているところです。たまたま、その東京農大がその NPO と話が進んで、学生を今年の3月、もうやがてだと思っておりますが、中之島に何名ですかね。4～5名、それから宝島に2名か、そういうようなことで行くというようなことをきいております、やはりそういうようなことが一つのきっかけになってくれば、また望みも出てこないでもなかろうと、そんなふうに考えているところであります、何かかんかやはり考えていかないと、ただ定住促進ということで夫婦をあてにしたりというのではなくて、若者を入れ込むような工夫、そういうのはどうだろうねと、そんなふうに考えております。教育委員会の修学旅行につきましては、今年は小学校で駄目ですが、来年は中学校の修学旅行ということですので、その間にその道の教授等の紹介あたりを頂ければ、そうしたことで進めてみたいなど、そんなふうに考えているところです。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

特に、村長も触れましたけれども、本村には友好島民制度というものを設けて、かれこれ3年になりますかね。そういう中でここらあたりの活用方法というのが今一つ進んでないのかなと、会員までは確保できたけれども、ではそういう人達をどういう形で島につなげていくのかと、ただ特産品とか、そういうランク付けとかをして、特産品等のやり取り等をしながら知ってもらおうと、もっと知恵を働かしてそこらあたりの活用をやはり打ち出す必要があるのかなと思うのと、それこそ先程東京農大との交流の話もしましたけれども、私も何年前に申し上げましたけれども、地元には鹿児島大学農学部があります。そういう意味で、特に十島村は色んな生物であるとか、そういうものに対しては地元大学の方もかなり教室も設けて研究されてきた経緯もある訳ですね。そういう中でうちの公共施設を色んな活用できる部分がある訳ですから、そういうところにトカラ研究会じゃないけれども、なんかそういうふうな一つの大学にもお願いして、やはりその施設を一部運用させていくような、そしていつでも学生が来てここで研究しながら、将来的には十島村を研究してもらえるような、尚且つその中で居座って頂けるような、やはりそういうことも一つの方法論としてあるのかなということを感じております。そういう意味で、やはりなかなか知恵を出せといても出せる簡単に行かない問題であるのは重々承知しておりますけれど

も、やはり我が村が将来人口減になって若者が住めない島となれば、これは村の崩壊に繋がっていくことも誰が言おうともわかっていることであります。そこには産業も存在しないと、特に私も色んな若い人達、島に在住する人達と語る中でも、これ以上人口が減っていくと自分達も今は若いかもしれないけれども、鹿児島への流出を考えざるを得ない。そうしないと島での生活は成り立たないのではないかと、こういうように若い人達には危機感というものがやはりある訳ですね。そういう人達の考え方をやはりその島にわざわざ帰ってきて住もうといった意思をもったものが、その島の色んな環境、これからの将来性をみた時に、そこから去らなければならない。例えば学校の教育問題、医療問題、諸々がそこに絡んでくる訳ですよ。そういう意味からしても、せっかく定住を望んできた人達が、より住みやすい環境にする為には、村一丸となったそういう一つの人口増対策というものを、私は予算を講じてでもやらなければいけない問題だろうと思います。そういう意味で、是非この何か非常に定住促進対策事業というのは節目支給で云々ということもありますけれども、何かもう少しそこに踏み込んだ、もっと良い施策を計画の中できちっと打ち立てて行かなければ、取り残されていくのかなというような感じもしますので、是非職員一丸となってそういう問題は取り組みを推進する方向でやって頂きたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘の通り、確かに交流の関係は出来つつあるんですけど、それがうまく活かされていない。イベント等もそんなに沢山ない訳で、出来ればやはり島の特殊な関係に来てもらうとか、そういうような努力もしていけないといけないだろう、そういうふうに思っておるところです。それから鹿児島大学、東京の大学でもよろしいんですが、やはり若者が島に行った時のご指摘の交流基地というんですかね、いつでも来て自由に使ってくださいというような、そういうようなものも確保しておくことはやっぱり良いことではないかなと思います。色々アイデアはあるかと思いますが、住民の皆さんの意見等も集約しながら、なかなか行政だけではうまく行かないものもあります。それには、やっぱり島民の協力が何と言っても必要ですので、そういうような村と一体となったやり方をやっぱり進めていかなければならないだろう、そういうふうに思っておりますので、皆さんのご指導も一つ宜しく願いを申し上げます。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

もう少し村長、村の人口形成一つをとってもですね、口之島辺りなんか65歳以上が50%を超えるという中で、正に限界集落というような状況にある訳ですね。その中において、じゃあ若い世代というか一時期は団塊世代を我々も受入れながら、その地域機能というのを何とか維持しようという動きはあった訳ですが、その人達の世代をずっと見てきますと、ある5年～10年の定住の時期を過ぎると帰ってしまう、あるいはまた、その地域活動の中には殆んど参加をしない、参加できないような生活環境もある訳なんです、それからするとやはり、若者をもっともっと呼び込まなくてはいけない、また特に本村においては、そういう女性との巡りあう機会というのが限られているだけに、独身者も若い段階でUターンをされて来ても、未だ独身での生活をされていると、こういうことも色んな学校の閉塞感を生み出している一つの要因だと思うんですね。そこら辺りも他人事じゃなくて、我々も地域の中に住んでいて、何とかこの人達が一人でも二人でも家庭を持って、その中で子供が生まれ、そして学校が賑わうという、やはり夢見てはいる訳ですけども、なかなか現実的にはなかなか難しい面もありますね。そういうことで、やはり若者が入った場合の嫁入り対策というものを、これは行政がすべきことかどうかは別として、やはり村においては本当にそういう女性との接点の限られた地域でもありますから、そこら辺りも知恵を凝らして何らかの対策も講じる時だろうと思う訳ですね。そこらあたりを副村長あたりは、都会から串良へ行き、また離島という生活は出張の度に折を見ながらしている訳ですけど、そういう外の視点から見たやっぱり嫁入り対策的なものが、どういうふうに感じられるのか、あるいは村として何かあれば参考意見として聞かせて頂ければと思います。

○議長（用澤満男君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

なかなか難しい話なんです、実は昨夜鹿児島大学の（聞き取り不能）の研究会に出席しておりまして、交流会の奄美の研究をしていました。それで、その話の中で関西の交流会は何をしているのか、そうすると親睦と郷土愛、それからその生活の向上の中でお互いに話をし合って、お互い励ましあっているということ、そういうことが中心になって交流会が成り立っていて、その交流会から故郷へ帰った人がいるかどうかという、あまりいないんですね、データとして出ていないというようなことがあります。私共のこの十島村で、本土復帰をして56年ですか、当時復帰した昭和27年に中学校を卒業した人達が今70歳くらいになっている。これ以降の人達が卒業生が1,671人、昨年度末でいらっしゃるというのが現在の人口の大部分の人がそこにおられる、全て生存されているとすればですね。こういう人達ともっと交流を深める必要があるんだと、だから故郷に残っている人も、あるいは出て行った出身者もお互いに励ましあって交流を深める必要があるんじゃないかと、そういう意味で、トカラ会・関東、名古屋、関西、関東トカラ会とか、そういうものが結成出来れば良いなと思っておる訳ですが、ただその花嫁対策はやはりその地域の青年達が生き生きと頑張っていますよというような情報がなければ、なかなか外へ打ち出せないというところがあります。そういう意味では、例えば先程も、昨日も村長が畜産振興計画というものを策定したいと、こういうようにおっしゃっていましたが、やはりそういうもので2億円産業、それが3億円産業になるかどうか分かりませんが、そういうものがあって将来に夢を持って青年達が頑張っていると、そういう姿があればそういう情報をもとにして花嫁募集的な政策を打ち出して行けるということになって行ける、それから鹿児島大学の学生達に話をする機会が非常勤講師であるんですが、学生達に色々話をききますと、特に若い女性達がトカラに興味をもっている、そういう意味では憧れの生活する条件ではなくて、旅する為の憧れの地みたいなそういうイメージもある、そういうイメージも大事にしながら、そこに住んでいる青年達が生き生きと頑張っているよというような、そういうような環境が作り出せば良いだろうと、こう思っております。そういう中で、ブロードバンドもこれからの生活に、あるいは若い人達にも必須のツールだろうと思っております。そういうものも色々兼ね備えなければ、ただ今の段階でなかなか良い話を露出するというのは、なかなか厳しいという感じは持っております。

○議長（用澤満男君）

まだ、質疑ありますか。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

今の交流人口対策の部分なんです、これは直接住民課関係ではないかと思うんですが、交流人口を促進するという事で、その定住促進に繋がればという部分で関係するんですが、例えば、村のホームページに色んな年間行事、地域行事なんかも実際載っているかと思います。例えば旧暦のいついつですよというのは載っているかと思うんですが、旧暦のいついつですよと言っても、まず都会の人はわからないと思います。ですから、その部分を例えば、今年の始めに今年は暦でいうといついつですよとか、そういった形で情報を出して見るのも一つの手じゃないかと思うんです。例えば、大きなもの、対外的に一番知られているものはボゼですが、それ以外であっても従来行事であったりとか、お盆行事であったりとか、それぞれ各島で全く個性の違うものが行われている訳ですから、こういうものについても再度、人を引き付けるもう一つの目玉になり得ると思います。そういった部分でそこら辺の対策も必要でないかと思いますが、この部分についても今後また検討していかなければと思います。

○議長（用澤満男君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

昨日も経済課の方から、（聞き取り不能）の話がありましたが、目的も充実していかなきゃいけないと思っておりますし、今の意見は全くその通りだと思っております。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

午後3時10分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

住民課関係の質疑をお願い致します

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで住民課関係の質疑を終わります。

△散会

○議長（用澤満男君）

議案第 16 号、平成 20 年度十島村一般会計予算の審議につきましては、審議の途中ですが本日はこれで終了致します。

明日は、本日に引き続き一般会計当初予算の経済課関係、教育委員会関係の質疑を行います。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。

明日 3 月 12 日は、午前 10 時にお集まりください。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

3月12日（水）

△開議宣告

○議長（用澤満男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

それでは、これから昨日に引き続き、日程第1、議案第16号、平成20年度十島村一般会計予算についての件を議題と致します。

昨日は総務課関係、住民課関係の質疑を行いました。今日はまず経済課関係の質疑を行いません。

質疑をお願いします。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

まず、県営事業の件について伺っておきますけれども、本年が23,620千円程度計上されている訳ですが、主要施策をみますとそれぞれの農業振興に関わる事業に組み込まれている訳であります。その中で自然環境・生態系の保全施設整備ということで口之島の里の川等の整備計画があがっている訳ですが、事前に県との協議を済ませて、大方地元の意向というものが反映された事業になるのかなということでもありますけれども、今年は特に皆既日食を控えているということで、色んな工事業関係が前半に集中してくるんだらうと思う訳ですが、そこら辺りの事業執行時期等が、どういう計画性をもって執行しようとしているのか非常に気になります。その点を一つ伺いたいということと、もう一つは、このふるさと推進事業の中のフリー岳線、これについては非常に2ヵ年事業ということで、19年度まだ完成はしていませんが、色んな牧場を通過しなきゃいけないと、こういうことで大方牧場の制約を受けている中での事業をお互いにすすめなくてはならないということでもあります。非常に私共も非常にフリー岳というのは非常に歴史のある場所でもありますし、非常にこの事業が完成するならば十島村にとっても、また歴史の中においてもかなり興味のある場所になるのであろうと、こういうふうに思っている訳です。問題は工事施工する中での放牧場との兼ね合いといいますか、皆さん方はその配慮がない中で我々はそれをやらざるを得ないという状況であります。というのは、例えば工事着工しました、現場でその状況を牧場の確認をしながら放牧はさせなきゃいけない、それで済む手立てというものは殆んど考えていないのが、この事業の仕組みになっていますね。そこら辺りも、もう少し村が積極的に事業を行う訳ですから、そこに関わる、特に今回牧場である訳ですから、ここら辺の配慮というのがどういうものを持っているのかなと、観光施設、観光道路が有るんだから皆さん方我慢して下さいよということではないと思いますけれども、村としてのもう少しそういう手立てというか、もっと配慮というのが、私はあって然るべきだらうと思う訳ですが、まず申し上げた2点について担当課の方で説明願いたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、始めにご質問があった総合整備事業の県営事業でございます。施行主体が県でございますので発注時期とか私の方ではわかりませんが、今回あがっているメニューを見ますと皆既日食とあまり、皆既日食より港湾事業と重複しそうなのが平島の法面保護工でないかなと思います。これは上部工とか法面保護とかそういうのが出てきますので、本年度も県営事業で法面保護をする予定でありましたけど、その東之浜の方がどうしても事故繰越ということで、本年度の3月までにしないといけないということで、平島の方は県の方がゆずって頂きまして、繰越というか形でその間工事ストップしております。そういう中でなかなか重複するようないところがありましたらそういうことも考慮が出来ますので、工事の進捗を進めていきたいと思っております。今回の場合は、口之島に限っては里の川の工事ですので、他の事業とはあまり重複しないかと、それから集落防災整備、これは防犯灯とか道路反射鏡でございますので、そんなに他の工事とは重複し

ないかと思っております。以上です。

○議長（用澤満男君）

地域整備室長、松田清徳君。

○地域整備室長（松田清徳君）

フリー岳線のことについてお答えを致します。今年度は初年度でございまして、当初の設計とか、着工が遅くなりまして、地元との協議がなかなかスムーズに行ってなかったということは認めます。お詫びを申し上げます。20年度計画につきましては、4月に入ってからでは地元で1回、展望台の整備の関係、そこら辺の案をもちまして、皆さんと協議をしながら、畜産組合との牧場の絡み、そこら辺の工程的なものも含めまして、協議をしていって進めたいというふうに考えております。また18年度につきましては、一番牛のバトック場の施設があるところ等を作業いたしました関係で、畜産組合の方には狭い牧場の面積の中でやり繰りをしながらやっているということで、ご迷惑を掛けたいと思います。来年度はそういうことで4月、5月、着工前に1回現地に outward しまして皆さんと協議をしながらスムーズに事業がいくように進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

是非フリー岳線の事業については、我々もそのことを工事そのものを云々ということではないんですが、やはり家畜あってのうちの産業でありますから、そういう意味で牧場が使用できないということはやはり農家にとっては大きな負担にもなってくる訳ですね。ですから事前に、特に今度の事業をみてみますと、ちょうど牧場を分割した形で工事をしなければいけないと、こういうことでどういうふうなやり方で両方が上手く、工事も上手く進められる、尚且つ牧場も有効的に活用できると、こういう形で我々も進めたいと思っておりますから、室長がおっしゃったように事前に早めにやって頂きたいということと、もう1つはこの事業の執行のあり方というのか、色んな今回想定外の法面の保護をしなきゃいけないと、こういうものも出てきた訳ですけども、特に舗装の関係が非常に私も気になるのと、今の計画を見てみますと、本年度舗装部分、また来年20年度もまた舗装が入ってくる訳ですけども、その終点から舗装工事をうつのが私は妥当なのかなと思う訳ですけども、その間19年度の舗装部分というのを渡りながら大型車両が通っていく訳ですから、本当に観光道路としてのこのあり方を問われた時が如何なものなのかと、舗装そのものは20年度に1本でやるべきではなかったのかなという感もしない訳でもないんですが、そこら辺り担当として従来の林道とかそういうものの施工とは違う訳なんです、2ヵ年事業で完結をする、そうすると生コン舗装は後年度の年に一括して、もううってしまった方が将来の観光道路としての色んな、何と言いますか道路の不具合も生じないのかなと思う訳ですけども、そこら辺りは検討にする余地はなかったのか、その点も併せて伺いたいことと、それと今回色々と皆既日食をにらんで、色んなハード事業等が組まれている訳ですよ。その中で経済課として地元の雇用というものを大切にしながらこの事業も進めなければいけないという一面をもっている訳ですが、その中で昨年19年度の特定事業等の発注時期、色んな諸々を私が伺った時もですね。当初の計画では非常にわかり易く、何と言いますか無駄がないような説明をされる訳です。ところが、実際、実施段階になってくると年度末に全部追いやられると、非常に言っている事と違うんじゃないのかと、本当に皆さん方がそうであるなら議事録引っ張り出して、じゃあ当時19年度の事業をやる時に、何年度の何月に発注しますということを明言している訳ですから、本当に今年はそういう形で出来るのかなという気がする訳です。ましては、この皆既日食に関わる事業等は、極端に言えば、6月であげないといけないものを3月当初であげてきている訳ですから、そこらがどういう執行時期をにらんでどうやっていこうとしているのか、そこら辺りもきちっと示すべきではないのか。このまま置いておいたら、ずるずると流れて最終的には年度末に集中すると、こういうことになるんじゃないかという心配をする訳ですが、そこら辺りをもう少し明確に示していただきたい。

○議長（用澤満男君）

地域整備室長、松田清徳君。

○地域整備室長（松田清徳君）

フリー岳線の舗装の関係でご説明申し上げますが、フリー岳線につきましては、今年度予期せ

ぬ法面崩壊ということで、その法面の舗装工事をしなくてはいけない部分がございます、今、変更設計をしたところでございますが、舗装後は起点から160m一番入口の勾配の急なところ、それから半分以上は牧場で使用されておりますので、そこら辺を勘案して勾配が急な部分がありまして、土場のままでおいておくと流出の可能性もあるというふうに判断いたしまして、160m分を舗装する計画にしております。それから、事業執行につきましてですが、昨年経済課の土木関係の職員が1名減ということでありまして、当初ではスムーズにいく計画でつくっておった関係なんです、担当が一人ということで努力はしてきたんですけども、後手にまわってきたという事情がございますので、そこら辺はご理解賜りたいと考えます。今年度は、新規職員を採用するということになっておりますので、その執行時期につきましては、極力早めに早期発注に向けて計画性のある発注に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

特定の関係は経済課だけの話じゃないですね。例えば総務の方で抱えております公用車車両等の購入の問題についても一緒なんです。全部9月に内示が来て、執行するのはそれこそ年を超えてからやると、そういうことで、こういうふうに非常に公用車にしても当初予算であげている訳ですから、やはりそこら辺は何故あげているかということは、要するに車両としても使えない状況にあるということをも十分わかった上で計上されている訳ですから、そういうところも配慮して、早く当初に内示がきた段階で購入する方向で是非進めてもらいたい。それともう一つ経済課長に伺いたいのが農業委員会の関係でございますけれども、再三私も本村における農業委員会の農業委員の方々の資質といいますか、こういう問題等も言ってきた訳であります、なかなか一方で地籍調査等を進める中、やはり農業委員の方々の農地に対する考え方というのか、もう少し農業委員としてやはり地権者との協定、いろんな問題もやっぱり勉強をさせなければ、私は農業委員会としてのものが、やはりないんじゃないかということも兼ねてから言っている訳ですけども、本年の事業等を見ても、そういう研修等を行うということは予算的には計上されていないようではあります、十分事務局としてはその対策はとれているということでの判断でこういうものなのか、その点をまず経済課長に伺いたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

農業委員さんの職務というか業務そのものというのは、今19年度でも本年度でも、その三条申請なり四条申請、五条申請なりあがるようなこともなく、その業務そのものが今はない状態でございます。今回、今月の末に総会を開く訳ですけど、その折に三条申請なりの研修はするんですけど、実際うちの方が農地の流動が殆んどない状態であるものですから、どうしてもその農地に関する認識というか、そういうのが薄いのは確かでございます。鹿児島島の辺なんかだと、都市計画法だとか農地法だとか色々入り混じって勝手にその農地に指定したところには、家とか工作物とかを建てることは出来ませんが、うちの場合は農地に資材等置場とかそういうのはいいのですが、家とかそういうのが建ったりするようなこともありませんし、そうすると五条申請なりそういうのをその度に申請、提出なりしないといけないとはその度に思うんですけど、そういう事例がない為に研修そのものもなかなか出来ない状態にあります。もっと土地が違う風な活性化するような形であれば研修等でも年に2、3回行ってですね、三条、四条のあり方を学習させたいとは思っておりますけど、今のところ事例があがっておりませんので、なかなかそういう機会がございませんのが実情です。以上です。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

経済課長ね。何故こういうことを申し上げているかというのは、本村の基幹産業である畜産等については休耕地等がやはり点在している訳ですよ。そうしますと、私過去から申し上げているのは、その休耕地等をどういう形で活用できるのか、あるいはまた例えば口之島においても、農地整備事業を行いましたけれども、管理者が島外にいたりしてなかなかその調整ができない。そ

の窓口になってやはりその土地を有効活用するためには、やはり農業委員会というものがあって、その中で農地の取り扱い方をやらざるを得ない訳です。だから、そこのところはどうも言ってもなかなか先に進められない。私としても、例えば個人間の借地を借りる場合にはその信頼性というか、地権者にとっては不安をやはり抱いている訳です。その中で、村が仲立ちをしながらその土地の活用を図ると何らかのことが出来るんじゃないかということを申し上げて来ている訳ですから、そういうことを踏まえれば、やはり農業委員会というものがそういう地元によってやはりそういうものの調整役を図りながらやることによって、村の農業委員会として要するにその休耕地の今後の取り扱い方を、やるからにはある程度そういうものもやはり研修会等も、あるいはやはり色んな町村に行けば土地等を代行するような組織もある訳ですよ。そういうものをやはり参考に継承させることによって我が村の休耕地の取り扱い方というか管理のあり方というのを私は一歩進められるんじゃないかと思って申し上げている訳ですから、そこら辺りをただ何も無いからと、三条申請、五条申請がないから委員会を、総会を開いてその中で承認をすると、それが私は農業委員会の本来の仕事じゃないと思いますよ。そこらの意識をやはり変えてもらわないと、ちょっとこのままではいかんのではないかなと思います。そういうことで、そこら辺をもう少し頭をもうちょっと切り換えて取り組んでもらいたいと思っております。次に、家畜衛生技術向上対策ということで、本年度は補助員の研修等も入っている訳ですけども、昨年19年の実績等を見ても、本当に村がこうして予算計上しながらその補助員研修の中身をどういう今回研修をもつのかということを、やはり起案書を出さないといかんですよ。何かギリギリになって予算を消化しないといけないということであれば、衛生補助員の本来の研修なんて無いのと等しい訳です。ですから、我が村には獣医師を臨時職で指導員一人抱えていますけれども、やはり先生のそういう活用をしながらやはり衛生補助員を集めて、その中で技術研修をさせることが、私は大事な事だと思いますから、是非本年はそういうことも早い段階でどういう研修内容を作るんだということで、計画書を上げていただきたいと思っております。それから、もう一つは無登記牛対策ということで再三昨年から申し上げてきた訳であります。当初予算の中で畜産振興費の中でそういうことも織り込んでいるようであります。県の畜産課とも村長自らが足を運んでその中で調整したということも私も個人的には伺っておる訳ですが、特に受精卵移植というものが移植師の研修というものが恐らく大きな今後は柱となって牛の改良に関わってくるだろうと思っている訳です。県との調整の中でどういうことが結論的に決定をしたのか、あるいはどういう方向で今回の移植師等の研修が確保できているのか、その点も併せて説明願いたい。それと、もう一つは、再三19年度の一般会計補正予算の上での畜産振興についてのあり方は村長にも申し上げてきましたが、なかなか今まで言い続けてきましたけれども、どうも私にはその反応というのが響いてこないんですね。皆さん方は自分なりには一生懸命取り組んでいるつもりだろうと思います。しかし、どうも響きがない。これは追って後々私具体的にこの問題等に、これはこうなんだと、これはどうなっているのかと、具体的に確認をさせて頂きたいと思いますが、まずそこら辺り何といいますか、総務課長にも昨日も色んな話をしましたけれども、やはり我が村の財源の問題一つとっても畜産振興費、今回飼料基盤整備事業を当初上げていただいております。これは今年度の事業分をどういう、何町歩を予定しているのか、まず経済課長そこを説明願いたいと思います。それと、そういう財源は県の補助金としてもらえる分と、ところが畜産の場合には色んな外部団体から補助金体制がある訳です。そういう補助金がもらえる組織体系になっている訳ですから、そこらの畜産を担当する経済課として、どういう補助申請、あるいはどういう手続きを踏まえてそういうものを農家に還元しようとしているのか、ここら辺りがこのここ一年というものは全く農家は本来ならば負担金支出をして、尚且つその中でその補助金をもらえなければいけない。この予算修正は出てきませんよ。こないけれども、そういう形でのものがあるんです。ところが、そういうものは農家に補助金として還元できない、出来てないような状況がどうも見受けられます。そこら辺りの取り組みというのはどういうふうに考えているのか、経済課として。本当にその業務の全てを理解した上で行っているのか、私はそこらに問題があるのかなと思っております。全体の畜産というものが予算書の中で出てくる部分、あるいはその迂回してくる補助金等の取扱いをどういうふうに認識した上で、もっともっと村にとって活用しようと、還元してやろうという意識があるのか、そこらの業務等が理解出来てないからこういう結末を迎えているのかなという、私は感をもっております。ですから、そこら辺りの担当課として、そこらの理解度があればちょっと示して頂きたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

だいぶ色々ご質問がありましたので、ちょっともし抜けがあったら後でご指摘下さい。その農業委員会の件につきましては、そういう休耕地があればそういうのを有効化して図って行きたいと思っております。それから、家畜衛生交流対策、それから本年度当初でも特定離島ふるさとおこし推進事業でもちまして、家畜衛生補助員、それから受精卵移植の育成および技術向上ということで、当初からその登記牛受精卵の移植、そういうのを今既にうちの獣医師の方で進めてますので、これが途切れることのないように進めて行きたいと思っております。それから、補助金の実態でございます。これも私、今回色々補助金とかそういう中身を精査する中で、議員の方からご指摘のあったことが確かにございました。これは、やはり過去にさかのぼってですね、精査する必要があるのではないかと思います。今のところはちょっと、まだ出来ない状態にありますけれども、行く先々ちゃんとした形でして行きたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

11 時 10 分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

質疑をお願い致します。

3 番、平泉二太君。

○3 番（平泉二太君）

離島漁業再生支援交付金の中で、昨年度がサバヒーの導入しての試験はしているんですけども、そこら辺結果はどうだったのか。それとこの鮫駆除、今までは村がやっていた時は、確か1キロ100円の補助を出していたんですかね。今回もそういうので1キロ100円なのか。それと今後この鮫駆除の実績が上げてきた場合、その今後交付金辺りを増やす計画があるのか。来年度そういう計画があるかどうかお尋ねしたい。それと、農村振興整備事業の中で、昨年6月に経済課長に質問した時に、堆肥舎の建設施設を20年度に中之島は行うんだという返答をもらったんですけど、この計画書の中には載っていないのは、今年度は建設予定はないのかどうなのかお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

県営事業の堆肥舎の件でございます。当初、中之島は炭化炉施設を作るということで、経営事業では堆肥舎施設は計上していなかったですけど、その炭化炉施設がもう出来ないということで堆肥舎施設を作る予定でございますけれども、今なにぶん、三地区に分かれているものですから、県の方に計画は上げておりますが、場所はまだ未定でございます。それで、三地区の組合長さんにどこの場所に作るかというのを決定してから設計に入るかと思っております。

○議長（用澤満男君）

3 番、平泉二太君。

○3 番（平泉二太君）

20年度にはその計画はしているんですよと言った訳ですが、何故組合長に何処に作ったらいいのかなと、そういう聞き取り調査といいますか、質問辺りをしないのか、何も言ってこないですよ。言ってくれば三地区ではここで良いですよ等の返答の仕方もある訳なんですけど何も言ってこない。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

当初になかったものですから、残調という形で取り組んだものですから、やっと熊本の農政局の方で、造っていいというのが認められたものですから、それでもって本年度に聞き取りを行う予定、今でも良いのですが聞き取りを行う予定でございますので、20年度に設計になるということで21年度以降になるかと思います。残調という形で、追加みたいな変更みたいな形で上げて、それが19年度に決まったものですから、ちょっとお話が出来ない状態でいました。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

今、経済課長、設計とおっしゃいましたけれども、堆肥舎自体は各島殆んど同じ型で作っているんじゃないですか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

島によって島数でもって規模が違います。口之島が一番大きいです。

○議長（用澤満男君）

水産振興費の答弁の方は担当を今呼んでおりますので、それから答弁させます。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

経済課長に、飼料基盤活用促進事業、執行時期等を見ると非常に無理のない計画がたっているんですが、毎年の如く11月、12月に押し迫って事業がなされているのが実態なんですね。毎年、夏明けには発注は出来ると計画を立てます。今年度も本当に理想的な形であげていますが、そういう年度末にかけてやる関係で、今年の事業もそうでしたけれども、種子不足と色んな気象上の問題があったんだろうと思うんですが、未だにやはりその事業を進められない、あるいは有刺鉄線一つをとっても早い段階で発注しなければ年度内に本当に工事が完了するのかなど不安すら持っている訳ですね。そこら辺りの考え方というのはもうちょっと気合を入れて、もう少しどうするのかということを説明願いたい。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

質疑をお願い致します。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

まずは、主要施策に関する調書の中からいくつか質問します。まず、この飼料基盤活用促進事業（第3トカラ）から。この中で、事業箇所中之島もあがっているんですが、具体的にどの地点、どの牧野を改良予定なのか、考えが具体的に決まっていたら教えて下さい。それと、港湾建設の関係で、ここに東之浜、元浦、小宝島港それぞれ防波堤関係があがっていますよね、20mで。これは、本年度はケーソン制作のみの部分なのか、その確認を。それと先般私、小宝島の方に行って来て歩く中で、はじめて集出荷施設の方も見て来たんですが、今現在全く使われていないようです。この実態を。それとはっきりわからなかったんですが、村単独で作ったものなのか、特定離島で作ったものなのか、ちょっとその確認もさせて下さい。今後のこの活用について、

昨年確かこれについても指定管理者制度で移行しているかと思うんですが、今後の有効活用についてどのような形で地元と話をしているのか、していないのか、その点について。それから今まで小宝島は山羊は島内にはいなかったらしいんですが、今個人の方が小宝島内で7頭くらい放し飼いをされているようなんですよ。今までいなかったところに山羊を持ち込まれてそういう形で放し飼いでしていると、今後間違いなく頭数が増えてまた大変なことが起きるのではないかと心配しているんですが、その点について経済課として何らかの指導をする必要があるかと思うんですが。これは小宝島本島とそれと小島の方ですかね。その方にも何か放しておられるようです。そこら辺について早急に指導なりしなければ、例えば夏場のダニの問題であつたりとか、それと畜産の方にも大きな影響が出ると思います。それと、ただでさえ面積の小さな島で、山羊と牛と、餌については共有するところがあります。少ない牧場内の餌を山羊に食われてしまって牛の方の餌が足りないという状況も考えられると思いますが、その点についてどのように指導なりしていかれるつもりでおられるか説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

地域整備室長、松田清徳君。

○地域整備室長（松田清徳君）

質問のあった中から、港湾改修事業に関する点についてご説明を申し上げます。まず、東之浜港です。東之浜港は災害復旧工事が3年目にしてやっと完成する目処が立った所でございます、16年に制作しておりますケーソンがまだ鹿児島に置いてございます。これを、20年度につきましては据付けを行います。それと、元浦港につきましては、一番先端のケーソンになりますが、このケーソンの制作になります。小宝島港についてもケーソン制作ということで計画をしております。以上です。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

小宝島の集出荷施設についてでございます。これは、県営事業で県営農村総合整備事業で造った品物でございます。今後の利用について、これは当初、小宝島におきましてはトラノオを個人の庭先で、炎天下の中で選別していたものですから、やっぱりちゃんとした集出荷施設が必要じゃないかということで造りました。その山羊でございますが、今その山羊そのものは、もちろん個人のものであって放し飼いはしていないかと思いますが、私もちょっと実情を知らないものですから、それはまた島の方に問い合わせたという形で飼われているのか、もちろん主幹産業の牛等に何か影響を与えることなら指導はしないといけないと思うんですけど、とにかく現状を調べてお答えしたいと思います。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

飼料基盤の活用促進（第3トカラ）についてでございます。これは、皆さんのお手元にあるとおり全体面積で60haあります。これは3年計画でございまして、本年度が20ha予定しております。事業箇所として今5カ島あがっておりますけど、地区はまだ決めておりません。そのうちで20haを5・5・10にするか、とにかく三地区以上島を含めてご希望のあるところから選択して進めて参りたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

先程、7 番議員さんの方からもあったんですが、例えばこの飼料基盤の工事の方法ですよね。実際私も話をきいたところが、確認検査の際に県の担当の方が来られた際に直接話をしたことがあるんですが、年度末仕事が終わった段階で確認検査に来られた段階で、もう既に牧場が緑で遠くから、見てみるとすごく綺麗なんです。よく芽吹いてますね、と言って近くに行くと出ているのは全部竹という状況の中で、もう既に確認検査に行った段階で、種は蒔いたんですか、肥料は蒔いたんですかと、蒔きましたよと、蒔きましたけど、そこの下に植えている小さいのがその牧草の上ですよと、という話の中で、これも本当に育つんですかという話をしながら、ここまで出た段階で竹に押されてしまって殆んど無理な状態で牧草として育ったものを牛が喰うという段階まで行かないですという話をしたんですよね。その中で、やはり担当の確認検査に来られた方も、本当にこれでこの事業はいいのかなという話を、やはり確認検査の担当の方もおっしゃる訳ですよ。過去において、この土地改良事業の中で、冬場対策として例えばイタリアンの 1 町歩だったですかね。実際作ったことがあるんですよ。放牧場の中で。その時はロータリーで一応耕起をして、その上に肥料とイタリアンの種とを蒔いて、3 カ月くらいかけてやったら、かなり良い形で牧草として使えるだけのものが出来たんですけど、実際思うのが今現在ある島のトラクターについてはやはり機械自体が小さくて、ちょっと作業能力もそうなんですけど、実際に乗って作業をしていると、ちょっとした傾斜地に行くと非常に乗っていて危険を感じるんですよね。ちょっとした弾みで、これは間違いなく倒れるなど、ちょっと乗って作業をしている身としては、常に緊張を強いられながらその中で作業をしているんですけども、そういった部分で一番良いのは、その新規でそういう大型機械、より安全率が高い、作業効率の高いもの、作業機械についてもロータリーなりプラウなり、そういったものを導入して頂ければ一番それが良いんでしょうけど、それが実際問題として財政的な部分で無理なんであれば、例えばその事業期間中だけでもリース対応が出来ないのかなと考えるんですが、その点についてまた今後県側ともそういった中で検討して頂ければと思うところがあります。是非、県側とそういう対応をして検討して頂きたいんですが、一番良いのは特定でそういう大型機械の新規導入をして頂ければ一番助かるんですが、今後どっちにしても今入っている機械自体が平成 7 年、8 年の導入のトラクター関係です。もう既に 12、13 年経過しようとしております。そういった中で、今後の更新等についてどのように考えておられるか、そのリースであったりとか、そこら辺も含めてどのようなお考えでいるかお聞かせ下さい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、物資運搬にしても賃貸契約という形で結んでいますので、出来れば今回、県の方に補助申請しますからその折にそういう形でリース対応できないのかと、協議をしてみたいと思います。それから 7、8 年経った色々な農工機ですけども、これはやはり購入してしまえば後々のメンテナンスとか、それからその機器に係る故障なりあった時に色々ありますので、出来ることであればリースとか賃貸とか、そういう形で事業で見るとなるとそういう形で持って行きたいと思います。また、20 年度の今農業機械購入もあがっていますけれども、そういう自治会毎で管理できるような形であれば、予算の都合の中で各島にいくらかでももちろんご負担を願いながらでございますけれども、予算の範囲内でございますけれども対応出来るんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（用澤満男君）

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

今、1 番議員が言ったような機械の投入、これはもう当然このトラクターについては各生産団体に過去に貸すというか、対応年数はとっくに過ぎている訳です。それで、殆んど使えないというのが実情なんですね。それで、三島村のことをいうのも何ですけど、あそこは非常に大型の機械を入れております。改良するために。皆さん方も、この事業は何でみたのかな、要するに竹の根を起こすやつやら、全部 1 セットいれております。うちのトラクターが 37 馬力ですけども、三島が購入しているのは 100 馬力くらいですかね。ロールベアラーから 500 キロくらいまで

を捲き付ける機械を1セットをいれてるんですけども、私も5年くらい前でしたかね、あそこに農業の関係で行って、その機械等を見た時に、非常に草地改良向きの機械を入れたなということで、うちの村もこういう対応はできないのかなという話をした経緯がある訳です。そういう意味でこれまでのうちの機械整備のあり方というのは各生産団体というのにもおいてきましたけれども、そういう草地改良というのを目的にしたところに1台ぐらいいれて、その事業を行う時に廻すと、一カ島に置きつけということは私はちょっと難しいのかなと思っております。畜産に関わるようなロールベアラー機械だってそうです。私も要請はしておりますけれども、こういう機械等についても各地区にも置きつけという形じゃなくて、村内をお互いに利用する時に活用するという形をとることによって有効活用が出来るのかなと思う訳なんですけれども、是非前向きに機械の導入についてはやってもらいたい、そのことは牧場のこれだけの投資をしている訳ですから、更に草地畑が出来あがる訳ですから、そのことは家畜にとっても我が農家にとっても所得向上に大きく貢献していく訳ですから、そのことを前提において機械投入ということをして是非とも特定辺りを活用して購入できるようにお願いしたいと思う訳ですけど、経済課長、リースとか下手なこと考えてやるそんな必要ないです。リースより高いものはない、あれは一ヶ月単位ではないですからね。常時島に一年中置く訳ですから、そうしますとリースというのは非常に割高になっていきますから、そういう分ではそこらを考えずに検討願いたい。

○議長（用澤満男君）

3番議員の離島漁業再生支援事業の件についての答弁がまだされておられませんので、担当の方から答弁をお願い致します。

地域振興室担当、東純也君。

○地域振興室担当（東純也君）

離島漁業再生支援交付金の件についてですけれども、ご質問のありましたサバヒーの生き餌試験ということなんですけれども、19年度は7月と11月に実施しております。7月の結果ですけれども操業水深がだいたい40～50mの岩礁地帯で、集荷としましてアラ類、鯛類等があげられております。ということで、岩礁地帯での魚種には有効的なのかなというふうに考えられます。サバヒーというのが元々、はえ縄で使われている片口鰯の代用の餌ということで、県が試験をしているもので、これを水産試験場から分けてもらいまして、今回試験をしたものであります。11月につきましては、輸送中に酸欠等により半数以上が死滅したという結果になりまして、やっぱり熱帯性のものであるということと、大きさが小さいということで抵抗力の弱さから冬場はちょっと厳しいのかなというふうに考えております。それで、今後もサバヒーを使って島の近くでの漁業とか、そういう引き縄に変わる餌用として、また試験が出来ればというふうに考えております。もう一つですが、鮫駆除についてですが、鮫駆除につきましては、離島事業再生交付金で、他の市町村の集落におきまして、鮫を買い上げる事業を行っているところがあります。20年度につきましても、今度4月から5月くらいにかけて各島の集落の代表の方に集まって頂きまして、集落活動の話し合いをする計画をしております。その中で鮫駆除について、今後の方針を協議したいというふうに考えております。この離島交付金で行う鮫駆除というのは、鮫を水揚げしてそれを例えば重量とか長さとかを単位として集落が買い上げるということで駆除に繋がるというふうになっております。その規格を決めないといけない、島でどうやってその大きさとか、買い上げ価格を判断するのかと、そういう基準等を決めないといけませんので、またその集落活動の話し合いの中で協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

これ、東君違うんじゃないの。これ、集落で例えば買い上げる、その後はどうするのか、地元の人に捨てるなり漁連かどこかに出すんじゃないの。東君、例えば100斤の鮫だったら、1キロ今までのとは全然違うのかな、そういう買い上げ方しないのかな、例えば1キロに100円の今までは補助金を出すと、それを漁連に出して、例えば100キロありましたよという時は、100キロに対していえば、1キロが100円だからまあ10千円か、その補助を出すとかいうのとは全然違って、その集落で買い上げて、後はあなたの言うように集落で買い上げてもらえば評価なんていうのは何十円かになるかわからないけど、あなたはどのような考え方をもっているかな。

○議長（用澤満男君）

地域振興室担当、東純也君。

○地域振興室担当（東純也君）

以前に県担当課の方に確認をしたところ、市場に出荷するとキロ数等がわかるので正確な買い上げとかもわかるんですけど、市場に出荷することによって売上げが発生するというので、これは国・県から、村からの交付金であるということで二重収入になるということで、これは交付金の趣旨とはちょっと違うという県からの回答を頂きましたので、あくまでも鮫の駆除ということで、集落で買い上げて後は埋めるなり、焼却するなり等の処分をしてもらうという県からの回答でした。

○議長（用澤満男君）

審議途中ですが、昼食の為休憩いたします。

午後1時にお集まり下さい。

昼食

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

午前中の続きをやりますので、再生支援事業の鮫退治対策についての件を先に済ませましょう。

地域振興室担当、東純也君。

○地域振興室担当（東純也君）

先程、県の水産振興課担当課の方にもちょっと確認をしたんですけれども、他の市町村の集落では頭を切って持って帰って、それで買い上げるという方法があると、後は集団で行って漁具代とか日当代とかそういうのを出すと、あくまでも鮫自体の買い上げではなくて、そういう報酬制度をとっているところがあるということでした。ただし、もう一つ提案をして頂きまして、鮫を実際に釣って市場に出荷した場合に、これまでの担当者の回答ですと、市場で売った売上げと交付金を買い上げということでもらえば、二重にもらうことになるということで、交付金の趣旨と外れるという回答だったんですけれども、現担当の方のご意見を伺ったところ、集落で鮫を釣った人がいまして、それを集落で市場に出荷すると、例えばの話をしますと、集落で鮫1匹あたり10千円と買い上げ価格を設定していれば、集落で魚市場にその鮫を出荷した時に2千円で売れましたと、そうなった時に、その残り10千円から2千円を引いた差額の8千円、これを交付金で交付するという仕組みで、実際に釣った人には実質、買い上げ単価の10千円がいくと、だから市場の売値と、プラス差額が交付金で支出すれば交付金にいけるのではないかという案を頂きましたので、また4月～5月くらいの集落代表の今後の協議会の中でそこら辺もまた資料等も集めて協議したいと思います。以上です。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

集落内でその価格の設定をするということ、例えばその鮫を一匹釣り上げてきたとしたら20千円の買い上げだと、最初からそういう設定をしておけば、そういうことも出来るという訳なんです。それと、その今現在の中の島の現状を漁師さんに聞いてみますと、この例えば引き縄辺りが冬場風ぎた時、出漁して魚は来るんだけど、水揚げできるのは10匹きて1匹だろうと、だからそこら辺で鮫を退治したら10匹来て、そのうちの3匹でも4匹でも水揚げ出来たらかなり違って来るんだと、そういう中で新規就業者の中には、この補助金が組んでもらえるんだろうかと、そしたらその方曰く、電気ショッカー、大間のマグロ釣りなんかでよく出てくる電気ショッカーを私は今注文して買うようにしていると、それでその鮫退治をやれば危険度も減るということで、何とか鮫駆除の補助、今までだったら県が出していたキロ単価1000円の補助をするという、ああいうのが一番ベストの形じゃなかったのかなと私は思うんですけど、こういうことでそれが無

くなって交付金でそれをやるとなると、まあ410千円くらいだったですか。その頭数的にもわずかな数になると思うんですけど、先程もお尋ねしましたけど、今後何というんですか実績あたりが上がった時に交付金で見られない部分を村で今までみたいな補助金みたいなものを組む気があるのかどうか、そこら辺もお尋ねしたいんですけど。それと、東君ここに飛び魚引き縄漁具の導入があるんですけど、そこら辺りは今年5組、そこら辺りはどこの島にやるのか、それと漁をして漁を行おうとする人達が実際にいるのか、物は買ったけどその漁はしないというか、しなかったということになり得る可能性はないのかなと、これを購入して飛び魚の引き縄をして水揚げ辺りが、もう実績があがってくれば、これが一番ベストなんだろうけど、そこら辺はどうなるんですか。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

鮫駆除の補助を過去やった経緯があるんですけども、これについてはもっと漁業者が鮫駆除を本当にするんだというそうしたことがあれば、これはやぶさかではないと思いますが、残念ながらなかなかとってくれない。そういうようなことで予算の執行が長引いたりというようなことがあって、それではやはりせっかくやるものが効果は無いじゃないかと、たまたま捕った者にいくらか補助をすると、その程度だったとそんなふうに思っておりますが、そういうようなことである期間一定の期間を決めて漁業者が鮫駆除に取り組むんだという、そういうようなもの等があればこれは村でもそういう漁業振興の一つとして取り上げれば宜しいかなと思っております。それから、さっきの鮫退治の電気ショックですけども、鮫は非常に敏感だそうです。ですから今、水産試験場で研究をやっているんだそうですが、私も漁業再生委員会でちょっとその発言をしたところが、トカラの海は深いから、ちょっと今の時点ではどうなんだろうと、だけど確かにそのああいものには敏感で、他の魚はそう堪えないですけどフカは堪えるんだそうです。ですから、将来はそうした方法もたぶん出てくるんだと思うんですが、問題は深さの関係でどの程度まで落とせばフカがショックを受けて逃げるのか、一旦逃げると何か寄り付きはしないと、そういう情報はきいております。ですから、これは今試験場で試験をしているということですから、ゆくゆくはそういうものもまた出てくるかもしれないと思っております。まあ、とりあえずは先程も申し上げましたとおり漁業の振興になる方法であるならば、それは考えても良いだろうとそんなふうに思っております。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程、議員の言われた電気ショッカーというのは、たぶん銚子を打った後にショッカーを流して一時気絶をさせて、それから取り込む為のショッカーのことでないかと、銚子打つ前ですか、銚子打って、後から電気ショッカーを入れて、大間のマグロみたいに気絶させてあげるという方法ではないですか。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

東担当、答弁をお願い致します。

地域振興室担当、東純也君。

○地域振興室担当（東純也君）

飛び魚のロープ引きの研修を行いまして、その試験操業ということで網を2セット購入してお

ります。それで本村の場合は何故2セット買ったかといいますと、この交付金自体が創意工夫を生かした新たな取り組みということで、そういう研修等を行って新しい漁法を導入すると、それはあくまでもその技術を習得する方法であって、その道具等の調達は自分達で行うというのが基本的な考え方でした。ただし、本村の場合は7カ島ありまして、その2つの網だけを持ち回りで回して実際利用しても、せっかく研修を受けたのにもかかわらず普及度がどれだけあるのかというのがちょっと疑問視されるということがありまして、県の方と相談しましたところ、先程言いましたとおり本来ならばそういう試験的な道具の購入でしかないんですけども、本村のこういう地理的条件等も考慮して、あと研修技術の普及の効果を広める為にも、各島一つずつ網があった方がよいのではないかということで5カ島分計画しております。ただし、実際の購入につきましては、県からも言われたんですけども、これも会計検査もありますので実際に活用するところというのをしっかり見定めて、今度の集落協議会の中でもまた協議するんですけども、実際にそうして利用されるところというのを絞り込んで購入を決定していきたいというふうに考えております。

○議長（用澤満男君）

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

これは東君、今から絞り込んで購入決定して行きたいという話は、ここに5式と書いてあるのは、5組購入するという意味じゃないのかな。この計画書の中に240千円×5式と書いているのは実際に購入するということではないのですか。

○議長（用澤満男君）

地域振興室担当、東純也君。

○地域振興室担当（東純也君）

算出では、1島1式ということです。あくまでも、今後の見通しとして購入予定ということで計画を立てております。この交付金というのが、残った分は次年度にまた繰越しますので、また先程の話に戻りますけれども、鮫駆除についても実際にこの交付金が2,448千円というのが世帯数で割り出している固定の金額ですので、実際その鮫駆除の実績がどれくらいあがるかというのもまだ未知数でございますので、実際必要なところで網を買った場合に、実際5式買わなくても残った分は例えば鮫駆除の方にまわせるとか、そういうふうな仕組みになっております。

○議長（用澤満男君）

よろしいですか。

日高通君の本件に関する質疑は議運の申し合わせ事項の6回を既に超えております。会議規則第55条の但書きの規定によって、特に発言を許します。

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

昨年、行政改革大綱に基づいて課の組織編成を行ってきた訳ですけども、この経済課における地域振興というものが非常に私は見る限り一昨年の色んな、本来我々の地域振興色々個別の産業含めてでございますけれども、どういう形で推進されてきたのかなと、色んな予算を立てながら、あるいはまた計画をたてながら、どうも我々が納得するような状況にはとても見えなかった訳ですが、今回の20年度の骨格予算をつくる中で、それぞれの個別の産業の振興というものを20年度はどういう形で推進し振興策を講じようとしているのか、それぞれの分野における課題等もかなりあるかと思う訳ですけども、その点をまず伺いたい。これは担当課、担当室、村長自身が昨年のそういう地域振興という大枠の中で見た時に、自分の納得のいく一つの政策、あるいはまた、そういう施策そのものがまんべんなく住民の中に行き届いたのか、あるいは本当に十島村の振興策が今後自分の思うような形で進んでいるのか、この点をまずは村長に伺い、その後各課における振興策における課題、あるいはまた取り組む姿勢というものを是非聞かせて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

企画、地域振興の関係については、元々あった企画部門が観光と企画と2つで占められておった訳ですけども、一部分は総務課に移って、一部分が今の地域振興ということになっていると

と思いますが、企画立案そういうもの等は今もそこでも残っているんだと、そういうふうに思っ
て一課の設置の段階で割り当てをしているんだと、そういうことになります。従いまして、振興策
等につきましては、総務課の中でもっておりますから、そこらとやはり調整をしながらやってい
くべきことであろうと、そういうふうに思います。また、それぞれの分野で地域振興の項目が分
かれておりますから、個別に色々ある訳ですから、そこらはそこらのまた、前も以前もそうだっ
たと思いますが担当の方でやはりそういう立案をするのがそれぞれある訳で、今度の経済課の地
域振興については観光的なものが主なものになっている、そういうふうに解釈をしております。
従いまして、そこらの関係でまた来年来る皆既日食部門が今のところは主体になっていると、そ
ういうふうに解釈をしております。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、率直に申し上げてなかなか機能していないということ等を、内部にいる中に感じており
ます。昨年の組織改革の最初の狙いと申しますのが、先の一般質問の中でも村長が色々説明をし
ているかと思いますが、その中で横の連携を強化しようと、そして職員の業務の一定化を
図ろうということ等で取り組んだ訳なんですけれども、職員がなかなかそこにいまいちまあ、今
の時点では、ある面では効果はあるんですが、ある面ではなかなか到達していないということ等
は感じるところであります。ただ、これは一挙になかなか解決できないものもあるかと思いますが、
本村の置かれた状況を考えると今後もこの今の制度そのものをある程度安定化させるという
こと等では、職員一致団結の中で進めていく必要があるんじゃないかと思います。その中で、総
務課関係を申し上げますと、総務課の中では、基本的な内部的な業務が多いかと思います。一部
の中では企画、あるいは消防ということ等で対住民と接する面はあるかと思いますが、まずは
本村のこの財政をどういうふうに建ち直させるかということ等で、今現在議会とも相談しながら
繰上げ償還を積極的に進めるということ等も取り組み、更には収入の確実な収納ということ等
も含めても税務課を中心にした形で取り組むということ等で現在今日まで来ているという面が
あるかと思います。先程申し上げましたとおり、まだ完全ではない訳ですけれども、近いうちに
形あるものとして進めて行く必要があるんじゃないかと思います。以上です。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

経済課としましては、18年までは農林それから土木関係、水道関係でございましたけれども、
19年度から観光、それから地籍、船舶等が係りになるようになりましたけれども、その中でや
はり20年度、21年度という、大きな皆既日食というのがございます。皆既日食は、やはり本
村の2009年の大目玉といっても過言ではないかと思いますが、その中においても地元のしっ
かりした産業作りということは、いくら大きなイベントがあろうとそれは厳かになってはいけな
いと思っています。19年度は皆さんには本当にご迷惑をかけた次第でございますが、初年度と
言えば初年度、出だしが順調に行けば良かったんですけど、皆さんもご承知のとおり色々な事で
ご迷惑をかけたかと思いますが、20年度におきましては大体畜産の中身の方が私も徐々に
わかってきているつもりですので、19年度以上に20年度は、また一歩、二歩と前進するよう
な形で進めていきたいと思っています。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

本当に私共も、この組織の見直しということは十島村にとっても画期的な一つの形ということ
で私も評価をしていただけない、若干不慣れな部分というのは色々な業務の中であったんだろうと
感じております。私が、総務課長もおっしゃったとおり何を我々が期待したかというというのは、
この組織を見直すことによってまさにその横の連携、縦の連携というものを私共が一番望んでい
た訳ですね。そのことが、やはり過去から十島村の職員と言うのは横の連携が薄いんじゃないの
かと、電話一本を入れてもその電話は担当がいなければ説明ができない、あるいはまた電話を
し直さなければいけないというようなことが多々あった訳ですね。そのことを少しでもそれぞ
れの職員が横の連携を保ちながら、この行政サービスが更に進むだろうということを期待してき

た訳でありますけれども残念ながらその姿がなかなか課によっては見れなかったと、私は個人的にはそういう受け止め方をしております。そういう意味で、やはり皆さん方は住民にとっては本
当によりどころとした職員でありますから、住民のよりどころ皆さん方をあてにしている訳です。
そのことは皆さん方の一つ一つの行動、あるいは施策、あるいはまたその丁寧な行政サービスへ
の説明、こういうものが私共は信頼した上で成り立っている訳ですから、やはりそこら辺りをも
う少し徹底した形でやってもらいたいと、尚、その経済課長からも反省の色もありましたけれど
も、やはりそれぞれの産業におけるサービスを提供する為の皆さん方でありますから、より業務
の中身をしっかりと自らが精査して、そしてそのことを住民に説明できるようなことも大事なこ
とだろうと私は思っております。そういう意味で、本当に地域振興という意味では、我々もその
言葉だけを聞くだけでも非常に夢を与えるような地域振興室、あるいは地域振興という言葉なん
ですね。やはりそこに我々住民が希望を持たせるような政策を、きちっと立案しながらやって
もらいたいと思っております。ですから、今回この予算については骨格予算ということであって、
政策的なものはなかなか出せない予算書でありますけれども、ただ、いかなる状況があっても皆
さん方はその主たるところでの仕事をする一人一人でありますから、やはりそういう姿勢をも
って20年度の予算をもって執行にあたってもらいたいと、こういうことで皆さんの意向を確認
した訳であります。ですから、非常に住民も今の特に産業等については、水産農業、畜産関係に
しても非常に皆さん方に対する期待度というのが薄れているような気がします。そういうことを一
つの反省として、この20年度の業務遂行にあたっては、更にこれを跳ね除ける、信頼を取り戻
すような形で業務をやって頂きたいということを、私は強くこの場を借りて要請をしていき
たいと思います。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

資料要求しました導入事業関係のことをちょっとお伺いします。資料を頂いてるんですが、ち
よっとこの資料自体わかりにくいんですが、導入実績については、2番の表で一応わかるんです
よね。実際各島の導入状況を見てみるとかなりバラツキがあるのかなと、導入にあたってどうい
う形で導入先を決定をしているのか、それぞれ理由はあるんでしょうが、その点について説明を
お願いします。それと（3）のこの導入希望数および実績頭数充足率についての表がわかりにく
いので説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それと、これは導入のそれは昨年の3月に希望をとりまして、とりまとめてそれでもってセリ
市の時に、まず一番はそのセリ市に希望者がきていること、希望者が来てこの牛を買いたいとい
うもの、それはたぶん畜産組合長会議でも私はその時同席してないからわかりませんが、前任者
によればそういう話をしました。そのセリ市の時に来てもらって、この牛をその方を選んでもら
って、その牛の価格、ランクをどのくらいまでだったら買うんですかという価格を決めてもら
って、それで落としていると、それでそういう形で進めていく訳です。だからセリ市に来なくて、
まあ個人のものでしたら、その方のもうこのくらいで良いかと電話連絡をしても、送った時には
タイプは駄目だった、形もおかしかったなんてそういうことを言われれば、また村としても責任
がございしますので、あくまでも前提はセリ市に来られて、そしてその方の希望する牛を何頭か選
抜してもらってそれから落とすという形をとっています。この3番目の率がちょっとわかりにく
いということでございますが、これは（2）と（3）の黒枠を示しているところがございます。
それで（4）の小計のところを見ていただければ、これが導入実績でございます。小計のところ
の10ですね。それで、（3）の12を見てもらえれば、これが希望された方ですね。（2）の1
0が希望で、口之島で見てもらえれば小計のところは10が希望で、3番の18年の口之島の12
頭というのが実績です。これをずっと見てもらえれば、平島例えば2頭要望があったのを2頭と
って100%ですね、諏訪之瀬島が13頭希望があったけれども実績は10頭、悪石島が10頭
希望があったのが13頭購入したと、そして小宝島の場合が希望はゼロだったけど4頭購入して
400%という形でございます。すみません、ちょっと小宝島の場合は間違ってますね。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

例えばこの U ターン者対策の部分も含まれるんですが、例えば今現在こういう形での制度を活用しての導入事業とかは確かに整備されつつあるのかなというふうには思っております。ただ、その最初特に I ターンの方はそうなんですが、I ターンされる段階である程度の覚悟と資金は準備をしていってくださいというのが大前提であるのはわかるんですが、実際の畜産に関しては初期投資もそうですし、それから運転資金という部分もかなり高額にわたる訳ですよね。毎日餌を食わせないといかん。そういった部分で飼料代もかかる。そういった部分の運転資金の部分について、やはり当初の見込みと例えばその分娩計画であったりとか事故等で狂ってしまった場合に年間での運転資金の資金繰りの面で当初の計画どおり動かなくなっていくことが実際に起こると思います。そういった中で今現在そういう例えば、繋ぎ資金的な現金での融資事業ですよね。そういったものがうちは全くないのが現実だと思います。例えば、動物病院に関しての導入であったりとかそういった部分は産業資金等で対応が出来るんでしょうけど、実際の運転資金とかそういった部分について何らかの今度やはり方策を考えていかないと、なかなか後継者育成の部分も含めて U ターン者に関しては特に家族内での経営の中に加わる中で自分の経営を立ち上げていくのはまだ良いのかもしれませんが、全くの I ターン者の方や U ターン者の方でも新規に畜産を始めようという方にはなかなか厳しいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺について今後何らかの制度資金的なものを創設していく考えはないのかそこら辺について説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

新規就業者支援金というのが今ございます。これは2, 0 0 0 千円そして5年間据置き、無利子です。その年齢要件とか、それから村に入って何年以内の方とか、それから振興計画書、それは畜産でも漁業でも一緒ですけど、そういうのを出して頂いてこっちが新規就業者であるということ認定して新たに産業資金という形で貸し付ける制度でございます。今2名利用してますね。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

この本日提出して頂いた皆既日食関係の地元説明会での質問、意見等も含めるんですが、ハード事業の関係で、例えば、工事請負費の中に小宝島の湯泊温泉施設について、シャワー設置ということでされているんですが、これはどういった形のものを設置を考えているのか、今現在温泉施設自体は配管の関係で今全く使われていない状況ですよね。そういった中でシャワーを設置するのも一つの手だとは思いますが、今一番心配するのが、設置することでの水の確保だと思うんですよ。そういった部分で、今ある施設を再度利用する考えはないのか、その点について説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

地域振興室長 鳥越哲君。

○地域振興室長（鳥越哲君）

小宝島の温泉施設につきましては、現在露天風呂の付近に簡易のシャワー施設を設置するというものです。既存のものを活用できないかということでしたが、温源の泉源の関係でまた新たに掘るなりといった形での対応は難しいということで、既存のものを温泉として使うことは考えないという方針の下、現在の温泉施設の方に、シャワー施設、更衣室そういったものを取り付けられないかという要望がありまして、それを受けて設置するというものです。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

それと、これは皆既日食のこの関係も少しは含まれるのかなと思うのですが、実際小宝島で住民の方と話をする中で、今シャワー設置場所の部分も関係するんですが、湯泊の露天風呂に降りていくスロープがありますよね。あそこの一番海岸端、海の波打ち際ですよね。あそこがどんどん浸食されてきてるんですよ。それで台風等くればドンドン今、上部溝も馳せられていくんじゃないのかということを島の方もおっしゃっております。去年、補正を組んだ形で露天風呂までの階段も整備をした部分なんです、そこまで行くまでの安全面とかそういうことを考えてもその部分の何らかの対策が必要じゃないのかなと思うところがありました。それと、今現在小宝島の海水浴場までの道路が基本的には整備はされていない状況です、牧場の中を歩いて行ってそれで海水浴場まで行くと。そういった中で、島の人は知っているよねと、ただ島外から来られた人達が全くどこから海水浴場に行くかもわからない、ましては牧場の中を歩いて行く、やはり知らない人は牧場の中を歩いていくとなると、牛に対してやはり基本的には恐怖心を抱くと思うんですよ。そういった中で、何らかの簡易な遊歩道的な部分でもいいとは思いますが、何か整備は出来ないのかなという話を、これも実際島の方と話をする中で出たんですが、実際あそこの集落に行く途中の牧場の中に造るとなるとまた牧場の面積を削ってまでという話になるとまた色々出てくるとは思うんですが、牧柵の外に2mくらいの道を、簡易の舗装まではしなくても良いと、バラス敷きみたいな形でのそういった通路というか、簡易なので良いんだけどそういった形での対応は出来ないのですかね。という話があったんですが、そこら辺について考えを伺いたい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

昨年、村政座談会に行った折にそういう話が出れば現地を見て検討も出来たんじゃないかと思うんですが、小宝島においてはそういう話は出ませんでした。また、現地を見て車が通れるような道路は無理かもしれませんが、鉄状の人間を守る程度の議員が言われたような形で、歩道程度ならば何とか出来るんじゃないかと思うんですが、現地を見てまた検討をさせて下さい。その湯泊に関しては、そんなに浸食が進んでいるのであれば、何らかの対策は打たなくてはならないと思いますが、それは現地を見て検討させて下さい。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

永田和彦君の本件に関する質疑は議運での申し合わせ事項回数6回を既に超えております。会議規則第55条の但書きの規定によって、特に発言を許します。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

同じ課の道路の関係で、小宝島の住民の皆さんとの話の中で出たのが、島内における避難道路の設置について、経済課から去年のうちですか、年明けですかね、一応地域で話し合いをして欲しいということで何か連絡があったと、ただそれを持つ予定をしていたんだが、実際持った上で報告をあげるつもりでいたら、そのもつ以前にこの計画自体が無理になったというか、実際どういう形で無理になったのかわからないですけど、無理になったんだと、だからもうしなくて良いですよという形で言われたという話を聞いた訳ですよ。実際その今現在小宝島において、すぐすぐ例えば大津波であったりとか、そういった部分の危険性というのがどれ程あるかというのは、なかなか計り知れないものがあるかと思うのですが、やはり小さな島で生活している皆さんにとって、やはり避難道路であるという部分について、やはり心配しておられる方がいるのも事実です。そういった部分において、この避難道路の計画自体がこういった形で計画があったのかどうなのか、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この事業は、県営の農村総合整備事業で計画した路線でございます。今、小宝島の避難所というのが一応、排水地があるところ、道路からいくらでしようかね。10m程度あがったところにあるかと思います。当初はそこから階段工とする計画ですすめて測量までいれて計測したんですが、でも津波とかそういうのがきた場合、そこまで登って階段で行った場合、階段を上っている途中に大きな津波がきたらもう危ないんじゃないかと、結構お年寄りの方もいらっしゃるものですからなるべく早めに避難できるような道路をということで、ルートは歩道はちょっと計画がもう駄目になりまして、今度は道路を造ろうということで、地形はあんだけ複雑なところですよ。3ルートそれを示して自治会の方に話をしました。その中で、一番延長的にもそれから工事費的にもかからないのが神社の裏を通っていくルート、もうこれしかないということで自治会の方に提案申し上げました。自治会の方が賛否両論でございまして、お宮の裏を通れば大変なことになると、ということでそれは関係ないんじゃないのかなという方もいらっしゃるやいまして、まあ自治会で揉んで下さいと、それで結局自治会の方で投げまして返事をくれということでした。そして自治会の方がそれなりのところに行って聞いたところによると、そこは危ないと、そこをやれば大変なことになるということを受けて、自治会の意見ということでもって、そこは危ないと道路を造ってはいけないということになりまして、それを持ち帰って色々検討して県の方にも色々話をしたんですけども、他のところはガンが相当出たり、ルートの的にも相当厳しいということで、ここの道路が駄目ならば道路は出来ないね、お金も120,000千円か130,000千円くらいはかかるような道路でした。またそういう道路を造ってもしとて言えば、もしとて言えば工事は出来ないんですけど大きな霧もありましたので、なかなか難工事になる恐れもあるし、部落からもそういうことであれば、ならもうここは取りやめようかということになりまして、今小宝島の避難所では自治会の意見に沿って取り辞めという形をとりました。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

私が聞いている話とは違うんですよ。その自治会自体開く予定をして準備をしていたんだけど、それを開く前の段階で村の方から出来ませんという形でできましたという形で私は話を島では聞いたんですよ。今経済課長がおっしゃる部分と、私が言っている部分と話がちょっとくい違っているんですが、やはり色々住民の方も疑問に思っている方がいらっしゃるのも事実です。そういった部分を含めて、また今後島の方で座談会なりある際に、ちゃんとした形での説明をして頂きたいとそうように思います。

○議長（用澤満男君）

只今から15分間休憩いたします。

午後2時30分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。
経済課関係の質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。
これで経済課関係の質疑を終わります。
次に教育委員会関係の質疑を行います。
2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

今年はまた、中学校の連合体育大会を開催するということで、この主要施策を見せて頂くと始良町の総合運動公園、今までの場所とは違いますよね。せつかく変わるんであれば、この運動公園は公式記録が認定できる運動公園なのかどうなのか、ちょっと教えて下さい。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

本年度予定しています中学校連合体育大会のことですが、期日は本年6月4日から7日までということで日程は決まっております。場所につきましては、従来旧吉田町の総合運動公園を体育館と運動公園で実施しておりましたんですが、旧吉田町の運動場の荒れ等の、前回実施した時にグラウンドの方が草とか糊とかそういったもの等が生えておりまして、記録上の部分で前回の反省の部分で、別なもう少し良いところがあるんじゃないかということがありまして、今回急遽担当校の先生等の交渉によりまして、始良町の総合運動公園が確保できたということでございます。この運動上は、野球場もそばにありますし、大きな運動場だということで、その公式的なもの等はちょっと確認しておりませんが、従来よりも設備の良い運動場であるということとは聞いております。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

出来れば、その公式記録として認定できるグラウンドの方が良いんじゃないのかなと自分はいつも思うんですよ。何故かという、島にいる子供達は、自分達が島の中で色んなことをする時にすぐトップになれる子供というのがいるんですよ。自分は一番だって思ってしまう。そうじゃなくて、こういう認定記録をとって、その中で自分は鹿児島県の中で自分はどれくらいの実力があるんだというのをやはりわかる必要があるんだと思うんですよ。うちの子供達が高校に入ってくる時に、皆中学校で自分は出来る子供だと意気揚々と上がって来ます。だけど、実際に高校に入った時に自分よりも素晴らしい人間は沢山周りにいて、その事にショックを受けて挫折する子供を何人も私見てます。その為には、自分達の記録がどんなものだという、統一のものの中で見る、ちゃんと示す必要があるような気がすると思います。でないと、いつまでたっても井の中の蛙で終わってしまうような気がする。だから、もし本当だったら、うちの村内だけではなくてちゃんと県内の模試等、そういうのをやっぱりやる必要があるんじゃないのかなと思うんですが、今回はそういうことなんですが、次からはそういうことも考慮に入れてそういう場所等は選定して頂ければと思います。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

この運動公園の公式的な認定状況等は後日お知らせ致しますが、あくまでもこういった記録の部分ですので県の記録なり、中学生の記録なり、そういったもの等を個人で比較出来る形で実施に努めたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

平成 20 年度の各小中学校における学級編成の見込みで良いんですが教えていただきたい。そのうち、山海留学生がどの程度 20 年度見込まれているのか、その点を伺いたい。それと、たまたま県民手帳のページをめくってみましたら、学校に関する資料も出ていまして気になって見たんですが、どうしても三島さんとの比較になってしまうんですが、今現在この手帳の資料でいくと三島村の小中学校は三カ島で 4 校それぞれ、児童生徒数が 60 名、本村においては 7 島で各 7 校ずつで児童生徒数 63 名、学校数は半分の三島なのに本村と殆んど児童数生徒数が変わらない。こういった現実を目にした時に、教育委員会サイドとしてどのような考えをお持ちなのか。積極的な山海留学生の受入れ態勢という部分で今後どのような展開を考えておられるのか。これは今後の十島村の山海留学についての方向性も含めるんですが、例えばその昨年 12 月の議案でもありました民宿の和解成立後の取扱も含めて、何らかの形で方策を示す必要があると思いますが、どういう取扱をするのか、村長の説明の中には山海留学生の為の寮も一つの考え方かなということを示されたと思うんですが、そこら辺について具体的にどのように考えておられるのか伺いたい。それと、先日住民課の方もこれはまた関係があるんですが、例えば島の中で高齢者の後期支援のあり方、そういったことを地域の住民代表と役場の担当職員と話をする中で、やはりその最終的には自分で自分のご飯が作れなくなったら、もう高齢者の方は島を離れないとしようがないのかなと、それがあある種、島における高齢者の方の島での生活のリミットになるのではないかなという、まあそういう話で中之島の場合は、それならそれで一日でも長くやはり生まれ育った島で生活してもらう為にはどういうことが考えられるんだろうということを考えた中で、例えばその給食支援サービスという部分で、毎日支援できないのかと、要するに地元で 3 食出来ないのかという話の中で現実問題としてかなり厳しいのはわかります。例えばそれを婦人会に投げるにしても婦人会も大変だろうし、住民課サイドからあったのが、例えば民宿で対応できないのかということ以前に投じたことがあるんだと、ただそれについても実際民宿の方にしても朝、昼、晩三食は厳しいでしょうという部分でなかなか進まない、その中でいかにしてその部分のバックアップ体制をしていくかという中で、実は私の個人的な意見ですけど、ということで述べたんですけど、例えばこういう公共の形での寮制度というかそういった形を設けることで、子供達がいる限りは朝昼晩、三食作って食べさせますよね。そういう中で例えば一食分作ってそれを届けるとか、そういった形での支援と言うのは出来ないのかなということとで私自身の考えをそのままで述べさせてもらったんですけど、例えばこの寮制度についても教育委員会サイドだけでの事業の進め方、それから住民課についてもそういう高齢者の支援事業、それぞれが何か一人走りをしていて、であればそれをくっつけることでより良いものが考えられるんじゃないかなと思う部分がある訳ですが、そういった部分で今後そこら辺も含めて、これは課を超えて地域の高齢者対策という部分で考えていく必要があると思うんですが、その点についてその高齢者対策と寮の部分の基本的な考え方については村長に伺いたい。それ以外の部分については教育委員会の方お願いします。

○議長（用澤満男君）

教育長、齊協司君。

○教育長（齊協司君）

うちの村の存続にかかわることを今 1 番議員さんは言われたんじゃないかと思います。私は大綱と申しましょうか、大まかなことを申します。後数字的なことは課長の方で申し上げさせたいと思います。これはちょっと旧聞になるんですが、私が教育長になったのが平成 15 年の 12 月でございました。（聞き取り不能）というやつでございまして、十島村が 2000 年の人口が、2000 年の人口がということは、平成になおさないとは私はわからないのですが西暦 2000 年が 756 名でございました。これが 30 年後、現在 2008 年になったんでしょうか、これが今の段階からいいますと、あと 22～23 年後は 382 名、30 年後 2000 年を 100 とした場合に、十島村の人口は 50.5% になるということです。そこでイメージするのが、一番私達の脚となるフェリーが各島に行った時に綱取りをする人がいるかということでございます。イメージして頂きたいと思うんですが、年をとったおばあさんが腰を曲げ曲げあの重いロープを引っ張るのかなと思うとぞっとしない訳にはいきません。昨日出ましたように、細くて軽いロープはないのかという話は出ましたが、そういうものをやはりイメージしたものだろうと思っております。事程左様に 30 年後といいましたならば、あと 20 数年なんですが、2000 年の時の 50.5%

しか残らない、382名ですか、その時三島村が305名だそうでございます。三島の場合が一番近いところで3時間しかかりませんし、遠いところで5時間かかるかかからないか、うちは一番近いところで6時間かかり、一番下まで13時間かかります。そういう非常に厳しい、週に2回しか船も行かない、自然環境も生活環境も厳しいところで、児童生徒が平成20年度は確か現在では、3月1日現在で53名の予定でございます。これで、今度の人事異動で教職員の子弟は子供さんが3名程入ってきますので、56名、その他山海留學生がひょっとして3名程来ればだいたい60名くらいには例年どおりなっていくのかなという思いはしますが、さてこの山海留学制度のことでございます。ご案内のとおり、山海留學生というよりも教育の世界というのは人と人がまさにより沿って進んでいくのが教育の世界でございます。理論ではどうしてもやっていけません。人間というのは、人というのは愛称というのがございまして、こいつは好かんと思ったら徹底して好きではございません。しかし好きだと思えば、この人の言ったことは黒も白と言えるようになりますし、死ねと言えど死ぬ程までも感化させられるのもまた教育でございます。さて、そういう中で山海留学と申しまして、まずうちの島を選んでくれなくては困ります。ところが、うちの鹿児島県は小中学校を合わせると583校でございます。その51%が離島を含むべき地校でございます。51.5%。そういうところで市町村立の学校でありましても特区を設けて、市内でありましても人数の多いところで色々と心に病を持っている子供達をへき遠の同じ市内の小さなところに特区として子供達が自由に転入出来るような状況もつくっておる現在でございます。そういう中で、離島を含む私達の島みたいな学校では、ウミネコ留学だとか、サザナミ留学だとか、ロケット留学だとか、ウミガメ留学だとか、そういう名称をつけて、私はこういう山海留学というのが、この山と海というのが一番好きなネーミングなんですけれども、しかしロケット留学にやはり負けるかなという思いがする訳ですね。まず山海留学にありまして、うちを選んでくれなければこれが難しい、選んだにしても、選んでくれたにしても、今度はそれを引き受けてくれる人がいなければ難しい、引き受けてくれても人と人との交わりでございますので相性が合わなければ1年間なり、3年間なり我慢強くそこで生活して行って学校に学ぶということは難しい部分があります。そういう中で、以前から出ております中之島だったのでしょうか。空いている住宅を寮にしたらいかがなもんかと、確かにおっしゃられることは名案でございます。まさに名案です。しかし、この名案を実現するには、とてもじゃないけど来てくれる人を探さないといけない。私もこの記録をずっとひも解いておりますが、平成19年度は各小中学校、校長さん達のところをお願いに言ったのが、11回でございます。あなたのところに不登校の生徒がおるだろうと、市教委で調べていったらあなたのところは18名おると。ここの中で金持ちの子供がおるやろうかと、うちにやれば治るぞというようなことを言ってみて行ったら11回でございます。でも、私のそれにはとうとう還ってこない、耐えてくれないですね。一番議員がおっしゃられる空いてるところを料理して、そして沢山人を入れて、寮母を雇い入れて、そしてここを一大山海留学の拠点とすれば、どうだろうか、出来ないかとおっしゃる。これはものすごく痛いほどよくわかるんですけど、それがなかなか上手く行かないのが、そういう人と人の繋がり、また地理的なものもある、他の市町村との競合もある、そういうこともあって私達はなかなか手が出ないようなのは現状です。平成18年度、19年度というものは山海留學生が、実に15名からおりました。これも島によって差がある訳でございますね。その島の人達の努力というものにはものすごく感謝致しております。イメージとして、2030年の話で385名になるという、うちの島の実情を考えた時には、いかにして児童生徒を増やし、そして人口が少なくとも現状維持でいかにさせるようにするには、教育の場で児童生徒を持ってくるというのが一番最短距離でもあるし、効果的な方法であると言うのはわかりますけど、もう少し議員のおっしゃる、その案というのをもう少し暖めさせて頂かせていただけないでしょうか。可能な限り努力はして行きたいと思っておりますので。以上でございます。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

平成20年度の小中学校の現時点での学級数の予想でございますが、平成20年度、小学校7校で13学級、中学校7校で9学級の予定になっております。あと、これに今度のまだ発表はありませんが、教職員等の異動の中に子弟等がいますと若干増える学校も出てくるかと思っております。山海留學生ですが、現在予算化の中では13名を目標としておりまして、現時点で確定し

ておりますのが11人、うち、それともう一人12人目の方が、今月末の方で回答が得られると、あと一つ目標として募集をかけているという次第でございます。問い合わせにつきましては、例年どおり、つい先だって1件県外の方から問い合わせがきております。こういったのは、他の定数島を持っている山海留学、山村留学のところで募集に入らなかった方だと思いますが、資料を早速送って返事を待っている状況でございます。それから三島村との比較でございますが、本村は現在、山海留学の関係で19年度まで里親制度で里親さんに助成金を出しておりますが、これが月額一人30千円と小中同じでございます。20年度にあたりましては、今議会の方でお願いしております予算の中では、これを里親さんの確保という形で一応今の時点では月額40千円を目処に今予算化を調整している次第でございます。お隣の三島村につきましては、確保定数が25名だったと思います。特定離島の方で申請しているのが25名ということで、常に25名の確保をする為に募集等をかけていると、その為に寮母さんを募集しまして、公募しまして、住宅資金の貸付なり、それから助成金、村単独の助成金を継ぎ足しをしまして、いけば一つの仕事という形をとって常に25名三島村は確保しているということでございます。それから、高齢者支援という形ちょっとありますが、課を超えた形、今後地域の中においては、学校は教育だけの場でなくて、そういった社会教育なりそういったもの等にも含まれた形で高齢者との触れ合い、交流、それから未就学児との交流、そういったものが総合的な形で住民課なり、その他関係サイドとの協議の下にそういった形等が出来れば良いんじゃないかと、常に個人的には思っておりますが、まだ具体的なものというものは、今後詰めていかななくてはならないと、現時点では思っております。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

民宿の訴訟問題の後の関係ですけれども、現在、法務局に登録の手続きをやっております。原則として、村に引き取った後は出来るだけ個人に販売をしようと、目的はそうしたことです。もしそれがどうしても売れないということになれば、先程ご指摘のような事で、そうしたのものにも使うということをしておかなければいけないだろうと、教育長の言葉では大変厳しいその話ですが、どこの市町村も一生懸命そうした獲得をやっている訳で決して生易しいものではありませんけれども、そうなった場合はそれなりの努力をしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。これは、まだ引き取っておりませんので、その後の処理については、そうした考え方の下にやっていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

実際、これだけ都市部においても少子化が進んで、児童生徒数の減少に伴ってそういう山海留學生の希望を募るという部分もかなり厳しいのもわかります。以前も言ったことがあるかと思うんですけど、例えば今山海留学している子供達、児童生徒ですね。もう既に終わられて帰った子供達、その児童生徒の皆さんの山海留学の一年間をまとめたようなファイルのようなものを、私も去年口之島でイベントがあった際に展示してあるのを見の中で、たまたま私の実家で預かっていた甥子二人の分もその時初めて目にしたんですけど、こんなものを学校は作っていたんだと、実際例えば去年の県議会の警察委員会の皆さんが来られた時も議員の方がおっしゃっていましたけれども、例えば三島村における山海留學生の体験作文を読む中で、それまで不登校だった子供が実際のびのびと学校に行けるようになったということについて、親子で本当に涙を流したというような作文を見て、それがまた三島における留学制度そういったものを改めて再評価したという部分をおっしゃる議員さん多いんじゃないでしょうか。そういった部分で、実際生活した子供達の体験であったりとか写真であったりとか、そういったものをもっと色んな個人情報だったりとかあるんでしょうけど、例えばホームページの方にもそういったものを掲載したらどうでしょうねと、過去にも私は言ったことがあると思います。そういった部分で、もっとPRをしてもいいんじゃないかというような気がします。教育長自身が実際足を運ばれておられるのも今聞いて流石と思う部分はあるんですが、それ以上に積極的な方法をまた考えて頂ければと思います。それと、まあ寮の関係については、今現在その対象になっている物件についてはわかりました。ただ、その何らかの方法をこれは山海留學生制度もそうなんです、やはり先程も述べたように高齢者

対策の部分も含めて何らかの対応策を早急に打ち出して頂きたいと、その対象になっている物件以外でも私は悪石島の議会の折でも触れたとおり既存の村営施設がある訳ですから、そういったものの有効活用の一つの手立てとしてそういったものも打ち出せないのかなとやはり思っているところもあります。積極的に進めて頂きたい、そのように思います。続いて、質問に戻ります。それと、その山海留學生の関係で20年度に学校に通われる児童さんの中で長距離通学をされる児童さんがいらっしやいますね。その関係で、どのような対応を考えておられるのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

まず、先程の中に山海留学の本村の宣伝、PR ということですが、事実その先程言われました文書で1年間まとめた記録等は実績で教育委員会の方にあがってきます。これは県の離島振興課の方にいわゆる実績書として提出しておりまして、本村にも一部残っております。去年のアイランダー等につきましては、その分の原本をもっていきまして、そういうPR活動に使っておりますので、今後もそういった場を利用して活用させていきたいと思っております。それと、本年度特定離島の方でこの前ヒアリングを受けたんですが、もう少しPR活動の経費等を入れた事業費を組めないかということがありまして再度、助成金とは別に、これに伴うPRの宣伝費用そういういったもの等を再計算して、近くまたヒアリングを受けてみたいと思います。その分で若干の補助が増えるんじゃないかなと思っております。それから、本年度新たな事例としまして、本村の中之島地区、日の出地区でございます。分校が廃校になりましてから下の方の本校の方に統合されておりまして、ここの地区から学校まで片道4キロ以上ございます。この4キロ以上という基準になりますと通常でありますと通学費の助成というのが、国の補助費の中にございますが、何せ路線バスなりそういった交通機関がない地区でございますので、これの対象にならないということで、今まではスクールバス等で対応しておりました。しかし、新たにスクールバスを買うのも補助の中で出来ませんがそれを運転する、運営する職員の手が足りない、職員が減になっておりますので対応できないと、そういったことを考えまして、前ありました親御さんへの通学に対する経費をいわば経費の助成といいますか、そういったものがありました。親御さんとの委託契約の中で実施しておりますが、本年度1件該当事例が出てきております。それと併せまして、本年1年間平成20年度1年間山海留學生が昨年に引き続き入校致します。これ等の対応についてですが、実際のところこの分の経費につきましては初めての事例でございますので他の山海留學生との助成の問題等も絡んできます。ですから、今財務の方とも詳しい協議はしておりません。本年度20年度の予算の中には地元の該当児童の経費しか今のところ委託費として組んでおりませんが、心情的に地元ならびに学校等の関係者の話を統合しますと、やはり同じような条件で対応ができないかという意見が出ております。それ等も含めまして、今後も里親の処遇によりましては、新たな別の事例も出て来る可能性もある地区でございますので、そこらも慎重に考えながら早めのうちに結論をだして予算化するならするという形で結論を出していきたいと考えております。今の時点では、まだ何ら対策的なもの等は出しておりません。それと絡んで結局4月以降、村の方で考えていますのが、里親への助成金のアップという部分を考えております。それ等の部分も若干かかってきたものですから、それとプラス、なお、委託という形も予算を大幅に増える条件になりますので、ちょっと慎重にやりたいということでございます。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

中之島地区において、児童生徒数の減というのは本当に危機感をもって地域住民も思っております。実際、中之島についても今のところ20年度児童生徒数が6名だと思います。山海留學生が1名抜けてしまうと5名、実際先日学校評価委員会の中でも話が出たんですが、5名、実際20年度は6名なんですが果たして3対3の運動会というのが本当に成り立つんだろうかと、それくらい本当、1名増えるか減るか、それで本当学校自体の運営とかそういった部分もそうでしょうし、子供達はそういう意識といたら変でしょうが、そういったものに関してもやはり一人でも多い方が学校におけるそういう社会生活を培う為の予備段階の中で一人でも多い仲間と過ごすことがやはり一番大切だろうと思います。そういった部分で、是非その支援については積極

的な形で里親さんの方へのその実費の補助というか、そういった形での対策を考えて頂きたいと、そのように思います。それとですね、ファミリー劇場の関係でお尋ねします。今回、資料要求で20年度のファミリー劇場の実施についての現地調査業を提出して頂きました。この内容もそうなのですが、20年度のファミリー劇場の運営についてどのように考えているのか、まずその点について伺いたい。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

20年度のファミリー劇場の開催についてでございますが、当初前年度社会教育委員会等を経まして決定致しました事項がございまして、平成19年度3カ島、平成20年度4カ島ということで、本年度20年度は4カ島実施という形で考えて計画はしておりました。19年度は予定どおり3カ島無事終了致しまして、本年度の予算の作成段階までは4カ島という単独の事業という形で実施する予定でございましたが、ここに来て去年の秋ですかね、ある情報がありまして落語のボランティアという形でしても良いという情報がありました。ファミリー劇場なりそういうものに併せて出来ないものだろうと考えておりましたが、予算等を作成する段階では各地区のどこかで1ヶ所というふうに考えておりましたが、せっかくのボランティアでのプロの落語の公演でございますので出来るだけ多くの方に見てもらい、そのような方法で実施できないかということで、急遽予算の組み入れの部分を実施した訳ですが、全島の住民、希望者を集めてある一ヶ所で実施するという予算化を致しました。しかし、後の部分になりますと前年度決定しておりました4ヶ所の地区の意見というものがその時点ではまだわかっておりませんでしたので、急遽社会教育の方で1月に予算を査定した後に、社会教育委員を通じて地元の意向という形でアンケートをとりました。アンケートの内容につきましては、このファミリー劇場が落語会に替わる、それから翌年度送りになるとか、3点ほど質問を致しました。その中で、本年度予定をしておりました4ヶ所、口之島、中之島、平島、宝島、こういった地区の方の意見と致しましては、やはり地元の楽しみにしているファミリー劇場であると、基本的に地元で開催して欲しいと、それが中身については落語等に替わるとか、そういったもの等は限定しておりませんが、やはり地元の方で実施して欲しいということでございました。まあ、そういった意見を踏まえまして、住民の楽しみにしている部分が一つの事業のイベントの中で消えてしまうということは、ちょっと今後社会教育なりそういうものやっていく上で意にそぐわない形になるんじゃないかということで、急遽財務等の協議を致しまして、今回の落語会につきましては特別な枠という形で実施をしたいと、それと併せて地元のご老人が特に期待していると思いますが、そういった楽しみのファミリー劇場は今まで通りの他の島と同じ条件のもとにですね。6月の時点で補正をお願いしまして、単独での地元開催という形をとらしていきたいと、現時点では教育委員会の方はそういう決定を致しております。このイベントの分ですが、ボランティアですので、こちらの日程とかそういったもの等は考慮は無く、あくまでもボランティアの方の、三遊亭歌之介さんのスケジュールに併せますと日程的には7月の8日、7～9という宝島碇泊便の船がございまして、この日程でしかとれないということでございます。平日でございますし、色々な諸条件を考えますとどれくらいの募集でかかってくるか、集まってもらえるか、あくまでも予想でしか今のところないですが、そういったことで集まり易い地区でやりたいということで考えております。現時点では、今までのイベント等の実施の状況を考えますと、この定期船の航路を変えない運航で実施するとしますと、やはり下り便の宝島の実施ということが一番ベターではないかと考えております。その分、地元の方には幾度となくイベントの度に集落の方にはお願いする訳でございますが、これについては、日を改めて事前に地元の方をお願いに行く予定にしております。それで、本年度の新年度予算の今お手元にある当初予算の中には、現時点ではイベント化された落語会の予算を計上しております。次の議会の6月議会、初議会になるかと思いますが、その時点では従来の予算を要求して皆様の方に、地域の方に、そういった実施に向けての要望等を取りまとめたまいと思っております。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

こういう形でボランティアで落語をして頂けるということは本当にありがたいということだ

と私自身も思います。ただ、今教育委員会課長の方からもありましたが、平日ということを考えますと児童生徒の参加は無理である、学校の先生方、それからお勤めをされている方等も殆んど無理だろうと、そういった中でこの積算根拠ですよ。それについてちょっと疑問に思うところがあります。それ以前に、やはり当初予算審議の中でも常に出て来る言葉として、財政難、そのことが触れられる中で、あえてこういう形で別途落語会の開催をするという部分について、やはり疑問に思います。というのは、やはり私個人の意見ではなく、このことについて議会に上がる前にも住民の方等に集まって頂いた際に、こういうことが計画としてあるようなんですが、皆さんはどういうように思われますかねということ聞いた中で、やはり中之島は、参加されたのは12～13名の住民の方でしたが、その大半がやはりちょっと今の時期にこういう形であえてするのはおかしいんじゃないかという意見が殆んどでした。1,800千円～1,900千円近くの予算をかけて行く訳ですけど、これで他にやれることがあるんじゃないのということが住民の意見です。そういった部分で、私自身この事業についてはやはり疑問を抱かずにはいられないのが実情です。事業するという運営は教育委員会サイドでされる訳ですけど、この予算化について村長はどのようにお思いでしょうか。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに、今、議員が言われるとおり、確かに村は財政で窮屈な状態であることは事実です。ただ、このファミリー劇場と言いますか、落語会を催すということ等につきましては、昨年の県議会の総務警察委員会が中之島に行かれて、確か地元の婦人会の関係者と話をされたということでですね。その私に連絡があった方から受けたんですね。当初その県議委の方は中之島で開催したいということ等で、日程の方は5月の連休明け時期に予定したいということで話が合った訳ですが、その時期はうちの村長選挙の任期が近いからその時期にかかる能性がありますよという中で、そうしましたら再度日程調整させて欲しいという中で、せっかく先生そういう形でもし行かれるのであれば、うちの住民が視聴し易い、その落語会に参加できるスケジュールを組むということ等はどうか、ということに対して、そしたらそれはどこが良いのという中で、宝島だったら北の島から南の宝島まで人を集めることが可能なスケジュールをとりますよという中で一応決まった状態になっていますから、確かに今ここで予算計上している1,800千円につきましては、その住民を集めるが為の船運賃の過去のイベント等については、その住民が参加する場合にはその船運賃は全て村費でみましょうという経緯の中で今来ているということ等を、過去のイベント等を実施した状態での予算措置という形の中で実施した訳ですね。計上した訳ですね。確かに、今財政の厳しい中でこの1,800千円～1,900千円近い額を出すということ等はなかなか厳しいものがあるというのは重々承知しております。ただ、せっかくそういう落語という、今回予定されております落語家の方は、鹿児島県出身の方でかなり全国的にも知名度がある方だということ等を考えれば、住民もそういう機会に触れるということ等はせっかくのチャンスじゃないかなと、おまけに本人達は自分達の船賃は自分達で出します、講習料、旅費等も全て自分達でみますという中でできておりますので、せっかくそういう形で来てくれるのであればそれは歓迎せざるを得ないではないかなというような形で計上しているということになります。先程、教育委員会の総務課長がお話しますように、その当初はこの落語会の方に切り替えようという話を進めた訳なんですけれども、住民の意向が自分達の島でやりたいというような話があるから、そしたらそれは従来通り今までの流れの中で、6月補正で予算化しようという形で今の状態にきたということです。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

成り行きは今、教育委員会の総務課長、あるいは一般の総務課長から説明があった通りであります。皆さんがもう必要ないという意見が大多数であるならば、これはやはり折角向こうは言っておりますけど、見合わせをせざるを得ない事業であらうと、そう思います。何も、役場が我々執行部が無理にそうしないといけないと、ということではないということだけは、ご理解頂きたいと思います。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

状況は、説明はわかりました。その先程の私が言いましたとおり、決して来て頂くこと自体に対してあえてそんな、もう結構ですという必要はないと思いますけどね。要は、その予算化の部分において疑問を感じます。実際、その各島の調査アンケートについても、見る中では具体的にはっきりと書かれてないところもありますけれども、7カ島のうち少なくともはっきりと3カ島については、特に対象になっている4カ島のうち3カ島については、要するに地元での開催の形で、あえてこういう形でのイベント開催ではなくていいというものが出てますよね。そういった部分を考えて時に、やはりどうなんだろうと私自身はやはり思っています。以上です。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

この予算をする時までは、恐らくそうしたアンケートはとっていなかったのではないかなと私は思うんですが、予算をした後でそういうものが出てきて、先程、教育委員会の方からの話がありましたように、ファミリー劇場はファミリー劇場でやると、こういうことですから恐らくそういうことだと、私は事務的なその中身まではちょっと把握しておりませんので、そうしか言わざるを得ない訳でご理解頂きたい。

○議長（用澤満男君）

総務課長、肥後政司君緒。

○総務課長（肥後政司君）

今、教育委員会の主要施策の12ページにそれぞれ予算項目の明細が出ていますかと思いますが、先程も申し上げましたとおり落語家の方に、あるいは県議委の方が紹介された方に、村の方から村費を投入するということは一切ありません。それはあくまでも住民を集めるが為の予算、費用ということになります。それから、確かに平日での落語鑑賞になりますので、今この支払日、賃借料の中で1,000千円程度計上しておりますけど、これは村民が宝島にくる為の船運賃です。ですので場合によっては当然これが増減される、平日ですから可能性とすれば少なくなる可能性があるんじゃないかということ等でみておりますから、最終的な決算の段階ではこの額よりも減る可能性はあるんじゃないかと思えます。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

この天文台ウェー징グについて伺います。基本的には、この天文台のガラス面の再メッキということなんですが、実施計画書によれば、5月から7月までということで恐らくゴールデンウィーク明け、梅雨時期に作業を行うものと思われるんですが、今回始めて設置してから初の大規模なこういう再メッキの作業だと思うんですが、過去においてはその例えば管理の部分においても、管理状況についてメンテナンス業者の方から色々教育委員会の方にもあったかと思えます。そういった部分で、今後その天文台、望遠鏡ですね。の運営についての指導を徹底して頂きたいなと思えます。それと、これは確認なんですけど今現在、天文台長が生活しておられる管理センターの管理人室の方から転居されるような話を島内では聞いております。具体的にそういう話があるのかどうなのか、それから現時点で例えば中之島地区においては恐らく新年度、教員数の減に

より空きの教員住宅が出てくるかと思います。その部分について教育委員会サイドとして具体的にどの地区の部分为空きになると考えているのか教授頂きたい。というのが、地元において地元の噂の話なんです、今、楠木地区にある住宅が空くのでないかという話で聞いてます。そうなった場合に、ただでさえ楠木地区高齢者ばかりで非常にそういう何かあった時の対応も含めてやはり動ける人、そういった人が地域にいなくなる、そういった部分での不安。それから、これは集落内の集落運営の関係で例えば温泉掃除等、それから地域における共同作業等、そういったものについてもまあ教員住宅が仮に東地区の住宅だけに偏るような形になると、地域のそういうマンパワー自体のバランスというか、そういったものも非常に今まで以上に厳しくなるのかなと思っております。その点について、どのようにお考えなのか説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

天文台の運営でございます。今回大型な事業として、これは皆既日食等の関連と考えても良いんですが、天文台の主鏡、主の鏡ですね、等の再メッキということで、かなり大幅な工事になるかと思えます。これは業者等と話をしまして湿気のない時期、そういったものを見計らって出来れば7月中旬に完成させたいと、点検も含めて8月以降、天文台等の利用する回数も増えますので、それに間に合わせたいと考えております。それから、保守に関してですが、常にそういったものについては毎年点検をしてもっている実績の報告書の中で頂いております。その都度本人に文書等を含めまして指導をしております。管理を徹底するということ、そういったもの等を含めております。それから、来年は否応も無く注目される施設でございますので、それ等を含めて今後更に指導して行きたいと考えております。それから、転居についてでございますが、私の方では転居をするとかいう本人からの意向は聞いておりません。ただ、噂の中では下の方に移るとか、教員住宅が空いているから下の方に移るとかという部分は本人から聞いておりませんし、私としては、今の状況を改善するにはもし村営住宅等が下の方で空いていれば、地域の中の方で生活の根拠を置いて仕事に専念してもらいたいというのは個人的には思っております。それから、教員住宅の空き住宅ですが、今回の異動等をだいたい予測するにあたって教員等の異動にあたって、今回中之島においては教員数が減るという状態はないんじゃないかと、今おるところで教員が入って来ると、そうしますと、なるべく地域の実情を考えますとそういった地元の意向は校長がおりますので、校長を含めて今後の転入の先生達の教員住宅の配置、そういうこと等は前もってそういった地元の意向というのを伝えておきたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

中之島の教員定数のことですが、1年生が1人入って来ます。そして、小学校3年生と4年生で1学級、そして6年生が2人おりますので1学級、合計小学校は3名出て3名入ってくるとい形になります。先生方が、中学校は1人女の子が中学校2年生におりますので、それで現職を2人またつけることにしましたので。あと養護教員、そして校長、教頭を入れると小中学生が全部で6名、校長、教頭、養護教諭等を入れて全部で8名、だから児童生徒数よりも教職員の方が多いという形、逆転減少がここで始めて出て来る訳ですね。そういうことになります。

○議長（用澤満男君）

只今から、しばらく休憩いたします。

午後3時55分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「質疑なし」と認めます。

それでは、これで教育委員会関係の質疑を終わります。

これから、一般会計全般についての総括質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君。

○1 番(永田和彦君)

これは教育委員会サイドになるんですが、ここ最近、食の安心、安全という部分で輸入食材における色んな問題が発生している訳ですけど、ニュース等をみていると給食の現場においても輸入食材が使われていたという事実等が報道されている訳ですけど、本村においてそういった食材等についてのチェック等が行われているのかどうなのか、それから例えば地産地消という部分において、村内において生産された野菜や果樹類、それから魚類ですね、そういったものがどのような形で給食に活用されてきているのか、そういった実績等があれば教えて頂きたい。それから、例えば年間に学校における給食週間ですか、そういった部分で一部分使われているというのは聞いたことがあるんですけど、今後そういったものを年間の中で活用していく考えはないのか伺いたい。

○議長(用澤満男君)

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長(久保源一郎君)

食に対する安全チェックということで、最近つとに中国製品そういったもの等の偽装とかそういったもの等がありますけど、ああいった事例そういったもの等の情報が入りますと、その分でうちの栄養士の方で各島の方の状況、それから仕入れております。うちの教育委員会の関係でいきますと、学校給食会それ等の仕入先等の方で確認をとっております。現在のところそういった事例は出ておりません。それから、あと一般食材の部分では各学校の方で直接鹿児島市内の八百屋さんとかそういったところと取引きをしているようですので、そういった部分等については地元の野菜屋さんということで大丈夫じゃないかと思っております。それから、地産地消でございますが、毎月の献立の中にもなるべく地元の地産地消という形で食材の中にそういったもの等を入れるようにと、ただいかんせん給食の調理数が各学校少ない訳ですね。だから地産地消といえるまでそういった消費というものがなされていないんじゃないかと思えます。それと、企画なり、それから特に学校給食用で作ってない部分もありますし、それから色んな制約もございます。そういったもの等をクリアしないと、むやみやたらに地産地消で地元の食材というのも利用できない部分も制約があるということを言っておきます。それから地元の柑橘類、そういったもの等デザートなりそういったものを購入するまでもなく生産者の方から特別に分けてもらったり、または地元の学校の方で直接自分たちの手で作っているものもあります。そういったもの等も学校給食の中で利用されているかと思えます。今後の給食の給食週間なりそういったもの等での食育、それから地産地消そういったもの等、郷土料理等そういったもの等は今後も続けていくものだと思いますが、一人で全7校の昼食を賄っております。そういったものもありますし、それから制約、食材の確保なり、そういったもの等も直接的給食費に跳ね返っている部分もありますし、栄養士の方も苦労しているかと思えますけど、なるべくそういった食による教育という形を今後も続けて行きたいと思っております。

○議長(用澤満男君)

他に質疑ありませんか。

4 番、里穀君。

○4 番(里穀君)

経済課関係になると思うんですが、ななし島の運航とななし島の係留の件について、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、村長も行政報告の中でもちょっと触れておったと思うんですけど、ななし島の係留関係ですけれども、以前は中之島の港に係留しておった訳ですね。そして村政座談会の折に各個人の意見において宝島に移転するという経緯もある訳ですが、ななし島の場合、現在3月までは試験的なことだということも言われておりますが、それ以降中之島に戻るとい

ことはないのかどうか、その点についてちょっと。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

冒頭の行政報告でも申し上げましたとおり、当分の間ですね、ななしまは宝島港を係船港として暫定的においておきますと、まあ中之島で色々提携港を替えたことでの9月、12月でしたか議会でもありましたように、もう一度中之島の住民の皆さんには村政座談会でお話をしますということをお願いしております。ですから、今すぐどうこうということは言えませんが、しばらくはそういうことで暫定的なことで宝島におくと考えております。

○議長（用澤満男君）

4番、里毅君。

○4番（里毅君）

まあ当分の間、宝島において検討するということではありますが、中之島の場合は駐在所もあるし、また医者も駐留しているということもある訳ですよ。そして不審船などあった場合、また医者が巡回する場合、中之島の方は非常に便利になると思うんです。また緊急時に、葬祭のとき等緊急時にへりに間に合わず、急遽屋久島に渡るという例は今までもあった訳ですから非常に便利も良いと思うんです。それから、燃料高騰ということで中之島におった方が非常に経済的にも良いんじゃないかということもある訳ですよ。ですから、そういう面から考えた場合、中之島に置くと、宝島に置くということで経費面も相当変わってくるんじゃないかということもあると船員からも聞いております。まして、今度は4月から船員を一人ということになる訳ですよ。そうすれば慣れた時は一人でも良いかも知れませんが、もし時化た時は補助員を頼まなければいけない訳ですよ。それで中之島におった場合は、今までは補助員も何人ももらって、いつ何時でも緊急の出航ができるという訳ですね。宝島の場合は若い人であっても誰も知らない、そういうことでそれから誰か探さんといかんと、そういう話もされている訳ですよ。ですからそこから考えた場合も、中之島がやはり便利も良いんじゃないかという気も致します。ですから、村長はこれから住民の方でもう一回座談会の時でも意向を聞いてそれに従うということですから、あの時は一人で言ったことをですね。これは皆が言ったと思って役場の方でも取り上げたと思うんですよ。そして座談会の時の場合は用紙が来て、あの時の座談会は一人で意見や要望事項を出して、出すようになっていた訳ですかね。そして部落会を開いた時に、その時に本人にもお前一人がそうだったらあなたの方で出せば良いのよと言ったんですけれども、今まで部落で皆な集中して世襲してやっておいたんだからそういうことはない、そんなだったら私も苦笑しておりましたから、それならまとめてやらないとしょうがないでしょうと言って、私も発言したことが実際事実ある訳ですよ。また、それは考えてみれば本当に言い過ぎだったかというものもある訳ですよ。そして今考えてみましても、その台風時に船は陸揚げができないということだったら、ななしまもその時は既に逃げていない訳ですよ。だから、代替船が氷を積むと、氷を売るだけの事で言う訳ですから、氷を積む時には今だって氷を買う船は一艘もいません。何の邪魔にもなっておりません。ですから、その時はわきの漁師の方が、自分らはそのようなことは考えはしておらなかったと言ってくれれば、それでまとまった事でしたけれども、それで今になってから自分らはそんなことは考えていなかったと言う訳ですよ。ですから、もう一回そういう役場の方でそういう趣旨があれば、今度の座談会あたりでもう一回皆と説明して検討してそれで進めて頂ければあり難いと、このように思っております。以上です。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ななしまは、中之島に一応定係港を定めるということでやっておりましたが、今議員がご指摘のとおり座談会で指摘を受けました。とにかく手狭である。確かに漁港が狭い訳ですから手狭であることは間違いない訳ですが、（聞き取り不能）議員さん達もいらしてご承知のとおり、その場でそういう意見があつて、それでは困るよという人は誰一人もいなかった。そういうものが、いわゆる皆なそうなのかなと、そういうふうな解釈になった訳であります。確かに、警察等がおってそうした用事の時に今までもすぐ使えていた。それが使えないということになると、やはりそんだけ利便性を失う訳ですので、本来は中之島に返さないといけないと思っております。

ども、一旦そうしたことで係留港を暫定的にでも宝島に移そうということでやった訳ですので、今それをやった後に、すぐまたそうかという訳にはやっぱり行かないと思います。宝島では、出来れば定期船が週２便のうちの１便が名瀬までということで、宝島からはその行かなかった便に併せて、各島から名瀬行きの人達がおれば一緒に名瀬までやるような計画を立てて欲しいと、こういう話もきておりますので、ですからそこらもまた協議をしないといけないだろう、とそういうふうに思っております。それから、港の手狭なことですけど、知事が行かれた時ですかね、３番議員さんが今の防波堤を使わないで、当たり前の接岸港が出来ればあそこをもう少し仕切って漁港を広めて欲しいというご意見もあります。先日も、地域振興局の方から、今の接岸港ができた後の中之島の対応をどう村長は考えてるのということでしたから、漁港をもっと広めて欲しいということを強力に進めてもらいたいと、そういうことで要望はしております。まあ、どのような形ですのかわかりませんが、恐らくそうしたことで船溜まりを広げることは間違いなかろうと。これからも、やはりそれは継続して要請をしていかなければいけないと思っておりますが、そうやってきた時の対応辺りはどうなのかなと、そういうふうに思っておるところでありまして、先程も申し上げましたように、地域の中の島地域の住民の皆さんには夏場になるかわかりませんが、座談会あたりで、それはもう一度そうしたことを話合った方が良かろうと私はそう思っております。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第１、議案第１６号、平成２０年度十島村一般会計予算についての件を採決いたします。

本件を含め、当初予算案の表決は全て申し合わせ事項により起立によって行います。本件を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（用澤満男君）

起立多数です。

したがって、日程第１、議案第１６号、平成２０年度十島村一般会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございました。

△散会

○議長（用澤満男君）

これで、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前１０時にお集まりください。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

3月13日（木）

△開議宣告

○議長（用澤満男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第17号 平成20年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件

○議長（用澤満男君）

日程第1、議案第17号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第17号についてご説明を申し上げます。本案につきましては平成20年度十島村国民健康保険特別会計予算でございます。まず、102ページに予算の総額を示してございます。第1条で予算の総額を87,214千円ということでお願いしてございます。それから、第6条で一時借入金の最高額10,000千円をお願いしてございます。第7条では歳出予算の流用ということになっております。そういうようなことで、本年度は前年度と比較しまして7,297千円、率にして7.6%の減となっております。国保財政の健全な運営を目指しまして、平成17年度と平成19年度に国保税率の改正を行っておりますが、今後とも国保税の収納確保の強化が必要でございます。また、益々高齢化の進展に伴いまして、医療費の高騰が予想されますので、医療費適正化に向けた保険事業の充実、強化を図ることが重要であると考えております。それでは、まず歳入の方から110ページになりますけれども、歳入から説明を申し上げます。国民健康保険税につきましては、20,287千円を見込んでおりますが、前年度に比較しまして1,545千円の増額で8.2%となっております。これは20年の4月より新しく後期高齢者医療制度がスタートすることに伴いまして、後期高齢者支援分課税が発生したことによりまして、一般被保険者で2,218千円の増、それから退職者被保険者で1,453千円の増額を見込んでございます。次に、国庫支出金であります。総額で8,353千円、前年度比25,297千円の減額で率にして75.1%が減額することになっております。国庫負担金につきましては、療養給付費負担金と高額医療費共同事業負担金の2つに分けられておりますが、療養給付費等負担金につきましては、次の4つの合計額からなりまして15,633千円減額の6,735千円を見込んでいます。その1つ目ですけれども、被保険者療養給付費に療養費を加えた額から、一般会計からの基盤安定繰入金、これの2分の1の前期高齢者交付金の額を差し引いて求められる額の34%。それから老人保健拠出金、介護納付金等から前期高齢者交付金を差し引いた額の34%。こういうような色々な要因をかかえております。そういうようなことで国庫補助金である財政調整交付金、これにつきましても普通調整交付金と特別調整交付金がございます。財政調整交付金で9,664千円の減額で、これが87.5%で1,373千円を今年は見込んでいますということ。内訳と致しましては、普通調整交付金の9,664千円が減額になっておりますけれども、この要因につきましては前期高齢者交付金の額を差し引くように法令が改正されたためであります。それから特別調整交付金につきましては、医療費の通知の実施やエイズ予防に関する知識の普及啓発の実施、その他特別事業を合算して交付されるものでありまして、前年度同額の39千円を見込んでおります。それから療養給付費につきましては、退職被保

険者療養給付費に療養費退職被保険者老人保健拠出金を加えまして、それから介護分を除いたり退職被保険者保険税分を差し引いた額が交付されることになっておりますので、ここで2,202千円の減で率にして33.4%の4,372千円を見込んでございます。減額の要因は退職被保険者保険税が33.6%、額にして1,277千円となった為であります。本年度から新しく創設された前期高齢者交付金として24,103千円を見込んでおります。次に県の負担金でございますが、県負担金の高額医療費共同事業負担金は、事業費の4分の1の額でございます255千円を見込んでおります。次に、新しくスタートする特定健康審査等負担金と致しまして670千円を見込んでおります。それから、次に県補助金の関係ですけれども、都道府県財政調整交付金につきましては8,328千円を見込んでおります。前年度比806千円の減になっておりますけれども、都道府県財政調整交付金には普通調整交付金と特別調整交付金がございます、県の普通調整交付金につきましては合計額から1,024千円を見込んだ額としてあります。それから、県の特別調整交付金につきましてはレセプト点検、あるいは保険税の収納率確保、向上、保険事業その他特別事業等を合算して交付されるものでございまして7,304千円を見込んでございます。それから、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金と保険財政事業共同安定化事業交付金、こういうものがございまして高額医療費の共同事業交付金は80千円以上の高額医療に対しまして交付されるものでありまして、37千円の増で1,464千円を見込んでございます。それから、保険財政共同安定化事業交付金につきましては30千円以上の医療費に対して交付されるもので、高額医療費共同事業交付金分を除いて2,738千円減の10,310千円を見込んだものであります。これにつきましては、市町村の国保間の保険料の標準化、あるいは財政安定化を図る為に平成18年10月から新たに保険財政共同安定化事業が実施されたことに伴うものでございます。それから、次に一般会計からの繰入金につきましては191千円を減額して9,055千円を計上してございます。他会計繰入れにつきましては、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分それから保険者支援分と、財政安定化支援事業繰入金を計上したものでございます。保険基盤安定分は保険税軽減分として404千円の増で4,493千円、それから保険者支援分として229千円増額致しまして1,023千円を見込んでございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、普通交付税に参入されている需要額に加え国保財政の財源不足を補う為の村の独自の支援分として826千円を減額致しまして3,537千円を計上してございます。次に歳出に参ります。総務費につきましては2,440千円の減で1,585千円を計上しておりますが、一般管理費において平成20年度から先程から申し上げておりますように後期高齢者医療制度が施行されることに伴う国保システム改修による基幹システムが前年度整備されたことにより減額になったものであります。それから、保険給付費につきましては総額で885千円増の46,533千円を計上してございます。内訳は療養諸費で1,526千円を増額しまして41,847千円、それから高額療養費では641千円を減額しまして4,546千円、前年同額の葬祭諸費で140千円となっております。それから、後期高齢者支援金につきましては本年4月からスタートするものでありますが14,692千円を計上してございます。それから、老人保健拠出金につきましては22,821千円を減額、率にして91.2%でありますけれども、2,167千円に減額して計上してございます。それから、医療費分として2,143千円、事務費で24千円を計上しております。減額の要因と致しましては本年度4月からのその後期高齢者医療制度がスタートする為に一ヶ月分を計上したと、これにつきましては前々年度の医療費に対するものでありまして計算様式にしますとこういう形になっていくということになります。それから、介護給付費の納付金につきましては423千円を減額しまして4,779千円を計上してございます。これは2号被保険者に対する分で平成20年度の概算拠出金と平成18年度精算分が含まれております。それから、共同事業拠出金につきましては高額医療費共同事業拠出金等保険財政共同安定化事業拠出金がございます。高額医療共同事業拠出金につきましては337千円の増の1,331千円、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成18年10月から保険財政共同安定化事業が実施されたことに伴うもので447千円を増額して11,476千円を計上してございます。保険事業費につきましては3,842千円を計上しておりますが、内訳としては本年度4月からスタートする特定健康審査等事業費2,002千円、国保総合健康作り支援事業分として1,804千円、針灸施設利用補助分が36千円ということで計上をしております。予備費につきましては昨年と同様、同額の500千円を計上してございます。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、平泉二太君。

○3番（平泉二太君）

保険給付費の中のこの葬祭諸費等で140千円計上されているのは、これはどういう時に使う予算なのか。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

葬祭諸費の方は、国民健康保険の被保険者が亡くなった場合に、葬祭費の一部としまして1件20千円を支給するようになっている事業でございます。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

住民課長、今年度から初めて始まるという保険事業の関係、もう少し事業内容を、この2つを保険事業と特定健康審査等事業費が計上されている訳ですけれども、もう少し事業の中身を具体的に聞かせて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

今年から、特定健診、特定保健指導の事業が導入された訳なんですけど、これは以前まで老人保健事業としまして、役場全体を住民課の中で一般会計の中でやっていた事業なんですけど、これを国保の事業で行うということになりました。それで、それぞれの保険者が責任をもって、例えば私共の村としましては国民健康保険の被保険者を中心にして色んな事業を、健康審査、内容については後程説明しますが、私共の村の国民健康保険の被保険者に対しての事を責任を持ってやらなければいけない、例えば学校共済だったら学校共済は学校の先生方の分につきましては責任を持ってやらなければいけない、後期高齢者の分につきましては後期高齢者制度が責任をもってやらなければいけないということで、それぞれの保険者が責任を持って自分のところの被保険者についての健康審査をしていかないといけないという事業です。ですから我が村におきましては、恐らく学校共済や後期高齢者の医療制度のところや社会保険のところは私共の村と委託契約を結んで村でしか出来ない訳ですので、私共の村の国保と委託契約を結んで事業を展開することになるかと思えます。それと内容につきまして説明したいと思えます。どうしてこの制度が導入されたかといいますと、日本の医療費は年々肥大化を続け、平成17年度の国民医療費はついに33兆円となり2025年、平成37年には59兆円に推移することとされております。また、その内訳としまして、循環器系の疾患や悪性新生物等の生活習慣病に関するものが約3分の1を占めております。この生活習慣病をいかに予防するかが大きな課題となっております。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣病はやがて糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症等の生活習慣病の発症を招きます。そして生活習慣病の改善がないままにこうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るとというのが現状です。この現状は若い時からの生活習慣病の予防により防ぐことが出来、生活習慣病の境界段階でとどめることで通院を減らし、重症化や合併症を抑え入院に至る事を避けることが出来ます。その結果、中長期的に医療費の増加を抑ええることとなります。そのようなことから、平成20年4月から特定健診、特定保健指導が実施されます。この特定健診、特定保健指導はメタボリックシンドロームの予防をターゲットに当てた健診を40歳以上の被保険者に対して行うものであります。更に、健診後の保健指導ではメタボリックシンドローム予備軍に対しまして、動機付け支援を該当者に対して積極的支援を行わなければならない、取り組み状況に加え、成果についても評価されることになっております。そして、平成25年度、5年後に成果の評価により医療費保険者として、後期高齢者支援金が最大10%も加算減算されることになっております。つまり、将来生活習慣病になる恐れのある人達に対しまして、その将来のリスクを減らすために真剣に取り組んで行くことが求められます。ですから、症状が悪い方につきましては、ただ健診をやりっ放しじゃなくて、その後のフォローもや

りなさいということです。そのフォローの結果によっては、先程も申しました介護保険料の10%の加算減算があるようです。本村でも何百万かになりますので、この加算減算は鹿児島市あたりでは2億円か3億円くらいの額になるということです。それぞれの保険者がこれからは競争する時代が来ると思います。しっかりと自分の被保険者の健康を守っていかなければならないと、ですから財政的にもこの加算減算によって相当厳しい状況になるかと思っています。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

要するにこの事業は、検診を行なった後のいけば健康指導的な種類の分ですか。その本来の検診に関わる事業を先程言ったそれぞれの保険組合からの村の方で一括して国民健康保険組合の方で行うという説明でした。そうしますと、その関わる今まで通常例えば村の方が行っている定期検診等は一括して村の方で持っていた訳です。そうしますと、今度からはそういうものは、それぞれの組合から調達をするんだということですけれども、そこら辺りのこの区分、まあ言えば一つの事業を展開する時に、じゃあそれがどの程度出てくるのか、まあこういうものが今のこの予算書の中では見えないんです。じゃあ、共済組合からはどの程度この事業費にかかわるものは徴収出来るんだと、そういうものが今分かっているのであればお教え頂きたい。ただ、この予算書を見ますと、どうも保健指導というものが主たる目的のような絵面になっている訳です。ですから非常に、従来あった型をそのまま会計を動かしただけの話なのかなと、ただ目新しいものとしては、これを一つの健康指導というものは、その成果を持って5年後にそこに調整金みたいなものを支給するというようになっています。だから、もう少しそこらの具体性というようなものが、ちょっと今のところ、私には理解出来ていないんですけれども。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

老人保健事業で今までやってきたものと似てると言えれば似てるんですが、対象者が国保が責任を持ってやらなければならないのは、私共の国民健康保険の被保険者だということです。これにつきましては責任を持ってやらなくては行けない、ただ先程から7番議員さんからもありましたように保険、他の保険者からの委託を受けてやることにつきましては、まだ情報が前々届いてない、他の保険者から十島村とこうして契約をしたいという情報は全く届いてございません。これから新年度に入った時点で十島村の場合はいくらかで委託するか、それは私共とその保険者との契約になると思います。その金額につきましては、お互いに例えば十島村では一人辺り検診を10千円でしますよということであれば一人辺り10千円という契約になるかと思っています。ですから、今までやっておりました結核検診は従来通り船でやっていきます。そしてこの保険事業につきましては、船の中でやるとどうしても聴診器とかそういうのがエンジン音で消されて聞き取りにくかったり、この検診を十分にやっていくためには時間的に余裕もありませんので、各島でこの事業は診療所の方で実施することにしております。ですから、今この事業が見えて来ないということです、それぞれの保険者は十島村にも色々な保険者がありますが、この保険者からの十島村に委託したいとかいうようなことは、まだ一切来ていないものですから、事業の内容が見えてきてないということでもあります。ただ、後期高齢者医療制度につきましては、金額を全体で決めておまして、その金額で村に委託をすることになると思います。ほとんどの市町村の国保が医師会とか民間事業者に委託して、この事業は展開しようとしています。それですから、本村の場合はそういう民間事業者がございませんので、国保とそれとうちの保健師の方で、うちのスタッフですね、直営でやらなければならない事業だと思ってこの事業を展開しようと計画しております。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

ちょっと、この概要書には文言の説明が出ているんですが、ちょっと理解出来ないところがあるので文言の説明をお願いします。この前期高齢者交付金、まあ一応下に説明が書いてあるんですがもうちょっと詳しく教えて下さい。それと、逆に今度は歳出の方での後期高齢者支援金、前期高齢者の納付金ですかね。そういった形で言葉が出てきているんですけども説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

前期高齢者という名前が出たのが、平成20年度から初めてです。私共の方も何なんだろうと思ったのですが、これが65歳から74歳までの被保険者のことを前期高齢者といいます。それで、何が変わるのかといいますと、今まで国保の被保険者につきましては全員が普通徴収で税の徴収を行って来ました。ところが、後期高齢者は75歳以上の方ですけども、この方につきましては、年金が180千円以上ある方につきましては、年金から特別徴収します。年金のない方につきましては、今まで通りの普通徴収を行いますということになりました。それと、前期高齢者につきましても65歳からですので、既に年金の受給が発生しております。ですから、今までの普通徴収から後期高齢者と同じような普通徴収と特別徴収の年金徴収が始まるということでございます。それで特に前期高齢者交付金というのが設けられましたので、新しく創設された為に普通調整交付金だとかそこら辺のが、前期高齢者分の医療費分につきましては除きなさいという指導が来ておりますので、そういうふうに予算計上したところでございます。それと、後期高齢者支援金の件でございしますが、後期高齢者支援金ということで保険税の方でも歳入の方で見込んでおりますので、そういう保険税とか一般会計からの支援とか国保からの支援とか、当然今まで老人医療拠出金というような形で老人の分を国保で負担してきた訳ですので、そういう分を見込んだ形で後期高齢者への支援をこれからは国保の方ではして行かなくてはならないということで、そういう予算を計上しております。

○議長（用澤満男君）

只今から10分間休憩いたします。

55分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、議案第17号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件を、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(用澤満男君)

起立「多数」です。

したがって、日程第1、議案第17号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第18号 平成20年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件

○議長(用澤満男君)

日程第2、議案第18号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第18号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成20年度老人保健医療特別会計予算でございます。まず、予算の前に老人保健医療特別会計につきましては、本年度のこの4月からスタートします後期高齢者医療制度への移行期間の整理となる為に歳入歳出予算額は大幅に縮小されております。歳入歳出予算の総額が16,201千円で、前年度と比較しますと115,013千円の減少で、率にして87.6%となっております。予算書の123ページにそれぞれ第1条から第6条、第7条掲げてございますが、第6条では一時借入金の額をお願いしてございます。第7条では歳出予算の流用ということでお願いをしてございます。それでは、123ページですね。歳入から説明を申し上げます。まず、支払基金の関係ですけれども57,248千円を減額しまして8,019千円を見込んでおります。それから国庫支出金につきましては37,998千円の減額で5,313千円を見込んでございます。県支出金につきましても9,499千円を減額しまして1,328千円、それから一般会計の繰入金につきましては、10,266千円減額の1,537千円を見込んでおります。医療諸費に関わる一般会計の持ち出しが1,329千円で、これに総務費、予備費分の208千円を加えたものでございます。それから、歳出でございすけれども、総務費につきましては108千円を計上しております。医療諸費につきまして114,245千円を減額しておりますが、率にして87.6%でありまして15,990千円を計上してございます。内訳につきましては、医療給付費で112,395千円の減額で15,620千円、それから医療費支給費では320千円を計上しております。また、審査支払い手数料として50千円を計上してございます。予備費につきましては、前年と同様100千円を計上しております。簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長(用澤満男君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、永田和彦君。

○1番(永田和彦君)

この後出てくる後期高齢者の分の特別会計の関係と、その兼ね合いの部分が分からないんですが、例えばこの老人医療特別会計自体で見ると対前年で115,000千円減額、それで後期高齢者の部分については、新規の会計ということで出てくるんですが、例えばこれは7,770千円、実際相当額のこの予算書上では不足というか、こういった部分になるのかなと数字的には思えるんですが、今後これまで老人保険医療特別会計の中でされていた医療給付関係は今後、まあ例えば補正とかそういった形の中で後期高齢者の中で出てくるんですか。どうなんですか。そこ

ら辺は。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

今まで、老人医療特別会計の方で高齢者の方は全部面倒をみていた訳なんですけど、その中には医療費が10かかれば12分の6につきましては支払基金の方が面倒をみていたんですね。そして国庫が12分の4、そのうちの県が12分の1、市町村が12分の1の負担をしていた訳なんです。ですから、そのかかった医療費について、全額村が負担していた訳ではないんです。ですから、後期高齢者医療制度に移行した場合には、その国、県、まあ支払基金も当然ですが市町村もだいたいこの割合で、鹿児島県下で構成している後期高齢者医療制度の方にお金も入る訳です。ですから、村の負担分もこの12分の1ぐらいの割合になると、それで、この老人医療制度というのは、老人医療は4－3年報じゃなくて3－2になりますので、この今年平成20年度に特別会計で組んでいる予算は、約一月分の医療費を見込んでおります。村の方では。それと今後1、2年移行期間の中でこの特別会計は続くだろうということが考えられます。何故かという、過誤調整あたりでレセプトがつき返されたりする分がありますよね。過誤がありまして十島村ではこの保険は疑義があるということできつ返す。そういうレセプトが恐らくここ1、2年間大きなところなんかでは続くだろうということで、いつになったら特別会計がなくなるんだろうということではっきりしておりません。そういうような状況で国や県、支払基金の負担、それと村の負担で医療費を賄ってきた老人医療の特別会計が後期高齢者の方に移行するということになりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第18号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件を、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（用澤満男君）

起立「多数」です。

したがって、日程第2、議案第18号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第20号 平成20年度十島村介護保険特別会計予算についての件

○議長（用澤満男君）

日程第3、議案第20号、平成20年度十島村介護保険特別会計予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第20号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成20年度介護保険特別会計事業勘定からご説明を申し上げます。介護保険の特別会計事業勘定の歳入歳出予算の総額でございますけれども、160ページにございますように68,722千円、対前年度で12,233千円、率にして21.7%の増となっております。まず歳入から申し上げますが、この予算書の中でも前の老人医療と同じように第6条、第7条でそれぞれ一時借入金、それから歳出予算の流用ということでお願いしてございますが、一時借入金では10,000千円を最高額をお願いしてございます。まず歳入から申し上げますけれども、167ページですかね。歳入の主なものにつきましては、保険料これが9,130千円、国庫支出金で14,643千円、それから支払基金の交付金が19,873千円、県支出金で10,832千円、繰入金が14,238千円となっております。費目別にしますと保険料で9,130千円、対前年度1,177千円11.3%の減額となっております。これにつきましては、給付費の増加によるものでございまして被保険者の所得が低下したこと等にもよるもので約14%の計上となっております。それから、国庫支出金では14,643千円、対前年度2,801千円23.7%の増額となっておりますが、介護給付にかかる分と致しまして10,323千円、それから施設入所者分で給付費が15%、居宅介護サービス等にかかる分として20%の見込みで計上をしております。調整交付金につきましては5%4,320千円を計上致してございます。尚、地域支援事業分と致しまして1,155千円を計上しております。それから支払基金の関係では19,873千円、対前年度で3,820千円、率にしまして23.8%の増額となっておりますが、このうち介護給付費交付金では19,628千円、給付費の31%を見込んだものでございます。それから、地域支援事業の交付金分として245千円を計上してございます。県支出金につきましては10,832千円、対前年度比2,164千円の25%の増額となっておりますけれども、このうちの介護給付費負担金では10,255千円、これにつきましては施設入所者分の給付費の17.5%、それから居宅介護サービス等に係る分と致しまして12.5%分を見込んで計上しております。地域支援事業分といたしまして557千円を計上したことになります。それから繰入金につきましては14,238千円、対前年度4,696千円、率にして49.2%の増額を行っております。これにつきましては介護給付費分の12.5%で7,918千円を計上した他、地域支援事業分と致しまして557千円、それから保険料の不足分として介護保険導入基金から3,500千円を繰入れて計上しております。それから次は歳出になりますが、歳出の主なものは総務費で2,183千円、保険給付費で63,318千円、地域支援事業費として3,158千円となっております。費目別でいきますと総務費で2,183千円、対前年度117千円の増となっております、介護保険事業を運営する為の事務費および介護認定事務を鹿児島市に委託しておる関係から委託料を計上したものでございます。それから保険給付費では63,318千円、対前年度で11,922千円、23.2%の大幅な増となっておりますが、これにつきましては介護施設に入所した数が19年度より7名程増加をしております、その増加によるものであります。それから財政安定化拠出金で前年度同額の60千円を計上しておりますが、これは市町村の介護保険事業が予想以上に保険料収入が低下したり、あるいは給付費が増大したことによって介護保険財政が悪化したりして赤字を穴埋めしなければならないことになった場合に、市町村が一般会計から繰入れを生じないように財政安定化基金を設置して市町村が一定額を積み立てるものでございます。それから地域支援事業では3,158千円を計上しております。簡単ですけれども以上で事業勘定を終わります、次はサービス事業勘定で若干申し上げたいと思います。（聞き取り不能）事業者として指定を受けた関係で、その事業所がないから住民課が介護サービス事業を行うものでございますが、平成20年度の歳入歳出の予算総額が1,386千円で、前年度比253千円、率にして22.3%の増額となっております。歳入につきましては、サービス収入で240千円を計上した他、繰入金で1,147千円を計上してございます。それから、歳出につきましては

総務費で1,388千円、サービス事業勘定の事業費分として計上した他、サービス事業費で居宅支援事業分として164千円を計上してございます。以上で説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

歳出の関係で、この居宅介護住宅改修費180千円、それから保険給付費の中の介護予防住宅改修費90千円ですかね。それぞれ計上されているんですけど、分けてあるのは改修の目的が違う部分だろうと思うんですが、具体的にはどういう形で違うんでしょうか。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

導入に係るこの居宅介護の福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費、それぞれ説明をお願いします。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

これはですね。居宅というか介護を要する人とそれではない人の、まあ介護でなくて例えば障害があっても風呂に入るのがちょっと困難な方とか、そういう人たちのが居宅ですね。介護を要する人、要介護度がついてですね。どうしても住宅で介護を要する場合に住宅の補修が必要だという場合の違いだと思います。そのサービス費につきましても、同じような説明になるかと思っています。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

例えば、今先程の質問の部分にも関連するかと思うんですが、例えばその自宅独居老人の方等が、例えば一人で居る際に身体に対して異常があった場合、本人さんが外部に対して知らせるという手段が今現在うちはないと思うんですよ。誰かが気付いてあげない限り発見されないという場合があるんじゃないかと、過去にその実際独居の方でお亡くなりになった方がおられたかと思うんですが、そういう事例に対しても周りが何日か経ってから気付いたということがあったかと思うんですが、例えばそういった部分において、今現在、鹿児島市内においては例えば、児童生徒が児童の安全対策で防犯ブザー等を殆どどの学校で導入しているような形になっているんですが、例えばそういったものを老人の方に持って頂いて何か緊急事態があった時にそういう形で外部に知らせるとか、そういった形の方策というのは今後は考える必要があるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

前ですね、電話を何というんですか、独居老人のところに電話でなくて通報機を貸し付けた

事例があるんですけれども、それがそのままになっているんですよ、ですからそこら辺も今 NTT さんの方に貸付台帳を見つけましてそれをちょっと調べてみたら、そのままの状態で転出された方の分についてもそのままの状態になっている訳です。最初は電話機を貸し付けているのかなと思ったもんですから、福祉電話がありましたよね。それで福祉電話を貸し付けているのかなと思ってそれを調べさせたら、電話については個人のものだと NTT から来ました。守秘義務があるからそれについては教えられませんということで来ましたので、緊急通報システムですかね、あれを何台か村の方で貸付をしてやっているんですが、あれをちょっと今後調査をしてみようと思っているんですがそのままになっておりますので、その取り外しが出来て移設が出来る場合であればそういう必要な方についてはそういう措置もして行きたいと思います。あと今おっしゃられましたように、うちの介護費の事業の中で何ら島では恩恵を受けない方もいらっしゃると思いますので、地域支援事業の中で今おっしゃられたようなブザーとか、そういうのも必要なのかなということも考えられますので、また担当者の方と協議をしてそこら辺を協議していきたいと思います。また、見守り回りも事業をやろうとしているんですけれどもなかなかやって頂ける方も見つからないような状況ですので、そこら辺もですね。やっぱりそういう病気になっている方がいた時には声掛けをして頂けるような事業も何とか進められたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 3、議案第 20 号、平成 20 年度十島村介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件を、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（用澤満男君）

起立「多数」です。

したがって、日程第 3、議案第 20 号、平成 20 年度十島村介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長（用澤満男君）

只今から昼食のため休憩いたします。

午後は 1 時にお集まり下さい。

昼食

○議長（用澤満男君）

休憩以前に、引き続き会議を行います。

△日程第 4 議案第 22 号 平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件

○議長（用澤満男君）

日程第4、議案第22号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第22号についてご説明を申し上げます。本案は平成20年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。後期高齢者医療制度につきましては、もう何回かお話しておりますが、75歳以上の後期高齢者について、その身心の特性やその生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度を創設するものでございます。歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出予算の総額については7,770千円とするということでお願いをしております。202ページのこの一時借入れ、それから歳出予算の流用につきましては前回説明申し上げましたそれぞれの会計と同じように6条、7条で計上をしております。一時借入金を5,000千円ということでお願いをしております。歳入につきましては207ページですが、後期高齢者医療保険料につきましては3,751千円を計上しております。内訳は、特別徴収保険料として3,001千円、普通徴収で750千円となっております。それから、使用料および賃借料につきましては、証明手数料等を1千円、それから督促手数料等を1千円としてお願いをしております。繰入金につきましては、一般会計の繰入金で4,017千円を計上しております。内訳は、事務費繰入金が411千円、保険基盤安定繰入金が3,606千円となっております。歳出については、総務費に410千円を計上しております。後期高齢者広域連合納付金として、7,360千円を計上しております。ちなみに、参考までに申し上げますけれども、本会会計は保険料の徴収と、鹿児島県の後期高齢者医療特別会計を全県で作っておりますので、そこに納付をすると、納付金を徴収して広域連合に納付をすると、そういう事務でございます。終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

この歳入の関係で、この保険料の関係ですが特別徴収が3,000千円ですかね、普通徴収が750千円ということですけど、対象になる方が何名ずつなのか教えて下さい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

後期高齢者の総数が134名です。そこで被扶養者になっている方が8名おりますので、この方につきましては、半年間は徴収猶予ということで、その後10月からは均等割りにつきまして9分の1は、9割が減免ということ、所得割がある方については徴収をそのままされるということになります。現在126名の国保の被保険者が実際4月からの課税対象となるんですが、普通徴収はわずかだと聞いております。確実な数字はここには持ってきておりませんが10名いるかいないかぐらいです。そういう状況にあります。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

住民課長、仮にこの保険料の未払いが発生した場合は、今の制度の中では窓口での支払い等が制約をされてくる訳ですよね。そうなった場合に、仮にそういう未払等が発生して資格証明書等を渡した段階で病院窓口での自己負担分を除いた額に対するその戻しというのはどれくらいの期間で整理をしようとしているのか、保険事業の中で。その点を聞かせて下さい。例えば3割、1割負担をする訳ですよね、通常ならば、そうするとそういう未納者に対しては全額負担と言うのがある訳ですよね、医療費の。その、いけば自己負担分を除いた額が後で本人の方に戻らなきゃいけない訳ですけれども、そこら辺りの支払いがどういう経緯でなされてくるのかという問題がある訳ですよね。例えば、うちの場合、何と申しますか保険料辺りが年金受給者がどういう平均的な率になっているかわかりませんが、非常に低い方もたぶんいらっしゃるだろうと思う訳ですけれども、そういう人達からの徴収がたぶん出来ない人も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そうなった時の資格停止が発生することが出る訳ですよね。通常の今までの我々の保険制度の中でそれはなかった訳ですから。そこら辺りはどういう病院での、医療費を一括払いされる訳でしょ。ですよね。そうなった時に、それを資格が解除された場合に当然払った分については戻って来ないといけない訳ですよね。戻してもらうのが当たり前のことです。そうなった時にその期間というのは、それを納入がなされない限りそれがずっと永遠と続けられるのかということ。もし、それが資格が解消された段階で、その手続き上どれくらいの形で個人負担分が返ってくるのかということ。それが1年でないとやりませんよという話なのか、あるいは半年くらいで医療費の計算をしてちゃんとお返しするというふうになっているのか、その点だけお聞かせいただきたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

そこまで、保険料を立替えた資格証明証を出されたということで、窓口払い10割支払わなければならないという事態が生じた場合は、恐らく今のうちの国保よりも厳格にそういう資格証明証、短期の証明証あたりの交付は厳格にされると思います。当然、その保険料を全額それまでの分を納めた場合は、給付を受けた分につきましてはその返納というのは当然の形だと思います。ですから、何年後にするという、私もここで明確な資料がありませんので1年経たないと返せないとか、そういうのはありえないと思います。ですから、正式な保険証を受けとって、前に自分が立替えて資格証明証を発行されたがゆえに医療費を立替えた分につきましては申請をすれば。申請期間が1カ月か2カ月かかるかと思うんですが、それで申請すれば返ってくると思います。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 4、議案第 22 号、平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件を、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（用澤満男君）

起立「多数」です。

したがって、日程第 4、議案第 22 号、平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（用澤満男君）

お諮りします。

3 月 12 日、村長から議案第 24 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程 1 として、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

○議長（用澤満男君）

議案第 24 号、平成 19 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）についての件を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

△追加日程第 1 議案第 24 号 平成 19 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）についての件

○議長（用澤満男君）

追加日程第 1、議案第 24 号、平成 19 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 24 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては平成 19 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）でございます。まず、予算ですけれども今回 4, 532 千円を追加致しまして歳入歳出の予算総額が 4, 556, 724 千円ということをお願いをしております。今回のこの補正予算の主な内容につきましては、繰上償還に伴う保証金が先の 4 号補正予算をお願いをしたところでありますけれども、この保証金が確定をしたことから若干保証金の不足が生じております。これと併せまして、診療所運営補助金が確定をしております最終補正が必要と、こういうふうになったものでございます。歳入の関係につきましては、7 ページに記載してございますように国庫支出金で 474 千円を増額しております。これにつきましては、後期高齢者激変緩和措置システム開発に要する経費を本年度処理することを条件に国庫補助で全額措置することから計上したものでございます。それから県支出金につきましては 5, 942 千円を減額してございます。これは本年度の診療所運営補助金が確定をしたことからその調整を行うものでございます。繰入金につきましては、財源調整として財政調整基金から 10, 000 千円を繰上げております。次に歳出でございますが、8 ページに記載してございますように民生費で 474 千円を増額を行っております。それから歳入の国庫補助金で説明を申し上げましたように、後期高齢者激変緩和措置システム開発に要する経費を全額国庫補助財源で処理するというものでございます。それから、農林水産業費で節間の費目組替えを行うもので予算の増減はございません。これは昨日の 3 番議員さんの質問とも関連がございます。次に、公債費につきましては本年度金

利３％以上５％未満の財政融資資金還付資金の公債費の繰上償還を行うことにあたりまして、その保証金が確定をしたことから４、４４６千円を増額するものでございます。予備費につきましては、財源調整と致しまして３８８千円を減額してございます。簡単ですが説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
３番、平泉二太君。

○３番（平泉二太君）

この農林水産業費のこの保持材料費というのは、このヘリポートの資材購入と理解してよろしいですか。ありがとうございます。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。
他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。
それではこれから追加日程第１、議案第２４号、平成１９年度十島村一般会計補正予算（第５号）についての件を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。
したがって、追加日程第１、議案第２４号、平成１９年度十島村一般会計補正予算（第５号）についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△散会

○議長（用澤満男君）

これで、本日の議事日程はすべて終了しました。
明日は、午前１０時にお集まりください。
本日は、これで散会します。
ご苦労様でした。

3月14日（金）

△開議宣告

○議長（用澤満男君）

皆様に報告申し上げます。教育長が家族の病院付き添いの為に今日は欠席致しますので宜しく
お願い致します。

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第19号 平成20年度十島村船舶交通特別会計予算についての件

○議長（用澤満男君）

日程第1、議案第19号、平成20年度十島村船舶交通特別会計予算についての件を議題としま
す。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第19号のご説明を申し上げます。本案につきましては、平成20年度十島村船舶交通特
別会計予算でございます。まず、134ページの歳入歳出予算でございますけれども、総額に
ついてお示しをしておりますが885,913千円であります。前年度当初予算と比較致しま
して金額で88,722千円の増になっております。率にして11.1%の増加ということに
なっております。それから、予算書の中で一時借入金を第6条で借入金の最高額を700,0
00千円ということをお願いをしております。それから歳出予算の流用ということで7条で
お願いをしております。それでは、歳入の関係からご説明を申し上げます。歳入についてみ
てみますと、その財源構成でございますが運航収益、および営業収益等による自主財源につ
きましては236,923千円となっております。前年度当初予算と比較しますと、金額で24,
359千円、率に致しまして9.3%の減少となっております。自主財源の比率につきま
しては26.7%でございますが、前年度当初予算と比較しますと6.0%の減少となってお
ります。それから国庫支出金、県支出金、それから繰入金等の依存財源でございますが648,
990千円となっております。前年度当初予算と比較しますと金額で113,081千円の増
で率にして21.1%の増加ということになっております。従いまして、依存財源の比率につ
きましては73.3%でございます。前年度と比較しますと6%の増額と、こういうこと
になっております。それから、依存財源の大半を占めるものにつきましては国庫支出金で618,
670千円となっております。前年度当初予算と比較しますと金額で114,291千円の
増額で、率にして22.7%の大幅な増加となっております。次に、歳出について申し上げま
すと、運航費用で719,802千円を計上しておりますが、歳出総額の81.2%を占めて
おります。前年度当初予算と比較しますと、金額で89,891千円増加しております。率に
して14.3%の増額計上となっております。運航費のうちの燃料潤滑油費および船費が大半
を占めております。運航費用の94.1%を占めていることになります。それから、燃料潤滑
油費につきましては313,919千円を計上しております。運航費用の43.6%を占め
ていることになります。前年度当初予算と比較しますと、金額で87,260千円の増加、率
にしまして38.5%の大幅な増額計上となっております。燃料潤滑油費の増額につきま
しては、原油価格高騰による燃料購入予定単価の上昇見込みによるものでございます。次に、船費

につきましては363, 206千円を計上しておりまして、運航費用の50.5%を占めております。前年度当初予算と比較しますと、金額で5,064千円の増額で率にして1.4%増加していることになります。それから、船費の増加した主な要因につきましては、船員の人権費等の増加もございます。また、営業費用で166,111千円を計上しておりますが、歳出総額の18.8%を占めていることになります。前年度当初予算と比較しますと、金額で1,169千円の減額になっておりますが、率にして0.7%の減額計上ということになっております。それから、営業費用をみてみますと税金で7,908千円を計上しておりますが、前年度当初予算と比較しますと金額で5,374千円の減額、率にして40.5%の減額計上となっております。これは、平成19年度消費税納付額、および平成20年度中間納付予定額が減少したことが要因でございます。それから、船舶建造にかかる起債償還残金を94,087千円計上しております。営業費用の56.6%を占めていることになります。前年度と比較しますと、金額で7,939千円の増加、率にして9.2%増加しております。これにつきましては、船舶建造にかかる償還金、これは元利均等払方式の為に残金が増加すること、および移動円滑化改造工事に伴う起債の元金償還がはじまったことによるものでございます。航路付属施設費で14,115千円を計上しておりますが、前年度当初予算と比較しますと金額で1,252千円の増加、率にして9.7%の増額計上となっております。これにつきましてはコンテナの修繕費料、それから増加を見込んだことが要因となっております。店費につきましては29,119千円を計上しておりますが、前年度予算と比較しますと金額で3,293千円、率にして10.2%の減額になっております。これにつきましては、ななしま2の提携港が宝島に移動したことによります支所職員の定期船入港時の時間外対象者の原因となったことが要因となっているところでございます。以下、各項目につきましてはそれぞれに記載していただきますので省略をさせていただきます。説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

ここ2、3年燃料がどんどん高騰していつているんですが、他の民間の運航会社などは運賃やら貨物運賃等の値上げ等を行って対応しているように聞いております。うちの村でそれをやったにしても微々たるものではあるかもしれませんが、そういうような指導等が国交省あたりからなのか、実際にうちの方もそういうような動きがあるのか等を聞かせて下さい。それと、いつでしたか私が悪石島でやった議会の時に確か質問した覚えがあるのですが、その時に切符のことを確か話をしたかと思うんですが、あれ以来、もう2年くらいはなるんですが全然いまだに切符のそのことはもう忘れてるのかな、そのままの気がするんですが、来年うちは日食という大きなイベントがあることを考えると、その辺りはどういうふうになるのかその事を聞かせて下さい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

まず燃料関係でございますが、平成20年度の燃料の単価の見込みの積算が、消費税込みで78.96円/1L当たり、これを見込んだ計上額となっておりますが、現在皆様ご存知のとおり、原油が WTA 関係なのですが、これが100ドルを超えている。それから OPEC が倒産をしないということ、それからそういう問題等ありまして非常に燃料の単価は上がってくる訳です。現在、新年度にかかる予算、いわゆる燃料の入札関係について準備をしているところでございますが、これについてはたぶんリッター当たり84円程度になるのではないかというふうに見込んでおります。それと、あと民間の場合はそのご質問の中で出ているのは燃料油の上乗せ分ということでバンカーサーチャージというんですが、これは燃料油をかかった分だけ変動でいくと、加算した額を運賃に加えるという形をとっております。これは以前議会でもご説明しましたとおり、このバンカーサーチャージを導入した場合は、それは運賃、いわゆる1回発動してしましますと運輸局ともその辺を協議したんですが、それはちょっと下がる要因にはならないだろうと、実質値上げということになるだろうということで、現在本村では見送っております。今後の運賃関係の見直しについてはですね、先日の補正予算の中でご説明しましたとおり国が標準単価というも

のを全て積算してございます。それによる標準運賃ですね。それが旅客運賃が標準的なものに合わない場合はそれにあった形で引き直してやっていくという形になってございますので、当然その辺が標準賃率というんですかね。それに合っていない場合は、当然そこは見直しになって行くだろう、それと運賃の相対的な値上げにつきましては、本船が建造する際に建造の際の計画書を提出しているんですが、これがだいたい3年か4年くらいで運賃改定を行った形での申請となっております。現在のところほぼ本船が就航してから8年経過していますので、今後これについては1年間くらい内部検討致しまして、運賃の収支が悪ければ運賃値上げという形の検討もしなければいけないのかなということで考えています。これは、あくまでも今後の政策的なものもございまして、今後内部で検討するという形になるかと思います。それから、切符の件ですが、前田議員が島の議会で言われたように、前のカラフルな感じの切符にしたかどうかということがあったのですが、これについてはやはりそれぞれ先程申し上げましたように標準収支というものがございまして、その中で旅客一人あたりの単価というのが全部積算されておまして、なるべくうちの方はそういうものをカット致しまして安価な方式で採用していると、それによって収支を何とか確保していくと、そういうような状況でございます。ですから、その辺が1枚当たりの単価が上がりますと年間だいたい19千名くらい行かれますので、それらの発券、それと1種類ではございませんので、その辺の費用がかかるというふうに考えております。以上です。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

この運航費用の中で、保険料として船客傷害保険が計上されているんですが、これについてはどの程度までの部分を対応できるような形でしているんでしょうか。例えば、以前私が知っている限りで例えば小さな子供さんが船内で転倒という形で額を切って縫う程度の怪我をしたという事例等を知っているんですが、例えばそこら辺まで対応が出来るものなのかどうか、その点について伺いたい。また、それについてそういった事故が起きた場合の処理等についてはどのような形で行うのか。それからこれは予算とは直接は関係はないのですが、例えば今現在フェリーとしま内のレストランの営業の関係なんですが、これは中川さんの方へ委託をしているのですが、今冬期ダイヤで運航している間、特に上り便のレストランの営業時間について、特に冬場海が荒れた場合について、皆さん殆んど錦江湾に入った段階である程度皆さん波が穏やかになった段階で例えばレストランを利用したりとか、そういった形でされていると思います。ただ、そうなった場合に冬場は6時半から7時過ぎくらいの間に錦江湾に入ってくることになると思うんですが、入港時間の関係で、その時間に見に行くと既に閉まっていると、例えばとしま下船後にまた移動されるお客様等、それからその後まだ仕事があるものにとっては少し利用し辛いかなというような気がしています。そこら辺については何らかの対応をしていた頂きたいなど。夏季ダイヤについては、入港時間が早い関係で今の営業時間でも特に問題はないかと思うんですが、冬季ダイヤの運航の際にそこら辺の配慮をして頂ければと思います。それから、つい最近あった事例のようなんですが、3月の頭だったでしょうか、入れ出し航海をした便があったと思いますが、月曜日の入れ出しだったと思うんですが。その際に役場の方に入港時間の電話での問い合わせをしたら、出航時間のテープが既にセットされていて、入港時間については1回目の電話での確認では出来なかったと、それで結局、電話番号をまた、放送を聞けばテープ内に入っていますから、再度掛け直しをすれば確認は出来るんですけど、そこら辺について入れ出し等の際、入港時間が前後が大きい場合等は例えば入港までの間は確実に宿直の方に対応して頂くとか、そういう形で出来ないものなのかなと思うところがあるんですがいかがでしょうか。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

船客傷害保険について、今資料を取りに行っているのもので後でお答えします。それと、レストランの営業関係ですけれども、これについては中川さんに委託している訳ですが、このいわゆるレストランの営業時間をもう少し柔軟に、いわゆる冬期ダイヤの場合はもう少し長くして頂けないかという事だと思います。それについては、また中川さんの方にその旨伝えて、それが可能かどうか対応したいと思っております。なるべく、そういう利用状況がございまして、そういう形でやって行きたいと思っております。それから、出入港時間のテープの管理ですが、これにつき

ましては殆んど入出港の時のテープというのは音声がちまちなものですから作ってごさいません。それで、一応5時以降は役場の宿直をお願いする方に担当してもらっているのですが、だいたいは職員がおりますのでこの辺の入港まではテープを入れなくて入港時間、出港航時間をお知らせして頂きたいという形で宿直の方に申し入れしたいと思っております。あと、船客傷害保険でございしますが、現在190,000千円、1名当たりの保険に入っております。これには若干の免責がございしますので、これについては免責額がございします。乗客の場合は、現在免責については、乗客は第三者行為以外は免責はございせんので、入っているものは担保されるということになります。それと、それについての費用関係の請求でございしますが、速やかにこちらの方にご連絡を頂きまして書類を作成して、これは旅客船協会でもとめて入っているものでございしますから、そちらに書類を作成してそちらに送付する形になるかと思ひます。若干時間がかかりますが、そういう形の対応というふうになります。以上です。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

その保険の関係は、何らかの事故等があった時にそういった形の対応が出来ますということ、相手の方に分かりやすく説明をして対応して頂きたいと、そのように思ひます。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

すみません訂正でございします。1名当たりの支払限度額は100,000千円でございします。その点は訂正させて頂きたいと思ひます。

○議長（用澤満男君）

2番、前田功一君。

○2番（前田功一君）

今年の1月より、としまの出港日が今までは月曜日出しが奄美の方に行っていた訳ですが、今回から金曜日出しが奄美の方に行くということで、その使う人達にとって、何かそれに対して不満の声等がひとつはあがっているかということですね。それと使う方としてみれば旧接岸港、旧岩壁ですか、の方が利便的に街に近いということもあって、そっち側の方に船を着けて頂ければ良いということですが、その辺りは使用は不可能なのか、その辺りをお聞かせ頂きたい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

平成20年1月運航よりフェリーとしまの名瀬便出港につきましては、金曜日に変更ということで変更してございします。それについての、まずお客様からの不満等は聞かれないかということですが、これについては現在私共の方には来ておりません。それから、バスの競合状況、いわゆる金曜日出港したことによって土曜日に名瀬に入港する訳ですが、他船との競合状況ということでございしますが、現在のところ他船との競合があったのは1回だけとなっております。ですから、シフトは、あまり発生はしていないということになっております。ただし、これについては相手の船会社さんが臨時便運航とかをやった時に若干競合するという形になります。それから、うちの運航ダイヤで曜日の出港が変更になった場合、それから増便した場合に他の今まで旧月曜日出港便のように他の船会社さんの船と競合するという形でのバース移動という形になります。それから旧港の、いわゆる本港の旧港利用ということでございしますが、これは現在港長いわゆる名瀬港長が航泊禁止区域に設定してございしますので、これについては現在使用することが出来ないということと、後は、たぶんご存知かと思ひますが現在旧旧港につきましては照明設備もいっさいございせんので乗客の安全の確保、その他立ち入り禁止になってございしますのでなかなか難しいということです。以上です。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

一般乗客の方の対応については、その名瀬便の週末便について問題はないということですが、一番心配していた病院関係、病院利用者、そこら辺についてはどうなのか。住民課と船舶とそこ

ら辺の協議がなされているのかどうなのか、現状として病院利用者の方等から、例えば今現在の運航について何らかの問題は発生していないのか、その点について伺いたい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

金曜日出港にしたことから病院関係に通院している人からの不満というのは現在届いておりませんが、仮に金曜日出港することによって歯医者関係に通っている人から、かえって金曜日出港してもらって助かったと、私の方が実際にしております。以上です。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

私の方には1件だけ手紙を頂いた経緯があります。というのは、子供さんでちょっと難病を抱えた子供さんがいらっしやいまして、その方につきまして病院の方との連絡とかそういうのが問題があるみたいです。ただ、その子供さんが診療される場合に宝島の診療所の方から病院の方へしっかり連絡を入れまして、そういう時には時間を延長したり、先生に出てきて頂いて診療をして頂くような配慮を診療所の方でとっております。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番（日高通君）

この特定ふるさと推進事業で船舶会計の方で見ている観光プラン事業、これは何と申しますか船舶会計の中でこの事業はやらなきゃならない事業なのかなということ、もう3年くらい継続してやっていますかね、非常に船舶の方も職員も2名、あるいは色んな業務については委託をされているということで、これはやっぱり村の観光プランの中で主な事業そのものをおり込むべきではないのかなと、あえて船舶会計でやることでもないんじゃないかと思うんですが、その辺りの考え方を聞かせて下さい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

県単独補助の特定離島事業を船舶で果たすべきであったのかどうかということでございますが、現在、今回の予算上は計上してございませんけれども、前年度まで開始時期が早かったせいか当初予算で計上していたという経緯がございます。これにつきましては、議員がおっしゃる通り、村の観光に関する施策ということでのことが望ましいんでございますが、事業費のうちの70%補助で残り30%がいわゆる一般財源という形でとれるんですが、この分については現在、県の交通政策課と協議致しましてそれについても補助対象という形になってございます。現在、一般会計の方も、離島の事業費関係が増加しておりまして一般財源も結構逼迫してございます。その関係上、航路対策室の方で定期船にかかるトカラ観光プランの中の一環として、集客対策事業ということで現在行っている次第でございます。今後、それについては基本に戻ってやるのかどうかということ、今一度内部で検討する必要があるかと思うんですが、その辺の財源的な問題もございますのでその辺も考慮しながら検討したいと、このように考えております。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

○議長（用澤満男君）

7 番、日高通君。

○7 番（日高通君）

今回も各島のフォークリフトだとか、そういう車検証の一部負担というものは会計の中で見られている訳ですけども、もうそろそろ私は整理をする段階に来ていると思いますよ。ある意味、これは国庫補助対象の中でやれるということで安易にやっていると思うんですが、フォークリフトの車検証1つをとってもですね、その何といいますか荷役料というものがその中で各組合が運営されている訳ですよ、それ相当にまつわる回答というものもなされていると思います。本当にそういう金が支出出来るのであれば、我々利用する側にすれば、もっと運賃を抑えてくれよといった分もある訳ですよ。本当に一つの整合性を図る為にはやっぱり、これだけの荷役料が組合のやつはわかっている訳ですから、そのここら辺にかかる航路施設費用という形でありますけれども、ある程度その例えば一般会計の中で農機具等の補助制度は打ち切ってきた訳ですから、それに近い部分が収益性をもっている団体でありますから、そうすると例えば2分の1、あるいは3分の1、やはりそういう計画性の中で将来的には100%やってもらうと、なんかそういうものを示して調整をしていく時じゃないのかと思いますよ。それで、しっかりと村は活用すべきこのコンテナの整備であるとか、そういうものは19年度あたりでも私共もやりとりがありましたけれども、受益者でもない団体に修理費を求めてみたり、そういう経緯もある訳ですから、そういうひとつの村のコンテナ整備ということがある訳ですから、ちゃんと運賃をとってる以上はしっかりと整備をして進めるということの、やはり何というのかそこら辺をきちんとして行かないと、ちょっと小さな問題なものだからついつい曖昧になってしまっただけで解釈の違い、そういうものでおかしな方向に進まれても非常に住民にとっても困る話なんです。そこら辺りも航路室長でいいのか、あるいはまた村長の方がそのことを、補助関係の総務課長でも結構ですよ、そこら辺りの考え方、何かやはり方向を考えているのだったら聞かせてもらいたい。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

各島に今配置しているフォークリフトもかなり古うございまして、我々も国交省の方にそろそろリクエストしたいという話はしてございますが、国交省の方はちょっと新規ではちょっと難しいだろうと、中古を探すしかないという形になってきます。まあ今、議員が言われるように各島の荷役組合の方々に荷役の上げ下ろしをお願いしてる訳ですが、それについてある程度荷役料をとっているのであれば、その修理費を何割か負担するのが本来の筋じゃないかという形の趣旨の発言がございまして、これについては各荷役料組合、とりあえず執行部と協議いたしまして今後の方針というものがどうあるべきか検討したいと思います。これは、すぐすぐに出るような結論ではございませんので今後の方向性としてどうあるべきかというのは十分に検討する必要がありますかと思えます。

○議長（用澤満男君）

只今から10分間休憩いたします。

11時15分にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

3 番、平泉二太君。

○3 番（平泉二太君）

燃料費がものすごく値上がりして、伸びも90,000千円近く今年は増えているんですが、

そういう中で国、県辺りからまだ回転数を落とせとか、そういう指導辺りはないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

基本的にあるのは機関回転数を下げなさい、どうのこうのとかいうことは一切言ってきません。また、燃料につきましては、我々が入札しているのを承知しておりますので、その辺の燃料単価の抑制はもともと努めなくてははいけませんけれども、我々は適正にやっておりますので、その辺の指導はございません。あと、現在20%の減をしているんですが、680、660回転、これが一番エンジンにとって、燃費は本来は680回転が一番良いことになっているんですけども、これは色々な主導権とか燃料消費量の問題で、これ以上上げますとかえって燃料消費量が上がるということになりますので、現在のところ一番60回転が良いのではないかと考えております。

○議長（用澤満男君）

5番（有川和則君）

○5番（有川和則君）

（聞き取り不能）先だつての、客室が変わつてのカーペットの洗浄というのは年に何回くらいなのか、それと2等客室の部屋にある枕の傷みが激しいのがあるのですが、カバーの取り替えなんかはどの程度になったら取り替えるか、お尋ねします。

○議長（用澤満男君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

まず、客室関係のカーペットの洗浄ということですが、これは年1回やってございます。それと、あと2等客室の枕のカバーですね、それについては随時交換していくという形を取ろうとしております。現在、一括して購入している関係で、若干予備の方を出しながらですね、ひび割れとかいうのが出てきているというのは従業員の方からきておりますので、これは随時交換していくという形をとって行きたいと思っております。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、議案第19号、平成20年度十島村船舶交通特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（用澤満男君）

起立「多数」です。

したがって、日程第1、議案第19号、平成20年度十島村船舶交通特別会計予算についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 21 号 平成 20 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件

○議長（用澤満男君）

日程第 2、議案第 21 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 21 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては平成 20 年度簡易水道特別会計予算でございます。まず、歳入歳出の総額でございますけれども 37,197 千円を計上してございます。対前年度 2,123 千円の減額となっております。予算の関係につきましては、他の会計と同様に一時借入金、それから予算の流用の他に地方債をここではあげてございます。一時借入金を 50,000 千円ということでお願いをしてございます。それでは、予算書に従ってご説明を申し上げます。まず、歳入でございますけれども、歳入の主なものにつきましては使用料および手数料で 8,401 千円、国庫補助金で 12,500 千円、繰入金で 3,794 千円、村債で 12,500 千円となっております。水道施設整備費国庫補助金につきましては 12,500 千円で対前年度同額でございます。今年度は悪石島地区の導水管布設替工事を計画してございます。それから、一般繰入金については 3,794 千円で対前年度が 1,823 千円、率にして 48% の減額になっております。これにつきましては、単独事業の請負工事の減額によるものであります。それから、簡易水道事業債につきましては 6,200 千円で対前年度比が 100 千円、1.61% の減額で辺地対策事業債は 6,300 千円で、対前年度 400 千円率にして 106.8% の増ということになります。これにつきましては国庫補助事業、村負担分を全額負債で補おうとするものでございます。次に歳出でございますけれども、歳出支出の主なものにつきましては、建設維持費で 35,324 千円、公債費の利子償還金として 1,773 千円、予備費で 100 千円を計上しております。それから費目別で申しますと、一般管理費が 679 千円、これにつきましては水道施設整備費国庫補助事業の事業費負担金で 56 千円と、それから基幹システム負担金で 400 千円、協会負担金として 3 千円、また簡易水道事業運営審議会費として 220 千円を計上してございます。維持管理につきましては 9,626 千円で対前年度 260 千円、率にして 2.7% が減額しております。主なものは、各島の浄水場の施設の次亜塩素酸ソーダ薬品で 126 千円、それから諏訪之瀬島、小宝島淡水化施設の維持管理消耗品で 902 千円、管理委託料で 1,727 千円、水質検査で 2,412 千円、緊急用の工事原材料で 100 千円、それから平島貯水施設賃借料で 12 千円等々が上がっております。簡易水道等施設改良費としましては 25,000 千円、対前年度 1,913 千円、率にして 7.6% の減額でございます。主なものは悪石島簡易水道配水管布設工事が 22,000 千円を予定して計上してございます。それから、先程申しました地方債の関係ですけれども、今年度は 191 ページに地方債の額を示しておりますが簡易水道事業債で 6,200 千円、それから辺地対策事業債で 6,300 千円、併せて 12,500 千円で、起債の方法は証書借入れということでありまして。利率については 3.0% 以内ということでお願いをしてございます。償還の方法につきましては記載のとおりでございますので省略を致します。歳出の方でちょっと申し遅れましたけれども、償還金の利子が 1,773 千円でございます。これは、前年度比増額をしておりますが、地方債利子償還金でございます。それから予備費として 100 千円を計上してございます。以上で簡易水道関係についての説明を終わります。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

失礼をしました。予算書の総額ですけれども訂正を申し上げます。歳入歳出予算の総額を37,197千円と申し上げましたけれども、これを訂正して37,198千円であります。終わります。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、日高通君。

○7番、日高通君。

これ水道使用料の額等を見ても、なかなかこういうものは急激に増えたりすることはない訳ですけれども、約今年度の水道料の使用料等を見ても色んな事業簿の上でなかなか厳しいものが残されているなということを感じる訳ですけれども、今回のこの水道料の使用料の中に、ここ1、2年公共施設というのか温泉施設等の使用料の減免措置の関係を近い将来改善をするんだということの話もあるんですけれども、そこら辺りの協議が済んだ上でこういうものは予算計上されているのか、それともそういうものは今回は見送りをしているのか、まずその一つとそれから、今度は維持管理費の関係で、本年は悪石島を改修するということでもありますけれども、19年度は口之島の導水管あるいはそういう諸々が整備をされた訳ですけれども、そういう中で貯水池が民間の土地を過去の水道整備を図る中で個人の土地を無償借地をしたような形で今日まで続いてきているということで、担当経済課長とも協議をしてきた訳ですけれども、今年度の事業の中で特定離島の中でもやりたいんだという意向を課長にも説明した訳ですけれども、この分では一般会計の方に出てくるんでしょうけども、そういう考え方は基本的には持っているのかどうか、その確認をさせて下さい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず一番目のご質問でございます。これは温泉施設の減免をしているところのお話です。今、本年度1回水道審議会を開きまして、その際は20年度以降の今後の方針についてのお話でしたけれども、第2回目を先月予定していましたんですが、それが船の都合でもって流れてしましまして、今度また3月の24日ですかね、第2回水道運営審議会を開催する予定でございます。その時に、まあ減免措置をしている温泉施設を、出来れば平成20年度から全額までとはいいいませんが、いくらか負担をして頂きたいというお話をする予定でございます。それで、今の歳入のその事業収入に入っているかという質問でございますが、温泉施設のそれは今のところはそれは、8,400千円の中には計上されておりません。それから、維持管理ですが先程お話された貯水池の個人のところに減圧施設があるんですけど、それは特定離島ふるさとおこし推進事業で、6月補正で県の方にとおれば今準備をしているところでございます。その施設そのものを全部取り払ってマンホールに入るような、道路内にその施設をする予定でございまして、個人有地は使わないようにする予定でございます。

○議長（用澤満男君）

7番、日高通君。

○7番、日高通君。

もう一つは、今水道管理者が各島にいる訳ですけれども、その中でなかなか漏水が発生した場合に、緊急的に専門業者がいない現状の中では、やはり担当者の方でもかなり苦心をしているようなんですね。そういうことで、過去に私も提案申し上げたのは、そういう緊急的な断水をそういう漏水箇所のみを切断してつなぐという油圧器具があるということで、そういうのも準備する必要があるんじゃないかということを申し上げてきたんですが、担当の方としてそういう必要性を感じていないのか、あるいはまた今後この会計なんか見るとなかなかやり繰りが大変な状況と十分わかっております。そういう意味で、是非そういうものは漏水が発生した場合には小宝島にしてもかなり水に制約を受けておるところでございまして、緊急的な対応が出来るような、そういう部品等の調達が必要だと思うんですが、今後の考え方をお聞かせ下さい。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

専門業者のいない島の中で、今も実際、諏訪之瀬島でそういう状況が起きているんですけども、漏水箇所がどこであるかわからないということで、漏水箇所が発見できた場合に直ちにその漏水箇所に対して議員が前も言われたように簡単に留めるような形のやつなんですけど、ちょっと私も検討したんですけどなかなか高価なものでありまして、また各島に配置する訳にもいきませんので、やはりそういう漏水が起こった時は、船の便が間に合えば直ちに業者さんを派遣して修理をする、業者さんが行くまでもない時は出張員なり、それから水道の係なりお願いして緊急に漏水箇所を見つけて修理するということはやっておりますけれども、検討をしたんですけどもまだその器具を買うには至っておりません。漏水が起こった場合の為に一応漏水探知機というのを2機購入しております。今はそれは諏訪之瀬島にあるんですけど、今また平島でまた漏水の話が出てきてるものですから、昨日、一昨日の便ですかね、それで平島に送るように段取りはしてあります。とにかく、島にとっては大変貴重な水でありますので、なるべく早めに発見して修理に努めるように努力はしております。

○議長（用澤満男君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

この水道審議会の関係で伺います。今月3月24日の日に今年度第2回目を行うということですが、その際にその減免措置されている部分の提案をしたいということなんですけど、どういう形でその後進めていくのか、あの昨年12月議会の折にもこの関係で、私は1回目の審議会の折のその色んな提案事項等についても私達も何も聞いていないので、そういった資料も頂きたいということで送りますということで、経済課長から答弁を頂いた記憶があるんですけど一切頂いておりませんね。そういった中で、審議員の方にも今度またあるんですけども、何かその予備的に資料なりがきてどういったことをするから、例えば住民の意見なりそういったものを集約した形で来て下さいという形でのものがあつたんでしょうかということ聞いたんですけど何もありませんと。こちらから請求しても何もそういったものがないと、審議の方とも話をしております。実際、その3月24日に提案をされるんでしょうけど、その後住民の意向を確認した上でなければ審議員の皆さんとしても審議員個人の意見では決断できない部分もあると思います。そういった部分で、この審議会の運営の仕方等について説明を求めます。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

前、審議委員会を開いた時は一番のメインは今後の水道の今、水道事業というのが簡易水道事業と、それから飲用水供給施設というふうに区別をしているものですから、それをもう全てが簡易水道事業でやるということの将来計画にあたってのお話を、その後、減免措置をしている温水施設、それを20年度からは減免措置をはずした形で話を進めたいんですけども、また機会がありましたら自治会の方でそういう今減免をしているところを水道の料金を頂きたいと、はっきりとしたお金は言いませんでしたけれども、そういう気持ちでいますので折があつた時にはそういう話をして下さいと、その水道審議委員の方にはお話はしました。今回、水道審議委員会を開く訳ですから、そのメインになるのは、今回は今減免措置をしているところのお話をするつもりでいます。その内容としましては、今だいたい2ヶ月で266千円程度減免しております。

これが6ヶ月すればこれに6を掛ける訳ですけれども、だいたい1,400千円くらいですか、そのくらいの数字になるんですが、しかしあまり急激に今までとっていなかったものをその料金を徴収するというのもいかなものだろうかと思います。口之島にしても96,700円、中之島にしても西区だけでも68千円、東区は74千円、2ヶ月ですね。それから宝島が16,300円でございます。平島が6,700円、悪石島が4,500円、このお金を突然これで20年度から徴収しますといえ、もちろん自治会の方もびっくりすると思いますので、案として今フェリーとしまの料金というのは従量制でございます。段階的な形を取っていますけれども、それをもうやはりそんだけ使用水量が多いから、上に行けば行く程もちろん金額が高くなっていく訳ですが、これを一律、温泉施設に限っては50円という話をもって行こうと思っております。例えば200リッター使おうが300リッター使おうが50円、1トンあたりですね。それに直せば口之島が96千円をだいたい28千円くらい、中之島、西区に対しては68千円がだいたい21千円、これは12月、1月の料金からはじき出したものでございますけれども、それから東区に対しては74千円が22千円、それから宝島が16千円に対してその半額の8千円くらい、というふうな形で審議員の方にはお話しして20年度の4、5月分の検針時からこういう形で徴収したいというお話をするつもりでございます。

○議長（用澤満男君）

1番、永田和彦君。

○1番（永田和彦君）

移行期間ですよ。3月24日に会議を開いて、20年度の4月、5月から徴収したいと。あまりにも住民に対しての周知ですか、そういった部分もちやんとされない、する期間も殆んどない訳ですよ。ましては先程も言いましたとおり、こういった具体的なものを、あがってきてから審議員の皆さん、はいどうですかと出されても、審議員も本当に本人も判断出来ないと思いますよ、はっきり言って。特に中之島地区においては審議員の方、いつだったですかね。1回目10月だったですかね。その後の何か会合を開いた時だったんですが、そういった関係の話が出たんですが、やはり具体的なものが住民もわからないうちに、そういう形で提案をされて、仮にそう決まったとして何をして来たんだろうとしか審議員は言われないうですよ、はっきり言って。住民の考えも何も聞かずに、そのままあなたの判断でそんなもの決められても自分達はそれは納得出来ないというのが殆んど住民の意見ですよ。そういった部分で、12月の時もそういった問題があるんだったらちゃんと投げて下さいということをおっしゃっている訳ですよ。だけどそれがなされずに、今回24日に開いて20年度の4月、5月からそういう形で徴収したいと言われても、とてもじゃないけど住民感情として納得出来ない、そういった部分についてもう少し計画的に進めて頂きたい、それでなければはっきり言って中之島においては自主的な対応策を恐らく考えるだろうと、そういうふうになるのではないかなと思っております。ですから、財政的な部分で本当に徴収をしなければならない部分はわかるんですが、それについてのもっと住民全般に対しての説明なり、そういった時間をもう少しかけて頂きたいなと、そのように思いますが。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

住民説明会とか、はっきりした金額は去年もしておりますが、村政座談会における時には既に話をしております。来年度から減免措置をすることを。また、水道審議委員の方にも今回、第2回目を開く時にそれはまた流れてしまいましたけれども、その資料等はもう一ヶ月前に送っております。全く同じ資料を。今回第二回目の24日に開く為の資料は既に送っております。それをもとにして、また叩き台というか、審議して下さいということで資料を送っております。

○議長（用澤満男君）

4番、里毅君。

○4番（里毅君）

水道関係についてちょっと触れたいと思いますが、20年度の4月から温泉施設等の調査をやるということを今ちょうど説明を聞いた訳ですけれども、これは地元と致しましてもそういうことも全然聞いておりませんし、またその役員の方を、審議員の方をたてておるんですけど何一つ我々も聞いておりません。何事も温泉のことにつきましても一言も聞いておりません。ですから、中之島には温泉施設の共同入浴が2つ、まあ3つあるんですが、1つは業者の方が使用しており

ますけれども、2つ東と西という温泉施設、天然性を持っておる訳ですよ。それで温泉というのはこれは我々と致しましても中之島のイメージと致しまして、これは一番私共は温泉を使用している訳ですよ。それで各島からの来客が来ても無償で提供している訳ですよ。この温泉というのは。この温泉というのは一日の疲れを癒してもらうという意味では、もう外来者にもずっと提供しております。その中で寄付金もその中で下さる方もおりますけれども殆んど無料でやっております。ですから、そういう温泉施設等あちらの人は大事にして部落の方もやっている訳ですから、これは徴収する、タダ入れする訳にはいかないんですけれども、一応そういう水道を決める枠においては、これは地元に説明して頂いて、そして納得して理解してもらうと、そういうことでないと執行部自体でやって頂くと本当に困ります。これは、そうとう島の人の爆発もあると思うんですよ、地元の住民も。だから、そういう話を決める前に地元に行って説明して頂いて、そして納得してもらうと、そういうふうに説明してもらいたいと思います。そういうことです。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

住民の方には先程申し上げたとおり、去年の村政座談会で話をしております。これだけの減免をされているんですよ。この減免を廃止して料金を徴収したいと話しております。住民説明会の折に。村政座談会の折に話をしております。

○議長（用澤満男君）

4番、里毅君。

○4番（里毅君）

それは住民説明会でも話をしてあるかもしれませんが、全く住民は認識はしておりませんよ。このことは。するということは聞いておりまして、この金額についてですよ。西の方で5800円でしょ。東の方で7200円という金額もあがっておりますよね。だから、そういうことについても説明して頂いて、今後こういうことになりますということをしてからこのことは開始して下さいよ。そうでなければ、地元に来た人は我々中之島は水は豊富にありますからこれは水道を自分でとって、50トンなら50トンのタンクを買ってやろうかと、そういう計画まで進んでいる訳ですよ。それが果たして保健所が認めてくれるか、そこは深く疑問される訳ですけども、それが納得が出来れば自分達は豊富に水は豊富にある訳だから、水の水源地も水道と現在の水と一緒に水源地だから、何も異常が無ければ一緒にやろうと段取りはしている訳です。だから、そういうことを説明して頂いて納得してもらうというふうにしてもらいたいです。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

中之島の方は、西区と東区、両方ありますが、それぞれだいたい70千円くらい減免措置をしております。2ヶ月で。その話もしてこの減免措置が20年の4月からなくなりますよと、だからこの70千円くらいの減免措置をしたものを徴収しますよという話は村政座談会の折にしてあります。しかし、今回は金額があまり高いものですから、こんだけの金額を急に出すと大変なことになりますので、今、従量制のところを、トンあたり50円で計算した形で徴収しますということを、今度の審議委員会の折にお話する予定でございます。

○議長（用澤満男君）

審議途中ですが、昼食の為にこれから休憩いたします。

午後は1時にお集まり下さい。

休憩

○議長（用澤満男君）

休憩以前に引き続き会議を行います。

他に質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君

○1 番（永田和彦君）

再度確認致します。その3月24日に行われる水道審議会においてリッポウあたり50円という定率の料金体系を示した上で、その段階で審議会での了承が得られれば20年度4月からそういう料金体系で移行していくということで宜しいのでしょうか。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、議員の言われた50リッポウで審議の了承得られれば、4月から料金の免除ではなくて減免という形をとる予定でいます。

○議長（用澤満男君）

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

これは、今から言うことはこの水道関係に限って事ではないのですが、先程から経済課長の説明の中で、住民には説明をしましたと、座談会の折に、という説明なんです。まあ説明会というのはやはりお互い色んな意見を出しながらどこで妥協点を見つけるかという形が本当だと思うんです。ただ方向性だけを示されて、それに対して突っ込んだ意見交換をされた記憶が私はありません。座談会の折に。そうした中で説明をしました、しましたと言われても住民は本当に納得出来ないんですよ。この話題について、徹底的に話し合いをした上で、なら仕方ないね、しょうがないねという部分で妥協点をどこかで見つけてやるんだったらわかるんですよ。それを、ただ一方的に説明をしましたと言われても住民はとてもしゃないけど納得できませんよ。これは、この問題だけでなく過去における色んな問題についても同様なことだと思います。だから、決まった後になって住民は、何でそういう一方的な押し付けみたいなやり方になってしまうのよという部分で、非常に行政に対しての不信感というのが今増えているんですよ。この問題についても、まあ、やるという部分についても理解します。やり方というか、今後の方向性についてはですね。ただこれについては、禍根が残るんじゃないかとそういうふうに思いますので、まあ今後もまた座談会等の折に恐らくこの問題についてもかなりの問題になるかと思うので、そのつもりで認識しておいて頂きたいと思います。以上です。

○議長（用澤満男君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程、村政座談会でお話したということであります。それから、村政座談会の折に温泉施設の減免もそうでございますけれども、料金改正のお話もしております。今の状態では、全然給水原価と供給源単価とアンバランスであるということで、村政座談会の折でもその金額までペーパーを渡してお話をしております。今回は、また20年度になりましたらもちろん村政座談会はあると思いますので、その折々に住民の方にも今の簡易水道事業がいかに逼迫しているかということをお話してですね。将来に渡って平成21年か22年の予定ですかね。料金改正をするということがありますので20年度、21年度、住民の方にお話して、それでもって検討していく所存でございます。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

1 番、永田和彦君。

○1 番（永田和彦君）

これは、説明の仕方というか、ちょっとそういう部分を含めてなんです。今あえて座談会ということも出ましたので、座談会のあり方というか、そういった部分も今後また考えて頂きたいなと思います。はっきり言って、限られたら時間の中でこの問題だけ取り扱う訳にはいかないのもわかります。それで、結局深いお互いの意見を出し合う時間もなくて、まあ一応やりましたよという事実だけ残されても、それではあまり意味がないと思うんですよ。だから、座談会は座談会でももちろんやって頂かなくてははいけない。だけど、こういった個別に直接住民生活にかかわってくる問題についてはですよ。やはり担当者自ら地元に出向いてちゃんと住民の皆さんと意

見を交わして、その中で方向性なり決めていって頂きたい。そのように考えております。

○副村長（用澤満男君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

1 番議員がおっしゃるその政策形成におけるその住民との会話と申しましょうか、情報交換というのは大変大事な事だと思っております。常々、議員のおっしゃっておられることもよく承知しておりまして、ただ十島村の7つの島の中でどうやってその政策形成過程の情報をどうやって住民に伝えて、それで住民と合意を得ていくかということはちょっと非常に難しいところもあるような気がします。ただ、その趣旨はよくわかりましたので、その点については努力して行った方が良くかと思っております。

○議長（用澤満男君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 2、議案第 21 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（用澤満男君）

起立「多数」です。

したがって、日程第 2、議案第 21 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件

○議長（用澤満男君）

日程第 3、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

諮問第 1 号についてご説明申し上げます。本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員が平成 20 年 3 月 31 日付けをもちまして、任期満了となる為に人権擁護委員法第 6 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。まず、住所でございますけれども十島村大字宝島 2 9 番地、氏名が松下直志、生年月日が昭和 22 年 8 月 28 日でございます。現在、この者が人権擁護委員として今活躍しておりますが、特に問題もありませんので、再度推薦をしようとするものでございますので、どうぞ一つ宜しくお願いします。

○議長（用澤満男君）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、日高通君。

○7番（日高通君）

この人権擁護委員に対しまして、本村におけるその人権擁護を求める件数等ほどの程度あったのか、その点がわかれば教えて頂きたい。

○議長（用澤満男君）

住民課長、池田清助君。

○住民課長（池田清助君）

今の人権擁護に係る事例ですけど、今のところこの松下さんが任期期間中はなかったと思います。

○議長（用澤満男君）

本件につきましては、異議ない旨答申したいと思いますがご意義ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件は、異議ない旨答申することに決定いたしました。

△日程第4 十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙の件

○議長（用澤満男君）

日程第4、十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙を行います。

○議長（用澤満男君）

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

選挙管理委員には、前田彦雄君、秋庭健二君、肥後時光君、吉岡恒男君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（用澤満男君）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました前田彦雄君、秋庭健二君、肥後時光君、吉岡恒男君。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、森崎博和君、肥後榮男君、山之上満君、松元憲治君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました森崎博和君、肥後榮男君、山之上満君、松元憲治君。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長(用澤満男君)

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、補充の順序は只今議長が指名した順序に決定致しました。

△日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(用澤満男君)

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(用澤満男君)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉会宣告

○議長(用澤満男君)

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第1回3月十島村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。